平成27年 第4回定例会

摂津市議会会議録

平成27年12月 2日 開会 平成27年12月18日 閉会

摂 津 市 議 会

○12月2日(第1日)	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席した	
議会事務局職員	-1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	-1- 2
開会の宣告	-1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	-1- 3
会議録署名議員の指名	
日程1 会期の決定	
日程2 議案第70号	-1 - 3
提案理由の説明(市長)	
採決	
日程3 認定第1号~認定第8号、議案第56号	-1- 4
委員長報告(総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、	
駅前等再開発特別委員長)	
討論(山崎雅数議員、水谷毅議員、森西正議員、市来賢太郎議員)	
採決	
日程4 議案第64号~議案第69号、議案第72号~議案第80号	-1-21
提案理由の説明(総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、	
市長公室長、都市整備部長、生活環境部長、教育総務部長)	
質疑(安藤薫議員)	
委員会付託	
日程5 報告第8号	-1-38
提案理由の説明 (市長公室長)	
採決	
日程6 報告第9号、報告第10号	-1-39
報告(土木下水道部長)	
日程7	-1-40
提案理由の説明(総務部長)	
質疑(渡辺慎吾議員、増永和起議員)	
採決	
休会の決定	
散会の宣告	-1 - 47

○12月17日(第2日)	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席した	
議会事務局職員	
議事日程、本日の会議に付した事件	2 — 2
開議の宣告	
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	
野原修議員	2- 3
上村高義議員	
水谷毅議員	2-18
村上英明議員	2-25
山崎雅数議員	2-32
藤浦雅彦議員	2-42
福住礼子議員	2-51
安藤薫議員	2-58
嶋野浩一朗議員	2-68
延会の宣告	2-75
議会事務局職員	
議事日程、本日の会議に付した事件	
開議の宣告	
会議録署名議員の指名	3 - 3
日程1 一般質問	
中川嘉彦議員	3- 3
渡辺慎吾議員	3- 6
森西正議員	3-14
東久美子議員	3-20
日程2 議案第64号~議案第69号、議案第72号~議案第80号-	3-28
委員長報告(総務・建設・文教・民生常任委員長、駅前等再開発特別]委員長)
議案第80号に対する修正案の説明(野口博議員)	
討論(福住礼子議員、増永和起議員)	
採決	
日程3 議会議案第14号~議会議案第19号	3-34
討論(山崎雅数議員)	
採決	
閉会の宣告	3-36

☆添付資料

審議日程	資料-]
議案付託表	資料-	2
一般質問要旨	資料-	9
議決結果一覧	資料-	Ę

摂 津 市 議 会 会 議 録

平成27年12月2日

(第1日)

平成27年第4回摂津市議会定例会会議録

平成27年12月 2日(水曜日) 午前 9時59分 開会 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (21名)

- 1番 上村高義
- 3 番 森 西 正
- 5番福住礼子
- 7番 村上英明
- 9番東久美子
- 11番 大澤千恵子
- 13番 弘 豊
- 15番 水谷 毅
- 17番嶋野浩一朗
- 19番 野原 修
- 21番 野口 博

- 2番 木村勝彦
- 4番中川嘉彦
- 6番藤浦雅彦
- 8番 三 好 義 治
- 10番 渡辺慎吾
- 12番 増永和起
- 14番 山崎雅数
- 16番 南野直司
- 18番 市 来 賢太郎
- 20番 安藤 薫

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 Щ 正 市長公室長 乾 富 治 生活環境部長 登 阪 弘 保健福祉部長 堤 守 都市整備部長 吉 和 生 田 教育委員会

教育委員会 宮部善隆

山

本

和

憲

水 道 部 長 渡 辺 勝 彦 会 計 管 理 者 牛 渡 長 子

教 育 長 箸尾谷 知 也 総 務 部 長 杉 本 彦 正 野 生活環境部理事 北 人 士 保健福祉部理事 島 田 治 土木下水道部長 繁 Щ 教育委員会 前 馬 晋 策 次世代育成部長

監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長

消 防 長 樋 上 繁 昭

久

П

和

1 出席した議会事務局職員

教育総務部長

生涯学習部長

事務局長藤井智哉

事務局次長橋本英樹

1	議	事	日 程		
	1,				会期決定の件
	2,	議	案 第	70号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
	3,	認	定 第	1号	平成26度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
		認	定 第	2号	平成26年度摂津市水道事業会計決算認定の件
		認	定 第	3号	平成26年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
		認	定第	5号	平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の 件
		認	定 第	7号	平成26年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
		認	定第	8号	平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の 件
		認	定 第	4号	平成26年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
		認	定第	6号	平成26年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
		議	案 第	56号	平成26年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件
	4,	議	案 第	6 4 号	平成27年度摂津市一般会計補正予算(第3号)
		議	案 第	6 5 号	平成27年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)
		議	案 第	6 6 号	平成27年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
		議	案 第	6 7 号	平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
		議	案 第	6 8 号	平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
		議	案 第	6 9 号	平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
		議	案 第	72号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大 阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件
		議	案 第	73号	摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例制定の件
		議	案 第	7 4 号	摂津市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例 に関する条例制定の件
		議	案 第	75号	摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例制定の件
		議	案 第	7 6 号	摂津市事務分掌条例及び摂津市水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	77号	摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	78号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案第	79号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	80号	摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 制定の件
	5,	報	告 第	8号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及 び摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例専決 処分報告の件
	6,	報	告第	9号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件
		報	告第	10号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件
	7,	議	案 第	7 1 号	工事請負契約変更の件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程7まで (午前9時59分 開会)

○南野直司議長 ただいまから平成27年第4回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成27年第4回摂津市議会定例 会を招集させていただきましたところ、議 員の皆さんには公私何かとお忙しい中、ご 参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件であり ますが、報告案件といたしまして、議会の 議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例及び摂津市消防団員等公務災 害補償条例の一部を改正する条例専決処分 報告の件ほか2件、予算案件といたしまし て、平成27年度摂津市一般会計補正予算 (第3号) ほか5件、人事案件といたしま して、固定資産評価審査委員会委員の選任 について同意を求める件、その他案件とい たしまして、工事請負契約変更の件ほか1 件、条例案件といたしまして、摂津市行政 手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例制定の件ほか7件、合計20件のご審 議をお願いいたすものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご 可決賜りますようお願いを申し上げます。 簡単でございますが、開会に当たりまし てのご挨拶といたします。

○南野直司議長 挨拶が終わり、本日の会議 を開きます。

本日の会議録署名議員は、山崎議員及び 水谷議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。 お諮りします。 この定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

日程2、議案第70号を議題とします。 提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第70号、固定資産評価審 査委員会委員の選任について同意を求める 件につきまして、提案理由のご説明を申し 上げます。

本件につきましては、平成27年12月19日付で岩田敏江氏が任期満了となることに伴いまして、引き続き岩田敏江氏を摂津市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、履歴書を議案参考資料の1、2ページに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、提案理由の説明と させていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入り ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略する ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第70号を採決します。

本件について、同意することに異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本件は同 意されました。

日程3、認定第1号など9件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから総 務常任委員会の審査報告を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に 付託されました認定第1号、平成26年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管 分及び認定第4号、平成26年度摂津市財 産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件、 以上2件について、10月16日及び20 日の両日にわたり、委員全員出席のもとに 委員会を開催し、審査しました結果、認定 第1号所管分については賛成少数をもって 不認定すべきもの、認定第4号については 全員賛成をもって認定すべきものと決定し ましたので、報告します。

○南野直司議長 建設常任委員長。

(野原修建設常任委員長 登壇)

○野原修建設常任委員長 ただいまから建設 常任委員会の審査報告を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に 付託されました認定第1号、平成26年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管 分、認定第2号、平成26年度摂津市水道 事業会計決算認定の件、認定第5号、平成 26年度摂津市公共下水道事業特別会計歳 入歳出決算認定の件及び議案第56号、平 成26年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件、以上4件について、10月15日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分、認定第2号及び認定第5号につきましては賛成多数をもって認定すべきもの、議案第56号につきましては全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長 文教常任委員長。

(安藤薫文教常任委員長 登壇)

○安藤薫文教常任委員長 ただいまから文教 常任委員会の審査報告を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成26年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管 分について、10月16日及び20日の両 日にわたり、委員全員出席のもとに委員会 を開催し、審査しました結果、賛成多数を もって認定すべきものと決定いたしました ので、報告いたします。

○南野直司議長 民生常任委員長。

(上村高義民生常任委員長 登壇)

○上村高義民生常任委員長 ただいまから民 生常任委員会の審査報告を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成26年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第3号、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第6号、平成26年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第7号、平成26年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第8号、平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第8号、平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上5件について、10月15日及び19日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定 第1号所管分、認定第3号、認定第7号及 び認定第8号については賛成多数、認定第 6号については全員賛成をもって認定すべ きものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長 議会運営委員長。

(藤浦雅彦議会運営委員長 登壇)

○藤浦雅彦議会運営委員長 ただいまから議 会運営委員会の審査報告を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成26年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管 分について、11月27日、委員全員出席 のもとに委員会を開催し、審査しました結 果、賛成多数をもって認定すべきものと決 定しましたので、報告いたします。

- ○南野直司議長 駅前等再開発特別委員長。 (木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇)
- ○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 ただい まから駅前等再開発特別委員会の審査報告 を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成26年度 摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管 分について、10月21日、委員全員出席 のもとに委員会を開催し、審査しました結 果、賛成多数をもって認定すべきものと決 定しましたので、報告いたします。

○南野直司議長 委員長の報告が終わり、質 疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。山崎 議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 日本共産党議員団を代表いたしまして、認定第1号、認定第2号、認

定第3号、認定第5号、認定第7号及び認 定第8号に対して一括して反対討論を行い ます。

2014年度は、消費税8%への増税、 社会保障改悪により10兆円もの国民負担 増が押しつけられました。内閣府が発表し たこの7月から9月の国民所得統計では、 国民総生産、GDPは2期連続でマイナス となり、2014年度全体の0.9%マイ ナスに続き、2015年度、今年も0. 8%減になるとのことで、この落ち込みは 深刻で、アベノミクスの破綻がきわまって おります。

安倍政権の経済政策の特徴は、金融緩和 や財政出動など3本の矢で円安を進め、株 価を上げれば企業の利益が増え、回り回っ て国民の収入や消費が増えるというもので す。円安や株価上昇は進み、大企業中心に 企業の利益は記録的な水準に積み上がって いますが、そのほとんどが内部留保に回っ て、2014年度末でその額は何と354 兆円になっています。その一方で勤労者の 収入や消費は増えていません。有効求人倍 率の上昇など、雇用は増え始めたといって も、大半は賃金の安い非正規の労働者で、 正社員の雇用の増加には至っておりません。

先ごろ、経済協力開発機構、OECDは、 再来年4月から安倍政権が消費税をさらに 2%上げようとしていることに対して、日本経済は消費税増税によってさらに成長が 鈍化すると警告しました。消費税増税の中 止がいよいよ重要です。

こうした事態に危機感を抱いた安倍政権 が掲げたのが地方創生「ローカル・アベノ ミクス」です。来年度に向けて、新たに地 方創生の推進のための新型交付金1,08 0億円、まち・ひと・しごと創生事業、地 方財政計画1兆円、総合戦略等を踏まえた 個別政策で7,763億円というメニューが示されています。これから本市の総合戦略、人口ビジョン、総合計画改訂版の策定、第5次行革のロードマップ、職員定数見直しなどの行政課題の基本点についての計画をまとめようとしておりますが、国全体のこうした大きな動きの中で、それに流されず、本市が市民のために地方自治体としての役割を果たすという立場で取り組まれることをまず求めます。

それでは、市政運営の基本的な問題について、3点申し上げます。

一つは、2014年度の財政運営と市民 負担増、暮らしの関係についてです。

消費税8%増税に加えて、6年ぶりに市の公共料金が値上げをされ、制度の廃止・縮小と併せて、総額で2億8,000万円余りの市民負担増が押しつけられました。その中には、老人医療費助成制度の廃止によって、65歳から69歳の非課税世帯23人と、身体障害者手帳3、4級の方と65歳以上の被爆者健康手帳所持者444人をこの制度の対象外にするという内容も含まれています。

決算では、当初18億円の基金を取り崩す予定でありましたが、それを戻して、逆に基金を5億円積み増しし、当初時点では年度末約40億円の基金残高になる予測を立てましたが、結果、72億円にと大幅に増加をしています。この17年間で摂津市の働く人の年間所得金額は74万円も減少している中で、とことん市民の暮らしを守り支えていく立場に立つことを求めます。

なお、市内大企業については、引き続き 8社が法人市民税の所得割がゼロであると いうことをつけ加えておきます。

二つ目に、今回の第5次行革の内容では 厳しい市民生活を守ることはできない、根 本的に見直しをすべきだという問題です。

この間の議論でも指摘をしましたが、今回の第5次行革と中期財政見通しの数字では、より市民や市職員に負担と犠牲を押しつけ、結果、自治体としての役割、責任の後退への道を歩むことになるのではないでしょうか。

本市では、1998年度から第1次行革 が開始をされました。そして、2012年 度までの15年間、財政効果額は総額16 1億9,000万円と説明をしています。 今回の2014年度決算をもとにした20 25年度、平成37年度までの中期財政見 通しでは、2023年度、平成35年度に 赤字が48億円増え、いわゆるレッドカー ド、財政再生団体になるとの数字でありま す。もし、この平成35年度をイエローカ ードである早期健全化団体で押しとどめる としたら、赤字額を約23億円に抑え込ま なければなりません。そうするには、来年 度から平成35年度までの8年間で166 億円の財政効果額をつくり出さなくてはな らないということになります。つまり、平 成35年度に早期健全化団体にならないた めには、この15年間の財政効果額を超え る166億円の経費削減を実行しなければ ならないことになり、大変な負担と犠牲を 押しつけることになります。改めて、市民 の暮らしを守り、全体の奉仕者として市の 職員が誇りを持って仕事ができる環境づく りへ根本的見直しを行うべきです。

三つ目に、指定管理者制度の全面的導入です。

2014年度に、二つの図書施設を除く 40の公共施設について、指定管理者制度 が導入をされました。私どもは、導入の際、 民間事業者だからとか、公募に切りかえた から全て反対という立場ではなく、施設の 課題や性格も踏まえて、目的としてあげら れている市民サービスの向上や経費削減と 同時に、働く人の条件がどう変わるのか、 選定にかかわって、選定委員会のあり方や、 選考の公平性、透明性が図られているのか、 市民への説明責任が果たされているのか 等々指摘をしてきました。そして、関係条 例制定のとき、選定委員会の実態を示し、 市としてこの問題に取り組む姿勢を正して きました。そして1年がたちました。条例 では、年度終了後60日以内に指定管理者 は事業報告を市長に提出しなければならな いとあり、そして、市としてのモニタリン グ評価を実施し、改善を求めていくとして います。しかし、今回の決算審査にその評 価書が間に合わない事態となったわけであ ります。改めて責任を持って対応されるこ とを求めておきます。

第2に、市民参加のまちづくりについて、 5点申し上げます。

一つは、二つの小学校跡地についてです。 今年3月に、旧味舌・三宅小学校跡地に ついては売却を基本とした報告書がまとめ られました。この間、地域のコミュニティ の拠点として利用をされ、また、災害時の 避難地としても重要な場所であり、売却せ ずに存続し、活用を図るべきです。そのた めに、情報公開し、各種団体やPTA、地 域住民とともに協議の場を設置し、検討す ることを求めます。

二つ目に、災害防災対策についてです。 昨年度末に摂津市の地域防災計画の見直 し修正がまとまりました。中心点は、地域 防災力の向上、防災教育の推進、庁内防災 体制の強化の3点です。この具体的な取り 組みが始まっておりますが、教育現場に対 する押しつけにならないように進めること、 短期間で各地域の防災計画、防災マップ作 成の作業が推進されるようにすること、民間住宅の耐震化促進への取り組み、市職員の体制問題、この間、各地域の取り組みで紹介しました市独自の防災まちづくり学校の開催など、担当課の体制の充実を図り、積極的に取り組まれることを求めます。

三つ目は、交通政策についてです。

バスによる利便性の向上は、地域の高齢 化が進んでいる中で、生活の豊かさに直結 する問題です。市内巡回バスや公共施設循 環バスなどの改善と併せて、民間の事業者 の協力は欠かせないもので、市としてやれ ることの追求は引き続く課題として求めて おきます。

身近な生活道路の安全対策についても、 さらなる改善と、とりわけ都市計画決定から外された府道の問題など、関係機関に働きかけて対策を進めていくよう引き続き求めるものです。

四つ目に、吹田操車場跡地における新たなまちづくりについてです。

市民の健康増進に寄与するようなソフト 面での動きは評価をしておりますが、一方 で、いまだに全体像が明かされない国家戦 略特区にかかわって、引き続き注視が必要 です。適切な市民への情報提供を進めるこ と、健都イノベーションパークでは、国際 戦略総合特区による規制緩和を広げること を地域振興の柱にという動きもありますが、 労働特区など、働く人の使い捨てを容易に することで大企業を呼び込もうという規制 緩和は、不安定雇用と低賃金を広げ、地域 経済の地盤沈下を加速させます。また、医 療特区で混合診療の解禁や富裕層目当ての 医療の本格化が進めば、医療を大企業の新 たなもうけ口とするために市民の命と健康 を犠牲にしていくことにもつながります。 国の動きへ右へ倣えではなく、あくまで市

民本位のまちづくりという立場を堅持する ことを求めます。

五つ目に、別府コミュニティセンターに ついてです。

今回、駐車場、駐輪場の増設や貯水槽の 新設、それに伴う売却予定地の減少など、 地域の声を反映した改定案が出されたこと は評価するものです。地域の願いは、土地 は全て売却することなく活用してほしいと いうものです。公民館機能をいかに引き継 ぐかということと併せて、さらなる協議を 続けていくよう求めます。また、政策立案 段階からの市民参加、情報公開が事業のス ムーズな展開にもつながるわけであり、今 後のまちづくりに政策立案段階からの市民 参加をより徹底するよう求めておきます。

第3に、暮らしと営業を守るまちづくり について5点申し上げます。

一つは、国民健康保険料についてです。

国民健康保険料は、2014年度、約9, 000万円の値上げをしました。国が法定 軽減の枠を広げたにもかかわらず、摂津市 の値上げによって新たな軽減世帯の中でも 保険料が引き上がりました。所得200万 円、両親40歳代、子ども2人の世帯は、 吹田市では年間約2万6,000円の値下 げなのに、摂津市では約1万円の値上げで す。法定軽減のかからない所得250万円 の世帯では約6万円の値上げになりました。 市民に大きな負担を強いながら、国民健康 保険特別会計は単年度で約3億円の黒字と なり、累積赤字を約4億円から約1億円へ と一挙に減らしました。市は今まで累積赤 字の解消のための値上げはしないと言って きましたが、今回の値上げは、する必要の なかった値上げ、まさに累積赤字解消のた めの値上げと言わざるを得ません。現在、 国民健康保険料の値下げは各地で行われて

います。黒字分を市民の保険料引き下げに回すことを強く求めます。

二つ目に、介護保険についてです。

2014年度は介護保険第5期の最後の年でした。第5期当初8,000万円まで積み上がっていた基金を全て取り崩して保険料引き下げに使うと言っていましたが、第5期末の基金は約1億6,000万円に倍増していました。介護保険料の取り過ぎだと言わねばなりません。地域密着型の施設が整わず、計画倒れになりました。計画の実現にしっかり取り組むことが必要です。今後は、さらに介護の需要が高まります。現行以上のサービスの提供と保険料の引き下げ、市独自の保険料、利用料の減免制度の創設を求めます。

三つ目に、生活保護についてです。

2013年8月から3年間、生活保護扶助基準の切り下げが行われ、保護世帯の生活を圧迫しています。特に、子育て世代など多人数世帯に影響が大きく出ています。 扶助基準の引き下げは、保護世帯の生活を困窮させるだけでなく、今まで保護を受けられていた世帯を生活保護から排除するもので、全国でも訴訟も起きています。国に対して基準をもとに戻すよう求めることを要望します。また、今年7月から住宅家賃の扶助基準も大きく削減された問題で、これは、人権尊重、実情に寄り添った対応を行うことも求めます。

四つ目に、市内中小企業支援と大企業の 社会的役割についてです。

大企業は膨大な利益を上げ、内部留保を ため込む一方、中小企業、小規模事業者は 経営難に苦しんでいます。摂津市の企業立 地奨励金は産業の振興及び経済の活性化を 目的としていますが、交付額の約5,80 0万円のうち約60%は大企業6社への交 付です。奨励金を受けている企業の市内中小・小規模事業所への下請発注も調査できていない状態です。産業振興にどう寄与しているのか調査を行い、必要な見直しをかけるべきです。融資制度の改善や住宅店舗リフォーム助成制度の創設、工場の家賃補助など、中・小規模事業者を直接支援する施策を求めます。

五つ目に、南千里丘モデルルーム跡の整 備についてです。

建物3階を商工会と摂津市産業振興課で 活用しています。摂津市は整備費負担金と いう形で約5,100万円を支出していま すが、建物も土地も摂津市のものであり、 本来、市が責任を持つべき工事を、借りる 側の商工会に発注させて、入札も行わなか ったことは問題です。また、負担金の額が 妥当であったのかもすぐには回答できない 状態でした。商工会の家賃は月約8万3, 000円と安く、共益費は無料です。 摂津 市は施設管理事業委託料として約700万 円以上を支出しているにもかかわらず、共 益費が無料だとはどういうことでしょうか。 商工会所有の土地、建物は、移転後も非課 税であり、これも理解しがたいものです。 商工会は、摂津市の産業振興に寄与する団 体として補助金などの支援は既に受けてお り、こうした不透明な上積みの支援に市民 の納得は得られないのではないでしょうか。 摂津市は、第5次行革で、市民の支払う全 ての使用料、手数料の見直しや、被爆者二 世の医療費と単独扶助費の削減を計画して いますが、こういった不透明な支出につい てこそ見直しを行うべきではないでしょう か。

第4に、子育て教育の施策について4点 申し上げます。

その一つは、待機児童の解消についてで

す。

2014年度は、認可保育所の新増設により140名の定員増が図られました。待機児童は、安威川以北、ゼロ歳から2歳児の低年齢児を中心に多数残されています。 待機児童解消は、認可保育所や小規模保育所A型の新増設によって対応することを求めておきます。

二つ目に、子育てへの経済的支援についてです。

子どもの貧困が大きな社会問題になって いる中、経済的支援は子育て支援の大きな 柱です。就学援助金制度は、2012年度、 2013年度の認定基準の引き下げが行わ れてきたため、2014年度に消費税増税 に伴う支給額のアップがあっても、201 1年度と比べ、扶助費は約2,400万円 減、受給する児童・生徒は750人も減ら されています。給食費の月額500円値上 げにより就学援助金を受けられなくなった 世帯には二重の負担増です。子どもの医療 費助成は9月から小学校卒業まで拡大され ましたが、多くの保護者が望んだ中学校卒 業までの拡大が先送りとなりました。年齢 拡大された小学生には所得制限が導入され、 申告漏れや所得超過などにより約300人 強の児童が制度から排除をされました。今 議会に、2016年度4月より所得制限を なくし、中学校卒業まで拡大する条例が出 されたことは、子育て支援を切れ目なく充 実してほしいという保護者、市民の強い願 いが実ったものです。

三つ目に、学校給食についてです。

小学校給食では、摂津小学校において、 市内4校目となる調理業務等の民間委託が 始まりました。給食の公的責任の後退であ り、改めて直営給食へ方針転換を求めます。 栄養教諭が2校に1人の配置であり、指 導・調整が求められる民間委託の学校に栄養教諭が配置されていないことは問題で、改善を求めます。また、少ない栄養教諭体制のもと、多忙な新年度当初に新しい業者の委託をスタートすると、学校現場、保護者、栄養教諭間の綿密な打ち合わせを困難にし、アレルギー対応など事故を誘発する危険性が生じます。委託の導入、契約更新時期をせめて2学期からにするなど、安心・安全の給食のための改善を求めます。

中学校給食は、2015年6月にデリバリー方式選択給食の実施に向けて、配膳室の設置工事、予約システムや調理運搬業務の委託業者選定が行われました。デリバリー選択給食は、先行市での問題点が明瞭になっており、その対策を何度も求めてきましたが、放置したまま準備が進められました。現段階での喫食率わずか6.5%は、こうした改善を怠ったままスタートさせたことも原因の一つだと言わなければなりません。

四つ目に、教職員不足の問題です。

2014年度、産休や病気休暇の代替が 2週間以上未配置になったのは17人、そ のうち2人は最後まで配置ができませんで した。全国的な教員不足、さらに低賃金、 管理と強制で人が集まりにくい大阪の先生 方の現状のもと、代替者の配置に最大限の 努力をされていることは理解していますが、 事務や研修で、児童・生徒と向き合う時間 や教員同士の連携、相談の時間さえ十分に とれないような状況の上、人手不足が常態 化する現状は問題です。教職員の増員を強 く求めます。

そして、もう1点、JR東海道新幹線鳥 飼車両基地の井戸掘削地下水汲み上げ問題 で、JR東海に対し訴訟を起こしたことは、 住民の暮らしと地域の環境を守る地方自治 体として当然の態度であり、全面的に支持します。市民の不安、反対の声を無視し、環境保全条例を踏みにじるJR東海の横暴、身勝手な振る舞いを正す社会的意義のある裁判に引き続き力を尽くしていただくことを求めます。

最後に、国政では、第2次安倍政権が今年9月に安全保障関連法、戦争法を強行成立させ、憲法を踏みにじり、憲法より政権を上に置く民主主義を壊す暴挙が続いています。今年は戦後・被爆70年です。改めて、憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を行っている摂津市として、民主主義と地方自治を守るという観点からも声を上げることを強く要望し、討論を終わります。

○南野直司議長 水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、公明党議員団を代表いたしまして、市長が提案されました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第5号、認定第7号及び認定第8号について、賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

平成26年度は、「住みたいまち、住み続けたいまち」をつくるため、子育で環境をテーマに位置付け、子育て・子育ちにかかわる取り組みを強化されました。また、森山市政10年目の年であり、この間、財政危機など厳しい局面が続く中、時勢を捉え、旬を逃さず、南千里丘のまちづくりに続き、阪急京都線連続立体交差事業などの難しい事業にも取り組んでこられました。一方で、極端な少子・高齢化のもと、第5次行政改革の実施計画を策定し、市民福祉の増進を図り、持続可能な行政運営を行い、将来につながる取り組みに取り組んでこられました。

これらのことに対しまして、総合的な観

点から評価いたしたいと思います。

まずは、一般会計について、実質収支は 約2億8,700万円の累積黒字で、前年 より約4億円の減少となりましたが、これ は、第3回定例議会において、交付団体に なったことによる交付税増額分と臨時財政 対策債の合計約14億2,500万円及び 平成25年度決算による繰越金約6億8, 600万円を基金に繰り戻し、また、新た に約5億円を積み増したことによるもので す。できるだけ基金を温存して、後年度の 財政運営に備える方針のもと、結果として 主要基金を平成26年度末で約71億7, 500万円、平成25年度末より約5億2, 700万円増額することになりました。ま た、一般会計地方債残高は約235億9, 800万円で、ピークの平成10年度末4 46億円の半分強、前年より約9億4,0 00万円減となりました。基金を増額し、 財政の弾力的運用がより強化されたことに 対して高く評価いたしますが、臨時財政対 策債などの臨時的な収入で収支均衡を図っ ている現状が続いており、今後の高齢者人 口の増加に伴う社会保障関連経費、老朽化 した公共施設等の更新経費の増、新たな行 政サービスへの対応を行いつつ、財政健全 化を図ることが必要であることを申し添え させていただきます。

続いて、個々の政策について。

まずは、子育て支援施策についてでござ います。

平成26年度は子育て環境をテーマとされていますが、4月から妊婦健診助成額を6万円から12万円に引き上げたことや、9月より子ども医療費助成制度の通院部分が従来の小学校就学前までを小学6年生までに引き上げられました。

公明党は、平成26年6月に、子ども医

療費助成制度の拡充を求める意見書を森山 市長に提出し、予算化の取り組みを続けて まいりました。本定例会においても、明年 4月1日から通院部分を中学3年生までに 引き上げることと、所得制限の撤廃のため の条例案が上程されています。このことに ついては大変高く評価いたします。

また、保育所待機児童対策として、正雀 愛育園及びつるのひまわり保育園で10名 ずつの定員増、南千里丘のマンションモデ ルルーム跡施設を改修し、平成27年夏、 90名定員で開設、さらに、鳥飼さつき園 と摂津さつき保育園の建て替えで、平成2 7年度より10名ずつ定員増加、無認可保 育所を建て替えの上、30名の認可保育所 にするなど、相当数の定員増が図られまし た。これら一連の取り組みに対して高く評 価をいたします。

しかし、南千里丘のマンション群の関連で、保育所待機児童問題はまだまだ解決できておりません。これからも待機児童対策の強化及び人口の減少を食いとめるための魅力ある子育て政策の展開を要望いたします。

次に、健康づくり施策について申し上げます。

平成26年3月15日に「まちごとフィットネス!へルシータウンせっつ」事業の第1弾として「うきうき歴史街道別府・一津屋コース」、同年11月22日には「うきうき街道川と花新在家・鳥飼コース」がオープンいたしました。また、平成27年度には千里丘コースが開設予定となっております。また、平成26年度では、ストックを使うノルディックウオーキング講座の開講、そして、保健センターの健康増進ルームの空き時間を使い、トワイライトエクササイズを開講、その他、健康づくり自主

グループのさらなる支援に加え、平成27 年度より健康マイレージを実施されました。 こうした一連の健康施策を大変高く評価い たします。

現在、北大阪健康医療都市を中心とした 健康・医療のまちづくり会議が進められて おりますが、市民がどこよりも健康寿命を 延ばせる計画として実現できますよう、こ れからも先進的かつ大胆な健康施策の展開 をお願いし、要望といたします。

次に、災害に強いまちづくりについて申 し上げます。

群馬大学の片田教授を引き続き防災アドバイザーとして、摂津市地域防災計画改定を進められ、全国的にも珍しい女性だけの専門委員会を設置され、女性の視点を盛り込むための取り組みを実施されました。また、平成26年度では、片田教授のアドバイスのもと、自主防災リーダーや教職員の意識のさらなる向上、防災教育、地域での防災マップづくりも始まりました。災害に強い摂津市を目指し、一歩一歩着実に取り組みを重ねておられ、高く評価をいたします。

今後は、自主防災会のさらなる強化のためには、防災リーダーを養成することが必要であり、避難所の運営マニュアルを自主防災会とともに作成することや、女性の役割の強化など、課題が山積しております。さらなる災害に強い摂津市を目指して今後も取り組んでいただけるよう要望といたします。

次に、まちづくりについて申し上げます。 吹田操車場跡地まちづくりについては、 順調に工事が実施され、明年春のまちびら きが予定されており、国立循環器病研究セ ンターを中心として、健都として今後戦略 的なまちづくりを進められていることにつ いて高く評価をいたします。

また、関連して、クリーンセンター、正 雀下水処理場の解体撤去で更地になりまし たが、摂津市史にも紹介されております、 昭和37年に端を発する正雀終末汚水処理 問題の実質的決着がつき、今後、イノベー ションパークとして整備され、課題の多か った施設から世界にはばたく最先端医療研 究都市に生まれ変わるという快挙となりま した。この処理場の廃止については、森山 市長が先頭になって進めていただき、実現 いたしました。大変感謝申し上げますとと もに、ぜひともその後の談話を摂津市史に 加筆していただきますよう要望いたします。

阪急京都線連続立体交差事業の推進については、平成28年度に都市計画決定を目指し、粛々と推進されていることを評価いたします。今後も、沿道地域の課題や問題点を的確に集約いただき、協働による特徴のある連立事業として進めていただくよう要望いたします。

千里丘西地区再開発に向けた取り組みについては、再開発準備組合が主体になり、 国の補助を受け、街区整備計画案の作成を市として支援されます。最後に残された夢を形にするとの思いで粘り強く取り組まれていることを高く評価いたします。いよいよ最終判断の段階が近付いておりますが、最後まで諦めずに、再開発事業計画が実現に至りますよう、今後も最大限の努力をお願いし、要望といたします。

次に、教育関係について申し上げます。 教育施設は、平成27年度に耐震化率100%達成を目指し、多額の予算を投じて 耐震工事を実施されました。学校の耐震100%達成は公明党として早くから要望し てきたことであり、大変高く評価するもの であります。 また、中学校給食は、平成27年度から デリバリー選択方式実施に向けた取り組み に対して評価いたします。実際に平成27 年6月より実施されましたが、喫食率向上 の取り組みやアレルギー対策の充実、そし て保護者向け試食会の開催など、さまざま な課題の解決に向けてのさらなるご努力を 要望し、賛成理由といたします。

次に、生涯学習について申し上げます。 千里丘公民館の耐震補強及びエレベータ 一の設置、集会施設と図書施設の増築の実 施計画が行われ、現在工事に至っているこ とを高く評価いたします。

次に、交通安全、交通バリアフリーについて申し上げます。

JR千里丘駅西口エレベーター設置工事 も、昨年の年の瀬、12月27日に供用が 開始され、多くの方に喜ばれており、高く 評価いたします。また、現在、自由通路の 24時間開放も交渉中であると思いますが、 ここは上部の鉄骨のペンキがめくれ剥がれ ており、とても心寂しい思いをされている 市民の声も聞いておりますので、早期決着 と改修をお願いし、要望といたします。

次に、生活支援について申し上げます。

プレミアム付きセッピィ商品券の発売につきましては第6弾となりますが、26年度は、発行部数が前年の半分の5,000セットになる中、各商店街とも、100円商店街やガラポン抽選会、セッピィお年玉など、独自の取り組みの実施以外に商店街での販売も実施され、商店街等地域活性化の大きな力となりました。また、小売店に相当額の利用があり、大成功であったと評価をいたします。

平成26年度は、国の後押しもあり、市内でワンセット1万円で1万5,000セットの発行となりました。プレミアム付き

セッピィ商品券の発売は公明党として要望 し続けてまいりましたが、今後は、セッピ ィ商品券の新しい工夫で継続し、商業活性 化策の展開を要望いたします。

次に、水道事業会計、公共下水道特別会計につきましては、需要減の中、計画的な運営で黒字決算となりましたことを評価いたします。

国民健康保険特別会計につきまして、社会保障費である国民健康保険の医療費が年々増加し、平成25年度時点で約4億670万円の赤字、単年度でも2,800万円の赤字があり、また、平成30年度より運営主体が大阪府に移行することから、健全化することが喫緊の課題となり、平成26年度で平均6.9%保険料が上げられました。結果、平成26年度単年度で約3億800万円の黒字となり、累積赤字は約9,870万円に圧縮されました。こうした取り組みには一定評価するところです。これからも先をよく見通した運営をお願いいたします。

最後に、森山市長におかれましては、平 成26年度が森山市政10年目となり、こ の間、難問の山積する市政の運営と改革に 市長として全力で取り組んでこられました。 そして、明年は、摂津市制施行50周年の 佳節を迎えるとともに、任期最終年となり ます。これからも、さらに夢のあるまちづ くりを目指し、住んでよかったと誇りを持 てる、魅力あふれる強靱な摂津市の構築に ご尽力いただきますようお願い申し上げ、 公明党議員団を代表しての賛成討論を終わ ります。

○南野直司議長 森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 認定第1号について反対討論 を行います。

平成26年度決算は2億8,738万円 の実質収支の黒字となりましたが、法人市 民税が約4億9,000万円の増収となっ たものの、市税収入全体では前年度より約 3億3,600万円減少するなど、歳入総 額は前年度と比較し減少しました。財政の 弾力を示す経常収支比率は99.7%と、 前年度から1.0ポイント悪化しました。 また、赤字地方債である臨時財政対策債発 行額を除いて算出すると105.5%とな り、人件費、扶助費、公債費といった経常 経費を市税などの毎年経常的に収入される 財源で賄い切れない状態であることを示し ています。財政力指数過去3か年の平均は 0.983で、前年度に比べ0.008ポ イント悪化し、2年連続で1を下回り、財 政が弱まっていることを示しています。介 護報酬が引き下げられましたが、これは、 1施設当たり特別養護老人ホームの剰余金 が全国平均で約3億円あるということがマ スコミで報道されましたが、それも原因の 一つであります。

このような厳しい財政状況の中、全国的 な特別養護老人ホームの剰余金が多額であ るという中、市立せっつ桜苑の建物が無償 譲渡されました。せっつ桜苑は、平成9年 に公設民営としてオープンし、土地4億4, 133万円、建物15億277万円、合計 19億4,410万円で摂津市が整備しま した。19億4,410万円の内訳は、国 の補助金が3億9,164万円、大阪府の 補助金が2億2,403万円、合わせて6 億1,567万円、起債が13億2,68 0万円、一般財源が162万円でありまし た。平成9年から平成25年までの間、市 が返済した借入利息は2億9,491万円 でありました。建物等は無償譲渡、土地は 平成25年度の路線価1平米当たり13万

円、敷地面積2,996.28平米の鑑定価格3億2,452万円を最低価格とし、有償譲渡という内容で募集要項が市内4法人に配付され、社会福祉法人成光苑へ3億8,000万円で売却が決定いたしました。

しかしながら、選考のスケジュールが1 週間で、他の法人が理事会を開催すること ができず、参加しにくいスケジュールであ りました。他の社会福祉法人は、特別養護 老人ホームや老人保健施設を建設するとき に、補助金と借入金や自己資金で整備して おります。せつつ桜苑は、借入資金は摂津 市が出し、建物の整備を費やしていないこ とは不公平であります。市内には、老人介 護施設、保育所、障害者施設など福祉施設 がほかにも多くあります。なぜ、せつつ桜 苑の建物だけ費用負担して、他の福祉施設 の建物に費用負担せず、公平であると言え るのか。せつつ桜苑の民営化の方法・考え であれば、市内にある他の社会福祉法人等 も、土地についてはおのおの法人が自己資 金で購入、そして、建物についてはせっつ 桜苑同様に市が負担するべきではないのか、 それが公平であります。募集要項を市内4 法人に同じく配付をしたから、入札をした から公平だと言っているだけであって、市 内の施設に対する費用の負担を同じにする ということが本当の公平であります。

今まで建物整備に費やした費用相当分の 賃借料をいただいておるのであれば、私は 無償譲渡も理解できますし、建物の耐用年 数が過ぎていて減価償却の残存価格がない 建物であれば無償譲渡も理解できます。し かし、建物の減価償却残存価格は、定率法 で算出すると3億9,000万円あり、固 定資産での評価は3億5,400万円ある という認識をしながら、なぜ無償譲渡なの か理解できません。本来、減価償却の残存 価格もしくは固定資産の評価でもって取引 をするというのが一般であります。

また、補助金の返還に関しましては、有 償譲渡での補助金の返還金額を算出してお らず、無償譲渡での補助金返金が生じない 場合と有償譲渡で補助金を返還する場合の 比較をしてなくて、無償譲渡のほうが市に とってメリットがあるという根拠が理解で きません。

財産の無償譲渡が条例改正された平成2 5年度は、市税収入が9,100万円減少 し、臨時財政対策債を除いて算出した経常 収支比率は104.2%と厳しい財政状況 でありました。そして、よく市長はいいと 1本、1円たりとも無駄遣いをしないと 1本、1円たりとも無駄遣いをの皆されておられます。市民の働いております。 域していただいております。 横していただいております。 が立たが発金、今まで多く投入されたの大切な税金、今まで多く投入された 現から考えますと、今まで多く投入された 税金を1円でも多く歳入確保の努力をする よいたが市の責務であり、市の姿勢であります。

市は、財政の厳しい中、3億5,000 万円以上の建物の評価のあるせつつ桜苑の 無償譲渡により、収入確保せず、その資金 を原資として他の施策に反映することを怠 りました。よって、認定第1号に対する反 対討論といたします。

○南野直司議長 市来議員。

(市来賢太郎議員 登壇)

○市来賢太郎議員 おはようございます。

それでは、自民党・市民の会議員団を代表いたしまして、認定第1号から認定第8号までの平成26年度の各会計決算について、賛成の立場から討論を行います。

まず、平成26年度の日本経済でありま

すが、消費税率引き上げや輸入物価の上昇 等の影響も受けながらも、総じて、大胆な 金融政策、機動的な財政政策、民間投資を 喚起する成長戦略の3本の矢から成る経済 政策が徐々に実を結び、企業活動や雇用を 含む幅広い分野で良好な経済指標が見られ るようになりました。このように、景気は 目に見える形で改善し、緩やかな回復基調 が続いています。

また、直近の社会経済状況につきましては、去る11月25日に内閣府が発表した月例経済報告によりますと、景気は、このところ一部弱さも見られるが、緩やかない回復基調が続いているとの基調判断となって雇用・所得環境の改善傾向が続く中、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かう中、中国をはじ、我が国の景気が下押しされるリスクがあるとするで、まだまだ予断が許されない状況にあるとも思います。

そのような状況の中、本市の平成26年度一般会計決算は、2億8,783万円の実質収支黒字を確保しつつ、主要基金についても、平成26年度末残高71億7,456万円と、前年度末残高から5億2,670万円の増加となっております。また、一般会計の市債残高は約236億円で、前年度末残高から9億4,698万円減少し、実質公債費比率も6.3%と前年度から1ポイント改善いたしました。しかし、経常収支比率については99.7%と前年度対比で1ポイント悪化しており、臨時財政対策債を除いた経常収支比率は105.5%となっております。

これら幾つかの財政指標から一般会計決

算を概観いたしますと、まだまだ財政状況 は厳しい状況にあり、経常的な支出を経常 的な収入で賄えない状態にあると言えます。 特に、屋台骨を支える市税収入は、前年度 から約3億3,600万円減少しており、 今後の税制改正において本市が受ける影響 を加味しますと、大いに憂慮するところで ございます。

安定した財政運営なくして安定した財政サービスの提供はありません。しっかりと気を引き締め、今後も法人関係の税制改正や消費税引き上げの影響などに注視していただき、中長期の財政基盤の確立に向けて、知恵を絞って一層の努力を重ねられることを期待するものであります。

それでは、平成26年度の具体的な施策 や実施事業について申し上げてまいります。 初めに、市民が元気に活動するまちづく りから述べさせていただきます。

まず、協働、そして市民公益活動の推進 についてですが、地域の皆さんや事業所の 皆さんにもご協力をいただき、それぞれの 立場を尊重しつつ、互いに連携してまちづ くりに取り組まれるよう、さまざまな環境 整備にご尽力されました。中でも、市民公 益活動に関する知識や技能を高める研修へ の費用助成や情報冊子の作成、そして、コ ミュニティプラザの窓口受付時間延長など は非常に実効性の高い施策であったと感じ ております。また、別府地区の市民活動拠 点となるコミュニティ施設についても、地 元の声をしっかりと取り入れ、実施設計が 進められました。これらの取り組みは、魅 力ある地域づくりに直結するものであり、 ひいては摂津市の民度力向上に資するもの です。評価をいたしますとともに、今後も 摂津に根づいた協働、そして市民活動の芽 がしっかりと市域全体に根づき、大きく花 開きますよう、精いっぱいの支援体制を要望いたします。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるま ちづくりでございます。

初めに、都市計画の将来像を見通した都市計画マスタープランですが、これは、市民も交えた策定体制のもと、従来の地域別構想にかえて、まちづくりを進めていくための手引きや協働のまちづくりの推進策を盛り込まれるなど、非常に斬新な切り口で策定されました。今後は、ぜひともこの市の地域性にマッチしたマスタープランに沿って、さらに魅力的なまちづくりを推進していただくよう要望いたします。

特に、吹田操車場跡地まちづくりについ てですが、JR千里丘駅までの安全な歩道 空間の確保に向けた歩道拡幅用地の取得を 進められるとともに、防災公園の整備にも 着実に取り組まれました。また、摂津市民 の長年の夢である阪急京都線連続立体交差 化事業では、関連側道や関連街路の都市計 画手続きに向け調査に取り組まれ、夢の実 現へ向け着実に前進されました。一方で、 日々の暮らしに密着した生活道路の拡充で も、阪急正雀駅前での仮歩道設置や淀川右 岸線の補修など、細やかに対応していただ きました。このようなハード整備を評価い たしますとともに、今後においても財政面 で、厳しい状況ではありますが、計画的な ハード整備、とりわけ道路整備を推進され ますよう要望しておきます。

続いて、公共交通についてですが、府道十三高槻線正雀工区の側道開通により、市内循環バスも路線を阪急正雀駅付近まで延長されました。また、JR千里丘駅西口のエレベーターも供用開始されるなど、市民の利便性を大きく向上させていただきましたことを評価いたします。

続いて、上水事業でございます。

我々市民にとりまして、水道はインフラの中でも生命に直結した大変重要なものであり、その安定供給は地方自治体の最も大きな使命の一つであると私は常々考えております。この生命をつかさどる水道を安定して供給できるよう、鳥飼送水所4号配水池について、耐震補強改修の実施設計に取り組まれました。水道はライフラインの最たるものです。今後においても、ぜひとも各上水施設の機能維持に努められ、万全の体制を維持していただきますよう要望しておきます。

次に、浸水対策についてですが、昨今、 ゲリラ豪雨など、想定を超えた降雨による 被害が全国で発生しており、本市には淀川 や安威川など一級河川が流れ、また、市域 全体が低地でフラットであるがゆえ、浸水 被害が最も懸念される自然災害と言っても 過言ではありません。そのような中、西浦 水路ポンプ場、水神木水路ポンプ場のポン プ施設を更新されたことを大変心強く感じ ております。今後も計画的にポンプ施設の 改修など浸水対策に取り組まれるよう要望 するとともに、来年度には上下水道を統合 されると聞き及んでおりますので、どのよ うな組織構造になりましても、集中豪雨の 防災体制に万全を期すよう要望しておきま す。

次に、震災対策の推進事業ですが、避難 所指定の公共施設について優先的に耐震補 強工事を進められました。また、民間住宅 の耐震化についても、昭和56年以前の耐 震基準で建てられた木造住宅への補助額を 1件当たり30万円に増額されました。こ のように、我々市民の住宅環境を直接支援 していただけるところは大変にありがたい ことです。 次に、交通安全に係る啓発ですが、高齢者の自動車運転時の安全対策として、運転免許証を自主返納した65歳以上の方に対して、夜間の歩行時に着用する光を反射する素材を入れたジャンパーを普及されるなど、交通事故防止に向け、工夫を凝らした取り組みを展開されました。

また、災害や危機に強いまちづくりでは、 地域防災計画に女性の視点や要援護者の支 援などを盛り込み、より具体的な計画とな るよう改定されました。さらに、防災訓練 の実施、災害用備蓄品の整備、老朽化した 防災用無線の再整備、千里丘小学校、味生 小学校、鳥飼西小学校の各屋上に救助へリ コプター用のヘリサインを設置されるなど、 万一の自然災害にもしっかりと備えられま した。災害は、いつどんなときに我々に襲 いかかるかわかりません。また、南海トラ フ巨大地震の発生も危惧されております。 被害を最小限にとどめるべく、ハード、ソ フトの両面から対策を講じられております 森山市長を高く評価するものでございます。 次に、みどりうるおう環境を大切にする まちについてです。

環境問題は、地球規模の課題ではありますが、たとえ小さな一歩であっても、本市としてもできる限りの取り組みを実践することが大切であり、継続することがます。そのような中、26年度は、温暖化を食いとめるため、子育て総合支援センターに太陽光発電施設を、そして大きでは大陽光発電施設を、それぞれ設置されました。このようには大きです。今後も、少しの心がけを積み重ねながら、ませんが、公共施設へ率先して取り組まれるよとともに着実に環境保全に取り組まれるよ

う要望いたします。

続いて、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちについて申し上げたいと思います。

まず、高齢者福祉施策についてですが、 健康づくりにおいて、「まちごとフィット ネス!ヘルシータウンせっつ」を継続した 取り組みとして、新たに新在家コースを開 設されました。さらに、これまでのコース を活用し、ストックを使ったエクササイズ 「ノルディックウオーキング」という斬新 な講座や、健康マイレージ導入に向けて知 恵を絞られるなど、さまざまな工夫でシル バー世代の健康維持に取り組まれました。

また、障害者福祉施策においても、障害 児指導の経験者が各保育所を訪問し、障害 児保育の支援を開始されるとともに、摂津 市立みきの路に看護師を新規配置し、重度 障害者のケア体制の充実を図られました。 今後ますます、きめ細やかな高齢者施策、 障害者施策が求められると思いますが、第 6期高齢者かがやきプラン、そして第4期 障害者福祉計画及び長期行動計画のもと、 誰もが安心して地域で毎日暮らせるよう、 実効性のある施策を展開されることを期待 しております。

続いて、平成26年度重点テーマである 子育て施策についてですが、妊婦が安心し て出産期を迎えることができるよう、妊婦 健診の助成額を引き上げ、実質無料とされ ました。また、子どもの医療費助成におい ても、通院時の対象者を小学校6年生にま で拡充いただきました。このような出産、 子育ての支援は、非常に多くの市民が望む ものであり、今後も子育て施策のさらなる 充実に取り組まれるよう強く要望させてい ただきます。

次に、誰もが学び、成長できるまちについて申し上げます。

まずは教育施策についてですが、私は、 常々、学校現場は、その人の人格形成に大 変大きな影響を与える、まさに人づくりの 場であると考えております。それゆえ、教 育委員会には、知育、体育はもちろんのこ と、徳育にも全力で取り組んでいただきた いと願っているところです。また、この徳 育は、まさに森山市長が市長就任以来提唱 されている人間基礎教育に相通ずるもので あり、心の教育そのものです。我々議員も、 これまで何度となくこの場において人間基 礎教育を問いかけ、また、教育施策だけに は限らず、市政のあらゆる場面で人間基礎 教育の理念に基づいた施策を展開するよう 要望してまいりました。思いやり、奉仕、 感謝、あいさつ、節約・環境の五つの心か ら成る人間基礎教育は、摂津のアイデンテ ィティーにもなっており、市内のあちらこ ちらにある人間基礎教育の啓発看板も、も はや摂津市の風物詩となっております。市 域に根づいたこの取り組みを道半ばで足踏 みさせることはできません。今後、ますま す人間基礎教育の輪が広がり、大きく花開 きますよう、これからも森山市長が先頭に 立ち、全力で人間基礎教育の普及に取り組 んでいただきますよう強く要望いたします。

また、教育行政では、知・徳・体、すなわち確かな学力、豊かな心、健やかな体、この三つのバランスのもと、生きる力を育むことが極めて重要です。このような中、引き続き小中学校では小中一貫教育実践の手引きを活用し、実践事例の共有等で学力向上と生活指導の充実を図ることで、子どもたちの生きる力が育まれました。また、新たに学力向上支援事業として、各中学校に教員資格を有する学習サポーターを配置されました。

一方で、ハード整備の充実も必要不可欠

であり、我々大人の責務であると考えております。この点において、まず教育施設の耐震化ですが、平成27年度の耐震化率100%を目指して、平成26年度には摂津小学校や第三中学校、第四中学校の耐震工事に取り組まれました。また、中学校給食配膳室が整備され、利用者予約システムも整備され、利用者予約システムも整備されました。さらに、小学校給食においても、食物アレルギーの児童に配慮し、献立システムに新機能を追加するなど、幅広い取り組みを展開されました。

これらの取り組みを評価いたしますとと もに、今後においても教育環境のさらなる 充実を要望し、賛成理由といたします。

次に、生涯学習についてですが、子ども からシルバー世代まで、誰もが気軽に図書 に触れ合えるよう、図書館の書架を増設し、 蔵書数の増加を図られますとともに、休憩 スペースの設置をされるなど、利用者の利 便性向上にも取り組まれました。また、文 化・スポーツの振興においても、摂津の歴 史・文化を継承するふるさと案内人養成講 座の開設や、保健センターの健康増進ルー ムの活用をした健康体操教室講座などを展 開されました。このような生涯学習や文 化・スポーツの振興は、市民が明るく元気 に活動するまちづくりになくてはならない ものであり、市民交流の一助ともなってお ります。高く評価しますとともに、今後と も、市域が淀川や鉄軌道で分断されている 本市にとって、地域を超えた交流の鍵とな るものは生涯学習や文化・スポーツ振興で あると認識を持って、しっかりと取り組ん でいただきますよう要望しておきます。

次に、活力ある産業のまちについて述べさせていただきます。

我がまち摂津市は、物流拠点や町工場が

多く集まり、昼間人口比率が110%を超える、まさに活気あふれる産業のまちです。 平成26年度には、市内の事業所がさらに活性化するよう、職場の環境改善に要する資金の支援制度を創設するとともに、女性、若者、シニアの起業家を支援すべく助成制度にも取り組まれました。先行き不透明な経済状況の中、しっかりと市内事業者を再開されましたことを評価いたしますとともに、今後も継続して市内の事業所支援に取り組まれますよう要望しておきます。

また、農業振興についても、新たに子どもからシルバー世代まで3世代が交流できる体験型市民農園を昭和園地区に開設されました。宅地化が進み、なかなか農業に触れることが困難な状況の中、世代を超えて貴重な体験ができる施策であると感じております。このような市民農園をぜひとも拡充していただきたいと要望いたします。

続いて、行政経営全般について述べさせ ていただきます。

本市では、これまでも、森山市長の強力なリーダーシップのもと、行政改革に取り組んでまいりました。昨今、経済状況が目まぐるしく変化し、また、少子・高齢化の中でも行政ニーズも多様化しておりますが、これまで本市が赤字再生団体に陥ることもなく、安定した行政運営を保ってこられましたのは、ひとえに森山市長が陣頭指揮のもと取り組んだ行政改革のたまものであり、また、森山市長の行政手腕のおかげであると感じております。

現在、進行しております第5次行政改革 の実施計画では、中長期的な財政基盤の確 立と人材育成を大きな柱と位置付けられ、 行政サービスを将来につなげようとされて います。また、平成26年度の市政方針演 説でも、森山市長は、職員一人ひとりが行 政経営における最大の資源であり、人材育 成がこれからの行政経営の成否を分ける、 みずからが前例をつくるという気概を持ち、 実際に前例をつくることができる職員の育 成に取り組むと力強く宣言されました。第 5次行革では、昨年9月にロードマップが 示されたばかりで、実施期間は平成30年 度末まであります。摂津市を持続可能なも のとして将来世代に確実に引き継ぐために も、もう一頑張り森山市長には行政手腕を 発揮していただき、この行革を成功へと導 いてくださるよう強く強く願っております。 我々自民党・市民の会議員団も、この場に おられます多くの同僚議員の皆様と連携を 図りながら、協力を惜しまず、ともに努力 してまいる決意でございます。

続きまして、主な特別会計について述べ させていただきます。

まず、水道会計につきまして、給水原価 の圧縮に取り組み、効率的な企業経営に努 められ、安定した経営状況が維持されてい る点について評価いたします。また、ライ フラインである水道事業が将来にわたって 安定的に持続されますよう、あらゆる知恵 を絞って取り組まれますようお願いし、賛 成理由といたします。

次に、国民健康保険特別会計についてでありますが、収支では累積で9,800万円の赤字となっております。今後の人口比率推計や医療技術の高度化を考えますと、今後も医療費の増加が想定されますことから、国民健康保険財政は極めて深刻な状況にあると言わざるを得ません。これまでも医療費の適正化や収納率の向上に鋭意ご尽力されてきましたことは評価いたしますが、事業運営の大阪府移管も視野に入れられ、基準外繰入の見直しなど、国保財政の健全

化を図られますことを期待しております。 続きまして、公共下水道事業特別会計に ついてであります。

市債残高が362億円を超え、資本費平 準化債が発行されており、次の世代への負 担が重くなっていることが非常に気がかり であります。平成29年度は地方公営企業 法が適用されると聞き及んでおりますし、 これまでも健全化に向けてご努力されてき たことと思いますが、しっかりと将来を見 据えた計画的な事業運営を要望いたします。

続きまして、介護保険特別会計では、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える202 5年問題を見据え、さらに一層、介護予防、認知症予防に関する知恵を絞った取り組みを展開されますよう要望いたします。

最後になりましたが、一言申し上げます。 来年度は市制施行50周年の節目に当た ります。本市がさらに10年、20年、5 0年先、健全な状態で継続していくために、 森山市長のかじ取りのもと、第5次行政改 革に取り組まれている真っただ中でありま す。一時期財政危機を脱したとはいえ、ま だまだ先行きは不透明であり、今後は、真 に必要とされるサービスを適切に選択し、 そこに資源を集中して投下していくことも 必要になってくると思います。時には、行 政を預かるトップとして、市民の皆さんに もご辛抱いただくような苦渋の決断を下さ れる場合も出てくるとは存じますが、私た ち自民党・市民の会議員団は、森山市長と の強い連携のもと、協力を惜しまず、全身 全霊で努力を重ねてまいることをここに申 し上げ、平成26年度各会計決算について の賛成討論といたします。

- ○南野直司議長 ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○南野直司議長 以上で討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本件について、認定することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本件は認定されました。

認定第2号、認定第3号、認定第5号、 認定第7号及び認定第8号を一括採決します。

本5件について、認定することに賛成の 方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本5件は認定されました。

認定第4号、認定第6号及び議案第56 号を一括採決します。

本3件について、認定及び可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本3件は 認定及び可決されました。

日程4、議案第64号など15件を議題 とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 議案第64号、平成27年 度摂津市一般会計補正予算(第3号)につ きまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いします予算の内容ですが、歳入については、選挙人名簿システム改修費補助金などとなっています。歳出については、過年度分国庫返還金やシステム改修委託料など、一部緊急を要する事業についての追加補正となっています。

まず、補正予算の第1条といたしまして、 既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ2億1,798万3,000円を 増額し、その総額を426億8,747万 4,000円とするものです。

補正の款項の区分、当該区分ごとの金額 及び補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載 のとおりです。

まず、歳入についてですが、款14国庫 支出金、項1国庫負担金は1,816万2, 000円増額しています。

項2国庫補助金は90万7,000円増 額しています。

款 1 5 府支出金、項 1 府負担金は 8 8 6 万 3, 0 0 0 円増額しています。

款18繰入金、項2基金繰入金1億8, 888万5,000円の増額は、今回の補 正財源を財政調整基金繰入金によって調整 しています。

款19諸収入、項4雑入は116万6, 000円増額しています。

続いて、歳出ですが、人事異動等に伴う 人件費を、款 1 議会費から款 9 教育費まで を調整した結果、1,974万1,000 円を減額しています。なお、人件費の比較 については、38ページからの給与費明細 書に記載しています。

人件費を除いた増減は次のとおりです。

款2総務費、項1総務管理費270万円 の増額は、コミュニティセンター実施設計 委託料です。

項4選挙費181万5,000円の増額は、公職選挙法改正に伴う選挙人名簿システム改修委託料です。

款3民生費、項1社会福祉費では、広域 連合医療給付費等過年度精算負担金や臨時 福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特 例給付金給付事業に伴う過年度分国庫返還 金など1億9,643万4,000円を増 額しています。

項2児童福祉費4,682万円の増額は、

民間保育所運営費負担金の精算に伴う過年度分国庫府費返還金などです。

次に、第2条債務負担行為の補正につき ましては、6ページ、第2表の債務負担行 為の補正をご覧ください。

衛生害虫等駆除事業は、平成28年度から平成30年度までの期間、1,556万5,000円を限度額として設定するものです。

動物死体収集・運搬事業は、平成28年度から平成30年度までの期間、1,624万6,000円を限度額として設定するものです。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業は、平成28年度から平成32年度までの期間、15億7,467万4,000円を限度額として設定するものです。

焼却灰等運搬業務委託事業は、平成28年度から平成32年度までの期間、5,268万2,000円を限度額として設定するものです。

消防寝具借上事業は、平成28年度から 平成30年度までの期間、346万2,0 00円を限度額として設定するものです。

市民図書館及び鳥飼図書センター指定管理事業は、平成28年度から平成32年度までの期間、5億3,300万円を限度額として設定するものです。

以上、平成27年度摂津市一般会計補正 予算(第3号)の内容説明とさせていただ きます。

続きまして、議案第73号、摂津市行政 手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例制定の件につきまして、提案理由をご 説明申し上げます。

本条例は、同法の施行に伴い、本市にお

ける個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため制定する ものです。

議案参考資料(条例関係)の19ページ から26ページに本条例の施行規則(案) をお示ししておりますので、併せてご参照 いただきますようお願いいたします。

本条例の主な内容といたしましては、まず第1条では本条例の趣旨を、第2条では 用語の意義を定めるものです。

第3条は、市の責務として、個人情報の 保護の観点から、個人番号その他の特定個 人情報の取り扱いの適正を確保するため必 要な措置を講じること、国との連携を図り つつ、個人番号の利用に関し地域の特性に 応じた施策を実施する旨を規定したもので す。

第4条は、事務の処理に関して保有する 特定個人情報ファイルにおいて個人情報を 効率的に検索し、及び管理するために必要 な限度で個人番号を利用することができる 旨を規定するものです。

第5条は、同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報を提供することができる場合の利用事務、その他事務処理に必要な特定個人情報提供を求める実施機関及び提供する実施機関を定める旨を規定するものです。

次に、附則でございますが、本条例の施 行期日を平成28年1月1日からとし、第 4条第2項のただし書及び第3項のただし 書の規定は、施行する日を規則で定めるも のでございます。

以上、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の内容説明とさせ ていただきます。 続きまして、議案第78号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法等の改正に伴い制定するものでございます。

議案書の条文に従いまして改正内容をご 説明いたします。

議案参考資料(条例関係)の50ページ からの新旧対照表も併せてご参照賜ります ようお願い申し上げます。

まず、第20条第2項の改正は、所得割の課税標準に係る例外規定の追加でございます。

第29条の改正は、市民税の申告等に係 る市民税申告書等記載事項に法人番号を追 加する規定でございます。

第30条の3の改正は、個人市民税の公 的年金等受給者の扶養親族申告書に係る所 得税法の改正に伴う条文整理でございます。

第48条の改正は、市民税の減免に係る申請書等記載事項、第69条及び第70条の改正は、固定資産税に係る申出書記載事項、第78条の改正は、固定資産税の減免に係る申請書等記載事項、第83条及び第84条の改正は、固定資産税に係る住宅用地及び被災住宅用地の申告書等記載事項、第96条の改正は、軽自動車税の減免に係る申請書等記載事項にそれぞれ個人番号及び法人番号を追加する規定でございます。

第97条の改正は、身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請書等記載事項に個人番号を追加する規定でございます。

第119条の改正は、特別土地保有税の 減免に係る申請書等記載事項に、第133 条の改正は、入湯税に係る申告書等記載事 項に個人番号及び法人番号を追加する規定 でございます。

附則第13条の改正は、新築住宅等に対

する固定資産税の減額適用の申告に係る申告書等記載事項に、附則第30条の改正は、 宅地化農地に対して課する固定資産税及び 都市計画税の納税義務の免除等申告に係る 申告書等記載事項に個人番号及び法人番号 を追加する規定でございます。

附則第49条の2の改正は、条約適用利 子等及び条約適用配当等に係る個人の市民 税の課税の特例の対象に公社債等の利子を 追加する規定でございます。

附則第51条の2の改正は、旧民法第3 4条の法人から移行した法人等に係る固定 資産税の特例の申告に係る法附則の項ずれ に伴う条文整備でございます。

最後に、附則でございますが、第1項施 行期日につきましては、この条例は平成2 8年1月1日から施行するものとしており ます。

第2項から第4項につきましては市民税、 第5項は固定資産税、第6項は軽自動車税、 第7項は入湯税にそれぞれ係る経過措置で ございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条 例の内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 水道部長。

(渡辺水道部長 登壇)

○渡辺水道部長 議案第65号、平成27年 度摂津市水道事業会計補正予算(第1号) につきまして、提案内容のご説明を申し上 げます。

今回お願いいたします補正予算の内容に つきましては、本年4月1日付人事異動に 伴います人件費の補正を行うものでござい ます。

補正予算の内容につきましては、予算書 1ページに記載いたしております。

まず、第2条は、収益的支出の予定額の 補正を定めるもので、款1水道事業費用は、 既決額20億1,848万6,000円から1,546万9,000円を減額し、補正後の額を20億301万7,000円とするものでございます。これは、項1営業費用において、既決額19億229万7,000円から1,546万9,000円を減額し、補正後の額を18億8,682万8,000円としたことによるもので、その内容につきましては、12ページから13ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費は、既決額4億113万1,000円から1,546万9,000円を減額し、補正後の額を3億8,566万2,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は2ページに、 予定貸借対照表は3ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は4ページに、また、 給与費明細書につきましては6ページから 11ページに記載いたしておりますので、 ご参照願います。

以上、平成27年度摂津市水道事業会計 補正予算内容の説明とさせていただきます。 続きまして、議案第72号、大阪広域水

道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に 関する協議の件につきまして、その内容を ご説明申し上げます。

本件は、大阪広域水道企業団の共同処理 する事務に四條畷市、太子町、千早赤阪村 に係る水道事業の経営に関する事務を追加 することと及びこれに伴う規約の変更につ いて、地方自治法第286条第1項の規定 により関係市町村と協議するため、同法第 290条の規定により提案するものでござ います。 なお、議案参考資料6ページに新旧対照 表を掲載いたしておりますので、ご参照願 います。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げ ます

第3条の変更は、企業団の共同処理する 事務に統合する3市町村の水道事業の経営 に関する事務を加えるものでございます。

第5条第1項の変更は、統合する3市町村に企業団議会の議席を配分することから、企業団議会の議員定数を30人から33人に改めるものでございます。

なお、本規約は、平成29年4月1日か ら施行するものでございます。

以上、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道 企業団規約の変更に関する協議の件の内容 説明とさせていただきます。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。(堤保健福祉部長 登壇)
- ○堤保健福祉部長 議案第66号、平成27 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) につきまして、その内容をご説 明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、前期高齢者交付金の確定による減と国保財政安定化支援事業繰入金などの確定による一般会計繰入金の増が主なものでございます。

歳出におきましては、後期高齢者支援金などの確定に伴う増減のほか、人事異動等に伴う人件費につきましても併せて計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページをご覧 いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,206万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を

131億6,900万8,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金73万9,000円の減額は、前期高齢者交付金の確定によるものでございます。

款8繰入金、項1一般会計繰入金9,2 42万3,000円の増額は、本年度の国 保財政安定化支援事業繰入金及び保険基盤 安定繰入金の確定によるもののほか、人件 費相当額などを職員給与費等繰入金に計上 いたすものでございます。

款9諸収入、項1雑入は、1億375万円の減額でございます。

続きまして、歳出でございますが、款1 総務費、項1総務管理費511万5,00 0円の減額は、職員の人事異動に伴う補正 でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費は、財源 内訳の変更に伴う補正でございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢 者支援金等189万3,000円の増額は、 後期高齢者支援金の確定によるものでござ います。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢 者納付金等12万5,000円の増額は、 前期高齢者納付金の確定によるものでござ います。

款6介護納付金、項1介護納付金110 万1,000円の減額は、介護納付金の確 定によるものでございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算 金96万9,000円の増額は、過年度分 保険料還付金の不足が生じたことによるも のでございます。

款11繰上充用金、項1繰上充用金88 3万7,000円の減額は、平成26年度 決算の確定に伴うものでございます。

なお、給与費全体の内訳につきましては、 14ページからの給与費明細書に記載いた しておりますので、ご参照いただきますよ うお願い申し上げます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第68号、平成27年 度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3 号)につきまして、提案内容をご説明申し 上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、人事異動に伴う人件費の精査額でございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧 いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ71万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を53億2,891万1,000円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額につきましては、2ページの第1表歳入 歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6繰入金、項1一般会計繰入金71万8,000円の 減額は、人事異動に伴う職員人件費相当額 の繰入の減額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、款 1 総務費、項 1 総務管理費 7 1 万 8 , 0 0 0 円の減額は、介護保険制度運営に係る人件費で、人事異動に伴う人件費の精査額を計上いたしております。

なお、給与費全体の比較につきましては、

8ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第69号、平成27年 度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) につきまして、その内容をご説 明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、保険基盤安定繰入金の確定と、それに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増が主なものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧 いただきたいと存じます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ1,174万8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8, 933万6,000円といたすものでござ います。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金1,174万8,00 0円の増額は、事務費繰入金及び保険基盤 安定繰入金の確定に伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、款 1 総務費、項 1 総務管理費 6 3 万 8 , 0 0 0 円の増額は、大阪府後期高齢者医療制度特別対策補助金を活用し、窓口用端末の設置に係る庁用器具費を計上いたしたものでございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金1, 1 1 1 万円の増額は、保険基盤安定繰入金の確 定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金 の増額を計上いたしております。 以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午後 1時 再開)

○南野直司議長 休憩前に引き続き再開しま す。

提案理由の説明を求めます。土木下水道 部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 議案第67号、平成 27年度摂津市公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)につきまして、提案内容 をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容といたしましては、人事異動などに伴います人件費の減額を計上いたしております。

それでは、補正予算書1ページをご覧く ださい。

第1条では、既定による歳入歳出予算の 総額から歳入歳出それぞれ421万2,0 00円を減額し、その総額を62億178 万1,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金は 4 2 1 万 2 , 0 0 0 円を減額いたしております。これは、人件費の減額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、款1下水道 費は421万2,000円を減額いたして おります。その内容としましては、項1下 水道総務費で405万9,000円の減額、 項2下水道事業費で15万3,000円の 減額で、人事異動などに伴います人件費の 精査によるものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、 10ページからの給与費明細書に記載して おりますので、ご参照くださいますようお 願い申し上げます。

以上、平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 それでは、議案第74号、 摂津市教育委員会の職務権限に属する事務 の管理及び執行の特例に関する条例制定の 件について、提案内容をご説明申し上げま す。

初めに、提案理由でございますが、現在、教育委員会が所管しておりますスポーツ及び文化に関する事務を市長が管理し、執行することとするため、本条例を制定するものでございます。

それでは、各条文についてご説明申し上 げます。

なお、議案参考資料(条例関係) 2 7ページから 3 7ページに新旧対照表を載せておりますので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。

第1条は、この条例の趣旨を定めたもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、摂津市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例を定めるものとしております。

第2条は、職務権限の特例を定めたもので、学校における体育及び文化財の保護に関することを除くほか、教育に関する事務のうち、スポーツ及び文化に関する事務を市長が管理し、及び執行することとしております。

次に、附則でございますが、第1項は、 この条例の施行期日を定めたもので、平成 28年4月1日から施行するものでござい ます。

第2項及び第3項は経過措置を定めたもので、第2項は、この条例の施行日前に第2条各号に掲げる事務に関し摂津市教育委員会が行った処分その他の行為で施行日においてなおその効力を有するものは、市長が行った処分その他の行為とみなす旨、規定したものでございます。

第3項は、施行日前に第2条各号に掲げる事務に関し摂津市教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、市長に対して行われた申請その他の行為とみなす旨、規定したものでございます。

第4項から第8項までは、本条例の制定に伴い、スポーツ関連の各公の施設の条例を改正するもので、第4項では摂津市青少年運動広場条例を、第5項では摂津市立体育館条例を、第6項では摂津市立テニスコート条例を、第7項では摂津市立温水プール条例を、第8項では摂津市スポーツ広場条例をそれぞれ改正するものでございます。

次に、改正内容でございますが、各条例中、「摂津市教育委員会」または「委員会」とあるのを「市長」に、「教育委員会規則」または「委員会規則」とあるのを「規則」にそれぞれ改めるものでございます。

以上、議案第74号、摂津市教育委員会 の職務権限に属する事務の管理及び執行の 特例に関する条例制定の件の提案内容の説 明とさせていただきます。

次に、議案第76号、摂津市事務分掌条 例及び摂津市水道事業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例制定の件について、 提案内容をご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに柔軟かつ的確に応え、住民福祉のさらなる向上を図ることを目的に、行政組織をより効率的・効果的な体制とする機構改革を実施することに伴い、本条例を制定するものでございます。

次に、本条例の対応についてでございますが、まず、環境部の新設についてでございます。昨今、環境に配慮した率先行動は、あらゆる場面で求められる行政運営の重要な柱となっております。そこで、生活環境部で所管しております環境部門を独立させ、新たに環境部とすることで体制の強化を図るものでございます。

続いて、文化・スポーツと地域振興の一元化についてでございます。具体的には、現在、教育委員会が担っております文化・スポーツ分野の事業、施設を市長部局に創設いたします市民生活部に移管し、地域振興とともに一体として所管するものでございます。これにより、今後ますます市民交流や地域づくりに相乗効果が見込めるようになり、一層市民活動の活性化が期待できるものと考えております。

続いて、上下水道部の創設でございます。 下水道部門を既に公営企業である水道部と 組織統合することで、下水道事業に地方公 営企業法を適用する、いわゆる法適化へと 今後スムーズに移行することが可能になる と考えております。

続いて、建設部の新設でございます。都市整備部と土木下水道部の所管いたします道路関係部門を統合することで、都市基盤行政における両輪である計画部門と管理部門が一体となり、まちづくりにさらなる一

体性、柔軟性が確保できるようになると考 えております。

最後に、市史編さん業務に関する教育委員会事務局での補助執行でございます。市史は、本市の歴史や歩みをまとめたものであり、市全体にかかわる事項であるため、その編さんは市を代表する市長の権限でございます。しかしながら、文化財や資料となる関連書籍との関連性も強いことを勘案し、市史編さん業務を補助執行で教育委員会が担うことにより事務の効率化を図るものでございます。

次に、議案第76号につきまして、各条 文についてご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係) 4 2ページから 4 5ページに新旧対照表を載せておりますので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。

第1条は、摂津市事務分掌条例(平成元年摂津市条例第2号)の一部を改正するものでございます。その内容は、第1条中「生活環境部」を「市民生活部、環境部」に、「都市整備部」を「建設部」に、「土木下水道部」を「上下水道部」にそれぞれ改めるものでございます。

また、第2条の表総務部の項中第7号を削り、これに伴い号の整理をするものでございます。また、同表生活環境部の項中「生活環境部」を「市民生活部」に改め、同項第2号中「、都市交流及び生活文化」を「及び都市交流」に改め、同項中第8号及び第9号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に第6号「文化及びスポーツに関すること。」を加えるものでございます。

また、第2条の表保健福祉部の項の前に 環境部の項を加え、同項に第1号「廃棄物 の処理及び清掃に関すること。」及び第2 号「自然保護、公害及び環境政策に関する こと。」を加えるものでございます。

次に、第2条の表都市整備部の項中「都市整備部」を「建設部」に改め、同項第3号中「及び緑化」を「、緑化、水路及び浸水対策」に改め、同項に第6号として「道路その他土木に関すること。」及び第7号として「交通対策及び交通安全に関すること。」を加えるものでございます。

また、第2条の表土木下水道部の項を上下水道部及び下水道に関すること。に改めるものでございます。

続く第2条は、摂津市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年摂津市条例第35号)の一部を改正するものでございます。その内容は、第4条中「水道部」を「上下水道部」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は 平成28年4月1日から施行することを定 めております。

以上、議案第76号、摂津市事務分掌条 例及び摂津市水道事業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例制定の件の提案内 容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 議案第75号、摂津市 千里丘新町地区地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例制定の件につい ての概要をご説明申し上げます。

この条例制定は、現在進めております吹田操車場跡地土地区画整理事業の7街区及び8街区におきまして、都市型居住ゾーンとして定住の魅力を高めた集合住宅を主体とする土地利用の導入をまちづくりの基本的な目標といたしております。本件は、地区計画を具現化するため、摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内の建築物の制限に

関する条例の制定を行うものでございます。

なお、議案参考資料の38ページから4 1ページにかけまして、摂津市千里丘新町 地区地区計画の区域内における建築物の制 限に関する条例施行規則(案)を掲載いた しておりますので、併せてご参照いただき ますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本条例は、第1章の総則から第5章の罰 則で構成いたしております。

それでは、条例の条文につきましてご説明を申し上げます。

第1条では条例設置の目的、第2条では 条例における用語の意義、第3条では適用 区域を定めております。

第4条では建築物の用途の制限を定めており、一戸建て住宅や床面積500平方メートルを超える店舗、飲食店など、1から13の項目に係る建築物の建築を制限いたしております。

第5条では、建築物の敷地面積の最低限度は3,000平方メートル以上と定めております。

第6条では建築物の壁面の位置の制限を 定めており、道路境界から1.5メートル もしくは3.5メートルには建築物を建て てはならないと定めております。

第7条では、垣または柵についての規定 で、高さが2.5メートル以下と定めてお ります。

次に、第8条では公益上の適用除外規定 を定めております。

第9条では建築物の緑化率の最低限度を 10分の2.5以上と定めており、第10 条では前条の緑化率の最低限度の違反者に 対する措置を定めております。

次に、第11条では緑化率の適合についての報告、立入調査について定めております。

第12条では、条例の施行に必要な事項 は規則で定めるものといたしております。

次に、第13条は建築制限の条項に違反した者に対する罰則規定であり、違反した場合は50万円以下の罰金に処すると定めております。

また、第14条では、緑化についての是 正命令に違反した場合などに対し30万円 以下の罰金に処すると定めております。

第15条では罰金刑を科する対象を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成2 8年1月1日から施行する規定といたして おります。

以上、簡単ではございますが、議案第75号、摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件にかかわります提案説明とさせていただきます。

○南野直司議長 生活環境部長。

(登阪生活環境部長 登壇)

○登阪生活環境部長 議案第77号、摂津市 印鑑条例の一部を改正する条例制定の件に つきまして、提案内容をご説明申し上げま す。

本条例は、印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスの実施に伴い、制定するもので ございます。

議案参考資料(条例関係)の46ページ から49ページも併せてご参照いただきま すようお願い申し上げます。

第1条、第3条、第5条、第6条、第8 条及び第13条の改正は、法令等における 用字、用語の表記の基準に従い、文言等の 整備を行うものでございます。

第14条の改正は、印鑑登録証明書の交付申請について、申請書に印鑑登録書を添えて申請を行う従来の方法に加え、コンビ

二交付を想定し、多機能端末機に個人番号 カードを使用して暗証番号を入力すること により、申請を行う方法を規定するもので ございます。

第14条の2は、改正前の第14条第2項に規定しておりました印鑑登録証明書の交付に関する規定を第1項に規定するとともに、第2項として、コンビニ交付サービスを利用した場合における印鑑登録証明書の交付に関する規定を追加するものでございます。

第16条、第17条及び第19条の改正 は、文言の整備を行うものでございます。

なお、本条例は、平成28年2月1日か ら施行するものでございます。

以上、議案第77号、摂津市印鑑条例の 一部を改正する条例制定の件の内容説明と させていただきます。

○南野直司議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 議案第79号、摂津市 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例及び摂津市家庭的 保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定の件 につきまして、提案内容をご説明申し上げ ます。

なお、議案参考資料(条例関係)62ページ、63ページの新旧対照表も併せてご 参照願います。

本条例は、国家戦略特別区域法の改正に 伴い、大阪府全域が国家戦略特別区域限定 保育士事業の実施区域とされたため、保育 士の配置を定めた関係条例の基準に国家戦 略特別区域限定保育士を加えるものでござ います。

なお、本条例は、公布の日から施行する ものでございます。 以上、議案第79号の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第80号、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例制定の件につきまして、提案内容をご 説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係) 6 4 ページから 6 7ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

改正の内容といたしましては、通院医療 費の助成対象者を、15歳に達する日以後、 最初の3月31日まで、いわゆる中学校修 了までに拡大をするとともに所得制限を撤 廃いたします。また、今年度から大阪府の 助成対象外となっており、市単独事業であ ります入院時食事療養費の助成を助成対象 から省く旨の改正を行うものでございます。

次に、条文に沿ってご説明いたします。

第3条及び第4条は、先に述べました3 点の内容の改正でございます。その他は、 「小学校修了前」という文言を削るなど、 文言の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平 成28年4月1日から施行するものでござ います。

以上、議案第80号の内容説明とさせていただきます。

- ○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入り ます。安藤議員。
- ○安藤薫議員 それでは、この後、各委員会に付託されていくものと思われますが、2点ほど質問させていただきたいと思います。一つは、議案第64号、一般会計補正予算(第3号)の6ページに記載されております債務負担行為の追加の中で、一番下にあります市民図書館及び鳥飼図書センター指定管理事業について、もう一つは、議案第80号、摂津市子どもの医療費の助成に

関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

初めに、一般会計補正予算の債務負担行 為の追加についてお聞かせをいただきたい と思います。

今回、市民図書館と鳥飼図書センターの 指定管理事業が、契約が満了となって、引 き続いて契約をしていくということでの債 務負担行為だと思います。5年前に摂津市 の指定管理者では初めての公募による民間 業者さんが指定された市民図書館、鳥飼図 書センターであります。私どもは、その当 時、社会教育施設でもあり地域の知の拠点 である公立図書館に指定管理者制度はなじ まず、市直営でこそ摂津市ならではの質の 高い図書館サービスを継続的に提供してい けると主張して反対をしてきた経過がござ います。その後、5年経過する中で、少な くとも、指定管理者の選定であるとか評価 であるとか、その基準や方法についての透 明性であったり公平性を担保すること、経 済効率だけを重視して市民サービスが後退 することのないようにすることなどを求め てまいりました。今回、改めて更新時期を 迎えての債務負担行為でございますので、 この5年間の民間業者さん、TRCさんを どう評価して、また、今後の5年間につい ては、図書館運営を摂津市としてどのよう に進めていこうと考えているのか、お聞か せをいただきたいと思います。

併せて、前回の債務負担行為限度額が5年間で5億円と設定されていましたが、今回、5億3,300万円で、5年前と比べると6.6%増加しています。消費税の増税の分もあるかとも思いますが、それ以上の増額ではないかと思いますが、この5年間の評価の中で、この債務負担行為によって今後進められていく業者選定における方

法であるとか選定基準について変更があるのか、どのようにしていこうとされているのか、併せてスケジュールについてお聞かせをいただきたいと思います。

一般会計補正予算、1回目の質問です。 続いて、議案第80号、子ども医療費助 成制度についてでございます。

先ほどの前年度の決算の反対討論の中でも山崎議員が述べました、子どもや保護者からの大きな期待のもとで、いよいよ来年の4月当初から所得制限をなくして対象年齢を中学校卒業まで拡大されるという条例で、1年おくれましたけれども、こうした提案をされたことについては大変よいことだと、敬意をまず表したいと思います。

その上に立って、今回の条例案の中には 入院時食事療養費の助成が削除されました。 この入院時食事療養費というものはどうい うもので、今回、所得制限撤廃と対象年齢 拡大がありますから、財政上、摂津市の負 担が大きくなると見込まれますが、この入 院時食事療養費の助成を削除することによ って摂津市の財政上の影響はどうなってい るのか、加えて、この食事療養費が削除さ れたことによって、この制度を利用されて きた、または摂津市民にどんな影響が出る と認識されているのか、お聞かせいただき たいと思います。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。生涯学習 部長。
- ○宮部生涯学習部長 市民図書館及び鳥飼図 書センターの指定管理の更新につきまして、 ご答弁申し上げます。

5年前に指定管理を本市で初めて公募という形で導入させていただきました。社会教育施設、図書館ということでいろいろご議論がございました。我々は、市民に親しまれる図書館、生涯学習を推進する図書館、

子ども読書活動を推進する図書館、また、 摂津市にふさわしい特色ある図書館づくり ということで指定管理を公募いたしました。 その折に、今ご質問もございましたけれ ども、図書館運営の公平性、透明性という こともご議論いただきまして、その中で、 第三者評価機関として図書館等協議会を立 ち上げさせていただきまして、この4年と 9か月になりますか、四半期ごとに第三者 評価をいただきまして評価モニタリングを いただいております。その評価におきまし て、過日の本会議でC評価ということでこ れは適切であるという評価でございまして、 私は十分応えていただいていると思います。 この5年間におきまして、当初は、民間に 指定管理したことによりまして、開館日や 開館時間の拡大ということが市民に評価さ れておりましたけれども、年度が進むにつ れまして、職員の処遇でありますとか図書 館本来のレファレンス業務など、そういっ た対応などにつきまして評価を得てきてい ると考えております。

図書館等協議会の評価につきましても、 当初66%程度の得点率だったところが、 26年度、最終で72.5%ということで、 75を超えると「すぐれている」という評価をさせていただいております。私どもといたしましては、限りなく「すぐれている」という評価に近付いていると考えております。

こういったことで、現の指定管理者につきましては、公立図書館として非常に安定的に運営いただいていると私は評価いたしておるところでございます。

それから、債務負担額の5億円から3, 300万円の増額についてということでご ざいます。

前回は、指定管理を公募いたしまして、

それと、今後といいますか、次の5年間の図書館運営でございますけれども、募集要項及び選定基準につきましては、基本的に前回と同様の基準に基づきまして選定させていただきたい、また、図書館運営をしていきたいと考えております。指定管理者からの自主提案は期待しております。図書館運営の継続的あるいは安定的な運営ということになりますと、しばらくといいますか、次の5年間も前回の図書館の募集に沿って進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、募集のスケジュールということでございます。募集に当たりましては、公募ということで、まず募集要項の審査をすることになります。募集要項につきましては、先月の11月24日に第1回の選定委員会を開催いただきまして、募集要項を審査いただいております。第2回の審査委員会を12月中旬に開催していただきまして、そこで募集要項を固め、募集に入りたいと考えております。最終につきましては、1月の20日前後に第3回の選定委員会を

開き、プロポーザルによるプレゼンをいた だきまして、最終指定管理候補者を決定し てまいりたいと考えているところでござい ます。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 子ども医療に関するご 質問にお答えをいたします。

入院時の食事療養費の影響についてとい うご質問だったと思います。

資料といたしまして、昨年度の決算の数字で述べますと、決算額として本市が助成いたしました費用が345万400円、件数といたしまして972件、これはレセプトの件数でございますので、1レセプト当たり約4,000円を挟んだところかなと考えております。また、国が1か月だけをとったデータがございますが、そのデータを見ましても五、六千円の支出をされておられるというデータになっております。

今回の子ども医療費全体の改正の財源でございますけども、対象年齢を15歳の3月31日、中学校卒業まで、並びに所得制限を外しました関係で、約4,700万円ぐらいの財源が要るのかなと思っております。そのあたりを換算いたしますと、年齢を拡大すること等々、また、この食事療養費を廃止することよりも、そのほうが子育て支援全体につながるのではないかという考えのもとに、その辺の制度設計をいたしましたところでございます。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 一般会計補正についてでございます。

ご説明をいただいたんですけども、20 11年に今の図書館流通センターさんを指 定管理者として指定して、5年間運営に当 たってきていただいて、今、部長からもご 報告いただいたように、四半期ごとに図書 館等協議会を開かれて、利用者の声も反映 させながら運営されてきたのかなと、私も 同じように認識はさせていただいておりま す。

そういった図書館だからこそ、安定的に、 そして継続性を重視して、摂津市ならでは の市民の皆さんと一緒につくり上げていく 図書館というのが非常に重要になってくる と思うわけですね。5年ごとに必ず業者さ んの選定をしなければいけないという指定 管理者というのは、こういう継続性とか安 定性という点では、5年ごとの選定によっ て、そこで切れ目が生まれてくる可能性と いうのは十分あると。市民と一緒につくり 上げていって、そして、摂津市ならではの 知を集中させて、歴史的なものを後世に残 していく、併せて、市民の読書に対する要 望に応えていくような施設をつくっていこ うと思うと、やはり5年ごとに更新をしな ければいけない指定管理者制度というのは 図書館にはそぐわないのではないかと改め て思っているわけですが、直営に戻すとい う議論はこの条例が出される前にされたの かどうかが1点。

もう一つは、2012年に文部科学省で、図書館法が改正をされたのを受けて、これからの図書館の在り方、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しの議論もされているようです。ちょっと調べて方見です。ちょっと調べて方の図書館の在り方検討な力者会議という組織の中で、指定管理者を導入した場合に、委託先が定期的に蓄積していくかについて検討する必要があるとが方のように継続的に蓄積していくかについて検討する必要があるとが方針というのを全て書館の運営であるとか方針というのを全て

指定管理者に丸投げでないということは、この間の議論によってお互いの共通のというになっておりますから、指定管理者とどうやっても、摂津市行政の中で社会教育をどうやっていくのかということについても、ではいるな知識を持った人を蓄えて管理者というのな知識を持ったがら指定管理者というにも発展させながら指定管理者と思うにないがある。この摂津市しているのがにからの議論というのはなったのかどうか、それをどう生かしているのかについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、子ども医療費助成、議案第8 0号についてであります。

4,700万円、所得制限撤廃と中学校卒業までの拡大で財源が増えるということでありますが、子育て支援の大きな柱であるとともに、この間、ご説明いただいたものは、やはり若年層に摂津市に定住してもらえる人口ビジョンを見据えた上でも、他市との関係でいっても大変おくれているということで、これはやはり必要不可欠なものであると改めて思っています。

そんな中で、入院時食事療養費が大阪府の補助がなくなって単独事業になるということで、それを削除するということなんですね。1件当たり約4,000円ぐらいということでお話をいただきました。

昨今、子どもの貧困というのが日本の社会の大変大きな問題になってきているかと思います。この子ども医療費助成の拡大も、それを支援するための一つの施策だとは思いますが、今回、今まで子ども医療費助成制度、入院医療費の制度を受けていたお子さんをお持ちのご家庭については、入院す

ると、これまでは1食260円、ところが、 28年度4月からは360円になると。そ して、その翌年は460円になります。今 までの制度であれば、この食事療養費につ いては市と府が折半して補助をしてきたと。 ですから、食事代の心配なく、入院医療費 助成制度の上限額の範囲の中で安心して子 どもさんの治療に専念できる、入院させる ことができるというものだったと思います。 ところが、今回からこの入院食事療養費の 助成がなくなることによって、来年4月か ら、今までかからなかった食事代が1食3 60円。御飯は家でいても入院しても食べ るんだから同じだというような議論が先般 出されましたが、入院食事療養費と名づけ られている以上、入院のときの食事代とい うのは治療と深くかかわっている医療行為 の一つだとも言えるわけで、だからこそ今 まで助成をしてきたと思います。

1食360円ですから、朝昼晩と食事を すれば1日1,080円、入院ですので、 1週間、2週間となりますと、その負担額 は入院医療費の上限額の数倍、十数倍に膨 れ上がっていく可能性が見込まれると思い ます。お金のお支払いを非常に心配されて、 今まで入院をして治療に専念させてこれた 親御さんが、経済的な理由によって、先生、 入院はしないで何とか家で治してほしいん ですけどというご家庭や保護者の方が増え ていく可能性は十分考えられるんじゃない かなと思うんですね。今、ご説明がありま したが、年齢拡大と所得制限撤廃は大変大 事なことで、それは必要なことですが、そ れと入院時の食事療養費をてんびんにかけ るようなものではないと思うんですね。こ ういった入院食事療養費の助成がなくなる ことによって、保護者や貧困層と言われて いるご家庭の子どもさんの治療にどんな影

響があるかという点については、どのようにお考えになっておられるのか、加えて、一緒にお聞きしておきますが、大阪府内の各市の状況はどうなっているのか、現段階でわかる範囲で教えていただきたいと。

それから、もう1点、今回、所得制限撤 廃をしていただきました。一方で、入院食 事療養費について、少なくとも所得の低い 人に対しては助成を継続するという議論は されておられるのかどうか。住民税非課税 の世帯に対する食事療養費は1食210円、 来年も210円、再来年も210円と今の ところなっているとのことで、国の制度に おいても住民税非課税世帯に対しての負担 増は据え置いているという考え方になって いるんですね。そういった考えからどうお 考えなのか、2回目、聞かせてください。

- ○南野直司議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 安藤議員の2回目のご 質問にお答えいたします。

指定管理5年の更新で継続性を保てるの かというご質問であったかと思います。

前回、図書館に指定管理を導入いたしま したもう一つの要因といたしまして、職員 定数が削減されていく中で、司書資格を有 した館長または職員を採用し、養成し、配 置していけるのかということがございまし て、非常に困難な状況の中で指定管理の導 入に踏み切ったところでございます。その 折にも、長期的な視点に立った図書館運営 ができるのかというご議論をさせていただ きました。で、我々は、その導入の折に、 司書資格だけではなくて、館長そのものの 資格はこういうものですよと、こうしてく ださいという条件で募集をかけました。そ して、職員の司書資格の保有率も65%以 上は確保してくださいと、そういう条件で 公募をさせていただきまして、現指定管理 者が運営いただいております。結果として、 安定的な運営をいただいておりますので、 我々の思うとおりのことになっていると考 えております。

今回の更新につきましても、5年という ことでございますけれども、直営のときますと、直営のときいりますと、直営のときいりますと、直営のときいますというでございますに切りかわったは、指定管理に切りかわったは、直営のといったとしての役割が損なもでではおりませんし、たけるということはお聞したことが、対応しているというご言見もいただけるというごうで、たとえ今回、更新によりますので、たとえ今回、更新によります。 考えております。

この5年間、図書館の指定管理を預かってまいりまして、今の運営を見ておりますと、我々は、四半期に1回、図書館等協議会だけではなくて我々も定期的に指定管理者と運営協議をいたし、また、問題が出てまいりますと、随時、指定管理者と協議も進めております。これは、行政がしっかりしていれば、指定管理者といえども、しっかりと公共図書館の運営をしていただけるものと逆に自信を深めているところでございます。

今後におきましても、選定過程におきまして、募集要項に沿って十分審査し、候補者を決定することで図書館の安定性は確保できるものと考えているところでございます。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 子ども医療に関するご 質問にお答えいたします。

入院時の食事療養費の件でございますけども、府内の状況というご質問だったと思います。今年3月時点の府が我々に配付しております資料によりますと、既に今年度、食事療養費を助成から外しておられる団体が3団体あるような状況でございます。

その中で、食事療養費についての庁内議論でございますけども、先の議会でもご答弁させていただいたと思います。国におきましては、平成6年から今まで保険対象外であったものが、やはり在宅療養と入院の費用負担の公平性ということの観点から患者10割負担になったという状況がございます。昨年度までは、大阪府において、食事療養費を助成対象の項目として置いておられましたが、今年度の子ども医療費に関する改正の中で、その項目を外されたという状況でございます。

大阪府の改正状況、ほかを申しますと、 所得制限についても改正をされました。お 子さんお二人の標準世帯の収入で申します と、約860万円が上限で対象だったもの が500何がしということで、所得のとこったが るで約6割の所得制限を設けておよられます。 ただし、3歳未満だったものが就学前までに拡充されたとでございます。そと も兼なったということはいますの医療事業になった経過がございます。その中で、プロにお示ししていますロードマップにお示したしているような状況でございます。

どんな議論があったのかということでございます。今、申しましたように、大阪府が所得基準を800何がしから500何がしたらましてけておられるという現実もございます。庁内担当といたしましては、いろんな

議論もいたしているところでございます。 やはり単独扶助費を見直すという第5次行 革の基本方針がございますので、そうであ れば、所得において、やはり府制度に合わ せるべきではないかということも中では検 討したことも事実でございます。

今現在、きょう時点で申しますと、就学前のお子さんは、所得制限はございません。小1から6年生の方は、大阪府の旧の所得制限で制度の運営を行っていると。それであれば、大阪府は所得制限を下げましたので、拡大部分については現時点の大阪府の所得基準にという議論も、中では、担当と私ではしているのは事実でございます。ですけども、やはり市全体の施策を決めていただく際に、今回、所得制限を外し、中学卒業まで拡大をすると、その中でやはり単独扶助費の見直しもしていくということでございます。

- ○南野直司議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 失礼いたしました。答 弁が漏れておりました。

指定管理者の図書館運営につきましては 先ほどお答えしたとおりでございますので、 ご質問にございました直営に戻すのかとい う議論をしたのかという質問につきまして は、いたしておりませんので、よろしくお 願いいたします。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 この後、付託されていくことになると思いますので、また委員会のほうでより詳細に、そして、いろんな角度で議論をして深めていくべきかなと思いますが、図書館のことにつきましては、図書館等協議会委員の方々を含めて、一緒に図書館を運営してきた、チェックをしてきた、要望を上げてきた中で、部長がおっしゃる狙い

どおりの状況に今なっているということで あります。選定委員のメンバーの中に、そ ういった図書館の協議会委員さんとか市民 の方が入っておられないと以前聞いたんで すけども、その辺の選定のメンバーについ ても、この場では結構ですので、また明ら かにしていただきながら、公平性、透明性 を担保しながら、継続性、安定性と、やっ ぱり図書館サービスを後退させない。どこ かの市では、全てお任せをすることによっ て、図書館の並びが、エジプトの古い歴史 書がエジプトの観光の本だと勘違いされて 観光の場所に置いてあったりとか、摂津市 の場合は違うと思いますけども、図書の選 定において、風俗店を紹介するような雑誌 であるとか、既に期限切れのようなものま で大量に購入をして入れていたということ で、大きな問題も指定管理者の制度を利用 している全国の自治体あちこちで起きてい るということもよく把握していただいてい ると思います。その点も注意していただき ながら、また議論をしていきたいと思いま すので、このぐらいにさせていただきたい と思います。

子ども医療費助成についてです。今回の 所得制限の撤廃について、子育て支援の大 きな柱であるという点からいって所得制限 をなくしたということと、それから、入院 時食事療養費について、治療を、特に入院 をされるお子さんというのは、慢性疾患 あったりアレルギー疾患であったり、 ものに入院を、しかも幾度となく断続的にとさ なければいけない、一定の年齢に達した子さんだりなければいけない、一定の年齢に達しそとさんたちが多いのではないかなと思うんですね。そういうお子さんたちで、加えて経済的な問題を抱えておられるようなご家庭に ついてまで撤廃をしてしまうことによって、 医療行為、治療行為をおくらせたり、または回避をしたり、治療おくれが発生する可能性を心配してお聞きしております。そういった観点から、ぜひ議論を引き続いて委員会のほうでもしていただきたいと思います。このぐらいにしておきたいと思います。以上です。

- ○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○南野直司議長 以上で質疑を終わります。 お諮りします。

本15件のうち議案第75号については、 駅前等再開発特別委員会に付託することに 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会に付託します。 日程5、報告第8号を議題とします。 報告を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 報告第8号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び摂津市消防団員等公務災害補償 条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本専決処分報告につきましては、共済年金を厚生年金に統合するため、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行されたことに伴うものでございますが、本改正条例に係る政令、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の公布が平成27年9月30日となったことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専

決処分をいたしましたので、同条第3項の 規定によりご報告申し上げるものでござい ます。

それでは、各条文につきまして、改正内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)の1ページから18ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

まず、第1条は、議会の議員その他非常 勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部改正についてでございます。

附則第5条第1項及び第2項の改正は、 年金による補償と年金による給付の両方が 支給される場合の併給調整の調整率につい て定めた表中の引用条文等を政令に基づき 整備するものでございます。

第2条は、摂津市消防団員等公務災害補 償条例の一部改正についてでございます。

附則第5条第1項から第3項までの改正 は、年金による補償と年金による給付の両 方が支給される場合の併給調整の調整率に ついて定めた表中の引用条文等を政令に基 づき整備するとともに、摂津市消防団員等 公務災害補償条例第18条の2に定める特 殊公務に従事する非常勤消防団員の公務上 の災害に伴って、年金による補償と年金に よる給付の両方が支給される場合の併給調 整の調整率について、法改正による年金統 合後の影響を踏まえ、新たな調整率を政令 に基づき規定するものでございます。

附則第5条第4項及び第6項の改正は、 文言の整備を行い、第5項の改正は、休業 補償との併給調整についての規定でござい ますが、政令に基づき、本項で併給調整時 の調整率について明記しているものでござ います。

続いて、附則についてでございます。 附則第1項は、この条例は平成27年1 0月1日から施行する旨を規定しております

附則第2項から第4項までは、本条例の 施行日前の期間等に係る補償については、 本条例による一部改正の規定は適用しない 旨の経過措置をそれぞれ規定しております。

第2項及び第3項は、議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条 例の一部改正に伴う経過措置、第4項は、 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部 改正に伴う経過措置でございます。

以上、報告第8号の専決処分報告の説明 とさせていただきます。

○南野直司議長 報告が終わり、質疑に入り ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第8号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本件は承認されました。

日程6、報告第9号など2件を議題とします。

報告を求めます。土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

〇山口土木下水道部長 報告第9号、損害賠 償の額を定める専決処分報告の件につきま して、内容のご報告を申し上げます。

本件は、平成27年9月18日に、公用自動車により公務中に発生いたしました物損事故につきまして、平成27年10月7日に示談が成立し、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により平成27年10月7日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手 方、損害賠償の額、事故の当事者は、報告 第9号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきまして ご説明申し上げます。

本件は、平成27年9月18日金曜日の 午後3時20分ごろ、摂津市別府一丁目9 番地先で、路上不法投棄物の回収を終え、 市道別府8号線を北に向けて走行中、道路 左側の電柱を避けようと右にハンドルを切った際、公用自動車のパッカー車右後方側 が報告書記載の相手方家屋の板塀に接触し、 瓦が損傷したものでございます。

示談につきましては、公益社団法人全国 市有物件災害共済会へ事故現場の状況を報 告し、協議をしたところ、過失相殺率の認 定基準に基づき、過失割合を本市100%、 相手方ゼロ%と認定され、修理に要する費 用の全額7万200円を損害賠償金として 支払うことで相手方と合意に達したもので ございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入 しております全国市有物件災害共済会より その全額が支払われるものでございます。

また、職員に対しましては、日ごろから 交通ルール、安全運転の遵守や作業時の車 両の安全確保に対する注意を喚起してきた ところでございますが、交通事故の発生を 受け、車両の運転時には、他の車両や歩行 者、自転車の動向にも注意を配り、なお一 層の安全運転に対する意識の向上を図るよ う指導するとともに、事故の防止に職員一 人ひとりの意識を高めてまいる所存でござ います。

以上、報告第9号、損害賠償の額を定め る専決処分報告の件のご報告とさせていた だきます。

続きまして、報告第10号、損害賠償の 額を定める専決処分報告の件につきまして、 内容のご報告を申し上げます。

本件は、平成27年7月22日に発生いたしました道路管理瑕疵による車両被害につきまして、平成27年10月14日に示談が成立し、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により平成27年10月14日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手 方、損害賠償の額、事故の当事者は、報告 第10号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきまして ご説明申し上げます。

本件は、平成27年7月22日水曜日の 午後8時20分ごろ、相手方車両が鳥飼上 四丁目9番地先の市道新在家鳥飼上線を南 から北に向けて雨天時に走行中、当日の降 雨により発生したと思われる路面陥没箇所 に運転していた車両が落ち込み、車両に被 害を与えたものでございます。被害状況は、 軽自動車のホイール及びタイヤなどの損傷 でございます。

示談につきましては、公益社団法人全国 市有物件災害共済会へ事故現場の状況を報 告し、協議をしたところ、過失相殺率の認 定基準に基づき、過失割合を本市70%、相手方30%と判断され、相手方と双方話し合いの結果、車両修理費の7割に当たる5万8,590円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意に達したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入 しております全国市有物件災害共済会より その全額が補填されるものでございます。

現場を検証いたしましたところ、車道幅 9メートルのうち、北行き車線で幅1.3 メートル、長さ1.5メートル、深さが4 センチから9センチの路面陥没が1か所と、幅0.5メートル、長さ0.6メートル、 深さ5センチの路面陥没が1か所生じてお り、事故に至ったものと考えられます。

7月23日木曜日の午前9時30分に相 手方より通報を受け、現地確認を行い、常 温合材による陥没箇所の応急復旧作業を行 いました。現在では、陥没箇所を含む周辺 劣化部分の舗装復旧を行い、車道路面を円 滑にし、再度の事故防止に努めております。

今後におきます道路管理につきましては、 より一層道路のパトロールの強化を図り、 事故を未然に防止するよう努めてまいる所 存でございます。

以上、報告第10号、損害賠償の額を定 める専決処分報告の件のご報告とさせてい ただきます。

○南野直司議長 報告が終わりました。質疑があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程7、議案第71号を議題とします。 提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 議案第71号、工事請負契

約変更の件について、内容をご説明いたします。

なお、詳細については、議案参考資料3 ページから5ページを併せてご覧ください。 本議案は、(仮称) 摂津市立別府コミュ ニティセンター新築工事の工事請負変更契 約を締結するに当たり、議会の議決を求め るものです。

契約の内容は、(仮称) 摂津市立別府コミュニティセンター新築工事の変更です。 契約後の契約全額は 6億5 204万

契約後の契約金額は、6億5,204万 4,600円です。

契約後の工期は、平成27年6月27日から平成28年10月31日です。

契約の相手方は、摂津市東別府四丁目1 3番6号、五和建設工業株式会社、代表取 締役、山本義信です。

変更契約の内容は次のとおりです。

自動車駐車場枠5台増の移設設置、自転車駐輪場枠60台増の移設設置、多目的用途地下式貯水槽60トンの新規設置、敷地の拡張に伴うその他外構工事及び追加工事に伴う工期延長を行います。

以上、議案第71号、工事請負契約変更 の件の内容説明とさせていただきます。

- ○南野直司議長 説明が終わりました。 質疑があればお受けします。渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 それでは、質疑をさせてい ただきます。

この工事請負契約変更ということなんですが、これは、一つのルールに基づいて、安威川以南に本当に拠点が欲しいという市民要望があって、今回、別府でコミュニティセンターができることになったわけですけど、そのことに関して、より多くの市民の意見を聞こうやということで、ワークショップを合計8回されたということを聞きました。その内容は、ところどころ我々に

も漏れ聞こえてきたわけですけど、そこで 一生懸命いろんな議論が展開され、これは コンサルも入りながらの議論をなされたと 聞いておりますが、そこであらゆる知恵を 絞って、知恵が出尽くし固絞りの中をまた 知恵を絞るような感じで、しっかりと煮詰 めた内容で議会に提出されたんです。そこ でもさまざまな議論がなされておったとお 聞きしておりますし、先ほどの変更、駐車 場の問題とか駐輪場の問題、貯水槽の問題 等も多分議論がなされたのではないかと思 います。防災という観点から消防長もいろ いろご答弁されておりますが、その中で、 あえて議会で議決されて半年間工事が行わ れなかったわけですけれども、出尽くした 中で可決された上に、一部市民からの要望 ということでこういう形で変更になった。 全ての過程を経ながら、全てのシステムを 使いながら、市民ニーズを聞きながらやっ た一つの決定が、特定の団体か特定の市民 によってこのように変更されたということ なんですけど、その特定の市民、団体とい うのは一体どういう方々か、市長にお聞き したいと思います。

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 渡辺議員の質疑にお答えをいた します。

この議案第71号につきましては、何度 もご審議を煩わしまして申しわけございま せん。

前回ご議決をいただきました後、地域への説明会に入ったと承知をいたしております。その中でのいろんな要望に耳を傾けたということでありますので、特定の団体とか個人ではないと承知いたしております。

- ○南野直司議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 それやったら、何のために ワークショップを8回もやったかというこ

となんですよ。ワークショップを8回やっ て、そこで地域の方々と議論なされて、そ こである程度でき上がった中での議会での 提出ということになったと思うんですよ。 当然、そのコンセンサスを得て、そういう 形で議会で出てきたと思うんですけど、そ れで、議会によってまたもんで、それで可 決された内容が、何で地域の説明で要望が 出て覆されるというのは理屈に合わんわけ ですよ、これ。全くその8回に上るワーク ショップもせんと、地域の方々に対してこ ういう形でやりますというような説明をな された上で、それは何か逆というか、物事 の本末が転倒しとる。システム、ルールを きちっと守りながらやってる中で、そのよ うな形で市民要望が出たら、これは何事に おいても物事をこれからすることに関して 成り立たなくなる。そうでしょう。機関を フルに使って、さまざまな行政マンがいろ んなことを考えながら知恵を絞って、コン サルまで入れて物事をやったことが、地域 に戻ってそのような形で覆されることが実 際公の機関で行われたということになると、 これから一体どういう仕事をやっていくん ですか。あなた、市長は、リーダーシップ を持って、やっぱりそういう形で職員を使 って、そういうことでやってるわけでしょ う。それやのに、こういう議会軽視という か、それと、8回のワークショップをやっ た市民の方々の意見を軽視するというか、 そういうことになってしまうわけですよね、 結局は。そのことに関して、市長、こんな ルールがまかり通るんやったら、いいです か、これからこの機関が機関決定なされた ことが成立しないような状況で行政が営ま れていくのかどうか、お答え願いたいと思 います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 渡辺議員からのご指摘、過去8 回のワークショップ等々、よく理解をできる点もございます。実は、このワークショップ、またはいろんな地域の声を聞く中で設計図ができ上がったと。で、設計図は、議会の議決をしていただくことは、それこそ皆さんには見ていただくことは、それこそ逆になってしまったら大変ですので、議決いただいた後、こういうことでということで、地域の市民の説明会に入ったと承知をいたしております。その中でいろんな意見が出てきたと。

私は、議決いただいた内容については、 その施設そのものについて何ら問題はなか ったと思います。防火水槽の件につきまし ても、40トン云々の話もですね。その説 明会では、地域全体、その施設のみならず、 かなり広い範囲に広げていろんな要望が出 てきたと聞きました。そして、それを全て はいというわけにはまいりません。議決後 間もない追加工事というのは慎重を期さな いとだめです。今、ご指摘されたそのとお りだと思います。で、そのときの幾つかの 要望の中で、うん、これは耳を傾けてはと いうお話が出てきたと報告を受けました。 議決後すぐの追加工事、これは慎重を期さ ないかん。今、言われたように、軽視につ ながるようなことになってはいけない。さ すればどうすべきか。もし採用するならば、 後年度に工事を追加してやるという方法も あるのではないか、そんな議論もいたしま した。ただ、そうなりますと、同じところ をまたほじくり返したり、また一定の期間 休館ということも出てきてしまうと。さす れば、この工事をやるときに、同時に何と かして着工できないだろうかという思いで、 議会の皆さんにご理解をいただけないだろ うかということで今回の提案に至ったわけ

でございまして、決して今言われたように 議会を軽視するとか、そんなことは毛頭考 えておりませんので、ご理解をいただきた いと思います。

- ○南野直司議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 市長ね、言うとることがお かしいんや。ワークショップは何のために あるかいうたら、いいですか、市民の多く のニーズというか、意見を聞くということ でやったわけでしょう、8回も。延べ何時 間費やしたかわからんけど。何でそのとき にそういう方々に来ていただいて、そこで そういうきちっとした議論がなされてない のか。ほんなら、その8回の中に、その後 で説明に上がった方々はいてはらへんかっ たのかどうか。当然いてはったと思うんで すよ、そんだけ興味があるんやったら。だ からね、言うとる意味が、一つの物事を時 系列で追っていったら、1回目、2回目、 3回目、4回目、8回やったらこれは大概 の数ですわ。今、言ったように、延べ何時 間という時間を費やしたのかですよね。そ こで今さっき言うたような一つの議論、あ なたが後段で言うたような議論が当然なさ れるべきです。コンサルまで入れてやった と聞いてますから。

はっきり言って、その司令塔がわからんのですよ。どこが主になってやっとるかというのがね。当然、一つのところ、きちっと一つの部署が主になっとったら、そういうことも想定しながら、全て出し尽くしてくださいという状況の中でワークショップがなされるわけですやん。議会に持ってこられるというのは、結局、最終的な絞りに絞った中での一つのことで議会に持ってこられるわけであって、その後、その説明に行って、さまざまな意見が出たから変えるということになってきたら物事が成立しな

いと私がいつも質問しとるじゃないですか。これから全てにおいて、そういう形でさまざまな施設をやっていくときに、地域住民の皆さんからいろんな意見を聞く、そしたら、その中でいろんなことが出てきて、そして、こういうことをやろうという形明に上がっていまったら、またその説明に上がっているとしたら無視されるかわからんわけですよ。言うとる意味わかるでしょう。おかしいねん。

それと、今言うた私のとこに説明に来た 職員は、一部の市民の皆さんからそういう ご意見をいただいたのでということを言う てはりました。ちょっと違うじゃないです か、答弁が。その答弁の違いをあなたはど う処理されるんですか。そういうふうに私 が幹事長を務める我が会派に説明に来はり ましたよ。こんなことを許しとったら、何 遍も言うようやけど、機関としての決定が 成り立たへんわけですよ。その点、お答え 願いたいと思います。

○南野直司議長 市長、私も、この別府のコミュニティセンターについては、ワークショップ等々参加させていただきまして、今回、満決後にこのような変更ということとは思ってますので、ちょっと市長は答弁をおいて、ちょっと市長は答弁をおいて、力ショップと、それから、明会、できまして、担当課から、反省点だけるのあり方というか、反省にだけるのであればいただきたいと思います。(「すぐできるの。できんのやったらいい」と渡辺慎吾議員呼ぶ)できますかね。生活環境部長。

○登阪生活環境部長 ご質疑にお答えいたし ます。

防火水槽の件につきましては、先ほど市 長のご答弁がございましたけれども、住民 説明会の時期に合わせまして、別府の自治 連合会のほうから防火水槽の設置について の要望が出ております。

それから、パブリックコメントとおっしゃっておられましたけど、ワークショップなんですけども、ワークショップの関係におきましては、ワークショップの中でも、この防火水槽の件につきましては、一部の方からご意見はいただいております。ただ、ワークショップ全体としての意見集約にはならなかったと認識しております。

ワークショップに参加される方は、それ ぞれの施設の利用者あるいは地域の方とい うことで、いろんな問題意識を持って、い ろんな要望を持って参加をされてこられる と思います。ですから、ワークショップの 中でいろんな議論はされますけれども、そ の議論がやっぱり全体化しない場合もある かと思います。したがいまして、当然、ワ ークショップの結論は結論として重要でご ざいますけれども、やはりその中で出なか った意見、あるいは、出たとしても全体化 されなかった一部の方の意見、そういった ことも含めまして、行政が施設を整備する に当たりまして、やっぱり行政として配慮 していかなければならないこと、こういっ たことはあるかと思っております。

そういう意味では、今回の防火水槽の件につきましては、我々事務方のほうが全庁的な議論も含めまして不十分なことがやっぱり大きな要因ではなかったのかと考えております。(「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ)

○南野直司議長 渡辺議員。

- ○渡辺慎吾議員 先ほど、市長の答弁の中で、 特定の団体からの意見は聞いてないと聞い たけど、今、答弁の中では別府の自治連合 会から要望があったと言ってるじゃないで すか。その答弁の食い違いは一体どうなっ ているんですか。
- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 別府の自治連合会からも要望書もいただいておりますが、ただ、特定のというよりも、全体の自治連合会ですから。(「自治連合会といったら特定やんか」と渡辺慎吾議員呼ぶ)でも、別府全体の一つの……。(「自治連合会といったら特定の団体やないか」と渡辺慎吾議員呼ぶ)ただ、個人とか、まさにものすごい狭い範囲での特定という意味じゃなくて……。(「いや、だから、私は団体と言うとるだけや」と渡辺慎吾議員呼ぶ)(「議論整理せなあかん」と呼ぶ者あり)
- ○南野直司議長 暫時休憩します。(午後2時28分 休憩)

(午後3時19分 再開)

- ○南野直司議長 再開します。 答弁を求めます。市長。
- ○森山市長 先ほどの防火水槽の大型化を要望されたのは、別府校区の連合自治会でございます。先ほど、特定の団体ではないと申し上げました点は訂正をさせていただきます。

また、ワークショップを何度も開催しながら、当初の計画から防火水槽を100トンで盛り込めなかったことにつきましては、今回の市民意見の集約の仕方を教訓として、今後、オール摂津で取り組んでまいります。以上です。

○南野直司議長 ほか、質疑あるでしょうか。 増永議員。 ○増永和起議員 議案第71号、別府コミュニティセンターの工事請負契約変更について質問させていただきます。

今回、別府コミュニティセンターの新築工事について改定案が出されたわけですが、駐輪場、駐車場の拡大、新たな貯水槽の設置など、地域の皆さんの要望が反映されたものであること、何よりも、用地拡大のため、売却予定地とされていた土地が1,200平方メートルから800平方メートルへと削減されると聞いていますが、地域の皆さんの市営住宅跡地は売却しないでほしいという願いに一歩近付いたことを大いに歓迎し、賛成するものです。

先ほど、渡辺議員がおっしゃっていた、 ワークショップでの審議は尽くされたはず だということでしたけれども、私は、自分 自身がワークショップに参加をしてきまし たし、また、それをもとに、議会でも何度 もこの問題を取り上げて質問もしてまいり ました。ワークショップでは、1,200 平方メートルの南側の土地が売却予定地で あるということを前提に、建物の間取りの 問題などを中心に話が進められてきました。 土地の問題を議論するならワークショップ はやめるとアドバイザーの方がおっしゃる 状態でした。それでも、土地を売却しない でもっと活用してほしいという声が折々に ワークショップで上がっていたことは、以 前の質問で述べさせていただいていたとお りです。今回の変更は、ワークショップで 合意をしていた内容を一部の市民や特定の 団体の声で覆したのではなく、今、ようや く地域の皆さんの声に摂津市が耳を傾けて、 土地の問題を一部ではあるけれど変更する ことになった、これは、私は大変喜ばしい ことだと考えています。

今回の変更は、別府コミュニティセンタ

ーの建設の意義にかかわるものだと思いま す。改めてセンター建設の意義についてお 尋ねをいたします。

また、変更に至る経緯、新たに発生する 経費の内訳、工期の変更、最初からどれく らい変わるのかということについてもお聞 かせください。

1回目の質問といたします。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境 部長。
- ○登阪生活環境部長 それでは、増永議員の 質疑にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の改めて建設の意義ということでございますけれども、別府コミュニティ施設につきましては、地域の方々の交流が深まり、地域住民の共同体の意識を高め、自主的なコミュニティ形成が促進されます。に、公民館、それから集会所の機能を併せ持つ地域コミュニティ活動の拠点として整備するものでございます。また、地域の防災拠点としても想定をしておりまして、地域の皆様に今後を関間にわたりまして喜んで利用していただけるような、そういった施設整備を実現してまいりたいと考えております。

それから、今回の変更の内容でございますけども、先ほどご質問にもありましたように、駐輪場、それから駐車場の増設とその位置の変更、それから防火水槽60トンを新たに加えるものでございます。金額的には全体で4,500万円を予定しております。なお、その内訳でございますけれども、貯水槽設置に係ります経費につきましては約1,400万円、それから、敷地の拡張に伴います経費につきましては約800万円と考えております。

また、今回の変更が工事内容の変更とと もに工期の延長を行うものでございますか ら、工期延長のみに係る変更金額を算出することは困難でございます。工事延長に伴う委託経費も含めまして、もろもろの間接経費ということで約2,300万円と考えております。

それから、工期につきましては、当初、 平成28年の5月末を考えておりましたけれども、5か月延長させていただきまして 10月末を予定しております。

以上でございます。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 2回目の質疑をさせていた だきます。

別府公民館が今まで果たしてきた役割を どう引き継ぐのかということが大きな課題 だと指摘をしてきました。施設オープンま でに時間的余裕ができたことをよい方向で 生かしていただき、これからどのように検 討されていくのか、また、指定管理の選定 についても変更があればお教え願いたいと 思います。

2回目、以上です。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○登阪生活環境部長 そしたら、2回目のご 質疑にお答えいたします。

別府コミュニティセンターにつきましては、別府公民館の公民館的機能を引き継いでいくということでございますので、日常的な取り組みはもちろんのこと、地域のまつりの実施など、他地区の公民館との連携も図っていけることも含めまして、そのようなことが実現できるような職員体制について配慮していきたいと考えております。(「議事進行」と増永和起議員呼ぶ)

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 今、指定管理者のことについてのお答えがなかったので、それについて教えてください。その後に3回目の質疑

をさせていただきます。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○登阪生活環境部長 申しわけございません。 指定管理者につきましては、現在、まだ 最終的な決定をいたしておりませんけれど も、地域に根差した施設ということで、今 後、どのような形での決定方法がいいのか を決めさせていただきたいと考えておりま す。
- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 それでは、今のお話ですと、 公民館機能をどうやって引き継いでいくの かということについて、まだはっきりした 形が見えてきていないということなのかな と思いますので、ぜひそこは、せっかく時 間的余裕ができましたので、しっかりと地 域の皆さんのお声も聞きながらやっていっ ていただきたいと思います。

今回の改定案は、摂津市が市民の声に耳 を傾け、必要とあれば一度決まったことで も変更するという姿勢を示されたものだと 私は高く評価をいたします。ワークショッ プで土地の問題も含めて議論をしていれば 事業をスムーズに進められたのではないか、 進め方に問題があったという渡辺議員のご 指摘がそういうことであるならば、私も進 め方を今後はしっかりと考えてほしいと思 います。政策決定段階から市民の声をしっ かりと聞き、市民参加、情報公開の立場を 強めていただくよう要望いたします。

先日、別府公民館まつりが開催されましたが、大変盛況でした。地域で果たしてきた別府公民館の役割を十分に引き継ぐ施設にしていただきたいと思っています。また、公民館まつりの実行委員長がご挨拶の中で強調しておられたことは、新施設の使用料が高いと今までの公民館活動が続けていけないという問題でした。使用料が上がらな

いよう要望いたします。

最後に、地域の皆さんの最大の願いは、 市営住宅跡地は売却せずに全部活用してほ しいということです。防災拠点としての観 点からも、売却を急ぐことなく、市民の声 に応える摂津市の姿勢を見せていただくこ とを強く要望いたしまして私の質疑を終わ ります。

- ○南野直司議長 ほか、質疑ないでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○南野直司議長 以上で質疑を終わります。 お諮りします。

本件については、委員会付託を省略する ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終 わります。

議案第71号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

12月3日から12月16日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後3時30分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南野直司

摂津市議会議員 山崎雅数

摂津市議会議員 水 谷 毅

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成27年12月17日

(第2日)

平成27年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成27年12月17日(木曜日) 午前 9時59分 開 議 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (21名)

- 1番 上村高義
- 3 番 森 西 正
- 5 番 福 住 礼 子
- 7番 村上英明
- 9番 東 久美子
- 11番 大澤 千恵子
- 13番 弘 豊
- 15番 水谷 毅
- 17番 嶋 野 浩一朗
- 19番 野原 修
- 21番 野口 博

- 2番 木村勝彦
- 4番中川嘉彦
- 6番藤浦雅彦
- 8番 三 好 義 治
- 10番 渡辺慎吾
- 12番 増永和起
- 14番 山崎雅数
- 16番 南野直司
- 18番 市来賢太郎
- 20番 安藤 薫

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 Щ 正 市長公室長 乾 富 治 生活環境部長 登 阪 弘 保健福祉部長 堤 守

都市整備部長 吉田和生

教育委員会 山本和憲教育総務部長

教育委員会 宮部善隆 生涯学習部長

水道部長渡辺勝彦

教 育 長 箸尾谷 知 也 総 務 部 長 杉 本 彦 正 生活環境部理事 野 人 士 保健福祉部理事 島 田 治 土木下水道部長 繁 Щ П 教育委員会 策

教 育 安 貝 会 前 馬 晋 次世代育成部長

監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長

消防長樋上繁昭

久

П

和

1 出席した議会事務局職員

事務局長藤井智哉

事務局次長橋本英樹

1 議 事 日 程

1, 一般質問

野 原 修 議員 上 村 高 義 議員 水 谷 毅 議員 村 上 英 明 議員 山崎 雅 数 議員 藤浦 雅 彦 議員 礼 子 議員 福 住 薫 議員 安 藤 嶋 野 浩一朗 議員

1 本日の会議に付した事件 日程1

(午前9時59分 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を 開きます。

本日の会議録署名議員は、嶋野議員及び市来議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

野原議員。

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 おはようございます。

通告に従い、一般質問をさせていただき ます。

都市計画道路千里丘三島線の整備について。

都市計画道路のあり方について、昨年、 府道を含む多くの都市計画道路が都市計画 審議会を経て廃止になりました。現在残っ ている都市計画道路の中で、特に市道千里 丘三島線は、千里丘駅南交差点から阪急電 鉄の産業踏切を越え、大阪中央環状線の合 流地点まで1.5キロほどの延長があると 思われます。摂津市内の道路においては 思われます。摂津市内の道路においては り、災害発生時においても重要な緊急交通 路や避難路として位置付けられている道路 であり、本市の最も重要かつ顔とも言える 道路ではないかと思います。

産業道路踏切は、連続立体交差が完成するまで、現在のように渋滞発生原因として、 今後も改善の見込みがなく続くものと思われることから、早期にこの連続立体交差事業に着手することを願うところであります。

そこでお尋ねいたしますが、現在の千里 丘三島線は、都市計画道路として整備率は どれぐらいなのか、また、現時点で整備さ れている摂津警察署前付近などはどのよう な事業で整備されているのか教えてくださ い。 これまでも千里丘三島線に関しての答弁では、都市計画道路全体の中で、必要性、 緊急性、財政事情なども考慮する中で、順次事業を進めていくとの答弁があったと思います。昨年、市内の都市計画道路は、多くの路線が廃止され、全体の路線数が減少しております。その中でも千里丘三島線は都市計画道路として残っておりますが、今後は都市計画事業としてどのような計画を持って取り組んでいくのか、お聞かせください。

AEDの普及について。

本年2月の定例会におきまして、AEDのさらなる普及・設置促進につきまして質問させていただきました。質問の中で、コンビニへのAED設置推進をご提案しましたところ、設置について研究していくという答弁をいただいております。その後、他の自治体の取り組みなどの調査をはじめ、どのような研究をされ、現在どういった方向で検討されているのか、お聞かせください。

市民にやさしい庁舎づくり。

庁舎には、子育て中の小さい子どもさん を連れたお母さん、高齢者、障害を持たれ ている方など、多くの市民が来庁されます。 まず、庁舎トイレの洋式トイレとウォシュ レットの設置状況と総合案内の体制をお聞 かせください。

1回目、終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。都市整備 部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 改めまして、おはよう ございます。

それでは、都市計画道路千里丘三島線の 整備についてのご質問にご答弁申し上げま す。 本路線につきましては、昭和37年に大阪高槻京都線から大阪中央環状線までの計画延長約2,030メートルの都市計画決定を行い、平成21年にはJR京都線の千里丘ガードが完成するなど、現在約940メートルの整備が完了し、整備率につきましては約46.3%となっております。

整備手法につきましては、千里丘ガードのように都市計画街路事業としての整備だけではなく、JR千里丘駅と阪急摂津市駅間の歩行者の安全を確保するための歩道整備や摂津警察署周辺の道路拡幅整備など、道路交通安全事業を活用した道路整備も併せて進められているところでございます。

今後の整備予定につきましては、現在の計画が、阪急京都線をオーバーパスする形で都市計画決定がなされておりますので、平成28年度に予定いたしております阪急京都線連続立体交差事業の都市計画決定に合わせまして、平面道路として構造及び幅員を変更するため、現在、関係機関と協議を進めているところでございます。

なお、本路線の整備につきましては、連 続立体交差事業の推進に合わせまして、今 後、着手時期も含めて検討してまいりたい と考えております。

以上です。

○南野直司議長 消防長。

(樋上消防長 登壇)

○樋上消防長 AEDの設置促進についての ご質問にお答えいたします。

コンビニへのAEDにつきましては、本年6月の第2回定例会にご質問いただき、 以降、調査・研究を進めてまいりました。

まず、他市の状況でありますが、大阪府下では、松原市、枚方市が設置いたしております。また、寝屋川市、交野市、貝塚市が28年度に設置予定と聞き及んでおりま

す。

コンビニ全店舗設置を目標として取り組むことは、先進事例として評価が高いところではございますが、現況に照らした場合、本市の財政的負荷や店舗所在の散らばり等を勘案いたし、コンビニに特化することなく、市全体としての配置バランスも考慮する必要がございます。

AEDは、いつ何どきでも持ち出せるということが非常に大切で、このことが救命率の向上につながるものでありますので、引き続き、夜間休日でも持ち出しが可能である施設等へのAED設置について検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 市役所庁舎のトイレの洋式 トイレ及びウォシュレットの設置状況につ いてお答えいたします。

現在、庁舎内には小便器を除き60か所が設置されており、洋式トイレは障害者用トイレを含め17か所設置しており、全体の28.3%となっております。このうち、ウォシュレット、いわゆる温水洗浄便座でございますが、5か所設置されております。オストメイト対応が1か所、新館や本館の1階、議場のトイレに設置されております。

総合案内の体制でございますが、現在、 総合管理委託業務として、正面玄関でのインフォメーションコーナーに案内人1人、 その他、庁舎管理委託業務といたしまして、 シルバー人材センターによる1名が案内や 誘導に当たっております。

- ○南野直司議長 野原議員。
- ○野原修議員 それでは、2回目、質問します。

千里丘駅南交差点から千里丘東2丁目ま での交差点において、西側が完成しており、 過去の経緯は、都市計画事業としての整備では連続立体交差事業との関係により都市計画道路幅員の見直し変更が進まないことから、道路事業として着手したところであると伺っております。その整備に至る経緯と整備内容についてお聞かせください。

また、西側歩道は、整備ができたことで 歩道幅員も広く、道路利用者にとって安全 な状態であり、ところが、東側はまだ拡駅 は行っておりません。とりわけ千里丘駅 交差点付近での歩道幅員は狭く、そこに限 を住などもあり、さらに通行する幅員を せているような状況であります。両側にと 整備に着手されたとき、ようやかったと思 ができると期待された方も多かったと思 います。拡幅を伴う整備には、 や家屋の補償など、長い時間と多額の を伴うものですが、 今後の事業をどい。 に考えていくのか、お聞かせください。

AEDの普及について。

全国的な傾向、他市の状況についてはわ かりました。

平成22年度から小中学校にAEDを設 置して、心肺蘇生法の講習を開始され、現 在まで延べ7,500名が受講され、また、 近年、各小学校区において地域自主防災訓 練が開催され、その訓練メニューでもAE D訓練を実施されており、平成26年度を 見ましても、3,000人を超える人、地 域住民がAEDを使用した心肺蘇生法を訓 練されております。その訓練の中で、「あ なた、AEDを持ってきてください」とい う場面があり、特に夜間休日などの場合、 市民の方々がどこに取りに行っていいのか わからない状況であることが心配でありま す。市民の皆さん誰もがよく知っていて、 なおかつ、夜間休日でも持ち出し可能な場 所にAEDを設置し、それを周知すること

で救命率の向上が大きく期待できるのでは ないかと考えます。コンビニなど24時間 店舗の設置を促進する一方、まさに市民に とって身近な安心・安全の施設である交番 への設置について検討できないか、お聞か せください。

市民にやさしい庁舎づくりについて。

生活様式の変化から、洋式トイレやウォシュレットは一般家庭での普及が高まっています。今、学校でも、きれいなトイレ、使いやすいトイレに改修しているところです。多くの市民が来庁される市役所で整備していくべきものであると考えます。特に障害者用トイレのウォシュレットの整備を進めるべきだと考えますが、考えをお聞かせください。

また、新館6階には、子育ての中、多くの方が来庁され、トイレに幼児を座らせておくべき椅子の設置や、各階の男子用小便器の前に物を置く折りたたみ式の網棚が必要であると思いますが、お考えをお聞かせください。

また、時々、小さな子どもさんと乳児連れで食堂で食事されているところを見かけると、小さなお子さんが食べづらく、お母さんもゆっくりと食事できないので、食堂に数個の子ども用椅子を置いてあげるのもよいと思いますが、いかがでしょうか。

新館玄関の総合案内は、最初の市の印象となる重要な役割があり、行政視察に行くと、他市でも、インカムを利用し、市民を案内しているところもあります。先に市民の方に「どちらに行かれますか」と声をかけてあげる優しさが必要ではないかと感じます。現状の案内では、挨拶はされているものの、市民の要望に応えるものとなっていないと考えますが、考えをお聞かせください。

以上、2回目、終わります。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。土木下水 道部長。
- ○山口土木下水道部長 それでは、都市計画 道路の千里丘三島線の整備計画について、 千里丘三島線の千里丘駅南交差点から千里 丘東2丁目交差点までの区間における西側 歩道整備についての経緯と内容、また、今 後についての質問にお答えいたします。

まず、経緯についてでございますが、都 市計画道路千里丘三島線は、平成17年度 当時、阪急京都線連続立体交差事業との関 係により整合を図ることから、計画幅員の 変更を検討している状況でありました。そ のような中から、JR京都線千里丘ガード の拡幅整備や阪急摂津市駅の開業など、周 辺の基盤整備により車両通行や歩行者など の増加が予想され、安全な歩行空間の確保 が早急な課題であることから、平成22年 5月に、現況11メートルだった道路幅員 を、都市計画道路の計画幅員20メートル から25.5メートルの幅のうち、歩道整 備に必要な道路幅員として18メートルか ら19メートルに認定道路幅員の区域を拡 大し、交通安全事業として、地権者の協力 のもと道路用地を確保し、整備しておりま す。

整備内容につきましては、平成21年度から平成23年度の3か年かけて用地を取得し、平成24年度の末に幅4.5メートルの歩道を整備し、安全な歩道空間を確保しております。また、その際に、東側にありますガードレールの位置を変更しまして、歩行空間が拡大できる可能な場所におきまして50センチメートル程度広げるなど、東側においても一定の措置をとらせていただいております。

今後は、正雀駅前の道路拡幅などにシフ

トするとともに、整備後の交通状況を注視しているところであります。しかし、議員ご指摘のとおり、東側の千里丘駅南交差点付近では、歩行者たまりも狭く、車両の一トで量も多い上、路線バスなどの運行ルーー道路中でもあります。また、交通バリアフリもあります。また、交通バリアフリもあります。またはないの大変全面におけるが必要と考えております。今後は、西側の交通を音楽として国の交付金を活用しまがらかります。中の財政的負担の軽減を図りながら取りたいと考えております。

以上でございます。

- ○南野直司議長 消防長。
- ○樋上消防長 2回目のご質問にお答えいた します。

AEDを交番へ設置することにつきましては、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。また、従前から実施しております市民救命サポート・ステーション事業と併せ、民間事業所のAED設置を促進し、救命率の向上に努めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 総務部長。
- ○杉本総務部長 洋式トイレとウォシュレットの整備、幼児用の椅子、棚等の設置についてでございますが、洋式トイレの整備については、トイレの扉の開閉の関係等、現在の和式トイレより広い空間が必要となります。

ウォシュレットの設置については、新たな電気配線が必要となり、過去の改造工事では、便器の改造、電気工事、水道工事を含め約70万円が必要となっております。しかし、生活様式が変化しております。一般家庭でのウォシュレットの普及率が70%を超えるという現状もございますので、

庁舎内での優先順位を検討し、障害者用トイレから設置を進めるとともに、健常者の 方々にも利用していただけるような工夫、 また表示等を行ってまいりたいと考えてお ります。

また、幼児用椅子や棚の設置につきましては、多くの商業施設や鉄道駅などに設置されております。庁舎1階や6階でも、子育ての市民への対応としてベビーベッドなどの設置を行っておりますが、ご提案のトイレ内の椅子や棚の設置につきましても、スペース的な問題や費用等を勘案し、設置に向け検討してまいります。

庁舎の案内についてでございますが、議員ご指摘のとおり、総合案内は市役所の顔であり、その重要性は認識をいたしております。親切でわかりやすい案内を行うということであれば、今の体制が十分なものと考えておりませんので、来年度については、委託内容を見直し、総合案内の改善を実施してまいりたいと考えております。

食堂の椅子についてでございますが、小さなお子さん連れの市民の方がお食事をされている場面も多々我々も見かけるところでございますし、利便性や安全性も考えまして、担当課とも協議いたしまして、できる限り前向きに検討いたしたいと考えております。

以上でございます。

- ○南野直司議長 野原議員。
- ○野原修議員 それでは、3回目、質問させ てもらいます。

都市計画道路千里丘三島線の整備につい て。

まず、都市整備部長の答弁で、平成28 年度に予定されている阪急京都線連続立体 交差事業の都市計画決定に合わせて千里丘 三島線の構造及び幅員を変更するとの内容 でありました。また、連立事業の進捗に合わせて道路整備の着手時期を検討するとの答弁でありました。

続いて、土木下水道部長の答弁では、平成17年から計画し、21年から24年度までの4年間で認定道路の幅員の区域拡大を行い、交通安全対策事業として、千里丘南交差点から千里丘東2丁目交差点までの区間において、用地取得から西側歩道の整備や交差点の右折レーンの設置が実施され、また、東側の整備についても、西側同様、国費を活用した取り組みをされているとの答弁がありました。

そこで、単純な解釈ですが、都市整備部長の答弁では、昭和37年の都市計画決定の内容を、52年も経過した来年に、連立の都市計画決定に合わせ、千里丘三島線の道路構造と幅員を変更し、道路整備の着手時期を検討すると。土木下水道部長の答弁では、道路整備を交通安全対策事業で取り組むとの内容は、千里丘三島線の道路整備は、都市計画道路での整備では時期すら検討し、時間がかかると、交通安全対策事業では4年で整備できるんだと理解しました。

いずれにしましても、千里丘三島線は本市のメイン道路であると言ってもいいほど 重要な道路であると思います。その中で、 特にJR千里丘駅と阪急摂津市駅の間は、 自転車や人の往来が多い部分でもあります ことから、都市計画決定の変更に関係なれ、 交通安全対策事業により早急に整備され、 また、全区間の整備においても、都市計画 事業で実施されるのか、本市にと って何が最もいい手法なのかを見きわめられ、よりよい方法で一日も早く整備される ことを強く要望いたします。

AEDの普及について。

今お聞きした市民救命サポート・ステーション事業で、消防署出張所のAEDが出払っている間に市民の方が取りに行かれても、そこで持ち出せるような整備を各出張所でも行っていただきたいと思います。また、交番への設置につきましても、警察機関と十分に協議され、ぜひ実施に向けてください。

コンビニなどの24時間営業店舗への設置につきましては、引き続き研究され、例えば、事業者が地域貢献としてAEDを設置された場合、功績を評価できるような取り組みで設置推進を図るなどして、実際に事が起こったときに確実に市民がAEDを持ち出せる環境を整備していただきたいと思います。

また、摂津市が公共施設に設置されているAEDについては、条件が許せる限り、24時間使用できるように研究していただき、救命率の向上に努めていただきたいことを強く要望いたします。また、設置につきましても、買い取り、リース、委託など、最小の費用で最大の効果が出る調査・研究をお願いします。大いに期待しております。市民にやさしい庁舎づくりについて。

先日、市役所の正面玄関を通りましたら、 玄関の前で職員が婚姻届を提出に来たと思 われるカップルの記念撮影をしているとこ ろを見かけました。その後、戸籍届出の窓 口に行きますと、受付カウンターの下に、 「婚姻届や出生届を提出される際、お手持 ちのカメラで記念撮影をされたい方は職員 にご遠慮なくお申しつけください」という チラシが張ってありました。これにより、 職員が記念撮影サービスを行っているのだ と認識いたしました。

このように、単に窓口で届け出を受け付けるだけではなく、市民の希望に応じて職

員が記念撮影をしてあげるという、人間基礎教育で掲げる思いやりの心、奉仕の心を 実践する非常によい取り組みと考えます。 職員の方々にも人間基礎教育の精神が浸透 しつつあるのが実感できます。

しかしながら、せっかくよい取り組みを 行っているのに、このことが市民にあまり 周知されていないように感じます。窓口に 張り紙を掲げられてありますが、決して目 立つものと言えず、張り紙に気づかない方 もいらっしゃると思います。この取り組み をもっと市民にPRすべきと考えますが、 お考えをお聞かせください。

それから、戸籍届の窓口では、婚姻届や 出生届など、市民の皆さんの人生における 非常に大事な場面、おめでたい場面に接す ることとなります。そういう意味で、届け 出の際の記念撮影のほかにも、市民にやさ しい思いやりのある取り組み、市も一緒に なってお祝いできるような取り組みを行っ ていく必要があると考えます。例えば、最 近では、婚姻届や出生届の用紙にオリジナ ルデザインの用紙を採用する自治体が増え てきています。婚姻届などの用紙に、その 自治体の名所や名産品、マスコットキャラ クターなどのイラストを載せることによっ て、その自治体のPRにもなりますし、イ メージアップにもつながると考えます。本 市においても摂津市オリジナルの用紙を作 成する考えがあるのかどうか、お聞かせく ださい。

以上、3回目、終わります。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境 部長。
- ○登阪生活環境部長 婚姻届時等の記念撮影 及びオリジナルの届出書作成についてのご 質問にお答えいたします。

婚姻届や出生届の際の記念撮影につきま

しては、戸籍届出窓口におきまして、「お 手持ちのカメラで記念撮影をされたい方は 職員にお申しつけください」という張り紙 を掲出しており、届出人からの申し出がご ざいましたら職員が記念撮影に協力をさせ ていただいているところでございます。撮 影場所につきましては、戸籍届出窓口の前 や市役所の玄関前など、ご希望をお聞きし ながら撮影するようにしております。

市民への周知でございますが、今後におきましては、張り紙のサイズを大きくしたり、張り紙を数か所に掲出したりするなど、来庁者の目につきやすいよう工夫していくほか、市ホームページの戸籍届出のご案内の中でも職員が記念撮影に協力する旨の一文を掲載するなどして、多くの方々に知っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、本市オリジナルの婚姻届書 等の作成についてでございます。

戸籍の届書につきましては、婚姻届は茶色、出生届は青色が一般的なものとなっておりますが、近年、結婚情報誌の付録としてピンク色の婚姻届が出てきましたのをきっかけに、自治体におきましてもオリジナルデザインの婚姻届書を作成も書きなります。本市におきましても、担当職員の中でオリジナルの届書を作成してはどうかという声が出ておりますので、今後、本市オリジナルの届書の作成に向け、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 野原議員の質問が終わりま した。

次に、上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 それでは、通告内容に基づきまして一般質問させていただきます。

まず1点目、総合体育館の建設に向けた 取り組みについてお尋ねいたします。

この質問は、私たち同会派の木村議員が 先の第3回定例議会でも質問されておりま す。そのときの答弁を参考にしながら、さ らに突っ込んだ質問をさせていただきます。

その際の答弁の中で、総合体育館の概要として、トレーニング機能、観覧機能、交流機能、ユニバーサルデザイン、防災機能を有する施設をイメージしており、今後、基本構想策定委員会をつくり、基本構想・基本計画作成に向け取り組むとのことでありました。その中で、防災機能についてどのように今、現在時点で考えておられるのかということと、交流機能についてどのような考えを持っておられるのかということと、対な考えを持っておられるのかということと、対しているような考えを持っておられるのかということと、あと、竣工までのスケジュールについて再度お聞かせをいただきたいと思います。

次に、二つ目、大阪モノレールの運営に ついてお尋ねいたします。

大阪モノレールの運営状況、とりわけ乗降客の推移、経営状況や利用者アンケート結果から見える課題について聞いていきたいと思います。

大阪モノレールを運営しております大阪 高速鉄道株式会社に対し、摂津市としる 3,500万円を出資しております。最大 の出資者は大阪府であり、約65%の 所有しております。そのこともあって、 般、大阪府の松井知事が、大阪 は2001年から黒字経営をしている と、これを府民に還元すでを と、これを府民に還元すでが はたいります。私は、摂津市も当然出て におります。私は、摂津市も当然出て と、た物を言うべきことで 検討がれた と、かっぱり摂津市も物を言っていくべき だと思っています。そういった摂津市においても市民の声を届けるべきであるとの観点から質問しております。

そういった中で、まず最初に、1日当たりの乗降客数と、あと料金改定の経緯、それと経営状況についてお答えをいただきたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。生涯学習 部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 総合体育館の建設に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

総合体育館の基本構想は、来年度設置いたします予定の基本構想策定委員会において審議、決定されるものでございますが、想定いたします総合体育館の防災機能につきましては、河川に囲まれた本市の特性から、主に洪水による浸水被害を想定し、災害発生時の一次避難だけでなく、一定期間被災者が生活することのできる二次避難所機能を考えております。

また、交流機能につきましては、来場者が集い、談笑し、憩うことができる、コミュニティセンターロビーの交流スペースのようなものを想定いたしております。

竣工までのスケジュールにつきましては、 来年度に基本構想策定委員会を立ち上げ、 基本構想及び基本計画を策定し、翌年度以 降に基本設計、実施設計、工事着工、その 翌年に竣工の予定をいたしております。最 短でも5年を要するものと考えております。

○南野直司議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 大阪モノレールの運営 についてのご質問にお答えを申し上げます。 大阪モノレールを運行いたしております 大阪高速鉄道株式会社は、平成2年に南茨 木から千里中央間の6.6キロを開業し、 順次路線の延伸を行い、平成9年8月には 本市域に摂津駅、そして南摂津駅の2駅を 開業いたしております。利用者数につきま しては、路線の延伸とともに順調に伸びて おり、現在、1日当たり約11万5,00 0人の方が利用されている状況であります。

経営状況につきましては、開業当時は赤字が続いておりましたが、路線の延伸と健全な経営を図るために行われました2回の料金の改定によりまして、平成13年度より単年度黒字に転換しております。平成26年度決算では約17億円の黒字を計上されておるのが今の現状でございます。しかしながら、平成26年度決算時点では累積負債が約206億円となっておりまして、引き続き健全な経営運営に向け取り組まれているところでもございます。

以上です。

- ○南野直司議長 上村議員。
- ○上村高義議員 それでは、2回目ということですが、これからは一問一答方式で行わせていただきます。

まず、総合体育館建設に向けた取り組みですけれども、防災機能とご説明があったんですけども、先ほど説明があったように、洪水ハザードマップからいくと、鳥飼地区はほとんど浸水するということが想定されております。先ほどの答弁では、一次避難所をつくる予定だということであるんですけども、そういったときに、その耐え得る構造はどういう構造を考えておられるのかということが問題になっておられるのかということが問題になっておられるのかということが問題になっておられるのかということが問題になっておられるのかということが問題になっておられるのかということが問題になっておられるのか、そこをまずお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 答弁を求めます。生涯学習

部長。

- ○宮部生涯学習部長 建設場所につきまして は今後決定されるわけでございますけれど も、決定されますと、その地域の実情に応 じた避難所として、ハザードマップの浸水 深も一定考慮し、例えばメインアリーナの 床面を階上に設置するなど、適切な建物構 造、浸水対策が必要であると考えておりま す。
- ○南野直司議長 上村議員。
- ○上村高義議員 浸水対策でかさ上げして、 その二次避難所にされているところが水に つからんような構造にすべきだと思ってい ますので、そのことを常に頭に入れながら、 これから基本構想の策定の中で生かしてい ただきたいということであります。

次に、交流機能ですけども、スポーツ以外にも、地域の子どもやお年寄りが集えるような場所も附帯設備として私はつくるべきではないかと思うんですけども、例えば児童会館、児童センター等の機能を持つとか、あるいはコミュニティセンター的な機能を持つとか、そういった附帯設備を併設する考えは今のところあるのかどうか、そのことを一遍お聞かせください。

- ○南野直司議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 現在のところ、総合体育館の整備につきましては、本市の所有地において考えております。本市の所有地につきましては、限られた土地でございますので、総合体育館にコミュニティセンターを併設するような用地を確保することは困難であると考えております。また、総合体育館に一定の交流機能を持たせることが適切ではないかと考えております。
- ○南野直司議長 上村議員。
- ○上村高義議員 建設地について非常に口ご

もった答弁をされておりますけども、我々 はもうてっきり鳥飼西のスポーツ広場だと イメージしとるんですけどね。そういう前 提で進めているんですけど、そのことは、 政策的なこともありますので、またこれか ら市長なりに答弁いただきたいと思います けども、その前に、この総合体育館の大阪 府下での設置状況というのがわかりますか と、もし北摂だけでもわからないですかと、 総合体育館を持っている市は北摂ではどれ ぐらいの市が持っておりますかということ と、あと、三島大会というのを北摂地域で やっておるんですけども、次の摂津市の三 島地区総合体育大会の主催としてはいつな のかということがわかれば教えていただき たいと思います。

- ○南野直司議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 総合体育館につきまして、北摂の状況ということで、今、手元に資料はございませんけれども、茨木市、高槻市、吹田市、それから箕面市、豊中市は総合体育館を持っておると考えております。池田市は、ちょっと私、今、不確かな状況でございます。

次の三島大会というのは、今年度に三島のキンボール大会が開催されますが、施設につきましては、高槻市の古曽部防災公園にある古曽部体育館におきまして、本市主催として開催させていただく予定にいたしております。

すいません、池田市には五月山体育館が ございまして、北摂では本市だけがないと いう状況でございます。

- ○南野直司議長 上村議員。
- ○上村高義議員 摂津市だけが北摂ではない ということが今わかったんですけども、先 の木村議員の質問で、建設コストが30億 円ぐらいかかりますという答弁があったの

で、非常に多額な、摂津市にとっては非常に大きなお金であります。先般、市民に体育館をつくる予定だと言ったら、中途半端なんはつくらんとってくれと、立派なやつでもれるいう声がありましたので、やっぱりこれは、基本構想をつくって私は、基本構想をつくって基本構想をつくってもただきたいということと、市長として、場所の位置、設置場所とか、たほど部長から答弁がありましたけど、市長として、場所の位置、設置場所とか、たほど部長がありましたがありませいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 上村議員の質問にお答えをいた します。

そもそもこの構想は、摂津市のなりわい から言いまして、主要施設が、すべからく と言ってもいいですけど、安威川以北にあ ると。そういうことで、安威川以南にもそ れなりの施設云々という話が前段にありま した。そういう意味からいいまして、先陣 を切って安威川以南に公民館機能を備えた コミュニティ施設、これが別府地区に建築 が始まりますけれども、鳥飼地区にも同じ ように何らかの施設をつくろうではないか という話があったと思いますが、時あたか も市制50周年という記念、そして、20 20年ですか、オリンピックの招致が決定 したという一つのことが起こりました。た だ、ああ、ええなではなくて、これを記念 して何か夢づくりを考えようやないかと、 考えてみたいということから、かねがね総 合体育館については各議員からもいろいろ とご発言があったと思いますけれども、と なりますと、安威川以南に総合体育館を設 けるということでございます。

ということになりますと、淀川を控えている安威川以南の防災機能、これをしっかりと踏まえて考えていかなあかんと思いますが、まだその詳細なことにつきましてはいろいろとこれから検討に入りますので、またそのときには議会の皆さんにもご相談申し上げ、その名に恥じないといいますか、そういう施設を考えていきたいと思っています。

以上です。

- ○南野直司議長 上村議員。
- ○上村高義議員 ありがとうございます。

そしたら、二つ目の質問の大阪モノレールの運営についての2回目以降について、 一問一答方式で質問させていただきます。

先ほど、大阪モノレールは黒字だと、1 7億円の黒字があるという回答がありました。料金も2回値上げ改定をしたということであります。

先般、大阪モノレールに乗る機会があって、プラットホームで待っていたら、たまたま待合室のガラスに26年度のお客様アンケート結果というのが張ってあったんで

す。ものすごい大きなAOぐらいの紙で張 っていたんですけども、駅員にこれのA4 判はないんですかと言ったら、ないという ことで、ホームページを見ると、ホームペ ージにありました。その内容で、ほとんど 平均点がお客様の満足度は72%と。72. 5%が全体的には満足していると。一番高 いのが90.8%で、駅構内、車内は清潔 であると。等々、ほとんどの項目が50点 以上。そこで、目立って一番低い13. 6%、これは何かといいますと、運賃は妥 当と思われますか。やっぱり市民のお客様 は、運賃については非常に不満足感を持っ ておるということでありました。このアン ケート結果について、市としてはどういう 感覚でおられるのかということを一度お尋 ねしたいと思います。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。都市整備 部長。
- ○吉田都市整備部長 非常に難しいご質問を いただいておりますけども、関連する実態 を先にご説明したいと思います。

現在の初乗りでございますけども、モノレールの初乗りが1キロから1.2キロ。た200円という形の初乗りになります。ただ、阪急さんの初乗りは1キロから4キロの間で150円、そして、JRさんでが初乗りは120円が初乗りです。だから、ご指摘のとおり、非常に高ますと、クートの結果のとおり、非常に高ますと、そローンがより計算になりますとそうなります。それで換算しますとそのがよります。それで換算しますと、ただ、医の円のJRは390円ということでも完全な差がついているというのます。

ただ、先ほどもご答弁申し上げましたけ

ど、非常にまだ不良債権と申しますか、借金が208億円積み残っているということと、モノレールの将来の中期計画を見ますと、平成30年半ば以降から乗降客が長期に減少するというのが今の向こうの指標でございます。だから、それまでに何らかの形で早く債務を返済し、新たな経営を安定化したいというのが今のモノレールの考え方であろうと思っております。

そのために、向こうが考えております経 営方針でございますけども、この経営方針 そのものがバランスのとれた多面的経営と いうことを打ち出しております。特に、ご 承知のとおり、公共交通機関であって社会 的・公共的使命を果たすというのが前提の 中の、民間の鉄道は、JRであろうとも、 全てこういう一つのパッケージの中で皆企 業は動いておりますけれども、ただ、この 大阪モノレールそのものが一般企業と若干 異なるというところがございます。それは 何かと申しますと、この会社は、基本的に は自立する前に結局行政と密接な関係を有 して設立されているということでございま す。だから、大阪府なり地元市などからの 支援を受けて、そして設立されて運営して いるということで、公共性からも離れられ ないということで、ご指摘のとおり、やっ ぱり運賃で市民に対して還元が必要であろ うというご意見が出てきたんだろうと思い ます。

ただ、我々とすれば、この二面性、一般 企業、民間企業であって半公共性やという ことの二面性を持った企業であるというこ とを我々も株主として理解はいたしており ますけども、ただ、先ほど言いましたよう に、返済を早く済まして安定した形での企 業運営をしてもらうということは、反面、 我々株主としてもそれを求めるという立ち 位置にございますので、安易に運賃を下げてもらうというのは非常に難しいかなとは思っています。これははっきり言います。ただ、やっぱり値下げによって満足度なっと大がりますけども、反面、経営危機になるとも残々は危惧するとも表すでもございますので、そのあたりでは、ご指摘のとおり運賃を下げるとは思っております。ただ、経営については、当ちります。ただ、経営については、当ちります。ただ、経営については、もう値上げをされないように今後申し入れることも重要かなとは思っております。

以上でございます。

- ○南野直司議長 上村議員。
- ○上村高義議員 今の答弁は答弁で非常にわ かるんですよ。それは経営する側の立場と しては非常によくわかります。しかし、3, 500万円の出資、これは市民の税金を出 資したわけでありますから、やはりその還 元を市民にしてもらうということでありま すし、黒字になったのは、高い運賃がある から黒字なんですよね。そこがやっぱりほ かの鉄軌道から比べると高い運賃であると いうことは言えるわけです。そのことによ って黒字になっている。黒字になったら、 やっぱりこれは市民に還元するというのが 普通の企業のあり方と思うんですけど、た だ、借金があるからというのもわかります よ。それもわかります。ただし、大阪の松 井知事は、黒字経営しているのであれば東 大阪まで延ばしてくれと、こういう提案も しているわけですよ。やはり黙ってたら何 もしてくれないので、やっぱり摂津市は出 資者として何か言うべきだと思うんです。 最近、エキスポシティが万博の跡にできて、 非常に乗降客も増えています。いっぱい乗 っています。そうやってますます黒字化が

進んでいくんじゃないかという予想がされるわけです。

先般、モノレールに乗った人から、宙づり広告、摂津市の宙づりポスターが出ていると。扉のところにも掲示されていました。これはものすごい効果があって、すぐに市民の方から反応があって、宙づりと扉に張ったポスター、これがものすごい効果があって、すぐに僕のところへ「上村さん、摂津市ってすごいですね。ポスター出してますね」ということがあったんです。改めて聞きますけども、このポスターができるに置った経緯について一度お聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○乾市長公室長 大阪モノレールが実施され た中づり広告のイベントの件でございます。 これは沿線都市によるモノレールジャック 広告イベントという名前で呼ばれておりま すけども、これにつきましては、大阪モノ レールが開業25周年であることと、エキ スポシティ開業など沿線の開発が進んでお りますことから、沿線市の地域と連携強化 を図る目的で実施されたものと聞いており ます。今年10月から12月にかけまして、 4両編成の沿線市キャラクターステッカー 号の中づり全てとドア横の広告枠を大阪モ ノレールが提供し、本市を含む沿線6市と 大阪府が、1週間程度、順に市のPR広告 を掲出するイベントを実施されたものでご ざいます。この広告に要した費用が、デザ イン料20万円と印刷費等が10万円、1 市につき合計30万円ほどですけども、そ れを大阪モノレールが全額負担されたとい う内容でございます。
- ○南野直司議長 上村議員。
- ○上村高義議員 今の話では、広告にかかる お金が30万円だったと、これはモノレー

ルが負担、摂津市は無料でしてもらったということであります。実は、この感性が私は鈍いと思うんですよ。ですから、今、市民が一番望んでいるのは運賃を下げてほしいとなので、モノレールが30万円出しますから、6市に180万円出して、ただで広告を載せてもらわけで30万円で広告と喜んでおるわけで30万円であいは出して、モノレールさんに、30万円は私のところで負担しますから運賃を下げることなので、30万円は私のところで負担しますから運賃の値下げをぜひお願いしますと、こう言うのが本来は市民の目線での話だと思うんですよ。

過去にもこの運賃について質問しとる議員もおるんですよ。そのとき、その後に摂津市として、株主総会あるいは会議の中でこの運賃についてどういう発言をしたのか、あれば一度お聞かせ願いたいと思います。

- ○南野直司議長 都市整備部長。
- ○吉田都市整備部長 申しわけございません。 先にちょっとおわびを申し上げたいと思い ますけども、先ほど私のご答弁をさせてい ただいたときに、「不良債権」とたしか申 し上げたと思います。申しわけございませ んけど、訂正させていただいて、「累積負 債が約206億円」、このように訂正をお 願いしたいんですが、よろしくお願いいた します。
- ○南野直司議長 はい。訂正を許可します。 都市整備部長。
- ○吉田都市整備部長 株主総会のほうで、当 然ながら、我々のほうは、ご指摘のアンケ ートによりまして、13%しか満足度が上 がらないと、つまり八十何%の方々が非常 に不満であるというのが非常に高い率を、 これだけなんです、運賃だけが不満、それ

以外はご指摘のとおり70%ぐらいの平均 数値の満足度をとっているというのが現実 でありまして、そのあたり、当然ながら、 我々のほうは株主の総会なり意見を書く部 分もございますので、その折は毎年ありま すから、そのときには必ず、このアンケー トの結果の評価を求めることもございます し、なおかつ、運賃の見直しといいますか、 意見を言う場合もあるんですが、ただ、返 ってくるのが先ほど私が申し上げました株 主への回答になります。市民への回答じゃ なしに、株主への回答は、やはり安定した 経営、先ほど申し上げました平成30年半 ば以降には府民の人口が減少するという評 価の中での回答が返ってくるというのが現 実でございます。だから、我々が申し上げ るときは株主としてその場で申しますので、 非常にご指摘の内容とは立ち位置のギャッ プがあるのかなとは思います。

以上です。

- ○南野直司議長 上村議員。
- ○上村高義議員 今の答弁でも、そういうこ となのはわかるんですけど、やはり1円で も下げる努力というか、要望をする。東京 なんかは、Suicaですかね、カードだ と今でも1円単位で精算できるんですよね。 切符を買う人は10円、20円単位になり ますけども、カードだと1円単位で精算で きるんですよ。ですから、5円、10円じ やなくて、やっぱり1円でも2円でも下げ ていただくということの努力が必要だと思 うんですよ。先ほどポスターが30万円で 6者で180万円でしたけども、もっとも っとそういう面では努力が必要だと思うん ですよ。今、割引を見ると、学生の定期は 75%ぐらいで非常に割引率が高いんです。 一般の人は全然割引はないんですけども、 通学用の定期は非常に割引率がいいと。そ

こには還元しとるんです。一般市民もやっぱりそういうことをしてほしいという声が非常に多いんですよ。買い物に行くにしても、家族で行くと、すぐ1,000円か2,000円に交通費だけでなってしまうということでありますし、今度、消費税がもし上がると、また2%上がるんですよね。そういった意味では、ますます厳しい状況であると思っています。

そういった意味で、市長にお願いしたい んですけども、そういう会議に出たときは、 やっぱりそのことを念頭に置きながらやっ ていただきたいと思っていますし、ただ、 モノレールの果たした効果というのは非常 に効果があって、これは大阪府、あるいは 関西の鉄道会社、阪神、阪急、京阪、北大 阪、6社ぐらいあるんですけど、あと沿線 各市6市が出資してつくったわけです。各 市ともこの大阪モノレールのおかげで非常 に発展、活性化してきた、その事実はある んです。満足度の評価でもそのことは非常 に評価しているわけですよ。そういった意 味でも、このことは評価する、ただただ運 賃ということがひっかかると。我々も市民 から言われたときに、いや、どうしようも ないんですと、こう答えるんじゃなくて、 やはり市民に対してこういう努力をしてい ますということもちゃんと見せてあげない とだめだということであります。そういっ た意味で、今この議論を聞いて、市長がど ういう考えをお持ちなのかということをま ずお聞かせいただきたいということと、あ と、先ほど、大阪モノレールは各私鉄との 結節点ということで、私鉄の駅とつながっ ています。このことが非常に経済効果、あ るいは地域の発展に大きく寄与してきてお りますし、ここも東大阪までまた延びると いうことで、さらに地域の活性化につなが

ると思っていますし、今、彩都まで延びていますけど、またそのことも非常に効果があると思うんです。放射線状に私鉄が延びておる線を横につないだ、そういった意味では大阪の活性化に非常に寄与されておると思っております。

今、人口ビジョン・地方版総合戦略をつ くりなさいということで、人口ビジョンを 立てる中で地域の活性をどうしていくか、 摂津市の発展、独自性をどう持っていくか ということも今求められてきておりますし、 これからその策定に入っていくわけですけ ども、私は、やはりこの摂津市だけではな く、摂津市の関係する北摂各市と連携して 進めていくということが必要ではないかと 思っていますし、あるいは、中央環状線を 基点に、今、大阪モノレールは走っていま すけども、あるいは外環状線にもう一つ大 阪モノレールみたいなやつをつくるとか、 そういった思いも必要ではないかなと思っ ています。そういった中で、この人口ビジ ョン、あるいは摂津市の発展を見たときに、 摂津市独自で考えるんじゃなくて、やっぱ り北摂各市と連携し、あるいは大阪府とも 連携しながら、大阪府の発展、この北摂の 発展をいかにしていくかということが求め られると思っています。そういった中で、 市長として、こういうことについてどう考 えておられるか。私は、北摂各市の中で、 やっぱり森山市長がリーダーシップをとっ て、こういった北摂各市の問題において、 活性化のための研究機関等々をつくること も必要ではないかなと思っていますし、そ ういったことについてお考えをお聞かせい ただきたいと思います。

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 再度のご質問にお答えをいたします。

モノレールの件でございますけれども、 摂津市にも幾つかの鉄軌道が走っておりますけれども、その中で、南北に通じるといいますか、そして、安威川以南にとっても唯一の鉄軌道でございますから、そういう意味でも、料金はもとより、限りなく利便性、これを追求していくのはご指摘のとおりだと思います。

ところで、このモノレールについてです けれども、これは大阪府の主導する事業だ と思いますが、先人の汗といいますか、こ れが実り、ちょうど私が府会議員のころに 形になるということで、私は運がよかった んですけれども、その場に居合わせたので、 よくいろんなことを思っています。でき上 がって、ああ、よかったな、そんな声しき りでしたけど、ふたをあけてみれば、初乗 り運賃、たしか500円ぐらいやったと思 うんですけど、高いなということで、当初 がらがらであったことも思い出します。今 言われたように、半分ぐらいにまでは下が りました。でも、他の鉄軌道から比べると まだまだ高い。その原因は、さっきもあり ましたけれども、まだまだ借金を抱えてい るからという単純な話なんですけれども、 そういうことではないかと思います。

一応規則によって沿線市は株主になるということで出資をせざるを得ないということで、私は経営者の一員であります。ある一面ではね。でも、摂津市民にとって利用者の代表者でもございます。二つの顔を持っています。以前にも質問のときにそういうお答えもしたと思いますけれども、どうしてもお金の論理で運賃等々は割り出るいく傾向がありますけれども、今事でした経営、これも考えながら、地元の利用者にとって、利便性、料金の値

下げ、こんなことをしっかりとやっぱり発言していかないかんなと思っています。

そういうことで、それにかかわって、摂 津市だけではなくということで、連携をとってと。沿線市もたくさんあるわけであり ますから、摂津市だけじゃなくて、それぞれ同じ課題を抱えていると思いますので、 これはまさにそのとおりではないかと思っています。

もう少し話を広げてのお話でした。今、 摂津市は、吹田市と消防の指令台の共同運 用を間もなく開始することになります。ご みの処理では茨木市といろいろ協議を進め ておる、またお願いもしておるところでご ざいますが、摂津市のような規模のまちは、 これからはやっぱり限りある財源といいま すか、マンパワー、これでいかにしっかり やっていくかと思えば、広域行政、近隣と の連携、これは避けて通れないと思います ので、それぞれにメリットがあって、1足 す1が3になるようにやっぱり探っていか ないかん。この今のモノレールの料金も同 じことでございますが、私は、毎年、よう 社長が交代されますから、その折に高いや ないかとしっかり言っております。そのと きは利用者として言っております。向こう へ行くと経営者になってしまいますけれど も。今後もご指摘の点をしっかり踏まえて、 その考えを損なわないようにしたいと思い ます。

以上です。

- ○南野直司議長 上村議員。
- ○上村高義議員 最後に市長の言葉を聞きましたので、ぜひお願いしたいということで、 やっぱり1円でも下げるぐらいの努力をぜひ今後も続けていって、やっぱり運賃の満足度も上がるということを期待し、それとあと、摂津市だけじゃなくて連携して、こ

の北摂各市、大阪全体が発展するような取り組みをぜひ期待ということをお願いして 質問を終わります。

○南野直司議長 上村議員の質問が終わりま した。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして 一般質問を行います。

一つ目の市民の読書環境の充実について です。

まず、本年2学期より小中学生全てに読書ノートを配布されましたことを評価いたしたいと思います。子どもの読書活動は、言葉を学び、幅広い知識を身につける中で、表現力や想像力を高めるなど、子どもたちが生きる力を身につけていく上で大切な内容であると考えます。

本市では、本年3月に、新たな取り組みとして第3次摂津市子ども読書活動推進計画を策定されました。この計画に基づいて、家庭、地域、図書館、学校などにおける取り組みの一層の充実、また、一人でも多くの方が読書に親しめる環境づくりを進めておられますが、市民図書館及び鳥飼図書センターの利用の現状と図書環境の充実についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、二つ目の魅力ある授業および教職 員支援のためのICTの活用についてです。

子どもたちにとって魅力ある授業を行う ための一つのツールとして、コンピュータ 一環境の整備について、一昨年の第4回定 例会でも一般質問をさせていただきました。 しかしながら、この2年間、小学校のコン ピュータールームにおいては、いまだウイ ンドウズXPのパソコンのままになってお り、ネット環境は危険にさらされたままで、 調べもの学習もできないという現状である と伺っています。ここで確認の意味も含め、 学校のコンピューター環境の現状と今後の 更新の考え方について、また、各教室での ICT環境の整備及び活動状況についてお 伺いをいたします。

続いて、三つ目の子どもを守るための情 報教育についてです。

ここ数年で小中学生の携帯やスマホの所 持率は著しく増加をしています。本年6月 にも、一般質問の中で、子どもや高齢者の スマホの安全のありようについて質問いた しましたが、最近の報道で、あまりにもネ ットコミュニケーションに起因する事件が 多く、ここでもう一度、本市の子どもたち の携帯、スマホの所持及び活用の実態につ いて、また、教育の現場ではどのように携 帯やスマホに関する指導に当たられている のかをお伺いいたします。

1回目、終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。生涯学習 部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 読書環境の充実につい てのご質問にお答えいたします。

市民図書館及び鳥飼図書センターにおける利用の現状でございますが、貸出冊数につきまして、平成26年度は2館を合わせて34万9,040冊の貸出を行っており、また、予約冊数につきましては、インターネット予約を含め、3万2,176冊の予約受付を行っております。

図書環境の充実につきましては、図書館の開館日、開館時間の拡大、図書館以外の市内公共施設での本の貸出・返却窓口の設置、また、インターネットによる貸出予約実施のほか、今年度は、利用者がお茶を飲みながら気軽に読書が楽しめる読書ラウンジの設置、また、書架の増設による蔵書量

の充実、また、6月からは、吹田市立千里 丘図書館との相互利用を開始するなど、図 書環境の充実に努め、子どもから大人まで 多くの方々に読書に親しんでいただくため の図書館運営を行っておるところでござい ます。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 小中学校のコンピュ ーター環境の現状と今後の考え方について のご質問にお答えいたします。

まず、本市小中学校のコンピューター環境の現状でございますが、コンピューター教室にはデスクトップ型のパソコンを小学校20台、中学校40台設置しておるところでございます。また、普通教室にはパソコンを使った授業への対応のため有線LANを引いておるところでございます。さらに、小学校には全普通教室にデジタルテレビを設置しており、液晶ディスプレイとしての使用が可能でございます。

このような状況のもと、コンピュータールームでは、主にキーボードやマウスの操作を指導し、また、教室では、校務用ノート型パソコンを用いて動画やデジタル教材などの資料提示や、実物投影機を用いて実物イメージの共有を図るなど、魅力ある授業づくりに取り組んでおるところでございます。

しかし、ご指摘のとおり、小学校のパソコン教室では、使用OSの関係からインターネット接続はできない状況となっております。また、普通教室で児童・生徒がパソコンを使用して学習を行うには、その都度、数台のパソコンを運ぶ必要が生じ、さらに、中学校では、プロジェクター及びスクリーンも運ぶ必要があることから、情報機器を活用した授業を行うためには準備に時間が

かかる状況でございます。

子どもたちに、これからの時代に必要とされる資質能力、例えばコミュニケーを育むためには、ICTを活用した教育が学校現場には不可欠であると考えております。のICT環境整備及び教員のICT環境整備及び教育のICT環境整備を変更を表別であると表別であると、教育のITT化成29年度までの地方財政措置を講じているとICT機器を活用しやすきましても、見負の技能向上に努め、児童・生徒の関心・学力向技能向と考えておるところでございます。

続きまして、携帯やスマホの所持の実態 及び教育現場での指導の現状についてのご 質問にお答えいたします。

本市の児童・生徒の携帯、スマートフォ ン利用の現状を把握するため、今年度、茨 木少年サポートセンターと協働で、小学校 6年生から中学校3年生を対象にアンケー ト調査を実施いたしました。その結果、携 帯、スマートフォンの所持率は、小学校6 年生では61.5%、中学校3年生では8 1. 7%でございました。LINE等のS NSやコミュニケーションアプリの利用率 については、小学校6年生では約6割、中 学校3年生では9割以上あり、それらを通 じて見知らぬ人と出会ったことがあると答 えた児童・生徒も存在する状況でございま す。また、使用時間の長さにつきましても、 これまでの全国学力・学習状況調査の質問 紙調査においても明らかになってきたとこ ろでございます。

現在の社会において、携帯、スマートフ

オンは生活の上で大変便利で有用なツール でございます。しかし、コミュニケーショ ン上の誤解や見知らぬ人とのつながりから 危険を生じたりすること、また、長時間使 用による心身への負担が、意欲の低下など、 日常生活に影響を及ぼしていることも懸念 されております。そこで、本市では、各小 中学校において、インターネットを介した コミュニケーションのあり方、個人情報を 公開することの危険性、スマートフォンを はじめ情報端末の正しい使い方について教 員が指導をしているところでございます。 また、茨木少年サポートセンターや通信会 社による啓発のための出前授業、警察関係 職員による非行防止・犯罪被害防止教室な どにおいても、その危険性について児童・ 生徒に伝えるなど、関係機関から学ぶ機会 も設けているところでございます。

以上でございます。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 これより一問一答として質問 させていただきます。

一つ目の読書環境の充実についてでございますけども、過去3年間の利用状況に関して、図書館年報等を確認いたしますと、貸出冊数及び貸出人数のみを比較すると、少しずつ減少をしております。これは、あくまでも実際の来館人数ではなく書籍ので、出利用があった方の人数になりますので、一概には言えませんけれども、図書館ので、境改善が行われ、利用のしやすさるというます。図書館内の環境改善とともたっ方で、利用は減少傾向にあるというます。図書館内の環境改善とともに、魅力のある蔵書のラインナップや、市民の皆さんのニーズに応え、さらなる利便性の向上を行えば、利用される方も増加するということではないかと考えます。

そこで、まず、現在の蔵書数及び高齢者

に望まれる大活字本の蔵書の状況について お尋ねをいたします。

- ○南野直司議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 図書館の蔵書数についてのご質問でございますが、平成27年1 1月末現在の数値でございますけれども、市民図書館と鳥飼図書センターの蔵書の総数は21万3,786冊となっております。そのうち、大活字本につきましては949冊を蔵書いたしております。小さい活字を読むのが困難な方にも気軽に読書に親しんでいただき、また楽しんでいただくことに配慮した選書も行っておるところでございます。
- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 全体の蔵書数や大活字本についての配慮も一定の理解ができました。先日、私、市民図書館に伺いまして、大活字本のコーナーを拝見してまいりました。全体の棚数から比較すると、とても少ないように感じました。今後のさらなる高齢化に向けて、生涯学習の観点から、大活字本の増部や、高齢者に読みやすい本が図書館にあるということを各団体にもっとアピールする必要があるのではないかと感じました。

また、蔵書数に限りがある中で、いかにさまざまなジャンルの書籍を充実していくかとの課題についてでございますけども、昨今、スマホやタブレットの普及等により電子書籍の利用頻度が上がってきております。電子書籍は、文字を拡大することもなるましたが、先にも述べました。一パーである大活字本を増やさなくても、電子書籍を導入し、充実させることで、おのずと限られたスペースをさらに有効利用できることにつながります。そこで、図書館の電子書籍の導入に関するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 電子書籍サービスにつきましては、高齢の方、体の不自由な方、仕事や育児などにより図書館への来館が困難な市民の方々が読書に親しんでいたださること、また、文字の拡大が容易であること、また、文字の拡大が容易であるときがであることがであることがであると考えております。しかいと考えております。 ・ 著作権の関係もございまして、公共図書館における提供図書が現在のところ限られておりますことから、今後、他市の動向なども踏まえ、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 図書館の電子書籍に大きな期待を寄せたいと思います。私も実際に電子図書を利用してみました。今までのできしたの書籍に関連したの書籍に関連したの書籍に関連したのででは、多少抵抗はありまして、るいまして、るいようできれます。があるときの無いでは、からいます。またがあるとでは、またです。またでは、ないます。またでは、ないます。またでは、ないます。では、ないます。またでは、ないます。では、ないます。では、ないます。またでは、ないます。では、ないます。では、ないます。では、ないます。では、ないまでは、ないと強く要望いたします。

続いて、図書館を利用するに当たって、 その立地条件が大きく左右される点です。 先の吹田市立千里丘図書館の相互利用開始 による利用者の増加が物語っている事実で あろうと思います。そこで、さまざまな理 由で図書館まで足を運べない方、例えば高 齢の方、図書館への交通アクセスのよくな い方、そして、仕事や学業等で開館時間に 来れない方々が利用できるように、郵便等による貸出サービスの導入ができないものかと考えます。本市を含め、多くの自治体が障害のある方に現在行っている郵便貸出サービスを拡大し、どなたもが利用できるようにと考えますが、その点についてお伺いをいたします。

- ○南野直司議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 利用者が送料を負担し、 図書の貸出及び返却を郵送にて行うサービスにつきましては、主に自治体面積の大きな自治体におきまして実施されているということは存じ上げております。また、必要なサービスではないかとも考えておりますが、市域の面積15万平米を切るような本市におきましては、まずは公共施設での予約図書の受け取り・返却ポイントの拡充によりサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

申しわけございません、15万平米と申 しましたが、15キロ平米の間違いでござ いました。よろしくお願いいたします。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 郵便貸出サービスについてで す。

さまざまな問題があるということは理解 できますけれども、高齢化がさらに進み、 生活時間が多様化される昨今、図書館利用 の機会を増やす意味でも十分に検討するに 値する内容ではないかと考えます。今後は、 高齢介護課等とも連携し、関連サービスと してぜひとも実現へと運んでいただきたい と思います。

また、答弁にございましたように、館外 利用サービスの向上はとてもいい取り組み であると考えます。現在、公共施設として 実質的にコミプラのみとなっていますが、 全公民館及び市役所においてもサテライト 図書館としていち早い実現を強く要望いたします。

次に、子どもたちへの読書活動の推進に 関する課題です。

学校図書館の利用を含め、図書に親しむことは、学ぶことの喜びとなり、本市の課題とする学力向上に大きくつながる内容であると考えます。そこで、学校等において、自分が読んだ本の魅力をアピールする書評であるビブリオバトルの開催についと書いるが、5分間のプレゼンテーションと2分間の質疑の後、聴衆が最も読みたいと思いすが、5分間のです。ぜひとも実施に向けて本内容のものです。ぜひとも実施に向けて本市も取り組んでいただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

- ○南野直司議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 ビブリオバトルにつきましては、近年、全国で開催されてきております。本市におきましては、本年度、学校司書教諭、読書活動推進サポーター、それから、図書館職員を対象に研修会を実施するなど、来年度以降の実施に向けまして、学校図書館と市民図書館が連携・協力し、企画実施を行ってまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 ビブリオバトルを通じての読書活動の向上に強く期待をいたします。

今後、小中学生や高齢者を招いて図書館の見学会を実施し、図書館利用へのアピールを積極的に行うこと、貸出の機会を増やす郵便などのデリバリーサービス及び公共施設を利用した館外サービスの活用など、アクセスポイントの増設を重ねて要望いたしたいと思います。

続きまして、二つ目の魅力ある授業および教職員支援のためのICTの活用について。

小学校のコンピュータールームの更新に ついては、残念ながら大きな進展はないよ うに感じます。あくまでも人間対人間、先 生と児童・生徒の心通う授業が主体であり、 コンピューター導入が全てであるとは思い ませんが、スマホやインターネットも家庭 に普及している現在、小学校のパソコンが ネット接続できないということは、望むべ き環境とは言えないと思います。来年度に 向けての教育委員会内部での予算要望では、 小学校4年生以上の小中学生にタブレット パソコンをとの力強い内容であることを伺 いました。耐震工事も終えようとしている 今、摂津の子どもたちにさらに魅力ある学 習環境の実現へと期待をしています。そし て、学力向上を目指すためには、教職員の 授業力の向上を支援することが最も近道で はないかと考えます。そこで、ICT教材 やソフト充実の現状及び今後の考え方につ いてお伺いをいたします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 それでは、ICT教 材の現状と今後の考え方についてのご質問 にお答えいたします。

今、議員のご質問の中にございましたが、 予算要求のことにかかわりましては、現在 要求中ということで、細かい答弁は避けさ せていただきます。

現在、小中学校では、文書ソフト、それから描画ソフトなどの基本ソフトのほかに、小学校の社会、書写、外国語活動などでデジタル教材を活用しておるところでございます。また、学力向上推進事業に係るデータベース活用モデル小学校2校には、国語、算数の問題ベースを導入いたしておるとこ

ろでございます。今後は、算数、数学、理科等において、児童・生徒のイメージが膨らむソフト教材や、体育の授業で、自身の動きを撮影し、すぐに検証できるよう、カメラ機能を有するタブレット型パソコンなど、視聴覚への働きによって児童・生徒の興味、関心及び理解を高める教材や機器の導入を検討するとともに、教員が創意工夫を生かした授業展開ができるよう、ICTに係る技能向上を図る研修を計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 予算要望中ということで内容 は理解いたしました。どうか教育長のほう でも思い切った施策を実行いただきたいと、 重ねて要望いたします。

ICT教材の現状やソフトの現状について、まだまだハードウェアに伴うソフトの充実が課題と考えております。同時に、それらの教育ツールを使いこなすための教職員の活用方法に関するレクチャーを進める中で、さらに魅力ある授業のための大きな力になることは間違いないと思います。

次に、本市の教職員は、団塊の世代の退職等により、若手教員の割合が急速に多くなっているように思います。そこで、本市における若手教員の状況についてお尋ねをいたします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 それでは、若手教員 の状況についてのご質問にお答えいたしま す。

全国的な傾向ではございますが、本市の 小中学校でも、経験の浅い教員の占める割 合が近年大変増加しておるところでござい ます。今年度当初の20歳代の教員は全体 の約32%、教職経験年数5年未満の教員 の割合が約35%という状況でございます。 一方で、30歳代後半から40歳代の教員 数が少なく、学校現場での若い教員の孤立 化を防ぐことが現在重要な課題でございま す。

教育委員会では、初任者をはじめ経験の 浅い教員の育成を図るため、初任者研修を はじめ、初めて教壇に立つ講師の研修、採 用2年目の教員の授業づくり研修、4年目 から6年目の教員対象のマネジメント研修 などを現在行っております。また、学校教 育相談員による巡回訪問指導なども行って おりますが、組織的な育成のための手だて の検討を現在進めているところでございま す。

以上です。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 若手世代の割合が約3分の1 という現状は、未来への大きな可能性も持っていると言えますけれども、そのあじてあると意えますけれども、を感じたないます。教職員をサポートする学校教育というないがある。 習サポーターのさらなを育ってるが、 数けの子どもたちを育み、らなお人ので、教育者指導でのように、若い教員であるを独立します。また、若い教員がおいたりに、ないように、ないように、教員にもおりの機会を設ける意味から、教員にもおりの機会を設ける意味から、教員にもおりの機会を設ける意味から、教員にも活用していただきたいます。 といますが、お考えをお尋ねいたします。
- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 それでは、ICTを 活用した教職員間の交流についてのご質問 にお答えいたします。

経験の浅い教員が増加している中で、指 導に迷いや悩みを感じている教員がいるこ とは事実でございます。そのような中、一人で抱え込まない、それから、相談できる、あるいは指導を仰げる教員の存在というのが求められると思います。また、同年代の教員と課題を共有して、ともに日常業務を行える、そんな環境づくりも大変重要なことだと考えておるところでございます。

ご指摘の交流の手段でございますが、現 在、管内メールを活用すれば、市内の教職 員間で限られたネット環境の中で交流はで きる状況ではございます。ただ、さまざま な情報交換であるとか、あるいは悩みの共 有であるとか、そういったことにつきまし ては直接的な交流が必要ではないかと考え ております。また、SNSを通した交流等 を考えましたところ、個人情報や個別学校 ごとの情報管理においてリスクを伴うこと もございます。現在、教育委員会では、S NS等の私的利用に関する留意事項等も示 すことを検討しておりますし、教員が悩ま ない教員組織体制、例えばメンターチーム の編成など、仕組みを検討しておるところ でございます。

以上です。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 教員の交流については、研修 以外にも常勤、非常勤を問わずに対話交流 できる機会を設けて、例えば学期ごと等に 設置していただきたいと思います。また、 一般のSNSではセキュリティの心配もあ りますので、教育センターのサーバー等を 活用し、使う側のモラルの確保とともに、 コミュニティサイトや教材の共有サイトを 立ち上げていただきますことを要望いたし たいと思います。

次に、三つ目の子どもを守る情報教育に ついて。

携帯やスマホの所持率の急激な増加はも

とより、LINE等の利用が6ないし9割と想像を上回る利用状況です。最近報じられる事件は、ネットを通じた事件があまりにも多いと感じます。そこで、ネット環境を利用する上でのルールづくりを本市においてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 児童・生徒の携帯、 スマートフォン使用におけるルールづくり についてのご質問にお答えいたします。

今年の夏休みに行いました摂津市児童会 生徒会代表者の集いにおきまして、「なが らスマホはやめよう」「月に1回家族会 議」という宣言を採択いたしました。児 童・生徒が、みずから話し合いの中から、 生活上のけじめが必要であること、あるい は、家族で話し合うことが生活を見詰め直 すことのきっかけになる、そのような結論 をまとめたところでございます。

その後、各校では、児童会、生徒会を中心にこの宣言の周知に努めており、第三中学校では、独自に調査したデータをもとに、生徒会代表が文化発表会で問題提起し、さらには、その内容を三宅柳田小学校でも発表するといったことに取り組んでおるところでございます。この実践につきましては、先日行われましたOSAKAスマホサミットでも発表を行ったところでございます。

携帯、スマートフォンの使用につきましては、もう既に大人だけではなく、先ほども申し上げましたように、児童・生徒の生活にも広く浸透しておる現状から、使用の禁止は現実的ではない、そのように考えております。その便利さと危険性を教え、正しい使い方やルールについて、今回の利用宣言のように、児童・生徒が主体的に問題意識を持ち、正しい使い方について考える

ことが必要でございます。また、家庭での ルールづくりなど、家庭、地域と連携した 取り組みの推進も大変重要であると考えて おるところでございます。

以上です。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 子ども発の集いにおいて宣言を採択し、一つの指標がつくられたことは評価いたします。先日、第三中学校の生徒によるOSAKAスマホサミットでの発表の場で最優秀賞を受賞できたことは、本市においても大変喜ばしいことであると思います。あとは、保護者から子どもにネット環境利用に関して正しく指導できるような機会やツールの提供もお願いしたいと思います。

現在、最もいじめの温床と言えるのが、 LINEの友達同士でつくるグループLI NE、正式にはグループトークと申しますが、これは、参加しているみんなに一度に メッセージを送信できる点はとても便利な 機能でありますけれども、内容の解釈の誤 解により、仲間外れにされたり、一斉に中 傷されたり、利便性の傍ら、大きなリスク を持ったネットアプリです。このグループ トークの子どもの使用に関してどのように 考えておられるのか、お伺いをいたします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 児童・生徒のグループトークについての考え方にかかわって、 ご質問にお答えいたします。

グループトークにつきましては、ご指摘のとおり、さまざまな課題があり、児童・生徒の利用の実態を把握し、適切な指導が必要である、そのように認識いたしております。また、日常のコミュニケーションや連絡に非常に便利である反面、人間関係づくりにおいてトラブルやいじめの誘因とな

る危険性も併せて持っております。こんな 状況を教職員がまず理解した上で、児童・ 生徒に正しい使い方やルールを考えさせる 指導が必要になる、そのように考えており ます。

さらに、集団の中で児童・生徒を育てる 観点から、人間関係をつくる力、社会性、 問題解決能力、自尊感情など、人の気持ち を大切にすることについて、学校教育活動 全体で取り組んでまいる所存でございます。 以上です。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 既に子どもの心の中で、グループトークの利用が招く人間関係のもつれの危険性については感じているのではないかと思います。そこで、禁止や規制をかけるという旧来の方法では解決に向いて進まない今の現状だと思い、ガイドラインの提示が適当であると考えます。いわゆる呼びかけ、啓発を何度も繰り返し、グループトークの使用を望まない子どもの逃げ場として、使わないという明確な啓発指標を学校現場でしっかりと打ち出していただきたいと要望いたします。危険なLINEでございます。を演なしていただきたいと要望いたします。(発言終了のブザー音鳴る)
- ○南野直司議長 水谷議員の質問が終わりま した。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1番目のAEDのコンビニなど への設置についてでありますけども、AE Dの設置につきましては、私は平成17年 から設置や要望拡充をしてまいりましたが、 午前中にありました野原議員の質問、要望 等については同感をいたします。そういう ことを踏まえて、少し別な角度から質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

呼吸がとまってから5分以内に心肺蘇生 法が行われるかどうかというのが救命率に 大きく左右するとも言われております。東 京の病院に勤務されている方の文面では、 倒れた方の目撃後、2分以内にAEDの必 要性を認知、AED到着後、1分で電気シ ョックをかけることができると仮定すれば、 片道1分以内の場所にAEDを設置する必 要があると。また、距離は、時速9キロメ ートルの早歩きを想定すれば、1分で約1 50メートル到達できることになり、これ らのことから考えると、300メートル間 隔での設置を要するということになります。 午前中の答弁を聞いている中では、夜間休 日も含めてでありますけども、この有効時 間内にAEDを取りに行って帰れないエリ アは相当数存在すると思います。そういう 意味で、このエリアの認識、そして、解消 に向けての24時間営業されているコンビ ニなどへの店舗に設置協力をお願いすると いうことも必要なのではと思いますけども、 本市の考え方についてお尋ねをいたします。

2番目の個人番号カードの交付についてでありますけども、摂津市におきましても幾らかの返戻があったと思いますが、やっとといいますか、先週で個人番号カード交付申請書が配達完了されたと聞きました。少し遅れている感じもありますけども、カード交付のスケジュールが現時点でどうなっているのかということについてお尋ねをいたします。

次に、3番目の市役所庁舎の附属設備の 改善についてでありますけども、昨年も質 問させていただきましたが、経年劣化が原 因であったとも思いますけども、火災報知 機の誤作動についてお尋ねをしたいと思い ます。

先日も誤作動で鳴動しました。火災報知機は、火災が発生したときに、建物内におられる方々に報知し、避難と初期消火活動を促す設備であると思います。火災報知機が鳴動したときに、来庁されていた方から、また誤作動だったのかといった会話があったとも話されておられました。いざ本当の火災が起こったときの避難行動などに大動が起こらないようにすることが大切でありますので、この設備更新における現状と今後の対応についてお尋ねをしたいと思います。

次に、4番目の小学生の昼寝についてでありますけども、12月2日付の新聞に、「睡眠は大切だよ」と、そういう見出しで掲載され、その内容の一部を読みますと、睡眠不足によって、やる気が減る、記憶力低下、生活習慣病になりやすいなどの心身への悪影響もありますし、また、学校の成績が悪くなるというデータもあるそうでございます。

宮城県の吉岡小学校では、昨年6月から 15分の昼寝を取り入れたところ、午後の 授業が眠くないと答えた児童が8%増加し、 体調不良などでの1か月間の保健室利用人 数は115人から31人に減ったというこ とでございました。また、児童間のトラブ ルやけがも減ったとも記載してありました。 そして、自分の机に突っ伏して寝ている写 真も掲載してありましたけども、本市での この昼寝の取り入れについてお尋ねをした いと思います。

以上で1回目の質問を終わります。 ○南野直司議長 答弁を求めます。消防長。 (樋上消防長 登壇) ○樋上消防長 AEDのコンビニへの設置な どについてのご質問にお答えいたします。

AEDは、心肺蘇生法を実施される市民の方々が、いつ何どきでも持ち出せ、かつ一定時間以内にAEDによる電気ショックを施すことが非常に大切でございます。

設置密度の問題につきましては、今後、24時間営業店舗等の活用も検討いたしますとともに、従前に引き続き、市民の方々が発生現場に居合わせたときに、迅速に正しく救命処置を実施していただけるよう、AEDの普及とともに正しい取り扱い広報を啓発してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(登阪生活環境部長 登壇)

○登阪生活環境部長 個人番号カード交付の スケジュールについてのご質問にお答えい たします。

個人番号カードにつきましては、通知カードとともに届いております個人番号カード交付申請書を使用して郵送申請、エブ申請といてコンかの外郭団体でありますと、国の外郭団体でありますと、国の外郭団体ではあってはます。作成を行います。作成を行います。作成を行います。作成というでは、カード交付の準備が整ででは、カードは、カード交付のではが整ででは、カード交付のではが整ででは、カード交付のではがあることとなります。通知ではいるでは、通知書を送付することとなります。 ります必要書類を持って、原則、こにおりますの交付特設窓のでおります。

個人番号カードの交付時期でございますが、国のほうでは平成28年1月以降とアナウンスしております。しかしながら、本市におきましては、通知カードの到着が全国の早い地域と比べ約1か月遅くなってお

ります。このことから、個人番号カードの 交付につきましても、当初の予定よりも若 干遅くなるものと予想しております。

○南野直司議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 火災報知機の件についてで ございます。

火災報知機には、熱感知器と煙感知器のものがございまして、庁舎に設置しておりますのは煙感知器で、火災の早期検知に非常に有効であり、感知面積も熱感知器よりも大きいという特徴があるということでございます。

現状といたしましては、庁舎の消防施設 全般に老朽化が進んでおり、順次感知器の 取替を行っておりますが、庁舎全体の煙感 知器267台のうち、現在79台の交換を 終了し、取替率が29.6%となっており ます。感知器交換の目安はおおよそ10年 ということでございますので、早い時期の 交換が必要でございますが、一時期での交 換は後の更新時にも大きな負担となること から、分散した交換を考えてまいります。

しかし、ご指摘のように、何度も鳴動、 誤作動が続けば、火災に対する意識の低下 にもつながりかねませんことから、全ての 交換について、できるだけ早い時期に完了 するよう、計画的な検討を行ってまいりた いと考えております。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
 - (前馬次世代育成部長 登壇)
- ○前馬次世代育成部長 小学校での昼寝の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員がご紹介の宮城県大和町吉岡小学校では、昨年6月からの15分間の昼寝タイムの実施後、さまざまな効果があったとのことでございます。睡眠不足が及ぼす影響

につきましては、昼間の注意力や集中力の 低下、気持ちがいらするなど、心と体 にあらわれてまいります。特に児童・生徒 にとっては、睡眠不足は学校生活にとって の弊害になるものであると考えます。重要 なことは、しっかり睡眠をとることであり、 吉岡小学校では寝ることの大切さの啓発に 努めていたことから、早寝早起きや十分睡 眠時間をとることも広がり、昼寝以外の効 果もあらわれているのではないかと考えら れる状況でございます。

議員ご指摘の昼寝の効果につきましては、 さらに詳しい調査結果を待つ必要があると 考えますが、児童・生徒の健やかな成長の ためには、規則正しい生活、そして一定時 間の睡眠をとることが大切でございます。 ご紹介いただいた新聞報道を本市の小学校 等に紹介するなど、本市の子どもたちの現 状も踏まえながら、今後さらに正しい睡眠 についての啓発を進めてまいります。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○南野直司議長 休憩前に引き続き再開しま す。

村上議員。

○村上英明議員 2回目は一問一答方式でさせていただきます。

まず初めのAEDについてでありますけども、AEDがあるからといって救命率は100%ではないとも言われておりますけども、2005年に開催された愛知万博では300メートルごとにAEDが設置されており、心停止5例中4例で救命できたとありました。先ほども啓発ということもありましたけれども、やはり救命への即応性を高めるといったことのために、いつでも

有効時間で取りに行けるよう、コンビニなどの店舗への設置を含め、心肺蘇生法の普及、また、現状の設置に関して、摂津市ホームページでの施設名と住所表示といったものに新たに地図を追加することをお願いし、要望とさせていただきます。

また、児童や生徒が集い、また、平日、休日、夜間などにおいても施設開放で多くの方々が利用する学校におきまして、AE Dは平成19年度に中学校、平成20年度に小学校へ配置をされました。メーカーや機種によっては、耐用年数、また使用年数の多少の違いはありますけども、近年、更新時期になっていると思いますので、この更新時期についてお尋ねをしたいなと思います。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 学校でのAEDという ご質問でございます。

ご質問の中にもございましたように、本 市教育委員会が管理しております小中学校 全てにおいてAEDを設置させていただい ているというところでございます。

耐用年数は、今のところ一律7年という 状況になっております。その更新時に従い まして買換えをさせていただいているとい うことでございます。今年度につきまして は、7月の末でございますけども、5校分 を更新させていただきました。来年度は4 校が更新の時期に参っている状況でござい ます。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 更新時期につきましては、 先ほど、平成27年度5校、そして平成2 8年度が4校ということでありましたけど も、消耗品も含めて耐用年数をしっかり確 認していただいて、適正な更新をお願いし たいと思います。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 現在、小中学校に配置 しておりますAEDですけども、数多くが 職員室に配備をいたしております。やはり 職員の目の届くところということと、緊急 時にすぐ対応できるようにという、学校教 育、学校生活上においてそのような対応を させていただいているところでございます。 小中学校におきましては、体育施設の学校 開放もさせていただいております。そうい うこともございまして、学校の入口付近で あるとか体育館付近にAEDをどこに設置 しているかという掲示もさせていただいて いるところでございます。議員が今ご質問 にありましたように、管理人も配置をして おりますけども、管理人が校内を巡視する 際には当然施錠するような形で、やはり防 犯上施錠する形になります。

現在の状況であれば、今議員もお話がありましたように、緊急時はそういう窓ガラスを割って緊急にあけるという対応しかできない状況ではございますけども、学校によりまして、今いろいろ工夫もしていただ

いているところでございます。我々教育委員会のほうで学校施設の開放も担当いたしておりますので、その担当も含め、関係者全体で何か運用面も含め対応していきたいと思っております。ただ、外部に置くことにつきましては、やはり防犯上の関係もございますので、何ができるか、関係者の中で協議をしてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 緊急性や即応性という観点 から、また、管理面も考慮して、これから 適正な対応をお願いしたいなと思います。 また、学校のみならず、交換や新設といっ たときには、金額もありますけども、管理 など総合的に判断して、効果的なAEDの 更新については対応をお願いしたいなと思 います。

次の個人番号カードの交付について質問 させていただきます。

先ほどの答弁で少し遅れているということでありましたけども、個人番号カードの交付、申請すればきちっと市民の手に行くということが重要でございます。返戻数はどれくらいあったのか、そしてまた、この返戻分の対応はどのようにされるのか、お尋ねをしたいと思います。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○登阪生活環境部長 不在などの理由により 配達できなかった通知カードにつきまして は、郵便局で1週間保管後、市役所に返戻 されております。返戻件数につきましては、 昨日時点で4,131通ございまして、返 戻率は10.5%となっております。なお、 返戻後、市役所に受け取りに来られました のが399通ございますので、その分を差 し引きますと、市役所で現に保管しており ます通知カードの割合は9.5%となりま す。

次に、返戻されました通知カードの取り 扱いでございます。

返戻された通知カードは、市役所西別館 1階の特設窓口に受け取りに来ていただく こととなります。現在、市役所の開庁時間 内で対応しておりますが、週のうち1日程 度、窓口時間延長の実施を検討しておりま す。これにつきましては、広報せっつ1月 1日号でお知らせするとともに、市ホーム ページにも掲載し、市民への周知を図って まいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 返戻のことにつきましては、 もともと4,000を超えるということで あったということで、私の当初の予想より も少し低いのかなと思うわけでありますけ ども、しっかりと市民の手に渡るように、 これからも対応をお願いしたいと思いよす し、また、先ほど、広報せっつやホームペ ージでも周知されるということでもござい ましたので、また併せて個別事情に対応で きるような体制をお願いしたいなと思いま す。

その次に、このカード交付におきましては、市役所窓口に本人が取りに行くというのが基本だと聞いておりますけども、働いておられる方は通常の市役所業務時間に来ることがなかなか困難な方もいると思います。そういう意味で、時間外や休日も含めた対応を考えるべきだと思いますけども、本市の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○登阪生活環境部長 個人番号カード交付の 窓口の受付時間につきましては、平日の午 前9時から午後5時までを予定しておりま すが、時間外、休日における対応も必要に なってくると考えております。時間外・休

日対応の具体的な日程等につきましては、 今後、カードの申請状況、窓口での混雑状 況等を見ながら設定してまいりたいと考え ております。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 申請された方のカード交付 に支障が出ないよう、時間外・休日対応も しっかりと状況を見ながらお願いをしたい なと思います。

次に、3番目の附属設備の関係でありますけども、この中で、火災報知機の交換につきましては、しっかりとまた計画的な更新をお願いしたいなと思います。

その関連で、市役所庁舎の照明設備についてお尋ねをしたいと思います。

昨年行った質問の中では、LEDにつきましては、安定器の交換による初期の導入コストが多額であるということが最大のネックとも言われておりました。しかしながら、先日の新聞で、5年後の2020年をめどに蛍光灯の製造を中止するという旨の報道がありましたけども、近い将来にLED化の取替を要すると思いますが、本市の考え方についてお尋ねをしたいなと思います。

- ○南野直司議長 総務部長。
- ○杉本総務部長 庁舎の照明設備のLED化でございますけども、去る11月26日に、政府のほうで、省エネを進める目的で、従来の白熱灯や蛍光灯からLEDへの置き換えを促すために、2020年をめどにこれら蛍光灯等の生産を禁止するという方針であるという報道がなされております。LEDの電力不足等の中で、多くの自治体がりなり、本市においても検討を行ってまいた。本市では、市民に直接影響いたします防犯灯につきましては、全市一斉に交

換ということを既にさせていただいておりますが、庁舎については、一部グリーンニューディール基金というのがございましたので、これらを使いまして、エレベーターの前の照明でありますとかをLED化しておりますが、事務室の照明についてはまだ行っておりません。

庁舎の蛍光灯の箇所ですけども、4,4 81ということになっております。これら を全てLEDにかえるということになりま すと、先ほど議員からもありました導入コ スト等の問題からなかなか難しく、考えが まだ導入に至っておらない状況でございま す。しかしながら、蛍光灯の生産が禁止さ れるということであれば、全ての公共施設、 学校、もちろん庁舎もですけども、交換し なくてはいけませんし、概算でございます が、現在のLEDの価格であれば、市庁舎 だけで約9,000万円必要と試算をいた しております。今後、国の転換への状況や LEDの価格や技術の進歩についても、そ の動向を見きわめることで導入の手法等も 検討してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 検討されるということでありますけども、蛍光灯のほうがいいという場所もあるかと思いますが、やはりいずれ蛍光灯はなくなるということでもございますので、そういう意味では、火災報知器と同様に、照明の更新においても一時期に財政負担が生じないようにしっかりと計画を策定していくべきと思うんですが、その計画のことについてお考えをお尋ねしたいと思います。
- ○南野直司議長 総務部長。
- ○杉本総務部長 先ほども申しましたように 多額でございます。全体の予算、財政負担 の平準化等を十分考慮いたしまして、また、

国が本当に5年後に廃止するのかということも十分見ながら今後の計画を立ててまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 財政負担が平準化となるように、しっかりと計画的な更新をお願いしたいなと思います。その際に、今現在、世の中にある照明の中でも最も長寿命と言われている無電極ランプというのがあります。それぞれメリット、デメリットがありますので、そのことも踏まえて検討していただければなと思います。

最後の昼寝についてでありますけども、 自宅での睡眠時間確保や、そしてまた、寝 る前のスマホ、ゲームの使用につきまして は、学校からの注意も必要であると思いま すが、ある面、家庭での注意も要すると思 います。現在、この寝る前のスマホ使用と 睡眠について、啓発内容についてお尋ねを したいと思います。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 就寝前のスマホ使用 の弊害等について、学校でどのように指導 しているかというご質問にお答えいたしま す

議員ご指摘のとおり、就寝前のパソコンやスマホのいわゆるブルーライトですが、生活リズムに悪影響を及ぼす、また、寝つきが悪くなる、眠りが浅くなる、その結果、睡眠の質を低下させることにつながる、これまります。健康のようによく言われております。健康のようによく言われております。健康というによくにつながあります。ではいると考えております。寝る前のスマホ等ののは保健だよります。これまで保健室等で啓発に取り組んできた学校もございます。スマホ使用の問題を、使う時間の問題だけでは、就寝前のとおります。

なくて、健康の側面からも考え、児童・生 徒の睡眠を確保するためのさまざまな啓発 を今後も行っていきたい、そのように考え ております。

以上です。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 啓発をしっかりと継続して 取り組んでいっていただければなと思いま す。そしてまた、学校での昼寝につきまし ては、昼休みを活用するということになり ますけども、やはり睡眠時間確保、そして 健康の観点から、これからまたしっかりと 取り組んでいっていただくように、そして また検討をお願いしたいなと思います。

以上で一般質問を終わります。(発言終 了のブザー音鳴る)

○南野直司議長 村上議員の質問が終わりま した。

次に、山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、味舌・三宅、二つの小学校跡地の 売却について伺います。

春の総務常任委員協議会に説明をされた コンサルタントからの報告で、売却を基本 とするという方針を出されました。これま での経緯を見ても、売却を方針としたます。 については、私は道理がないと思います。そ方 がと考えております。そう 説明を求めたいと思います。この 説明を求めたいと思います。この 説明を求めたいと思います。 というのは、市民に対しては説明を常常任 いないのではないでしょうか。総務常田でおいる 員協議会への報告に終わっていると思ています。 市政方針でも売却には触れてらず、広報されたわけでもあく、市民でして ず、広報されたわけでもなく、市民でして ず、広報さいう態度が皆無ではない うか。いきなり来年度予算や補正予算で 札ということになるのでしょうか。市民が 売却に対して出されている疑問にも答えられていないという点では、避難場所にも指 定をされている公的用地をほかに避難場所 も確保できないのに売却してなくしてしま うということが許されるというのでしょう か。お答えいただきたいと思います。

次に、ごみ焼却の問題ですが、本年度第 1回定例会で、市長は、今年の市政方針で、 ごみ焼却炉の更新問題について、より効率 的なごみ処理体制の構築に向け、茨木市と のごみ処理広域化に向けた検討を進める、 北摂地域における災害時等廃棄物の処理に 係る相互支援協定を締結し、近隣市との連 携体制を強化するとされております。その 広域化、連携の検討がどのように進められ ているのか、市民への周知、合意と納得が 第一に進められるべきだと考えますけれど も、見解をお聞きいたします。

次に、生活保護の問題ですが、今年、生 活保護基準の引き下げが行われて、3年前 からの基準より平均6.5%、最大で1 0%の減額となりました。消費税3%の引 き上げに対しても、保護費の引き上げは2. 8%にとどまり、生活保護利用者にとって 大変苦しいものになっています。さらに、 この7月からは住宅扶助基準の見直し、多 くは引き下げに加え、11月からの冬季加 算も減額をされています。7月からの住宅 扶助基準の見直しは、こういう苦しい中で の改定です。保護利用者が安心して住居を 利用できるように運用をしていただきたい と思います。この運用については、春から 通知がありまして、1年間の経過措置で、 いきなりの支給削減ではないということと、 病院への通院や地域との関係で住所・居所 を変えないほうが自立を助けるという方々 には、特別基準などで旧の助成が適用でき、 障害や介護など必要な方には新基準の限度額の1.3倍まで拡充ができることなど、利用者の皆さんに説明ができているでしょうか。それらの適用はどうなっているかをお聞きしたいと思います。

4番目、国保ですが、来年度の国民保険料の改定について伺います。3年連続の値上げとなるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

26年度の値上げの際には、料率のバラ ンスを整えるとともに、当時、平成29年 度の広域化に向けて、赤字解消、激変緩和 などを理由として引き上げに踏み切ったと。 今年も連続値上げになりました。具体的に は、26年度は9,000万円と大幅な値 上げになり、国の法定軽減の拡充の対象の 所得でも保険料は上がりました。累積赤字 を4億円から1億円に減らす黒字決算とな りました。今年も国の保険者支援があって も4%弱の値上げになりました。来年も保 険者支援は続くと聞いております。今年5 月に広域化が30年度に延ばされたことも 併せれば、赤字解消の目標年度も延びたこ とになるのではないでしょうか。国民健康 保険の加入者は、低所得で、消費税が上げ られて生活が苦しい中、保険料値上げには もう耐えられません。改定の見通しをお聞 かせいただきたいと思います。

1回目です。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室 長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 旧三宅・味舌両小学校の売 却方針の撤回についてのご質問にお答えい たします。

両小学校跡地活用につきましては、これまで、既存校舎は耐震性能、法的条件の視点から解体・撤去とし、恒久施設として残

す体育館用地以外の活用用地は売却を基本に検討するものとする、ただし、売却面積、時期は未定であり、今後、財政状況を勘案しながら、さらに条件等を整理、比較検討した上で決定するという旨を述べてまいりました。現在においてもこの方針は変わるものではございません。避難所・避難場所問題についても、当然にして、災害対策の視点から諸条件を勘案し、総合的に判断していく必要があると認識しております。

いずれにいたしましても、必要なサービスを将来世代に確実につなげていくということが行政の最大の責務でございます。民意は大変重いものでございますが、本市の財政状況や今後の社会情勢を考えた場合、そう簡単に売却方針を撤回できるものではございません。売却という結論を出すときには、最終的には市民の代表である議会にお伺いしてまいりたいと考えております。

また、市民への周知につきましては、売 却の時期や売却の面積、それから議会のご 意見等を伺った上で、詳細が固まってきた 段階でご説明申し上げたいと、このように 考えているところでございます。

○南野直司議長 生活環境部理事。

(北野生活環境部理事 登壇)

○北野生活環境部理事 茨木市とのごみ広域 化に向けた検討が現在どのように進められ ているのか、市民への周知はどのように考 えているのかについてのご質問にお答えい たします。

茨木市とのごみ処理広域化に向けた協議につきましては、本年度に入りましてから、まず4月7日、5月20日と協議を行い、広域ごみ処理連絡調整会議を設置することを確認いたしております。その後、6月1日付で茨木市と本市の担当職員をもって組織する広域ごみ処理連絡調整会議を設置し

まして、月1回の頻度で会議を開催いたしております。現在、広域ごみ処理連絡調整会議の中で、広域連携の仕組みの研究や先進団体への合同視察などを行い、基本合意に向け協議を重ねているところでございます。次回は、12月21日に第8回目の広域ごみ処理連絡調整会議を予定しており、より効率的な広域連携の仕組みについて協議・検討を行う予定であります。

また、市民の周知につきましては、一定の到達点を踏まえた上で、ホームページや広報紙などを通じて情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 住宅扶助基準の改定に伴 う特別基準等の適用状況についてのご質問 にお答え申し上げます。

住宅扶助基準の改定につきましては今年 7月から実施されておりますが、今回の改 定による影響を受けた518世帯につきま して、経過措置で旧基準を適用いたしてお ります。基準改定から6か月弱が経過いた しておりますが、この間、家主との家賃交 渉で基準内の家賃に減額または減額される 予定の世帯が39件、以前から転居を希望 されている世帯などで、改定後の住宅扶助 基準に適合する住宅に転居された世帯が2 6件ございます。今後につきましては、経 過措置の適用期間中に、ケースワーカーが 被保護世帯から実情の聞き取りをした中、 通学・通勤・通院などに支障を来すおそれ がある場合や、高齢者、身体障害者等で自 立を阻害するおそれがある場合など、従前 の生活に支障を来さないよう、個別の事情 による配慮措置の適用を検討してまいりま

なお、昭和38年4月1日、社発第24

6号の厚生省社会局長通知による特別基準 の適用につきましては、過去に適用してい た実績がございますが、対象者の入院、死 亡によりまして、現在は適用がございません。

続きまして、来年度の国民健康保険料についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、国保の広域化の状況でございます が、平成27年5月27日に持続可能な医 療保険制度を構築するための国民健康保険 法等の一部を改正する法律が成立いたしま して、平成30年度から都道府県が財政運 営の責任主体となることが決定いたしてお ります。これによりまして、都道府県は、 財政運営のほか、効率的な事業の確保等、 中心的な役割を担い、制度の安定化が図ら れることとなっております。現在、賦課割 合や保険料率、被保険者証の交付方法等、 多くの項目については詳細が決定いたして おりませんが、大阪府・市町村国民健康保 険広域化調整会議で議論されているところ でございます。本市といたしましては、今 後も広域化に対する情報収集を行い、北摂 ブロック等を通じ、意見・要望を働きかけ てまいります。

いずれにしましても、広域化へ移行する ための環境準備といたしまして、累積赤字 の解消を進めていくことは不可欠であるこ とから、来年度も引き続き収納率の向上や 医療費の適正化を推進してまいります。そ の中で、来年度の国民健康保険料につきま しては、年末に示される国からの各種通知 をもとに、歳入歳出を固め、収支均衡が図 れるよう保険料を決定してまいります。

- ○南野直司議長 山崎議員。
- ○山崎雅数議員 では、これから一つずつ質 問をしていきたいと思いますが、まず、小 学校跡地の問題ですけれども、これまで跡

地は、活用するというか、使うという方向 をほとんど出されずのまま売却が最適の活 用ということになったということがどうい うことかと、売却が基本というのが本当に 正しいのかどうか、しっかりお答えいただ きたいと思います。

避難所・避難場所の問題についても、昨 今、ゲリラ豪雨など災害が頻発する中で、 一時避難所から、被害が大きいときには地 域で避難住宅を持つことまで、避難場所が 重要になってきます。旧の三宅も味舌も住 宅密集地で、ひとたび被災に遭うと、多く の方々が避難所・避難場所を利用しなくて はならないという状況が考えられます。地 域防災計画でも、大阪府全体の被害想定は あっても、細かい地域における被災者がど のくらいになるかというのは明らかにされ ておりません。旧三宅・味舌の避難所・避 難場所があっても、その地域の被災者を受 け入れることができるかということを考え ると、本市が改定されました地域防災計画 の第2編第7節の避難受入れ体制等の整備 1の3の中で、「現状では、公的施設だけ では想定避難者数に対して収容力が不足す る」と書いてあります。この表現を見れば、 大変な状況というのは明らかです。売却し て公的用地でなくして避難場所を減らすと いうことはやむを得ないということになる のでしょうか。財政状況を勘案し、条件を 整備していくということを言われるのです けれども、財政状況が優先するということ でしょうか。災害対策の視点から諸条件を 勘案し、総合的に判断するということは、 全体のために一部は犠牲になるということ でしょうか。

今年の鬼怒川の氾濫で、避難勧告が解除 されたのは15日目のことです。いまだに まだ地元には帰られないという方もいらっ

しゃる。民間の施設を借りての何週間、何 か月もの避難生活ということが支え切れる んでしょうか。到底考えられない。正雀2 丁目では、近隣のアパート火災で第9集会 所の避難所開設が2週間になったという経 験もあります。この避難場所を減らすこと には納得ができるものではないと考えてお ります。事は命にかかわる問題ですから、 財政的な理由でできない、財政的な理由で 売るということをすべきでないということ は明らかです。災害が起こって、財源がな いから救助も支援もできないということは 言えません。財政再建団体になるおそれが あるから災害救助を支援しないということ はあり得ないわけです。市民合意もなく避 難場所を減らすということは将来に必ず禍 根を残します。財政を理由に売却とすべき ではありません。この間の土地売却、それ から財政指数を見ても、財政的には今すぐ でないことも明らかです。市民団体との懇 談の中でこういう話もしています。

市民に知らせるのは、それこそ売却の方 針の中身も全部固まってからとなるという ことであり、それで市民の代表である議会 に諮るということだけで本当に市民の合意 が得られるのでしょうか。重要な地域の財 産を処分しようとするときに、地元の合意 を得る必要はないのか、避難所のほかにも、 地域に与える影響は決して小さくないもの で、まちのあり方にもかかわる問題です。 統廃合のときは、売却という話は結局棚上 げにして説明されておりません。方針が変 わったというのであるならば、統廃合と同 じように住民説明をするべきではないでし ようか。財政状況や社会情勢を考えると売 却方針は撤回できないとされておりますけ れども、それで住民の納得が得られるのか どうか。少なくとも住民合意を図った上で

市政運営をすべきです。

そもそも小学校跡地は、小学校の用地ならと、三宅も味舌も地元の方々から譲りたけたり、提供いただいたり、ご寄附をいただいたものです。学校用地でななな説明をなるなどうしましょうかとも説明をからしまったが、本来、お考えはどうしましまうかとはが発合のものが、なきで、統廃合のものが、ではないといるといるが、これを市民になって最財産になって最大に改って、といってようか。市の一般財産になって、といってようか。市の一般財産でしょうか。市の一般財産でしょうか。市の一般財産でしまったがきるではないでしょうか。お答えいただきにと思います。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○乾市長公室長 まず、小学校の統合に至っ た経過から考えますと、平成14年5月に 市立小中学校の適正規模及び適正配置並び に市立幼稚園の適正配置等についての答申 をまとめ、その中で、適正な学校規模につ いて、学校教育法における配置基準を12 学級以上18学級以下ということを本市の 基本的な考え方として、平成17年第4回 定例会において、教育環境を適正な規模に 保つことで子どもの教育環境を整え、教育 の充実を図ることを目的として市立小学校 を統合するため、摂津市立学校条例の一部 改正が行われ、平成20年4月に統合が実 施されることとなりました。その背景には、 やはり財政状況が非常に悪化していたとい うことがございます。そういった状況を踏 まえてこの最終結論が行われたと認識して おります。

私どもは、旧小学校の体育館や運動場は、 避難所や避難地となっており、非常に重要 なものと認識しております。それは消防署

とか道路とか他の公共施設と同様に重要で あると考えております。全ての公共施設を 質も量も万全に整備して保持することは非 常に難しいことだと考えております。市と しては、限られた人と財源を使って、でき る限りを尽くすことが重要であるんだと思 います。今後、公共施設の維持管理や20 25年問題に対応するだけでなく、阪急の 連立でありますとか総合体育館の整備など、 いろんな課題、夢にも取り組んでいかなけ ればなりません。市といたしましては、何 事も総合的に勘案して取り組む必要がある んだと思います。こういう中で小学校の跡 地も総合的に勘案する中で、売却面積、売 却時期、そういったことを検討していく必 要があるんだと考えているところでござい ます。

あと、議会に諮るだけでいいのかという ご質問もございました。私どもは、跡地を 考える団体とこれまでも11回ぐらい公式 に会合も重ねて意見交換もさせていただい ております。きちっとした席を設けないで やっている協議も合わせますと、もっと回 数を重ねております。市民の意見も私ども はできる限りこれまでお伺いしてきており ます。しかしながら、学校を統合して廃止 してきた、そういったことを踏まえますと、 今、団体の方がおっしゃっているように、 その跡地を、あるいはあとの施設をもっと 有効に活用していく、どんどん使っていく という方向で検討していく、市民とともに 考えていくということはなかなか難しいも のだと考えているところでございます。

- ○南野直司議長 山崎議員。
- ○山崎雅数議員 まず、私は統廃合を問題に しているわけじゃないんです。跡地をどう していくかを問題にしておりまして、統廃 合のときには、生徒が少なくなって経費も

かさむということでの経済的な話もしました。けども、跡地を売却せなあかんからということではなかったはずなんです。

それで、財政を理由にしたら、先ほども 言われましたけど、総合体育館をつくるた めに味舌小学校、三宅小学校の跡地は売ら れるという話になっちゃいますよ。経済的 な理由は、命を守る避難所を確保するとい うことに対して売却する理由にすべきでは ないと考えております。味舌小学校跡地や 三宅小学校跡地を売らなければならないと いう状況で、新しい避難場所の確保をお金 をかけて整備をする、購入するとはならな いでしょうし、避難所を減らすということ について一つもお答えいただいていないん です。総合的な部分でいうと、総合体育館 をつくるから、全体のことを考えれば避難 所が減ってもいいと言われるんですか。そ ういうふうに聞こえるんですけども、いか がでしょうか。避難場所ということについ ては、試せばいいんですけども、被災とい うのは試すわけにはいかないんです。避難 場所を減らしても大丈夫だと言って減らし た場合、被害が出たときに大丈夫ではあり ませんでしたでは済まないんですよ。住民 の理解が到底得られるものではないと考え ております。お答えをいただきたいと思い ます。

小学校跡地は、今、方針を掲げているということであれば、財政状況が総合的にどうなるかわからないということでは、いつ売りに出されるかわからないということになります。それこそ、こんなふうに売ることが決まりましたということで予算が提出されたときには、もう市民の代表である議会でぽんぽんと諮られて売られるということになりかねない。議会には諮るけれども、市長には売却反対の市民の声が届かないと

いうことになりはしないでしょうか。小学 校跡地の避難場所は、そういう意味でほか の資産とは違うというところもしっかり考 えていただいて、売却をせずに市民のため に活用を図っていくことを考えたらどうで すか。売ってしまって、そこに住居が建っ てグラウンドがなくなってしまったら一時 避難所もなくなるんです。変更できません か。お願いいたします。

○南野直司議長 山崎議員、一問一答方式ですので、できたら1問ずつ質問を区切ってしていただいたらありがたいです。(「一問一答方式ですよ」と山崎雅数議員呼ぶ)

避難所・避難場所の観点から、総務部長。 〇杉本総務部長 防災を担当しております私 のほうから避難所の件でございます。

避難所、避難地というのが、これはあっ て当然悪いわけではないし、多くあれば当 然いいわけでございます。小学校の跡地の 問題に特化をされるということですけども、 千里丘であれば、防災公園が新たにできる、 また、他のさまざまな私学のグラウンドで あるとか企業の空き地であるとか、そうい ったものも活用してということを今まで言 ってきております。これは、いいか悪いか、 減るか減らないかどっちがいいんだと言わ れたら、減らないにこしたことはないとい うのはわかります。ただ、これは、市の全 体の考え方として、我々はこれから公共施 設の再配置等も考えていこうと思っていま すけども、その中で、一つは、この先、市 の人口なんかも非常に影響してくる問題だ と思いますけども、その中で公共施設がど うあるかということになって、もし避難地 が減るから全て売却も用途の転換もだめと いうことになったら、公共施設の再配置自 体ができないのではないかなとも感じます。

ただ、防災の担当として、さまざまな企

業であるとか学校であるとか、そういう方 とご協力して、マンションなんかもそうな んですけども、一時的に避難できるところ を確保しているという、この課題について は決して否定するものではございません。 その観点からだけでグラウンドは売っては いけないということになりますと、我々は 全体のバランスの中で公共施設をどうする と今後検討してまいりますので、その結果 として出てきた公共施設のあり方の中で、 避難地、避難所についてはどうしていくか ということをまた新たに構築していくとい うことでしか今の段階ではお答えできない と思いますけども。グラウンドが減るから 売ってはだめだという論議には我々として は同調はできないと考えております。

- ○南野直司議長 山崎議員、市長に声が届かない云々は、質問ですか。(「それはもういいです」と山崎雅数議員呼ぶ)いいですか。山崎議員。
- ○山崎雅数議員 防災公園ができますよね。 JRの線路の向こうですよね。正雀の方々 は線路を越えてそっちへ逃げていけという 話ですか。つまり、この跡地をなくして、 ここにお住まいの住民の方々が避難所がな くなってしまうことに対して、しっかりと 説明できる政策の推進をしてもらいたいと いうことでお願いをしておきたいと思いま す。これは、そういう意味ではおかしいと、 撤回すべきだということを求めておきます。 次に移りたいと思います。

そして、ごみの条件なんですけども、茨 木市との基本合意書の締結というのは、結 局、今どうなるかはわからないということ では、なかなか市民の説明にならないとい うことだと思うんですけれども、この点で、 摂津市の考えとして、他市への要望という のはどうしていきたいというのはあっても

しかるべきだと思います。茨木市との話し 合いのマイナスにならない程度にどうして いきたいと摂津市は考えているのかという ことの説明責任が市としてもあると思うん ですけれども、その辺をお聞かせいただき たい。その構想の一端なりをお聞かせいた だければと思っております。当然、そこに は、これまで市民との協働で積み上げてき た摂津市の環境施策について後退させるこ となく、市民の利益にかなう方向性でとい うのは堅持していただきたいと思います。 茨木市のごみ収集は、今、一般ごみと大型 ごみ、そして資源ごみ、わずか3種類なん です。そこには、いいか悪いかというのは 別として、行政間の差というか、環境施策 に違いがあると思います。見解をお聞かせ いただきたいと思います。

- ○南野直司議長 生活環境部理事。
- ○北野生活環境部理事 現在、茨木市と本市 と基本合意を目指して慎重に今検討を進め ている最中でございます。その中で、一番 私どもが大事にしたいのは、それぞれ両市 にとってメリットのある内容でなければな らないということでございます。

それと、ご指摘のこれまでの摂津市の環境施策の考え方なんですが、我々としましては、この協議の中でやっております広域化という業務、これは焼却にかかわることについて議論をいたしておる最中でございまして、依然として収集体制についてはそれぞれ単独で両市で行うものというのが今の協議の中身でございまして、そういうことでございますので、議員がおっしゃるこれまで取り組んだ環境の考え方、いわゆるごみの減量、資源化の推進、こういうことについての考え方に変わりはございません。以上でございます。

○南野直司議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 なかなか具体的にどうなる かというのが見えてこないんですよ。茨木 市の議会の検討の様子を見させてもらいま したら、今年度の予算で廃棄物処理施設整 備の調査・検討が行われることになってお りまして、廃棄物処理施設の更新に向けて、 茨木市長は、民間活力の導入、多角的な調 査・検討とされております。説明の中でも、 摂津市との施設の話し合いをしていると出 ていまして、摂津市の更新が平成40年で、 広域化の依頼があると答えてはります。効 率的な事業運営と経費削減という点で広域 化を検討すると答えてはるんですけども、 コストダウンとか民間の経営力、技術力を 生かす方法について検討しているというこ とで、中身そのものはなかなか見えてこな いんですけれども、今年の茨木市での調 査・検討がどうなったのかとか、情報の収 集と、わかりましたらそれの公開なども求 めていただきたいと思うんですが、国は、 民間活力の導入、地方創生の中で、補助の 拡大がいつまで続くかわかりませんけれど も、発電設備とかごみ処理施設を巨大化す る方向性というのを持っております。ごみ 減量とか二酸化炭素排出規制に対しては逆 行しかねないものだと私は考えております。 この方向に従って、茨木市が今後つくるご み処理施設が巨大火力発電所のような大き な施設にならないか、それによって摂津市 に多額の費用負担が求められることになら ないか、注視をしていただきたいと思って おります。茨木市との共同の検討、市民へ の早い段階での情報提供を求めたいと思い ます。

また、摂津市が持っております現在の一般廃棄物処理基本計画というのは広域連携構想前の単独での処理計画ですから、中期財政見通しではこれが反映されておるとい

うことですので、これらとの整合性も早急 に図らなくてはならないと思っております。 お考えをお聞かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部理事。
- ○北野生活環境部理事 現在の一般廃棄物処理基本計画につきましては、平成23年度に策定いたしまして、平成32年度まで、10年間を計画期間とする基本方針を示したものでございます。議員ご指摘のとおり、この計画は摂津市単独の基本計画でございます。茨木市と広域化の合意が整いましたら、これは本市と茨木市両市の基本計画に改正しなければならないと考えております。

一方、財政の問題でございますが、中期 財政見通しでのごみ焼却場の歳出見込み額、 これは広域化を行った場合でも単独でやっ た場合でも本市の財政負担というのは必要 になってくると考えております。金額の精 査は必要であると思っておりますが、やは り莫大な財政負担となりますので、本市中 期財政見通しに計上いたしたところでござ います。

以上でございます。

- ○南野直司議長 山崎議員。
- ○山崎雅数議員 先ほど説明されたように、 この広域化連携というのは焼却に関することだけと言われました。これに限っていくこと、そして、先ほど両方に利益のあるようにということで、摂津市としても譲れないというところはしっかり明らかにしつ、そして、どのように進んでいるのかというのは、住民の不安を招かないためにも、早期に政策を進めるに当たって、市民合意で進めるように、情報公開にも努めていただきますよう確認をして要望としておきます。

次に、生活保護の問題なんですが、そも そも生活保護基準の引き下げは、社会保障 の底が引き下がるということになります。 国民全体の問題なんですが、消費者物価指数が下がっていることを理由として、この間、生活保護の基準を下げられたわけですけれども、そこは電化製品とか情報通信機器、情報関連費用が全体を引き下げているもので、多くの方々が毎月の生活の中で電化製品を買いかえるということではない中で生活扶助費が減らされているということに大きな矛盾がありまして、生存権の侵害であるという裁判も起こっております。

家賃限度額も同様でして、そもそも住宅 扶助基準といいながら、これまで住宅扶助 基準は限度額としての扱いを受けておりま すから、限度額以下の住居を求めて居住を している利用者の平均額がそれを下回るの は当然であり、住宅の家賃の水準が下がっ ているわけではありません。今回の改定は、 その実態を無視した引き下げと言わざるを 得ない。これまでも、車椅子を利用されて いる方々など、低廉な家賃ではなかなか住 居が確保されない方々には特別基準の適用 がされております。今回も、これらの理由 で、1人世帯では改定後の基準の1.3倍、 2人以上では1.5倍などの基準がありま す。この適用も柔軟に行ってもらいたいと 思うんですが。また、今回は、これまで住 み慣れた住居をかわることによって生活や 自立に支障のあるご家庭には、継続して旧 来の家賃が適用される特別基準もあります。 通学・通勤・通院、近くに介助や支援をし てくれる近親者がいらっしゃるなどの理由 での適用もできるものです。その説明も利 用者にしっかり行って転居のことも考えて いただくようにすべきです。

生活保護は日本国民の権利として憲法で保障されているわけで、保護を利用しているからといって無権利状態に置かれるわけではない、住居の自由、財産処分の権利は

侵されるものではありません。転居の強要や、家賃助成が同意なく減額をされては、 生活が脅かされることになりかねません。 今回の改定で影響を受ける方々が、ご本人 との合意、納得の上で住居が保障されるこ とを求めたいと思いますけども、現在の状 況、お考えをお聞かせください。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 今後の住居の保障につい てでございますが、被保護世帯の居宅につ きましては、健康で文化的な生活を営む基 礎となるもので、住み慣れたところに住み 続けられることが一番であると考えており ます。今回の住宅扶助基準の改定につきま しては本市でも重く受けとめております。 今年6月の民生常任委員会や第3回定例議 会の野口議員の一般質問でもご答弁申し上 げましたとおり、各ケースワーカーには平 成27年4月14日付の厚生労働省社会援 護局通知に定められた配慮措置の周知徹底 を図りまして、個別の案件に対しまして、 被保護世帯の方々が従前の生活に支障を来 さないよう、きめ細かく丁寧な支援を続け てまいります。
- ○南野直司議長 山崎議員。
- ○山崎雅数議員 経過措置が終わるまでには まだ半年ありますので、経過措置が終わる 来年6月に住宅扶助が満額保障されない、 こういった利用者が出ることのないように 要望をしておきたいと思います。よろしく お願いいたします。

次に、最後になりますね、国民健康保険ですが、広域化が絡んできますけども、第三次大阪府国民健康保険広域化等支援方針では、赤字解消の目標設定、市町村赤字解消計画の進捗状況を評価して交付金の算定に反映するとされています。赤字解消計画の実施状況の検証を行い、府と緊密な連絡

調整を行うとされています。30年度広域 化ということの納付金の額を決定するに当 たり、市町村ごとの医療水準と、それから 所得水準を反映するという方針を立ててあ ります。ですから、この方針に変更がない 限り、摂津市の水準で保険料が決められる ということになれば、30年度になったか らといって劇的な変化が起こるということ ではないと感じておるんですけれども、い かがでしょうか。

今年、第2回の定例会で、国民健康保険 特別会計補正予算専決処分として、調整交 付金をもって保険料の料率引き下げが行わ れました。国は、財政安定化基金、国費を 今年は2,000億円投入もいたしました。 今後は国・府・市町村が3分の1ずつの負 担になりますし、広域化後は保険者の努力 支援制度の導入というのもあるんですけど も、これは医療費の削減とか収納率向上の ご褒美ですから、なかなか保険料の引き下 げに役に立つということにはならないとは 思っております。しかし、保険会計にとっ てはプラスの材料になると考えております。 消費税の増収分を活用とした1,700億 円の補助というか投入も、低所得者を多く 抱える保険者に重点的に配備をされるとい うことになると、大阪の場合は大阪市にた くさん行くんでしょうけれども、無条件で 交付されるということではありませんけれ ども、後期支援の総報酬制による国費投入 1,700億円もあります。これは市長会 なども要求をされてそういう話になったん ですけども、この3,400億円というの は法定外繰り入れの合計と同じぐらいの金 額なんですね。そうすると、法定外繰り入 れを現在の水準のまま各市町村が堅持する ということにならなければ保険料の引き下 げにはなかなかいかないということになる

んですけれども、摂津市としても、この国 の法定繰り入れというか、二つの1,70 0億円の補助をしつかり使って保険料を抑 えるということに使っていただきたいと思 います。国は、国民健康保険料が高いとい う認識があって、昨年の決算審議でもやり ましたように、法定軽減を大きくつくりま した。形の上では、わずかではありますけ れども国費投入を広げてきているわけです。 だから、高い保険料で苦しんでいる市民を 思えば、摂津市としては、法定外繰り入れ の水準を減らすことなく、医療や介護、後 期支援への増額分、これも一般会計からの 繰り入れをしっかり増やして支える。ここ へ来て、今先ほども来年度の改定の数字が これから出てきますということもおっしゃ っていただきましたけれども、どうなるか わからないではなくて、引き上げにならな いように予算要求をしていくということを 求めたいと思いますが、いかがでしょうか。 下げられそうということにはならないでし ょうか。国民健康保険の加入者にとっては 2年連続引き上げの後の保険料改定となり ます。また上がるというのと上がらないと いうのでは天と地ほどの差があります。安 心をさせていただくような材料はありませ んでしょうか。お答えいただきたいと思い ます。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 山崎議員の法定外繰り入れを減らさずに保険料の引き下げに役立てるべきではないかというご質問にお答え申し上げます。
 - 一般会計繰入金につきましては、平成2 6年度の保険料軽減制度に続きまして、平成27年度も保険者支援分の拡充により法 定繰入金の増額が行われたところでござい ます。平成27年度につきましては、国保

財政安定化支援事業の増額が年度が始まっ てから見込まれたことから、補正予算の対 応によりまして保険料の抑制を実施させて いただいたところでございます。また、平 成30年度からは、先ほど議員がご指摘の ように、1,700億円の国費の投入が予 定されてございます。合計で3,400億 円の財政支援が行われる予定でございます。 これは全体の保険者における法定外繰入金 の総額とほぼ同額のものということになっ ておりまして、国におきましても、法定外 繰り入れを行っている市町村においては、 国の財政支援の拡充をもって段階的に法定 外繰り入れを解消する、そのための寄与と 示されているところでございます。特に平 成30年度からの財政支援の財源1,70 0億円につきましては、これまで被用者保 険において投入されておりました財源を国 保に投入することになり、そういった状況 からも、市独自での財源の投入は抑制の方 向とならざるを得ないものとは考えており

ただ、平成28年度の保険料につきましては、これまでと同様、高齢者を支える後期高齢者の支援金ですとか介護納付金、あるいは医療費の増加なども見込まれる状況ではございますが、先ほどご指摘のような法定繰入金の拡充分や、これまで取り組んでまいりました保険者努力による効果も生かした上で収支均衡に向けた保険料改定を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○南野直司議長 山崎議員。
- ○山崎雅数議員 広域化の赤字目標削減も3 0年度まで2年に延びました。昨年度決算 でもあるように、累積赤字も4億円から1 億円に減りました。つまり、累積赤字の積 み上げ、赤字解消のための広域化の支援方

針の圧力は非常に減っていると思います。 2年連続の引き上げで保険料を下げてほし いという市民要望をしっかり聞き入れてい ただきますようお願いをして質問を終わり たいと思います。よろしくお願いします。

○南野直司議長 山崎議員の質問が終わりま した。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、健康づくり施策として「かる しおプロジェクト」を推進することについ て質問いたします。

北大阪健康医療都市、いわゆる健都につきましては、「健康・医療」をキーワードとしたソフト面でのまちづくりが重要であり、機会あるごとに議会へ取り上げておりました。先の第3回定例会では、たば全なおりませべきとの観点から、健都全体において喫煙禁止区域を設定し、次第になおいて関問いたと受けとめておりますが、本定例会では、「食」という人の営みに欠かせないテーマから、減塩対策について質問、提言をしたいと考えております。

去る6月28日に新鳥飼公民館で開催された認知症市民講座において、国循の先生の講演があり、そこで国循の推奨する「かるしおプロジェクト」について紹介がありました。これは、循環器病予防のため減塩を勧めるというもので、おいしくないという減塩食のイメージを変え、市民が楽しく取り組めそうだと直感しました。また、「減塩」というテーマに絞っていることも市民にとってわかりやすいと感じました。

本年4月1日より食品表示法が施行され、

加工食品には、ナトリウム表示に加え、新 たに塩分相当量をグラム数で表示すること が義務づけられました。このことは、消費 者が減塩対策を実施しやすいようにした国 の方針も見えてまいります。国循が進める 「かるしおプロジェクト」の考え方につい ては、私としても大変共感をしており、摂 津市としましても市民の減塩対策を推進し ていくべきだと考えます。

そこで、まずは現行の健康せつつ21に おける減塩の取り組みについてお聞きをし たいと思いますが、保健福祉部理事の答弁 をお願いいたします。

次に、2番目の孤立死防止の取り組みに ついてです。

近年、市内においても、ひとり暮らしの 高齢者が誰にもみとられず死亡し、数日た ってから発見される痛ましい事件が少なか らず発生しています。まず初めに、本市に おける孤立死の実態及び防止のための対策 はどのようになっているのか、ご答弁をお 願いいたします。

次に、3番目に、摂津市地球温暖化防止 地域計画の中間年の見直しについてです。

本年11月30日から12月12日まで、フランスのパリで国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書に続く2020年以降の新しい温暖化対策の枠組み、パリ協定が採択されました。今回、発展途上国を含む全ての国が参加した枠組みができましたことは歴史的な快挙となりました。新たに日本が示した削減目標は、2030年までに2013年度比で26%削減としており、より現実的な目標になっているように思います。

そうした状況の中で、2011年から実施をされております摂津市地球温暖化防止地域計画において、本年が中間評価の年と

なっていますが、計画の進行管理について、 どのように行われてきたのか、また、どの ような体制と方向性で中間評価に取り組ま れるのかについてご答弁をお願いいたしま す。

次に、4番目、摂津市文化振興計画と使 用料の減免制度の見直しについてです。

平成18年4月に摂津市文化振興条例が制定され、それを受けて平成20年3月に摂津市文化振興計画がつくられました。施策の進行管理と評価について、具体的にどのように実施をされているのか、また、担当部としては進捗についてどのように評価をされているのか、また、一方で、今回の第5次行革において、摂津市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針がパブリックコメントを終え、今後確定される予定だと思いますが、その中身、パブリックコメントの内容、スケジュールと概略についてご答弁をお願いいたします。

次に、5番目の市制施行50周年事業に ついてです。

平成27年11月に庁内検討委員会で策定された摂津市市制施行50周年記念事業計画が公表されました。その中には、第5次行革ロードマップに「市制施行50周年に合わせて」と記載がある道路の愛称設定や、広報紙、ホームページのリニューアルなどの記載がありませんし、また、50周年を記念して文化ホールをリニューアル改修されますが、このホールの愛称をつけることなども含まれておりません。まずは、この事業計画書の捉え方と意義づけについてご答弁をお願いいたします。

以上で1回目を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉 部理事。

(島田保健福祉部理事 登壇)

○島田保健福祉部理事 藤浦議員のご質問に お答えをいたします。

ご質問にございました「かるしおプロジェクト」でございますが、これはまだまだ市民のほうになじみのないプロジェクトでございますので、まずは内容のほうをご説明させていただいた上で減塩対策の現状についてお答えをしたいと思っております。

「かるしおプロジェクト」でございますが、議員からのご指摘もございましたとおり、循環器病予防のための減塩対策を国循で進めておられるというものでございまして、主な取り組みといたしまして3点ございます。

一つ目は、減塩食のレシピを普及するというところでございまして、病院の食事というのは非常に塩気が薄くておいしくないというところがあるんですが、国循のほうは塩気を抑えながらもおいしいという評判がございまして、そのレシピを本にまとめて発行されておられるというところではなりのべストセラとで、かなりのべストセラになっておるというところでして、レシピの普及を通じて減塩食を普及するということの取り組みをされております。

もう一つが、そういう減塩食のコンテストを開催されて減塩に親しんでもらおうという取り組みをされております。S-1g、S-1グランプリというところで、ソルト、塩、これを1食1グラム減らしていこうという意味が込められているとお聞きしております。

三つ目が「かるしお認定」ということで ございまして、これは、国循がつくられた マークを企業さんに使っていただいて、減 塩という考え方を広報することを応援して もらおうという取り組みでございます。

議員からもご指摘ございましたとおりな んですが、食塩のとり過ぎは高血圧の原因 であるというところは、さまざまな疫学調 査からも明らかなところでございます。そ の結果、脳卒中あるいは心筋梗塞などの循 環器病が起こるリスクが高くなるというこ とになります。国で策定されております健 康日本21では、1日当たりの食塩摂取量 の平均値、これの目標を8グラムと設定さ れておりますが、実際のところ、平成25 年の国民健康・栄養調査、これを見ますと、 我が国の1日当たりの食塩摂取量の平均値 は男性で11.1グラム、女性で9.4グ ラムということで、目標を超えているとい う状況でございます。このため、本市にお きましては、現行の健康せっつ21に基づ きまして、健康まつり等におけるパネル展 示による啓発活動、あるいは、特定保健指 導の際に栄養指導などを行うということを 通しまして、食塩摂取量の減少を図る取り 組みを進めてきたところであります。

以上でございます。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。
 - (堤保健福祉部長 登壇)
- ○堤保健福祉部長 本市における孤立死の実態及び防止のための対策についてのご質問にお答えいたします。

近年、少子・高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化、ひとり暮らし高齢者の増加など、社会環境の変化に伴い、誰にもみとられずに亡くなり、相当日数が経過してから発見されるという痛ましい事案が発生しております。孤立死に関しましては明確な定義がなく、統計データはないものの、本市では、これまでも、独居の高齢者の方が孤立死に至らないよう、乳酸菌飲料を配り安否確認を行う独居老人愛の一声訪問事業や、ひとり暮らしの登録事業などを通じ

まして、高齢者の見守りを行ってまいりました。しかし、孤立死が高齢者だけに限らないことなどから、平成24年9月に庁内で安否確認ネットワーク会議を立ち上げまして、全庁的なネットワークにより、安否確認を要する情報が入った場合、関係部局で情報を共有し、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを行って、その防止に努めているところでございます。

○南野直司議長 生活環境部理事。

(北野生活環境部理事 登壇)

○北野生活環境部理事 摂津市地球温暖化防 止地域計画の進行管理と中間評価について のご質問にお答えいたします。

地球温暖化防止地域計画では、平成32 年度の二酸化炭素排出量を平成2年度比で20%削減することを目標に定め、市民、 事業者、行政それぞれが相互に連携協力に 取り組むものとしております。

二酸化炭素排出量は、国の策定したマニ ュアルにのっとり、製造品出荷額や従業員 数などをもとに算出するものでありますこ とから、リーマンショックのような経済情 勢の変化に大きく影響を受けることになり ます。また、東日本大震災に端を発するエ ネルギー供給源の多様化という社会情勢の 大きな変化もあったことから、実際の削減 量を把握することは容易ではございません。 そのため、環境家計簿事業への参加状況や 太陽光発電の導入状況などの具体的な取り 組み状況を確認することで進行管理を行う とともに、その結果を計画策定時の状況と 比較しながら現在の社会情勢や経済情勢を 勘案することで中間評価を行ってまいりま す。

以上でございます。

○南野直司議長 生涯学習部長。 (宮部生涯学習部長 登壇) ○宮部生涯学習部長 摂津市文化振興計画に 係る施策の進行管理と評価についてのご質 問にお答えいたします。

文化の担い手である市民が自主的・主体 的に取り組む市民手づくりの文化を目指し て本計画を策定し、全庁横断的に取り組ん でおります。文化振興計画は、市長が策定 するものとされ、教育委員会におきまして その事務を補助執行いたしております。

本計画を進行管理し、評価するため、市民代表による文化振興市民会議を組織するとともに、庁内的には、関係課職員からなる文化振興推進委員会を組織し、毎年、各施策の調査を行い、推進事項の取り組み実績と評価を作成し、文化振興市民会議に報告し、ご意見をいただいております。

平成26年度は、8部17課において、154件の推進事項について、実施、一部実施、遅延、実施困難の4段階で評価いたしております。本計画策定年である平成20年度の評価は、実施が79件、一部実施は29件で、両方合わせますと全体の72%でございましたが、平成26年度の評価は、実施118件、一部実施が21件、両方合わせますと全体の90.3%に達しており、策定年に比べて18.3ポイントの増となっております。施策の実施につきましては、おおむね順調に進捗しているものと評価しているところでございます。

○南野直司議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 摂津市使用料・手数料等の 見直しに関する基本方針(案)のパブリッ クコメントの内容についてご答弁申し上げ ます。

使用料・手数料等の見直しに関する基本 方針につきましては、12月1日から14 日までパブリックコメントを実施したとろ ろでございます。結果といたしまして、寄せられました意見の数は9件で、終了間もないということもございまして、意見を基本方針に反映するかはこれからの検討となりますが、今後寄せられた意見とともに、市の考え方をまとめて公表してまいりたいと考えております。

今後の具体的な見直しのスケジュールですが、1月中には基本方針を策定したいと考えており、基本方針をもとに、第5次行革の期間内に使用料・手数料の算定、具体的な減免の要件を決定してまいりたいと考えているところでございます。

それから、市制施行50周年事業につい てのご質問でございます。

本年5月には市制施行50周年記念事業 基本方針、11月には摂津市市制施行50 周年記念事業計画を作成し、公表させてい ただいております。この事業計画につきま しては、基本方針で定める記念事業の三つ の視点と併せ、三つの事業を計画の柱とい たしており、基本方針をより具体化したも のとなっております。

まず、一つ目の柱が市民・事業者企画事業でございます。これは、市民・事業者の皆様の50周年の趣旨に合致した公益性ある取り組みに対し補助を行っていくものでございます。協働のまちづくりを進める本市におきましては、主役である市民や事業者の皆様の創意工夫の取り組みへの期待を込め、50周年事業の核として最初の柱に据えております。

二つ目の柱が協賛事業でございまして、こちらも、市民・事業者の皆様の自主的な取り組みに対しまして、50周年の冠を掲げるとともに、50周年記念ロゴを使用できるようにし、広く本市の50周年事業をアピールしていくものでございます。

三つ目の柱が市企画事業でございまして、 市主催で行う記念式典をはじめとするPR や多様な取り組みを掲載したものでござい ます。

お問いであります本市事業計画の位置付けについてでございますが、当然ながら、50周年事業は、本市をあげて祝い、未来に向けて夢と希望を創造していくものであることが重要であることから、ともに機運を盛り上げ、共通理解を図るため、計画の段階で公表させていただいたものでございます。したがいまして、特に市企画事業につきましては、現段階の計画という位置付けで掲載しておりますので、予算編成を経て、内容を精査した上で取り組んでまいりたいと考えております。

ほかにも、基本方針で触れておりますように、50周年を契機に取り組む事業として、公共施設のオープンなども50周年にふさわしいものでございますので、そのあたりも含めて、年度末には確定版としてお示ししてまいりたいと考えているところでございます。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 それでは、2回目、質問いたします。ここから一問一答でさせていただきます。

1番目の健康づくり施策についてですが、 ただいま減塩対策に係る健康せつつ21の 取り組みについて答弁がありました。市民 啓発や栄養指導などの取り組みを通して市 民の食塩摂取量の減少を図っているとのこ とですが、市民感覚からいたしますと、ま だまだ関心が薄いのではないかと感じてい ます。循環器病を予防し、市民の健康づく りをさらに後押しするためには、減塩対策 に焦点を当て、健康せっつ21の取り組み を一層強化していくことが必要ではないで しょうか。

先ほど、国立循環器病研究センターの「かるしおプロジェクト」について申し上げましたが、せっかく国循が健都に移転してきますので、循環器病予防の観点から、この「かるしおプロジェクト」の考え方を参考にして減塩対策を推進してもらいたいと思います。国循は、もちろんさまざまな主体との連携が必要とも感じておりますが、今後の施策展開について保健福祉部理事に再度お聞きをしたいと思います。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
- ○島田保健福祉部理事 藤浦議員のご質問に お答えをいたします。

ご指摘のとおり、循環器病予防の観点から、市民の食塩摂取量を減らす取り組みを 進めるということは非常に大事だと考えて おります。

現在、健康づくり推進協議会におきまし て健康・医療のまちづくり計画策定に向け た議論をいただいておりますが、その中で も、国循等との連携や、企業、事業所、飲 食店等との連携による減塩対策を進めるべ きであるというご指摘をいただいておりま す。先月行われました市民健康まつりでは、 国循が考案された、だしのうまみで塩の使 用量を抑えることのできる八方だしの試飲 ですとか、つくり方の講習会というものが 行われたところでありまして、今後ともこ うした市民啓発をはじめとしたさまざまな 連携が進められればと考えているところで ございます。また、企業への働きかけにつ きましても具体化してまいりたいと考えて おります。

本市といたしましては、新たな計画におきまして、減塩対策をはじめ、食に係る取り組みを健康せっつよりもより強める方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 今後の具体的な施策展開に ついては、健康・医療のまちづくり計画が 策定作業中ということもありますので、こ れ以上はお聞きをしませんけれども、ぜひ 減塩対策を充実させてほしいと思います。

常々申し上げておりますが、北大阪健康 医療都市のプロジェクトについては、私は 非常に期待感を持って見守っておるところ であります。北大阪健康医療都市は、愛称 が健都ということで、ローマ字表記ではK ENTOとなりますが、これは、循環器病 予防に必要な英語のKnowledge、 これは正しい知識ということでK、Exe rcise、これは運動でE、そしてNu trition、これは栄養でN、そして TownのTということで、頭文字を並べ たとお聞きをしております。いずれも生活 習慣病予防に必要な要素であり、私は、最 後のTについては、これを「たばこ」と置 きかえて、この健都にちなんだ摂津市なら ではの施策展開を図ってほしいと思います。 そして、循環器病をはじめとする生活習慣 病の予防、そして健康づくり、先進地域づ くりを通して、誰もが安心して暮らせる摂 津のまちを実現していただくことを期待し て要望といたします。

これまでには、健康づくり施策について、 特定健診などによる早期発見、また、体操、 ウオーキングなどの運動、そして禁煙、そ して栄養の面での減塩、この4点セットで 力強く推進していくことが重要だと考えま す。最後に、明年の重点テーマの一つにあ げられております「健康」について、市長 の抱負をお聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 今、「かるしお」をテーマに、

健康についてということだと思いますけれども、昔ありました歌で「わかっちゃいるけどやめられない」とかいう歌があったと思うんですけれども、食べ物は塩気がなな工夫をされますけれども。ついおしまうとされますけれどものとなかけ過ぎたりしているかけ過ぎたりしまいます。ことで、長い間であります。これを行政の施策に置きかえて、どうすればいのか、正直言って非常に難しい問題であります。

そんな中、今度、国立循環器病研究セン ター移転に伴い、予防医療というのを全国 に発信していくわけです。今日まで摂津市 では、例えば、フィットネスじゃありませ んが、ウオーキング、それから軽スポーツ 等々に取り組んできておりますが、健康づ くり推進協議会の中でも、プロの専門家が、 摂津市がこつこつと取り組んできたことに 非常に注目をして、いろいろと耳をしっか り傾けている様子がうかがえます。という ことで、今まで取り組んできたこと、これ を踏まえて、また、いろいろと提言いただ きましたけれども、「かるしお」、これも大 きなテーマになってまいりますので、Tの 「たばこ」にも置きかえるのも参考にしな がら、より健康な安全なまちづくりに資し たいと思います。

以上です。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 どこよりも健康寿命を延ば せるまち摂津を目指して、減塩対策による 循環器病予防などの先進的な取り組みを進 めていただきますよう重ねてお願いし、要

望といたします。

次に、2番目の孤立死防止のための取り 組みについてでございます。

先ほどの答弁で、市内から孤立死ゼロを 目指すためにさまざまな取り組みをされて いるということがわかりました。特に、、全 庁的な取り組みの体制づくりを行っていせ 行っている郵便局ということでしたので、市民情関 をたくさん持っている郵便局ととでしたの民間団体も加えた会議をとし、地域 をということでは多議を設置し、地域 を地域ごとにも見守り会議を設置し、地域 住民のボランティアによる個別の見守りが 重要だと考えますが、そのお考えについて で答弁をお願いしたいと思います。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○堤保健福祉部長 孤立死ゼロを目指すため には、行政内だけではなく、地域や民間事 業者や団体の協力をいただきながら見守り をすることは必要なことだと考えておりま す。孤立死が生じる主な要因といたしまし ては、やはり地域コミュニティの希薄化が 大きな要因であると認識しております。地 域でのさりげない見守りや安否確認が大切 であり、行政や地域住民の枠を超えた郵便 局などの民間事業者を含めた重層的な見守 りを実施していくことが重要なことでござ います。

今後は、行政内だけではなく、民間事業者との連携や協定により、事業者の事業活動を通じて、異変があった場合等の連絡体制を充実し、また、地域での見守り強化につきましては、地域包括ケアシステムの構築を通じまして、地域住民との連携を図りながら、地域での見守りの力を高めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 今後は、あらゆる力を結集して、地域の見守りときずな、コミュニケーション力を高めていただいて、そして、孤立死ゼロを目指して、本当に亡くなられてから何日もたって発見されるような痛ましい案件が一つでも減るように全力で取り組んでいただきますようお願いし、要望といたします。

次に、3番目の摂津市地球温暖化防止地域計画についてでございます。

摂津市地球温暖化防止地域計画が策定されました平成23年は、ちょうど東日本大震災が発生した後の混乱期でもあり、現在とはエネルギー事情など随分に環境が変わっていると思います。中間評価はこれからという時点ですけれども、担当課として、これまでの環境施策の展開と、これから強化していきたい施策についてご答弁をお願いしたいと思います。

- ○南野直司議長 生活環境部理事。
- ○北野生活環境部理事 中間評価を踏まえた 今後の環境施策の展開についてのご質問に お答えいたします。

地球温暖化防止地域計画では、市の率先 行動の推進や低炭素型交通・物流対策の推 進、市民のエコライフの推進などを重点施 策としてあげております。その施策に沿っ た形で、平成26年度に子育て総合支援センターに太陽光発電設備を導入いたしました。平成27年度には、市役所庁舎前駐車場に電気自動車用急速充電器を設置するとともに、市内小学校の5年生全員を対象に、子ども版の環境家計簿である「せっつこどもエコノート」の取り組みを実施し、70%を超える児童に取り組んでいただきました。

今後も、公共施設への再生可能エネルギ

一の導入や環境家計簿事業の継続実施など の施策を展開するとともに、将来の地球温 暖化防止の役割を担う子どもたちへの環境 教育を推進してまいります。

以上でございます。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 最初に申し上げましたけども、ちょうどフランスのパリ協定が採択され、地球温暖化防止についてはさらにほど答弁でありましたように、摂津市としてはないます。として、小学生に環境家計簿をやっていただくとか、まります。どうかに取ります。どうかになります。どうかになります。どうかに取り組みを外すことなく、さらに積極的に取り組みを進めていただくともに、さらに知恵を絞って、よりユニークな施策を発案・実施していただきますようにお願いし、これは要望といたします。

次に、4番目の摂津市文化振興計画についてでございます。

このことにつきましてはちょっと思い入れがありまして、平成17年度の予算のときに、初めて森山市長が予算をつくられるときに、私は文化の条例をつくってくださいとお願いしたことを覚えておりますが、そういう意味では大変思い入れがあります。この摂津市文化振興計画の主要施策2、活動を支える環境の整備充実の中に、公共施設の使用料や利用方法等の見直しの検討とありますが、平成26年度の施策推進状況はどうだったのかについてご答弁をお願いいたします。

- ○南野直司議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 ご質問の項目につきま しては、平成26年度の新規取り組みとい たしましては、鳥飼体育館のトレーニング

ルームを改修し、第2体育室を設置したことに伴いまして、時間を区分して、団体利用と個人利用の時間、利用料金を新たに設定し、使用料、利用方法を見直しております。また、実施済みの継続事業といたしまして、利用時間区分や施設のインターネット予約など、利用方法の改善に取り組んでおります。

各施設の減免を含めた使用料の見直しに つきましては、今般パブリックコメントを 実施いたしました摂津市使用料・手数料等 の見直しに関する基本方針に基づき、今後、 全庁的に検討し、見直すことが予定されて おります。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 現在、第5次行革が進められており、利用者にとって施設利用料の見直しは活動に直接影響するものであり、特に、各条例、規則上、社会教育関連団体及び社会福祉関連団体が使用する場合の減免措置があります。文化関連団体とスポーツ団体の多くは社会教育関連団体の登録をされていますが、この制度は今後どのようになっていくのか、ご答弁をお願いしたいと思います。
- ○南野直司議長 生涯学習部長。
- ○宮部生涯学習部長 ご質問のとおり、社会教育団体の登録をされている団体の使用料につきましては減免が適用されております。また、これまで当該減免制度のもとに活発に活動され、本市の文化振興に貢献していることは十分に認識しておるところでございます。しかし、繰り返しにならますが、使用料と減免の見直しにつきましては、今後策定されます基本方針に基づいて全庁的に具体的に検討、見直されるものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 この議論についてはこれで とどめておきたいと思いますが、先ほどの 答弁にもありましたように、減免制度は文 化振興において大きく貢献している現状が あり、今後の文化振興の上で、何らかの形 で減免制度を残すべきであることを強く申 し上げておきたいと思います。

次に、5番目の市制施行50周年事業についてでございます。

先ほどご答弁がありました中で、市民・ 事業者企画事業については、ぜひユニーク で摂津市らしい多くの提案を期待したいと 思いますが、募集が明年の1月から始まる ことから、積極的な周知と理解のための取 り組みが必要になると思います。どのよう に考えておられるのか、ご答弁をお願いい たします。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室長。
- ○乾市長公室長 市民・事業者企画事業についての積極的な周知と理解のための取り組みなんですけれども、これにつきましては、市広報せっつでありますとかホームページでの周知はもちろんのこと、日ごろから地域活動に取り組まれている団体の皆様に対して、市からアクションを起こして事業内容のご説明をさせていただくなど、50周年にふさわしい事業提案をしていただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。
- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 また、市企画事業については、私どもとしましてもいろいろ提案をさせていただいております。例えば、市民に夢と希望を与え、摂津市の魅力を発信するためのPR映像を作成することや、イメージアップのステッカーを作成し、市民や事

業者の車に貼ることなどをオール摂津で取り組むこと、市民文化ホールとコミケイプラザコンベンションホール、医域川公民館多目的ホール、三宅柳田多目とや、新たに整備された道路、千里丘1号線とか、新たに整備された道路、千里丘1号線とすることを表に中央はどのである。として、次世代の孝をとうであるの場でである。とや、平和公園等に巨大なであります。となどの遊具の設置を検討することなどの変もにといます。の企画をお願いしたいと思います。

最後に、市長として、明年度予算に向けた市制50周年についての取り組みの考え方をご答弁お願いしたいと思います。(発言終了のブザー音鳴る)

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 再度の質問にお答えをいたしま す。

来年50周年を迎えます。50年といえば、非常に意義ある大切な節目の年だと思います。いつも言っておりますけれども、今日こうしてあるのは、すべからく先人のおかげだと思います。そういう意味では、先人の今までのご苦労に感謝をする、その上で、先人の思いが無にならない、そういった50周年にしたいと思います。

今、るるご提案をいただきました。来年度の予算の重点テーマを今いろいろ考えているんですが、今までにも取り上げてきたものと重なりますが、健康、安全・安心、子ども等々を考えておりますけれども、これらは全て次につないでいくという意味も込めております。そういうことで、この50周年が次なる100年にしっかりとつながるような、しっかりと皆さんの頭に残る

といいますか、思い出にしていただけるようなことになればと思っております。またいろいろとご提言のほうをよろしくお願いします。

○南野直司議長 藤浦議員の質問が終わりま した。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 順位に従いまして一般質問 をさせていただきます。

初めに、子どものセカンドブック事業の 推進について。

平成8年にイギリスでブックスタートが始まり、その後、日本に紹介され、摂津市では平成17年度にブックスタート事業が始まりました。赤ちゃん期から少しずつ絵本に親しむため、受診率の高い4カ月児健診に実施されますが、10年間継続されたブックスタートの取り組みについてお答えください。

次に、保育所待機児童対策について。

ゼロ歳児を持つお母さんから質問を受けました。待機児童の解消に向け、定数増加に取り組まれ、来年度の保育所入所申し込みが締め切られましたが、これまでの取り組みと現状、子ども・子育て支援事業計画に基づく今後の待機児童対策についてお答えください。

次に、内水浸水対策について。

1月から12月にかけて台風が毎月1個 以上連続して発生したのは、昭和26年の 統計以来、今年が初めてで、ゲリラ豪雨も 昨年を上回る回数と勢いで浸水被害が発生 しております。9月の台風18号は、栃木 県と茨城県で河川の堤防が決壊し、甚大な 被害は今なお復興途中です。

このような外水氾濫を見ますと、淀川、安威川のほか、三つの河川が流れる摂津市

も同様の不安があります。また、平坦地で 地盤の低い土地に強い雨が降り、水路や排 水路の水が増して、雨水がはけ切れずあふ れ出すと内水氾濫が発生します。摂津市は 堤防に囲まれた土地でもあり、安威川以南 は、北に安威川、南に淀川の堤防に挟まれ た平坦地です。そのような地形と水路も多 く、昨年、内水浸水想定区域図を市民に公 表されました。内水浸水に対してどのよう な対策を講じておられるのか、お聞かせく ださい。

次に、認知症チェッカーを市のホームペ ージに導入することについてですが、昨年、 地域包括ケアシステムの取り組みについて 質問をし、認知症チェッカーの導入を要望 いたしました。今年、第2回定例会で、水 谷議員もパソコンやスマホから簡単にチェ ックできる認知症チェックの導入について 質問されました。認知症について正しく理 解し、認知症の人と家族を支援するため、 厚生労働省の認知症サポーターキャラバン 事業が開始されて10年が経過し、全国で 660万人を超えました。本市でも、今年 の夏、認知症キッズサポーター養成講座を 開催するなど、幅広い年齢層に理解を広げ る努力をされています。講座では、接し方 を学び、「困った人」ではなく「困ってい る人」として対応する大切さを紹介されて います。サポーターが増えることは、認知 症の早期発見・早期治療につながると期待 されています。摂津市の認知症の方に対す る取り組みについてお聞かせください。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチン接種率の 向上について。

健康施策として、平成25年度に市の任 意事業として高齢者肺炎球菌ワクチン助成 制度を創設されました。70歳以上5歳ご との節目年齢の方を対象に、1回の助成額 3,000円、自己負担はおよそ5,000円でした。昨年10月から高齢者用肺炎球菌ワクチンの定期接種化が始まり、公費助成が受けられる制度となりました。このワクチン接種の目的と実施状況についてお答えください。

以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉 部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 4カ月児健診時における ブックスタートの取り組みについてのご質 問にお答え申し上げます。

ブックスタートは、赤ちゃんと保護者が 絵本を介してゆっくりと心触れ合うひとと きを持つきっかけをつくることを目的とし た事業で、本市でも平成17年度から、4 カ月児健診時にボランティアスタッフによ る絵本の読み聞かせと同時に絵本の無料配 布を行っているところでございます。平成 26年度の4カ月児健診受診者数は798 人で、受診率は98.9%となっておりま す。

次に、認知症の方に対する取り組みについてのご質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、認知症に対する施策といたしまして、平成25年度から、徘徊により行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を立ち上げ、市内事業者と連携をとってまいりました。現在では市内82事業所の協力を得て、徘徊する高齢者の捜索に取り組んでいるところでございます。また、認知症の方への傾聴などに取り組むボランティアグループが施設や在宅へ出向き、本人や家族の負担を和らげる取り組みを進めていただいております。

さらに、認知症に関する取り組みを推進するために、認知症支援プロジェクトチームを設置し、認知症に対する理解を深めていただく観点から、認知症支援について利用者の立場に立ってまとめた情報冊子を作成するとともに、今年度より、高齢者が住み慣れた地域で気軽に集える場所の確保のため、「つどい場」をモデル事業として実施し、認知症予防を含めた介護予防の推進に努めているところでございます。

続きまして、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施状況についてのご質問にお答え申し上げます。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業は、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、 重症化を防ぐことを目的に、65歳になる 年度の方を接種対象として平成31年度から実施するものでございます。平成26年度から30年度までの間は、経過措置期間といたしまして、65歳以上の5歳刻みの年齢の方を対象に公費助成を行っております。平成26年度の対象者数は4,765人、接種された方は2,225人で、接種率は46.7%となっております。

以上でございます。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。 (前馬次世代育成部長 登壇)
- ○前馬次世代育成部長 保育所待機児童対策 のついてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、女性の就業率の増加や世帯規模の縮小などから、保育所入所希望者は年々増加傾向にございます。このような中、平成22年度から平成26年度までの5年間で、民間保育園開設や建て替え等により310名、平成27年度も、現在まで、民間保育園分園の開設や建て替えにより60名の定員増を図ってまいりました。しかし、平成27年12月1日現在、

ゼロ歳児におきましては98名、1歳児では43名の計141名の待機児童が生じており、待機児童のうち74%の方が安威川以北地域の施設入所を希望されるなど、待機児童年齢、地域に偏りが生じている現状がございます。

そのような中、安威川以北地域において、 平成28年4月開設に向け、ゼロ歳児から 2歳児の保育を担う小規模保育事業所A型 の運営事業者を公募し、応募がございまし た事業者に対し、子ども・子育て会議小規 模保育選定委員会において、書類選考及び ヒアリングを先日実施したところでござい ます。施設、設備基準、運営に関する条件 等を満たしているか、また、保育の質が確 保でき、安定的・継続的な保育事業者であ るか判断してまいりたいと考えております。

今後も、摂津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、摂津市子ども・子育て会議の中でご意見をお聞きする中で、認可保育所の建て替え、分園等による定員増のほか、認可外保育施設から認可保育所への移行、小規模保育事業所A型の開設などにより、待機児童解消に取り組んでまいります。

以上でございます。

- ○南野直司議長 土木下水道部長。 (山口土木下水道部長 登壇)
- ○山口土木下水道部長 内水浸水対策につい てのご質問にお答えいたします。

本市の内水排除は、公共下水道において 排除を行うよう計画しており、計画に沿っ た公共下水道の整備に努めております。

本市の安威川以北の地域では、生活排水などの汚水と雨水を一つの管渠に集めて排水する合流式により整備し、概成しております。一方、安威川以南の地域では、汚水と雨水を分けて排水する分流式による整備を進めており、雨水の面積整備率は約3

4%にとどまっております。しかし、未整備地域におきましては農業用水路を利用した雨水排除を行っており、大雨が降ったりには、水路の水は排水ポンプの運転により。 鳥飼水路などへ強制的に排水すること、トを開放し放流することで雨水排除を行ってがる取水ゲーっております。そこで重要となる排水ポンプ更新を行っては、過去3年間で6基のポンプ更新を行うなど、計画的に老朽化対策を進めております。となる機械設備につきましてしてであるものでございます。また、取水ゲートなどの機械設備につきましても、毎年保守点検を実施しており、降雨時の運転に支障を来さないように努めております。

そのほか、市民の皆様にも内水浸水の意識を高めていただくよう、平成26年4月に内水浸水想定区域図を公表しております。これは、平成18年8月に気象庁豊中観測所で観測された降雨、最大時間雨量110ミリ、日雨量116ミリが本市に降ったシシに、内水浸水がどの範囲で起こるかをシシに、内水浸水がどの範囲で起こるかをシシに、道路雨水桝に付近のごみがあることで雨水の際には、道路雨水桝に付近のごみがあることともに流入し、ごみがひっかかることで雨水の排除能力が落ち、浸水を起こすこともございます。大雨が予想される際には、事前に過去に浸水があった場所を中心に調査及びごみの清掃を行うパトロールを実施し、浸水の防止に努めております。

- ○南野直司議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 それでは、2回目です。

セカンドブック事業についてですが、乳 幼児健診の最後になる3歳6カ月児健診は、 受診率が下がる傾向がありました。身体発 育及び精神発達の面からも重要である3歳 児の総合的健康診査は、多目的な健診によ り各種心身障害児の発見にも資するとされ ています。一方、ブックスタートのフォロ ーアップとして、3歳から小学校入学までを対象に絵本を送るセカンドブック事業を行う自治体があります。4歳、5歳は読み聞かせ黄金期と言われ、教育研究所のほとといる家庭は3割弱、年長になるおります。2枚は減り、年長期に読み聞かせをあります。これは、環境と、子どもが一人で読むするのではなく、ほとんど毎日読み聞かせをしたがちからった子どもは、一人で本を読む頻らってもらった子どもは、一人で本を読む頻らった子どもは、一人で本を読む頻らった子どもは、一人で本を読むが好きな子どもに育つことといった要因になっております。

そこで、3歳6カ月児健診の受診率と、 受診児にセカンドブック事業を取り入れる ことについてお聞かせください。

次に、保育所待機児童対策については、 高層マンション建設、住宅の新築・建て替 えにより、摂津市への転入と出生数が増加 傾向にあり、子ども・子育て支援は住み続 けるための大切な支援です。そして、仕事 を持つ親にとっては、保育所の入所は何よ り気がかりなことです。引き続き保育の場 を増やす取り組みをお願いいたします。

また、吹田操車場跡地の開発は、南千里 丘まちづくりに続く大きなまちづくり計画 です。千里丘新町のマンション開発による 人口増加で、保育所は絶対必要です。南千 里丘の開発では、保育所の開設に当たり、 モデルルームをもらい受け、活用されまし た。千里丘新町も早い段階から保育士の誘 致の検討に取り組まれることを強く要望い たします。

次に、内水浸水対策ですが、市全体で雨 水は公共下水道で排除する計画ですが、安 威川以北は一定の整備が進み、雨水を公共 下水道で排除ができ、以南での公共下水道 の雨水幹線整備ができていないところは農 業用水路を利用して雨水排除を行っている とのことでしたが、今後の雨水排除に向け、 公共下水道と水路はどのように計画を進め られるのか、お聞かせください。

認知症チェッカーの導入について。

12月1日発行の広報紙には「つどい 場」が紹介されていました。明るい笑顔で ヨガをされている写真に興味を持たれた方 もおられると思います。しかし、平成23 年実施のひとり暮らし高齢者・認知症高齢 者実態把握調査報告書と、今年作成の第6 期せっつ高齢者かがやきプランの現状課題 を見ますと、相談窓口、集まりやグループ への参加という点では、活用する人、行動 する人の数はあまり伸びていません。認知 症支援について、利用者の立場に立ってま とめられた情報紙の内容には、認知症チェ ック表が含まれております。その紙ベース を幅広く簡易的に実施できる認知症チェッ カーを市のホームページに導入してはどう かと思います。その点についてのお考えを お聞かせください。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種率の向上については、5年間に限り、65歳以上5歳刻みで接種していくことになりますが、制度が複雑で、対象者である高齢者にとっては非常にわかりにくい点があります。経過措置は5年間だけであるため、当該年度に対象になる人は、その年に定期接種としての接種機会を一生逃すことになります。今年忘れたから来年に定期接種できるものではありません。周知不足により、忘れていた、インフルエンザと同様いつでも接種できると勘違いされかねません。

肺炎は日本人の死因第3位になっている ことから、高齢者にとって肺炎予防は非常 に重要です。市民の健康施策の向上からも、より丁寧な細やかな対応が求められると思います。厚生労働省は、高齢者肺炎球菌ワクチンの普及啓発により1,000億円の削減効果があると示されています。今後の高齢化に伴う医療費の増大を考えると、肺炎予防に注力することは、高齢者にとっても行政にとっても望ましいことではないでしょうか。ワクチン接種率向上のための取り組みについてお聞かせください。

以上です。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉 部長。
- ○堤保健福祉部長 セカンドブック事業と3 歳6カ月児健診の受診率についてのご質問 にお答え申し上げます。

セカンドブック事業として、読み聞かせ 黄金期と言われる3歳児を対象に絵本を配 布し、読書活動を推進する取り組みをされ ている自治体があることはお聞きをいたし ております。本市におきましては、平成1 3年12月に公布・施行されました子ども の読書活動の推進に関する法律に基づき、 摂津市子ども読書活動推進計画を策定し、 子どもたちが読書の機会に恵まれ、自主的 に読書活動を行い、生涯にわたって読書習 慣の形成ができるよう施策を推進いたして おります。

本計画におきましては、乳幼児期の施策として、ブックスタート事業だけでなく、ブックスタート事業のフォローとして、乳幼児向け図書を市民図書館や鳥飼図書センターなどで購入し、蔵書の充実に努めるとともに、乳幼児や保護者を対象としたおはなし会や保護者を対象とした読み聞かせ講座を開催いたしているところでございます。今後につきましても、読書活動の推進につきまして、計画に沿って取り組みを進めて

まいりたいと考えております。

また、3歳6カ月児健診の受診率につきましては、平成26年度は89%でございまして、90%を下回っている状況でございましたが、平成27年度からは、健診回数を月に1回から2回に増やしたことによりまして、9月までの上半期において93.0%と受診率が向上いたしたところでございます。

次に、認知症チェッカーをホームページ 上に導入することについてのご質問にお答 え申し上げます。

認知症という病気は早期発見・早期対応 が重要であると認識をいたしております。 認知症かどうかを判断する目安となる認知 症チェッカーにつきましては、簡易的であ り、また、ゲーム感覚で利用できることか ら、早期発見の手助けになる一つの方法と は考えております。先ほどご答弁の中でご 紹介させていただきました情報冊子にも紙 ベースでの認知症チェック表を掲載させて いただいているところではございます。イ ンターネットでの認知症チェッカーにつき ましては、現在のところ、認知症のチェッ クが必要な方が市のホームページにアクセ スし、認知症チェッカーを利用し、早期発 見に役立てられるかどうかという点につい て課題があるのではないかと考えておりま す。平成27年度の介護保険制度に基づく 介護予防・日常生活支援総合事業は、平成 29年度より実施する予定となっておりま す。今後、介護予防・日常生活支援総合事 業の構築と併せて、認知症チェッカーの活 用について検討をしてまいりたいと考えて おります。

続きまして、肺炎球菌ワクチン接種率向 上のための取り組みについてでございます。 対象となる方に対しましては、3月末に 文書にて個別案内を送らせていただいております。平成26年度の接種対象者は4,765人で、接種者は2,225人でございました。平成27年度の状況でございますが、案内をお送りした直後の4月の月間接種者は320人でございましたが、月を追って徐々に減少し、4月から9月までの上半期接種者数は1,001人で、接種率は23%となっております。年度末では昨年度と同程度の接種率になるものと考えております。

公費助成の対象となりますのは、1人生涯1回となっていることから、受診勧奨は重要であると考えております。テレビコマーシャル等による政府広報だけでなく、10月からのインフルエンザ予防接種の案内時には併せて勧奨するほか、市の広報紙による周知を図り、接種率の向上に努めてまいります。

- ○南野直司議長 土木下水道部長。
- ○山口土木下水道部長 内水浸水対策につい てのご質問にお答えいたします。

本市の雨水排除は公共下水道において行うことになっており、まずは未整備地域を解消するよう、安威川以南地域の雨水整備を進めていく考えでございます。また、雨水整備には多額の費用がかかるため、国の交付金が欠かせませんが、昨今の交付金は本市の要望を下回る額となっております。そのため、当初の計画どおりに整備が進まない状態になっておりますが、本未整備地域の早期改修のため、今後も交付金獲得に向け粘り強く要望を行い、整備を進めていく所存でございます。

一方、公共下水道と同様、内水排除に重要な役割を果たします水路施設につきましても、今年度に味舌水路系ポンプ場の機械設備の点検委託を実施するなど、市内の施

設の状態把握に努め、補修・更新などを計 画的に実施し、内水排除に支障を来さない よう努めてまいります。

以上でございます。

- ○南野直司議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 それでは、3回目、よろしくお願いいたします。

セカンドブック事業の推進ですが、本の 読み聞かせは、教育として強要したり、保 護者にプレッシャーを与えるものではなく、 幼少期に本との出会いをつくる、読書の楽 しさ、大切さを伝える、親子のかかわりの 大切さを感じることにあると思います。 3 歳6カ月児健診が親子ともに心と体の健康 づくりに向き合う機会になり、さらには、 読書推進の一助としてセカンドブック事業 の前向きな検討をよろしくお願いしたいと 思います。要望といたします。

次に、内水浸水対策は、最近の気象情報は正確性においてレベルも高く、事前の予想に合わせた点検と清掃パトロールの実施は必要なことですが、急な大雨が増えていることを考えますと負担の大きな作業となります。農業用の水路が雨水排除に役立ち、排水ポンプの補修・更新と雨水対策にも取り組まれています。ただ、災害はいつ起こるか予想できないだけに、災害対策は計画の見通しが重要です。未整備地域の早期解消に向けて強い意志を持って計画を進めていただくことを要望いたします。

認知症チェッカーの導入については、北 大阪健康医療都市を中心とした健康・医療 まちづくり会議では、国立循環器病研究セ ンターが認知症対策として医師主導型治験 を始める研究、吹田市及び摂津市の医師会 と関係者とともに、認知症にかかわる早期 診断・早期対応の仕組みづくりの検討を進 めるといった内容が盛り込まれておりまし た。認知症チェッカーが早期発見に役立てられるかが課題とのことですが、福岡県糸島市では、ホームページに心の相談を含めた認知症簡易チェックシステムを導入しています。本人と家族だけでなく、幅よいでなく、幅ができ、チェックシステムはあくイミンステムはあり、そこから相談のタイミとでからかけであり、そこから相談のタイミングや窓口につなげる方法を知ることで考えとで状の進行を遅らせることになると考えます。ぜひ認知症対策として認知症チェッカーの導入の検討をよろしくお願いいたします。要望といたします。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種率については、広報紙に周知を図るとのことです。見逃されないよう紙面の工夫をお願いいたします。

接種率は前年同等ぐらいを見込まれています。例えば、未受診者が50%として、個別に受診案内はがきを送ると人数掛ける52円、そのうち5%ぐらいの方がワクチン接種をすると人数掛ける接種費用およそ6,000円、この二つの合計が市の負担額になりますが、保健医療費を考えると削減効果があるのではないでしょうか。

肺炎は一度かかると何度も繰り返すことが多いと思います。今後は、高齢者肺炎球菌ワクチン接種率が上がるよう、丁寧な案内と個別勧奨の実施を要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○南野直司議長 福住議員の質問が終わりま した。

暫時休憩します。

(午後3時 5分 休憩)

(午後3時34分 再開)

○南野直司議長 休憩前に引き続き再開しま す。 次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、一般質問を行いま す。

最初に、中学校給食の課題と改善・見直しについてです。

今年6月スタートしたデリバリー方式選 択制の中学校給食は、小学校と同じ全員給 食、自校調理を求める多数の市民の声に対 し、施設整備費用やランニングコストの優 位性、先行事例の研究でデメリット面の改 善が図れるとして導入されました。201 3年、2014年で施設整備費などに約8, 000万円かけて、また、検討委員会やア ンケートの実施、説明会など、多くの時間 と人員を動員してきました。しかし、スタ ートしてからの中学校給食の報告では、利 用者の登録率は平均で55%、喫食率で6. 5%とのことで、保護者、生徒の評判もよ くありません。検討段階から指摘されてき た諸問題への対応や現状認識、今後の改 善・見直し策について、また、9月に実施 されたアンケート調査の結果も踏まえてお 答えをいただきたいと思います。

2番目、消防団の消防施設等の整備についてです。

消防団の消防用車両の購入時に、その費用は、摂津市消防施設整備等補助金交付要綱に基づき交付される補助金と、地域の自治会などの負担によって賄われているとのことです。地域の防火防災、消火活動を担う消防団の大切な消防施設整備に係る費用は、本来、全額公費負担で行うべきではないかと思いますが、初めに、今行われている補助金の制度の内容についてお答えいただきたいと思います。

3番目に、JR東海新幹線鳥飼車両基地 の地下水汲み上げ問題についてです。 地盤沈下の原因と考えられる地下水汲み 上げを強行するJR東海を提訴してから1 年が経過しました。この間、公開による口 頭弁論が4回、非公開の準備書面手続きが 2回行われてきました。JR東海の強引な 井戸掘削、地下水汲み上げは、地域の環境 と安全にかかわる大問題で、裁判への市民 の関心は高く、地域では不安を覚えながら その行方を注視しています。これまでの裁 判の経過と今後の見通しについてお聞かせ ください。

○南野直司議長 答弁を求めます。教育総務 部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 中学校給食に関するご 質問にお答えいたします。

中学校給食につきましては、デリバリー 方式選択制で本年6月からスタートをいた したところでございます。議員のほうから もございましたように、利用登録数は、9 月末現在の数字ではございますが、全体の 約55%になっております。1学期末時点 で、市内の5中学校区の平均喫食率は6. 5%のような状況でございます。

ご質問にありました、今回、10月から
11月にかけまして、中学校給食に関する
アンケートを全ての生徒、保護者の方々を
対象に実施させていただいたところでござ
います。中学校給食の利用状況の把握を目
的に、利用する理由、しない理由、また利
用頻度、予約システムの操作性等について
質問項目を設け、ご回答をいただいたとこ
ろでございます。回収の状況といたしまし
ては、生徒が88.7%、保護者の方々が
47.5%という回収率になっております。

今回のアンケートでは、生徒の13%、 保護者の16%の方々が利用したことがあ るとの結果を得られたところでございます。

また、給食を利用しない理由につきまして は、「家庭からの弁当を持参している」と いう回答の割合が生徒、保護者とも一番高 い結果になっております。給食を利用しな い日に何をご用意しておられるのかという 質問に対しましては、生徒、保護者ともに 96%を超える方が「家庭からの弁当を用 意している」との結果でございました。給 食を利用する理由につきましては、生徒は、 「保護者が給食を予約している」が28% で最も多く、次に「栄養バランスがよい」 が22%になっております。保護者の方々 は、「お弁当をつくる手間が省ける」が4 8%で最も高く、次に「栄養バランスがよ い」が36%となっております。栄養面を 重視して給食を選択していただいているご 意見が生徒、保護者とも多くなっている結 果になりました。

一方で、給食をまだ利用されていない生徒、保護者がともに80%を超える状況になっております。給食を利用しない理由の中身を見てみますと、「食べたくなるようなメニューが少ない」という回答がございました。献立メニューの工夫改善が必要であるという認識をいたしたところでございます。

また、給食利用の前提となります申し込みの状況が、先ほども申しました現在55%でございます。試食会、説明会の開催や、パンフレットの配布、市ホームページなどで積極的に中学校給食について周知をしていく必要があるということも考えております。

今後、アンケートの結果をさらに分析し、 中学校給食の提供のため、どのようにすれ ばよりよいものになるのかということを検 討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 消防長。

(樋上消防長 登壇)

○樋上消防長 消防施設整備等補助金につい てのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、非常備消防力といたしまして、現在、基本分団 2 9 分団ございまして、その内訳は、機動部隊である自動車分団 4 分団、地元に密着した地域の分団 2 5 分団配備しております。また、市内企業の自衛消防隊を活用した機能別消防分団として3 分団、合計3 2 分団を配備しております。

基本分団のうち、機動部隊である自動車 分団4分団につきましては、消防車両購入 費等は本市が全額負担しております。自動 車分団4分団を除く地域の25分団につき ましては、車両に積載している小型動力ポ ンプは全額公費で整備しておりますが、車 両につきましては、地元自治会等で購入し ていただき、摂津市消防施設整備等補助金 交付要綱に基づき、本市が補助金を支出し ております。

- ○南野直司議長 生活環境部理事。 (北野生活環境部理事 登壇)
- ○北野生活環境部理事 新幹線鳥飼基地井戸 掘削差し止め訴訟のこれまでの経過と今後 の見通しについてのご質問にお答えいたします。

昨年11月14日に、環境保全協定上の地位確認及び井戸掘削差し止めを求め、大阪地方裁判所に提訴して以来、4回の口頭弁論と2回の弁論準備がございました。本市といたしましては、環境保全協定が茨木市域を含む新幹線鳥飼基地全体に適用されること、環境保全協定に基づく地下水採取規制は地盤沈下の予防措置であること、環境保全協定は法的拘束力を有することを一貫して主張してまいりました。これに対して、JR東海は、環境保全協定は茨木市域

には適用されない、計画揚水量では地盤沈下を起こさないため、地盤沈下を防止するための地下水規制には反しない、環境保全協定は紳士協定であり、法的拘束力はないとの姿勢を崩しておりません。

今後の見通しでございますが、提訴から 1年以上経過し、12月25日には第3回 弁論準備期日が設定されます。これまで7 回の弁論が行われることから、年明け以降、 裁判所から何らかの判断が示されることと 思われます。

以上でございます。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 2回目以降は一問一答でお聞きしたいと思います。

中学校給食のお話です。今、1回目の答 弁をいただきましたが、中学校給食を実施 されている市教委として、6月からこの1 2月までの間の中学校給食、自己評価はど うなんでしょうか。お聞かせください。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 中学校給食の自己評価 というお問いでございます。

6月からスタートしたばかりで、自己評価というのもなかなかご答弁としてはしにくいところもあるんですが、やはり今の時代、数字で評価をすべきであるとか、いろいろなところで業績評価とか事務事業評価とかがございます。

議員もご存じのように、喫食率30%というのを目標として最初導入したというところがございます。その視点で申しますと、 喫食率が6.5%ということは、30%の目標からしますと、大体二十数%の方々にご利用いただいているのかなと。給食を利用された生徒さんは13%いらっしゃるということでございます。その数字を捉えますと、四十数%という数字になるのかなと 考えております。

自己評価というのは、この1年もたって いない段階でなかなかできないような状況 でございますけども、数字としてはそうい う数字が示されておると、また、今回のア ンケートで示されたという理解はしており ます。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 もちろん、教育の一環として 進めていく事業ですから、単純に数字だけ で判断するということは難しいかと思いま すが、長い時間と人員をかけて検討してき た、満を持してスタートした中学校給食で すから、やはりきちんとした自己評価をし て、それからアンケートの結果などを見な がら、何が問題なのか、なかなかうまくい っていないなという評価であれば、何が問 題なのかを具体的に詰めていく必要がある のではないかなと思います。

中学校給食の導入時点からちょっと振り 返ってみたいと思うんですね。中学校給食 の導入実施計画では、中学校給食は、まず、 あくまでも教育の一環である、学校給食で あるということを大前提にした上で、家庭 弁当を持ってきていない生徒に栄養バラン スのとれた安心の給食を提供することであ ると。具体的な数値として上がったのが喫 食率30%でありました。現在はその3 0%の約2割ぐらいかなというお話であり ますが、問題なのは、この弁当を持ってこ られていない方にきちんと安全な給食が届 いているのかどうかというところを自己評 価しなければいけないのではないかなと思 いますが、その実態についてはどのように 見ておられるのか、お聞かせください。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 中学校給食導入の際に、 やはり家庭からのお弁当を持ってこられな

い方について食べていただきたいという目的、目標もございました。アンケートの中で、中学校給食を利用しない場合、どのような昼食を用意しておられるのかというところで、先ほども申しましたように、生徒さんの回答で96.1%、保護者さんの回答で98.9%の方がご家庭からのお弁当であるとか、事前に購入したお弁当であるとか、事前に購入したお弁当であるとか、事前に購入したお弁当であるとか、事前によれにぎりやパン、その他というご意見が、生徒さんが3.9%、保護者の方々で1.1%、足しますとそういう数字になってくるのかなと思います。

今後、特にこの事前にお弁当を購入した 方であるとかパンで昼を済まされている方、 なかなか我々がそのご家庭に入っていくこ とは難しいですけども、そういう方々に対 して、やはり栄養バランスのとれた中学校 給食をご利用してくださいということは、 我々としては働きかけをしていく必要があ るのかなと認識してございます。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 この中学校給食、デリバリー 選択制については、実施の前からさまざま な課題、問題点が明らかになっていました。 先行市のデリバリー方式選択制で、給食の 量の調整ができない、冷たい、おいしくない、アレルギーの対応ができないなど、いた に今回のアンケート調査の中にも回答がありますような問題も明らかになっているわけですが、そうした当初からわかっていた問題点も、今、目の前に問題として突きつけられているわけですが、その点の改善策をどのように考えておられるのか、お聞かせください。
- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 議員のほうからもござ いました中学校給食導入における改善策で

ございます。

保護者の方、また学校関係者、学識経験 の方にお入りいただいて検討会をしていた だき、平成26年8月に中学校給食の導入 に関する基本的な考え方をまとめていただ いたところでございます。その中でのご意 見は、まずは安全な給食を提供してほしい というご意見がやはり一番多うございまし た。そういうところで、やはりおかずにつ いては衛生管理上どうしても冷たくなると、 御飯については一定温かいものは提供でき るのかなと。当初、やはりおかずが冷たい といういろんなご意見がございましたので、 週に何回か汁物をぬくい形でご提供して、 その辺でおかずの冷たさをカバーするよう なことも当初から導入しているところでご ざいます。

今回、またいろんなご意見がございますので、今、内部で何ができるか検討している段階でございますので、現時点で詳細にこうするああするとまではなかなか今答えを持っておりませんけども、そういうことを今検討している状況でございます。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 当初、保護者の代表の方、栄養士の方、学校の先生たちも入って、検討委員会、それからデリバリー選択制論 されて真剣に議論がおりました。その中で、保護者の方がりができました。その中ではりデリバー選者のがあれば、安全性のであれば、安全性のであれば、安全性のであれば、安全性のであれば、安全性のであれば、安全性のであれば、安全によって冷たができない、デレルギー対応ができない、デリー選択制は重大な問題があるとして、2人の保護者の代表の方が問題ありだと言ってのよりに強者の代表の方が問題ありだと言っての意見書を教育委員会のほうにも提出されて

います。当初からデリバリー選択制ありき で進めてきた議論の中で、お答えされてき たのは、摂津市はデリバリー選択制の後進 市だと、先行市のいろいろな問題を見て、 工夫をして改善を図ることができるんだと いうことをおっしゃってデリバリー選択制 を決めたはずなんですね。デリバリー選択 制が決まった後も、議会や、議会の外で、 また多くの保護者の方が運動して、デリバ リー選択制であるけれども、よりおいしく て温かくて安全な給食をということでいろ いろ要望を上げてきたかと思います。です から、始まって初めてこの問題が明らかに なったかのようなことでこれから具体的に 検討するのではなくて、既に検討段階から わかっていた問題をどう克服していくのか、 しっかりと議論してこなければいけなかっ た問題ではないかと思うんですね。そうい う点で、今の到達というのは、非常に中学 校給食、目的に向けて頑張っているという 姿を感じられないんですけども、もう一度 ご答弁をいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 中学校給食を導入する際に、いろんなアンケートをとらせていただきました。やはり生徒さんからいたしますと、ご家庭のお弁当がいいという方が圧倒的に多く寄せられたという経緯もございます。その全体の経緯の中で、当時、いろんな方に入っていただいて、デリバリー選択制を教育委員会として選んだ経過がございます。

先進市はいろいろございます。その中で、一つ導入当初から工夫したというところは、 我々は、検討委員会で基本的な考え方に入られた「保護者の方々も、食品衛生上、や はり守るところは当然守らなければいけな いということ」をご理解いただきながら、 その冷たさをカバーするために、なるべく 多く汁物の温かいものを提供していただき たいと。この辺は、他市でそういう導入が まだのところもございましたけども、我々 は当初からそういう温かい汁物を提供した という状況でございますので、ご理解いた だけたらなと思います。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 先行市では既に、冷たい給食を何とかしなければいけない、喫食率が上がらないという問題の中で、例えば大阪市でもデリバリーから親子形式の検討を始めています。奈良市では自校調理、大津でがはセンター方式ですけども、これまでのデリバリー制の給食を先行市ではもう見直しを始めているわけですね。そういなと思うんですけども、効果ある改善を早急にまとめて、来年当初から具体化を一つでも二つでも実行してもらえるように要望しておきたいと思います。

続いて、先ほども部長からもご紹介をい ただいているアンケートの結果について、 三つほどお聞きしておきたいと思うんです。 一つは、アンケートで、先ほどもお話が ありましたように、「給食を食べたことが ない」という人が保護者、子どもを合わせ て8割から9割いらっしゃいました。一方 で、中学校給食実施前、2012年に行っ たアンケートでは、「給食があったほうが いい」と答えた方が小学生の保護者で8 9%、中学校の保護者では75%いらっし やいました。「給食があったほうがいい」 と当時言われているのが多数だったのが、 食べたことがない人が今は逆転して多数に なっていると。その乖離についてどう認識 されているのかが1点です。

もう一つは、これも先ほどありましたが、

利用しない理由の一番は、複数回答でありますが、「家庭から弁当を持ってきている」というのが一番多数だったと思います。 5割ぐらいあると思います。これを家庭弁当がよいからと判断するのかどうなのか、その点の認識をお聞かせください。

三つ目に、給食を利用しないときに用意するものとして、家庭からの弁当が96%と今お話がありました。この結果をもって、弁当を持ってこない人は少数、中学生においてこうした食の問題はあまりないと判断できるのかどうか、その点をお聞かせください。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 3点のご質問にお答え いたします。重なるところもございますの で、ご理解をいただけたらと思います。

まず、以前にアンケートをとった数字と 今回利用されている方の数字の乖離でございますけども、先ほどのご答弁でも申しましたように、生徒の方々はやはり家庭和かます。今回の結果は、やはり子どもさんの思いを保護の方が重く受けとめている数字じゃないうことを感じます。このことで中学校治食、デリバリーについて否定的に物を捉えるのかという関連かなと思いますが登れない方もあるのは、このアンケートではっきりいたしております。

また、まだまだ13%の方々ですけども、その方で見ますと、毎日利用しているというのが、保護者さん、生徒さんで34から35%の方々がほぼ毎日利用されていると。週に二、三回という方が、生徒で12%、保護者で17%、週2回程度というのが、生徒16%、保護者10%というところになっております。保護者の方は毎日体調が

いいわけではないと思います。やはり体調によっては保護者の方がお弁当をつくれない目もあろうかと思います。そのときには中学校給食を利用していただいて、やはり栄養バランスがとれておりますので、安全な給食をご提供しているという状況ではないかと考えております。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 「家庭から弁当を持ってきて いる」が給食を食べたことがない理由とす るのはちょっと早計ではないかと思うんで すね。2012年のアンケートでは、「給 食が必要だ」という人は8割いらっしゃい ました。同時に、「小学校と同じ給食がい い」と答えている方も8割、中学校の保護 者で69%、小学校の保護者で84%、幼 稚園、保育園の保護者で83%という結果 が2012年のアンケートであるんですね。 これは、多くの保護者が望んでいた給食は 小学校と同じ給食、しかし、始まったのは デリバリー選択制であって、こういう給食 であれば要らないという判断もあるのでは ないかと。かつてのアンケートの結果と今 回の結果、それから実態をしっかりよく見 ていただいた上で分析をしていただきたい と思います。予約申し込みの手続きとか給 食費の負担、前払い、まとまってお金を払 わなければいけない、量の調整、見ばえ、 アレルギーの未対応、複合的な要因が家庭 弁当多数という結果につながっていると見 るべきだと思います。約5割が利用申し込 みさえしていないと。クラスで給食を食べ る生徒が1クラスで1人か2人しかいない、 同じ班の中で、または友達の中で、配膳室 まで給食を取りに行って戻ってくるまで友 達や班の人を待たせるのは悪いと言って、 給食を頼まないでと親に頼む、このような こともアンケートの中で自由記述で書いて

ありますね。自由記述の中に真相が、問題の奥底が僕はあると思うんですね。そういったところをしっかり見ていただきたいと思います。

それから、96%が「給食を頼まないと きに家庭弁当を持ってくる」と答えておら れると。その他の方もいらっしゃるかと思 うんですが、回答率を見ると、生徒さんは、 約1割強、250人の方は回答されていな いんですね。それから、保護者の方は5割 強がこのアンケートに回答されていないん です。回答されていない方の中にこういっ たいろいろな問題が潜んでいる可能性はな いのか、特に、家庭の事情などで子どもさ んの持って帰ってくるプリントを見る余裕 がないご家庭、そういったところにこそし っかりとした給食を手当しなければいけな いけれども、そういった方々も含めてきち んとアンケートに答えていただいているの かどうか、そういったところもしっかり私 は見る必要があると思うんです。先ほども 部長がおっしゃったように、数字だけで判 断するというのは非常に早計ですし、判断 を誤ると思いますので、その点、深く分析 をしていただきたいということを申し上げ ておきたいと思います。

続いて、子どもの貧困の視点からもう少 し給食についてお聞きしたいと思います。

子どもの6人から7人に1人が、今、貧困状態にあると言われています。家庭の所得によって栄養の摂取状況が違うと先日もニュースでありました。経済的な負担から注文しない、注文できないという世帯を出さないようにすることも今回の給食の大きな目的の一つだと思いますが、今回のデリバリー選択制では、選択制ということもあって就学援助金制度が利用できません。1食300円、毎日20日間頼めば1か月6,

000円という負担がかかります。小学校では、就学援助金制度を利用できる方は、原則、給食代はかかっておりませんから、こういったところにも目を配る必要があると思うんです。摂津市がお手本にしての4月から就学援助金制度を導入されています。直接茨木市の担当の方にお聞きしましたところ、4月末から10月末までの間に就学援助金受給者の喫食者が約2倍になったととであります。就学援助金制度については今のところ検討していないという答弁が続いておりますが、いよいよもったが続いておりますが、いよいようか。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 就学援助に関するご質 問でございます。

答弁につきましては、やはりこれまでと 同様の答弁になるということでございます。 やはり公平性の観点から、就学援助の導入 については検討は今現在しておらないとい う状況でございます。

「子どもの貧困」というキーワードがご ざいました。この件は、当然ながら、やは り市としてはいろんな多方面から総合的に 取り組む必要があるのかなとは思っており ます。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 お弁当を持ってこれない人が 当時1割から3割いらっしゃるということ で、30%の喫食率の目標を立てられまし た。やはりそこに目標を立てたからには、 しっかりとした効果検証ができなければな らないと思うんですね。教育委員会の会議 の中でも、しっかりと検討してほしい、就 学援助金制度についても今後検討の対象に してほしいという検討委員会の提言書が出

されております。しっかり議論をしていただきたいと思います。

それで、この給食についてですけども、 摂津市のこれからの中学校給食について、 目指すべき中学校給食というものはどうな んでしょうか。これまでどおり30%を目標にやっていくのか、それとも、あくまで 学校給食法に位置付けられた学校給食として、学習指導要領の中にも、食育という観点から、食育に関する指導方法までしっかりまる よから、食育に関する指導方法までしっかりまる ような方向を目指していくのか、その点の お考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 これからの中学校給食 ということでございます。

いろいろるるこれまでにご検討いただいてデリバリーという決定になっているという状況でございますので、担当といたしましては、デリバリーはスタートしたばっかりだという状況にあるということをご報告したいと思います。

それと、今回のアンケートで、先ほど申しました給食を利用しない場合に、生徒で約4%の方がお弁当をお頼みいただけていない、家庭からのお弁当ではないというところに我々としては少し注目をして、この方々に何ができるのか、なかなか特定はも、そのございますけども、その辺を学校の辺の方々に対するアプローチと申しよすか、そういうところで、中学校給食いますけども、栄養バランスのとれた給食であるということをPRしていきたいと考えております。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 時間がありませんのでこのぐ らいにしておきたいと思いますが、いただ いたアンケートの結果の中、自由記述で、 学校の先生からこのような意見が出されて います。昨日の教育委員会の定例会の中で 教育委員さんも指摘をされていました。 「家で満足な食事ができていない子どもも たくさんいるので、もっと生徒の利用があ ればいいのにと思う」というような記述で あります。自校調理、全員給食を私は引き 続き求めていきたいと思いますが、デリバ リー選択制であっても、市教委が目的とし ている食べられない子どもたち、それから、 栄養バランスのとれた給食を多くの子ども たちにとってもらいたいという狙いについ てはしっかりと追求していっていただきた いです。そのことを申し上げておきたいと 思います。

続いて、消防団のほうに移りたいと思います。

日ごろから防火防災の地域リーダーとして、また、火災等の災害発生時には第一線で活動されている重要な消防機関として消防団が位置付けられています。本来、装備の費用は、全額市で負担すべきものであります。社会状況が変化するもとで、消防団員の確保、組織の確立、地域連携など、重要な役割を果たしていけるように行政のバックアップは必要です。近隣各市の状況と今後の方向性についてお伺いします。

- ○南野直司議長 消防長。
- ○樋上消防長 近隣他市の状況でございますが、現在、北摂各市町におきましては、本市以外の1市が市補助金により消防団車両の整備を行っております。本市におきましては、これまで市補助金制度の充実を図りながら、消防団の体制の充実強化を進めてまいりました。今後も、平成25年12月

に施行されました消防団を中核とした地域 防災力の充実強化に関する法律の趣旨も鑑 み、消防体制の充実強化に努めてまいりた いと考えております。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 今お答えいただきましたように、多くの自治体では消防団の消防車両と消防施設等の整備費用は公費で負担の経済力であるとであります。地域のあるとであります。地域のであるとであるとは、これは決してあるが団の歴史によっては、これはならないが回の歴史によると思います。もちろんが関係も大切に、そのといればならないます。しかし、そのよいが必要があるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというでもいったと思います。地域の事情に応じた必要十分なたます。地域の事情に応じた必要十分な設備のために、他市並みに、せめて消防車両の施設整備費用全額公費負担を求めておます。

三つ目のJR東海の新幹線地下水汲み上 げ問題についてです。

この間の報告では、JR東海は、裁判係 争中にもかかわらず、勝手に井戸を掘り、 計画水量を上回る地下水の試験揚水を行い、 鳥飼水路に排水していたということであり ます。さらに、粛々と計画を進めて、地下 水の汲み上げ、そして水道水として供用開 始を進めていこうとしております。こうし たJR東海の姿勢について、どのようにお 考えなのか、お聞かせをいただきたいと思 います。

- ○南野直司議長 生活環境部理事。
- ○北野生活環境部理事 今回のJR東海の井 水利用計画の強硬な姿勢についてのご質問 にお答えいたします。

鳥飼基地井戸掘削差し止め訴訟の弁論で、 これまでJR東海に対し、抗議や要請を行 ってまいりました。第2回口頭弁論では井 戸掘削工事の中止を求めましたが、全く意 に介さず工事を完了し、2月から5月にか けて、関係機関との協議もなしに試験揚水 を実施いたしました。JR東海から大阪府 に通知された文書によりますと、累積で3 万1,100立米もの地下水を汲み上げ、 鳥飼水路に排出したとのことです。これを 受けて、7月17日に文書で抗議いたしま したが、地下水の利用中止や鳥飼基地への 立入調査は受け入れられないとの回答がご ざいました。

また、11月6月に、JR東海から、鳥 飼基地の地下水利用に関し、水道法に基づ く専用水道の申請及び下水道法に基づく特 定施設の変更届出について、それぞれの担 当課に相談がございました。本市といたし ましては、11月27日付の文書で、申請 及び届出対象の地下水は、環境保全協定に 違反するものとして大阪地方裁判所におい て係争中であり、鳥飼基地における地下水 汲み上げに起因する申請及び届出について は裁判の結論が出た後に相談するよう要請 いたしました。しかしながら、12月7日 に、「法令で必要とされる要件を全て満た していると考えているため、遅滞なく申請 等を行い、手続きを進める」との回答であ り、従来からの強硬な姿勢に変わりはござ いませんでした。

裁判は継続いたしております。今後も、 JR東海の強硬な姿勢に負けることなく、 勝訴に向け全力で取り組んでまいります。 以上でございます。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 係争中にもかかわらず、地下水を水道として利用するための申請を出してくると。一般常識では少し私は考えられないと思うんですね。回答を見せていただ

きましたが、いつ起きるかわからない災害 に備えることが地下水汲み上げ計画の大き な目的だと言っています。いつ起きるかわ からない地盤沈下を防止するための地下水 汲み上げ禁止の協定でありますが、自分た ちの利益のために、地域のいつ起きるかわ からない地盤沈下のことには目をつぶって 強行する姿勢というのは絶対に許せないと 思うんですね。

この水道と下水道の申請が粛々と出されてくるということですが、係争中の問題の 焦点、地下水汲み上げが大前提とするいとな申請なんですが、これは、受理しないとか、保留にするとか、または条件をつけるなどという対応をとることはできないものなどうか、住民としを許すことはでしたないと、地下水汲み上げを水道に利用しようなは、地盤沈下が起きるかもしれないで受理していた。地盤沈下が起きるかもしれないですない。 問題が生じるような申請について受理してしまうのかという率直な思いがあるんですけども、その点のお考えについてお聞かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部理事。
- ○北野生活環境部理事 今のご質問の内容で ございますが、市民的な感覚からすれば、 当然ご指摘のとおりでございます。しかといたしましては、法律 に基づいて仕事を行うという大原則がござ法 ひいて仕事を行うという手続きというでは、水道法の中での手続きというでが考えられることでございては、これも当場が といます。今回の手続きとでございまして、行当然 とい考えられることでござは、これも当場が としては、手続きについては、これも当場が ながら各法令の遵守という基本的なければ ながらないというのが前提でございます。 ならないというのが前提でございます。 かしながら、これは、仮に我々が手続きを 進めようが、根っこの訴訟で勝訴すれば、

この手続きはひっくり返すことができます ので、我々の立場としてはそういう考え方 で今後も進めてまいりたいと思っておりま す。

以上でございます。

- ○南野直司議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 非常に無法な振る舞いと言わなければならないですね。このようなやり方を許せば、巨大企業が自分たちの利益のためには住民の命も財産も踏み潰しても構わないという恐ろしい社会になってしまうんじゃないかと危惧します。安全と主権者である住民を軽視するJR東海は、今、リニアの中央新幹線建設をめぐっても沿線住民といろな問題を起こしています。巨大企業の横暴、身勝手な振る舞いを正す大企業の横暴、身勝手な振る舞いを正す大金業の横暴、身勝手な振る舞いを正す大義ある裁判だと思いますが、最後に市長から、改めてその大義と決意についてお述べいただきたいと思います。
- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 安藤議員の質問にお答えをいた します。

今までも同じようなことを言ったかもわ かりませんが、新幹線ができたのはちょう ど50年前になろうかと思います。静かな 農村地帯に、ある日突然、巨大なる鉄軌道 が東西に突き抜けたといいますか、恐らく 当時、期待と不安といいますか、大騒ぎに なったと思います。それから新幹線が走り 始めました。振動、騒音、今の地盤沈下 等々、さまざまな公害で大騒ぎになった、 そういう歴史がございます。そんな中、先 人はいろいろ知恵を絞って、そして協定に つながっていったのではないかと思います。 そういうことで、くしくも来年50周年 の年を迎えます。先ほども質問者に言いま したけれども、今日あるのは、すべからく と言ってもいい、先人のおかげ、汗でもご

ざいます。そういう意味では、先人の知恵、これも大切な汗の一つだと思います。この 汗が無にならないように、しっかりとこの 問題を捉えて、今、法廷の場にありますけ れども、何としても阻止したい。先頭に立 って取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○南野直司議長 安藤議員の質問が終わりま した。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして一般質 問をさせていただきます。

まず1点目に、多世代での同居・近居の 支援についてお聞かせいただきたいと思い ます。

この質問につきましては、今までもこの 本会議の中でも何度か取り上げさせていた だきましたけれども、今の社会的な状況を 見ておりますと、やはり多世代で同居する、 あるいは近居する、近くに住むということ は非常に大きな意味があるんじゃないかな と思います。きょうも午前中の質問の中に ございましたけれども、保育所への待機の 問題といったものもございますし、また、 特養といった施設につきましても、入所を 待っていると言われる方がおられるわけで ございます。さらには、今、政府のほうで も、一億総活躍ということで、女性が活躍 をしていくということにつきましても、こ れからさまざまな検討がなされるのかなと 思っておりますが、そういったことを考え たときに、やはりこの多世代での同居ある いは近居を支援していくといったことは非 常に大きなメリットがあるのかなと思って おります。これらにつきましては何度か申 し上げてまいりましたけど、改めて今現在 の摂津市行政としてのお考えをお聞かせい

ただきたいなと思います。

2点目に、職員体制について、とりわけ 技能労務職、いわゆる現業職の皆さんの採 用の方針でありますとか今後のあり方とい うことにつきましてお聞かせいただきたい と思います。

森山市政が誕生して以来、技能労務職の 方につきましては退職不補充という方針で ずっとやってきたと思います。当時は、確 かに人口当たりに対する職員の数というの を考えても多かったのかなと思っておりま すけれども、いよいよ今の状況を見ており ますと、そろそろ、それぞれの現業におけ る適正な人数といったものにつきましても しっかりと示していく必要があるのかなと 思っておりますが、今後もこの退職不補充 という方針でいかれるのか、改めてお聞か せをいただきたいと思います。

3点目に、市内の児童の状況についてお 聞かせいただきたいと思います。

これも同じような趣旨の質問を私も定例 会のたびに取り上げさせていただいており ますけれども、児童でございますので、小 学校に通っている子どもたちのことについ て今回はお聞かせいただきたいなと思っ おりますけれども、例えば、一部の児童が 先生の言うことを聞かなくて授業ができないという事例もあることをこの本会議の中 でもお聞かせいただいてきたわけでごさい ます。大きくまとめるのは難しいかもしれ ませんけれども、全体的に見て市内の児童 の状況がどのようにあるのか、まずはその 点についてお聞かせいただきたいと思いま す。

以上で1回目をお願いします。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 多世代での同居・近居の支援についてのご質問にお答えいたします。

昨今、地域のつながりが希薄になり、特にひとり暮らしの高齢者の増加などが大きな社会問題となっております。そのような中、特にシルバー世代や子育て世代にとりまして、多世代同居は日々の暮らしの安心感を大きく向上させるものであり、加えて女性の社会進出にも大変プラスに作用するものと認識をしております。また、同居には至らなくとも、すぐ近くに親族が暮らしていれば、さまざまな場面でお互い支え合うことができ、大変心強い存在になると容易に想像ができます。

先月、結果を公表した摂津市の人口移動 に関するアンケート調査におきましても、 転居先決定の際に、親への近さを重視する とのご回答が約4割強おられましたことか ら、市としても多世代同居・近居のニーズ が一定あることを把握しております。また、 既に他自治体では、三世代同居や近居を促 進するための住宅関連助成等を実施してい ることも把握しておりますが、一方で、現 在、本市では第5次行革に取り組んでいる 最中でもあり、新たな給付事業をスタート させることはなかなか容易ではございませ ん。ライフスタイルや家族のあり方につい ての考え方が多様化する中、引き続き、先 進自治体の取り組み状況を情報収集し、効 果等の検証を重ねてまいりたいと存じます。

次に、技能労務職員の職員体制について のご質問にお答えいたします。

技能労務職につきましては、第5次行革においても退職不補充の方針を継続しております。その理由といたしましては、現状でも人口当たりの職員数が府下平均よりも多く、全国の類似団体と比較しても相当多いことがあげられます。さらに、技能労務

職員の給与は、法律上、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮する必要があるとされており、給料表の取り扱いに係る課題に加え、民間事業の従事者と比較した場合の給与水準の課題があることが大きな要因となります。また、給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応じるものでなければならないとされており、これらの課題にも対応していく必要がございます。このため、現状は退職不補充の継続を前提として考えているところでございます。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 本市の小学生の学校 での授業の様子についてのご質問にお答え いたします。

現在、各小学校では、児童の生きる力を 育むため、日々さまざまな取り組みを行い、 児童にわかる、できる喜びを感じさせるこ とのできる授業づくりに励んでいるところ でございます。そのような中、多くの子ど もは楽しく登校できていると捉えておりま す

しかし、ご指摘のとおり、落ちついて授業に臨むことができず、大きな声を出したり、立ち歩いたり、授業の進行を妨げる児童も少なからず存在していることも事実でございます。そのような児童が複数いることで、授業の成立に苦慮している学級も複数発生しておることも事実でございます。

教育委員会といたしましては、経験の浅い教員が対応に悩む場面も多いことから、学校教育相談員を派遣して指導助言を行い、相談も受け付けております。また、学生ボランティアを派遣して、課題のある児童への個別対応など、授業支援を行うなどの対

応も現在行っているところでございます。 以上でございます。

- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 これ以降は一問一答でお願いをしたいと思いますけれども、まず、多世代での同居・近居のことについて、市長公室長からご答弁をいただきまして、今、行革を遂行されておられる中で、難しいというお話であったのかなと思います。

そしたら、お聞かせいただきたいんですけれども、きょうも出てまいりましたけれども、やはり保育所の待機児童の解消であるとか、あるいは、今の状況を見たときられる方も一定おられる方もですし、あるいは、高齢者だけの世帯も、さらには高齢者お一人で住まわれていら世帯も今はあるでしょうし、これからはあるでします。そうなったときに、行革はは大きなメリットがあるのかなと思っております。その点についくと、私はりますが、その点についます。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○乾市長公室長 ただいまのご指摘のとおり、 家族内での支え合いが可能となりまして、 結果として、保育所の待機児童の解消であ りますとか特養の入所待ち解消にもプラス に働くことが十分考えられると、このよう に考えております。
- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 私は、確かに行革を今断 行されておられるかもしれませんが、しか し、今後の摂津市の状況を考えたときに、 今申し上げた二つの例、保育所の待機の問 題であるとか、あるいは福祉の問題、そう いったところでも大きなメリットがあるの

かなとも思っていますし、しっかりとその点についてもこれからも研究していただきたいなと思います。

それと、1回目に触れましたけれども、 今、政府におかれましては、一億総活躍ということで、どんどんと女性の方にも社会に進出していただこうという方向にあるようでございます。そうなってくると、恐らっても多世代での同居や近居をしっかりと進めていこうという方向があるのかなと思っておりますが、今現在のさまざまな動き等についてつかんでおられるところがあるのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○乾市長公室長 あらゆる世代が活躍するためには、まずは活躍できる環境整備、つまり足元を固めることが重要であると考えております。多世代同居や近居により、家族同士が支え合い、補完し合える関係が強まれば、これまで家庭に縛られていた方々も、おのずと社会に出る機会を確保しやすくなるものと考えております。一億総活躍社会の実現には、多世代同居・近居の促進も有効な施策に十分なり得るとの認識を持っております。
- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 間違いなく、これからさまざまな方針が出されてくるのかなと思いますし、そういったときにしっかりと対応できるように、やはり準備はしておいていただきたいなと思うところでございます。

実際に他市でも、この多世代での同居・ 近居について支援をしている例はあるわけ ですよね。そういった自治体の例の中で、 どういったメリットがあるのかということ についてもぜひ研究をしていただきまして、 私は、これは予算の使い方として大きなメ リットを生むものになるだろうなと思って おります。市長も、以前にこの質問をさせ ていただいたときに、多世代で同居する、 近居するということについての意義は十分 に認めていただいているのかなと思ってお りますので、しっかりと今後も調査・研究 をお願いしたいなと思います。この点は要 望とさせていただきたいと思います。

続いて、職員体制の点でございます。

技能労務職については、1回目の答弁の中で、退職不補充という方針を今後も続けていくんだというお話があったのかなと思います。となると、今後もさまざまな業務を民間に委託していくという方向になっていくのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○乾市長公室長 技能労務職の職種は多様で、職種ごとの委託化の割合にも差異がございます。最小の経費で最大の効果を考えて、委託が可能であれば今後も委託を拡大することを考えますが、職種、すなわち担う職務・業務ごとにさまざまな課題や環境の違いがあるのも事実でございます。したがいまして、それらもしっかりと見きわめた中で今後の対応を決めてまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 ということは、今、さまざまな現場のお仕事があるわけなんですけれども、今後は、一つの方針として、退職不補充ということではなくて、それぞれの業種ごとにどれだけの人数が本当に必要なのかというか、行政としてどれだけの人数は確保すべきなのかといった数字を持ちながら今後の採用の方針といったものをつくり上げていくということなのか、確認させていただきたいと思います。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○乾市長公室長 これまで、技能労務職を一律に捉え、退職不補充としてまいりましたが、先ほども申し上げましたように、職種ごとにもそれぞれ課題があり、例えば、党校給食では大力をでででででででででででででででででででででです。
- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 今、市長公室長は「もう 迫っている」という表現を使われましたけ れども、私は、今、現にそういったことを 考えなくちゃいけない状況にあるのかなと 思っております。なぜかといいますと、例 えば環境業務のことについてお聞かせいた だきたいなと思うんですけれども、環境業 務についても、どんどんと退職不補充とい う方針をとってこられまして、たしか今、 直営で3割程度、委託で7割程度ではなか ったのかなと思っております。実際にその 業務にかかわっておられる摂津市の職員の 方は、たしか21名ではなかったのかなと 思いますが、もうこれ以上減らせない状況 にも来ているのかなと思います。それは、 平常時もそうなのでありますが、例えば災 害に見舞われるといったことも十分考えら れるわけで、そうなったときに、しっかり とやはり行政が責任を持ってこのまちをき れいにしていくという、その姿勢を崩すわ けにいかないと思っておりますが、その災 害時の体制といったことも考えたときに、 実際に環境業務については、本当にこれは 人数的にこれ以上減らすことが可能なのか、

少しその点についてお聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 生活環境部理事。
- ○北野生活環境部理事 災害対応には、職員 の知識、技能の伝承が必要であり、職員が 一定数必要ということは、本当に我々とし ても重要であると考えております。現在の 職員体制をさらに質を高め精鋭化していき たいと考えております。また、大規模災害 に対応するために、現在委託をいたしてお ります一般廃棄物の許可業者と災害応援協 定締結に向け、今後協議してまいりたいと 考えております。
- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 答弁をいただきましたけ れども、ぜひ、確かにさまざまな委託をし ている業者との関係もあるでしょうけども、 その中で摂津市がしっかりとイニシアチブ を発揮できるような体制について今後お願 いしたいなと思いますし、先般、民生常任 委員会がございまして、そこで増永議員が おっしゃっておられたんですけれども、衛 生の害虫駆除の業務があるんですけれども、 そこで今お一人、摂津市の職員の方が働い ておられます。仮にその業務に携わる人が 摂津市ではいないとなってきたときに、全 部民間にお願いするわけですよね。となっ てくると、何かあったときに摂津市で責任 を持ってその業務をできるのか、あるいは、 今後、衛生にかかわるさまざまな業務を民 間にお願いするにしても、民間から出され てきた例えば見積もりであるとか、それが 本当に妥当なものであるのかということに ついては、やはり現場を経験している人間 が摂津市の市役所の中にいるのかどうかと いうのは非常に大きなポイントになるのか なと私は思っておりますので、ぜひそうい った視点も持ち合わせていただきながら、

今後の技能労務職の体制といったものについてしっかりとご検討いただきたいなと。 これも要望とさせていただきたいと思います。

最後に、児童の状況について、部長から お答えをいただきました。何点かにわたっ てお聞かせいただきたいと思うんですけれ ども、私は、児童が授業中にじっとできず に騒いでしまったりとか立ち歩いてしまっ たりというのは、ある種、エネルギーもあ り余っているんですね。子どもというのは やはり外で思い切り体を動かして遊んで、 やはり外で思い切り体を動かして遊んで、 いくし、そうすることによってエネルギー を発散していく、それがやはり勉強に対す る集中につながっていくのかなと思っています。

そこでお聞かせいただきたいのは、小学生が学校に登校してから授業が始まるまでの過ごし方ということについて、どのようになっているのか、少しお聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 まず、前提として、 これは例えば昨年度の全国体力・運動能力、 運動習慣等調査の結果でございますが、本 市の児童について申し上げますと、運動が 好きと答える児童の割合、あるいは1週間 の総運動時間、これは全国平均を下回って います。子どもたちが思い切り体を動かす 喜び、これがなかなか味わえていない現状 がある、そのように捉えております。

その上でご質問にお答えいたしますが、 まず、小学校では、児童は登校後、まず教 室に入ります。宿題の提出、あるいは連絡 帳の提出をした後、始業時間までは自由に 過ごしておる現状でございます。ただ、安 全管理上の問題から登校時刻を定めておりまして、なかなか外で十分に遊ぶ時間は保障されておりません。そのかわりといっては何なんですけども、例えば2時間目と3時間目の間の休み時間、これは15分から20分、それから昼休みに20分から40分休みをとっておる状況でございます。その長い休み時間に、子どもたちが体力増進のためにも、また思い切り汗をかくためにも友達と遊んでほしいなと、そのことはこちらも望んでおるところでございます。以上です。

- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 摂津市でこういった例が あるのかどうかわからないですけれども、 学校によっては、子どもが朝、学校に来た ら、授業が始まるまでに、例えば縄跳びを これだけやりましょうとか、うんていをや りましょうとか、体を使ってすることを、 ノルマとは言いませんけれども、促してい くような取り組みをしているような例もあ ると思います。ぜひ摂津市の中でも研究を していただいて、例えば実践的にどこかの 小学校でそういったことをやってみたと、 そうすると、体力もそうでありますけれど も、どのように子どもがその後の授業に対 する集中が変わるのかということについて も、少しそういったこともしてみるのも一 つなのかなと思っておりますので、どうか よろしくお願いをしたいなと思います。

それと、実際に授業が始まって、授業に 集中できない児童といったものがやはり複 数いますという答弁であったのかなと思い ますけれども、そういった児童に対する対 応はどのようになっているのか、特に、外 部から人に協力をしていただいて授業を見 ていくような体制が今できているのか、そ の点についてお聞かせいただきたいと思い ます。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 授業に集中できない 児童への対応についてのご質問にお答えい たします。

授業に集中できない、あるいは授業の進行を妨げる児童に対して、各学校では、複数の教員での指導体制をつくったり、また、一旦別室でクールダウンさせてから教室に戻したりするなどの対応をしておるところでございますが、問題件数も増加しております。そんな中で、必ずしも十分に対応できない場合があるのが現状でございます。

そこで、教育委員会では、学生ボランテ ィアの派遣、また、指導主事をはじめスク ールカウンセラーやスクールソーシャルワ ーカーも入ったケース会議を開催して、 個々のケースの支援をしているところでご ざいます。チームとしての学校づくりが大 切であると今言われておりますが、そのた めの支援を今後も続けてまいりたいと思っ ておりますし、以前からご指摘もいただい ておりますが、外部の力も必要であると考 えております。そのためにも、保護者や地 域の方々に学校の状況を十分知っていただ かなければならない、そう考えております。 その上で、全ての大人でともに子どもを育 てる観点での協働の取り組みを進めてまい りたいと考えているところでございます。 以上です。

- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 これは前回の定例会であったかなと思いますけれども、漠然と保護者の皆さんであったり地域の方にご協力くださいといっても、なかなか具体的にどうするのかというところがわからない、ですので、あまり大きな効果はないのかなと思いますという話をさせていただきまして、

しっかりとその枠組みをつくるべきなんじ ゃないかなということで提案をさせていた だきました。見ておりますと、どこかはち よっと覚えていないんですけど、東京のあ る区ではそういったことをされているみた いでして、しっかりそういった会議体とい うか、組織ができているみたいなんですね。 そういったことも研究をしていただいて今 後のあり方を探っていただきたいなと思っ ておりますし、これもきょうの午前中の質 問であったわけなんですけれども、経験の 浅い教員が今増えているというお話でした よね。たしか20代の先生が3分の1ほど おられる状況の中で、やはり研修もしっか りと今まで以上に充実させていく必要があ るのかなと思っておりますので、この点も 併せてよろしくお願いをしたいなと思いま す。

最後に、今度は下校後の児童の過ごし方 についてお聞かせをいただきたいと思いま す。

私より年配の方とお話をさせていただい ておりますと、摂津市は非常に田んぼも多 くて、本当に外でたくさん遊べたような状 況もよくお聞きをしておりますし、かつて は摂津市の水路でも泳げたというお話をお 聞かせいただいたりして、本当に私もうら やましいなと思ったりするんですが、そし たら、今、子どもたちが外でどれだけ思い 切り体を動かして遊べる状況や環境にある のかと考えると、あまりないように思って おります。その中で、学校のグラウンドと いったものはもっともっと有効に活用でき るものじゃないかなと思っております。今、 市内の学校を私も全て見ているわけじゃあ りませんけれども、確かに多くの小学生が グラウンドに来て遊んでいるところもあれ ば、ほとんど遊んでいない学校もあるのか

なと思っています。これをもっと放課後、 有効に使うための何か手段を考えておられ ないのか、少しお聞かせいただきたいと思 います。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 下校後の児童の過ご し方についての考えについてのご質問にお 答えいたします。

現在、都市部では、摂津市だけではなくて、児童が十分に体を動かせる遊び場の確保が不十分な状況であると言われております。本市も例外ではございません。今年度の全国学力・学習状況調査によりますと、平日1日に2時間以上ゲームをすると回答した6年生児童が約43%おります。放課後、室内でゲームをしている児童の姿が想像されるところでございます。

そんな状況の中で、今ご指摘の学校の運 動場、特に小学校の運動場をもっと子ども たちが利用してはどうかということでござ いますが、現在、小学校の放課後の校庭開 放においては、多くの児童がサッカーをし たり遊具を使ったりして遊んでおるところ でございます。しかし、ご指摘のとおり、 校庭が児童であふれている、いっぱいであ る、そんな状況ではなかなかございません。 現在、わくわく広場などで、地域の方々に もご協力いただきながら、児童の放課後の 遊びを中心とした活動が取り組まれており ます。先ほど枠組みづくりもおっしゃいま したけども、今、子どもたちの生活のため に、あるいは教員の支援のために、外部の 人材を入れて枠組みをつくってはどうかと、 具体的な動きが進んでいる学校もございま すが、いろんな方の力もお借りしながら、 学校の校庭で安心して思い切り遊べるよう 対応を検討してまいりたいと考えておりま す。その際、一番重要なことは、下校の際

の児童の安全面での見守りと考えております。その点につきましても、どう地域と連携していけるか考えてまいりたいと思って おります。

以上です。

- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 いろいろな細かい課題は 出てくるのかなと思っておりますけれども、 ぜひ、学校のグラウンドを有効に使ってい くということについて、さまざまな課題を クリアしていきながら実現に向けてしっか りとご検討いただきたいなということを申 し上げまして質問を終わらせていただきま す。
- ○南野直司議長 嶋野議員の質問が終わりま した。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時49分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署 名する。

摂津市議会議長 南野直司

摂津市議会議員 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 市 来 賢太郎

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成27年12月18日

(第3日)

平成27年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成27年12月18日(金曜日) 午前 9時58分 開 議 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (21名)

1番上村高義

3 番 森 西 正

5 番 福 住 礼 子

7番 村上英明

9番 東 久美子

11番 大澤千恵子

13番 弘 豊

15番 水谷 毅

17番 嶋 野 浩一朗

 19番 野 原 修

 21番 野 口 博

2 番 木 村 勝 彦

4番中川嘉彦

6番藤浦雅彦

8番 三 好 義 治

10番 渡辺慎吾

12番 增永和 起

14番 山崎雅数

16番 南野直司

18番 市 来 賢太郎

20番 安藤 薫

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 Щ 正 市長公室長 乾 富 治 生活環境部長 登 阪 弘 保健福祉部長 堤 守 都市整備部長 吉 和 生 田 教育委員会 山 本 和 憲 教育総務部長

教育委員会 宮部善隆生涯学習部長

水道部長渡辺勝彦

教 育 長 箸尾谷 知 也 総 務 部 長 杉 本 彦 正 生活環境部理事 北 野 人 士 保健福祉部理事 島 田 治 土木下水道部長 繁 Щ П 教育委員会 前 馬 晋 策 次世代育成部長

監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長

消 防 長 樋 上 繁 昭

久

П

和

1 出席した議会事務局職員

事務局長藤井智哉

事務局次長橋本英樹

1	議	事	日程		
1	^{时发} 1,	₹.	口 1生		一般質問
	Ξ,				中川嘉彦議員
					渡辺慎吾議員
					森 西 正 議員
					東 久美子 議員
	2,	議	案 第	6 4 号	平成27年度摂津市一般会計補正予算(第3号)
		議	案 第	73号	摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例制定の件
		議	案 第	76号	摂津市事務分掌条例及び摂津市水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	77号	摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	78号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	6 5 号	平成27年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)
		議	案 第	6 6 号	平成27年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
		議	案 第	6 7 号	平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
		議	案 第	68号	平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
		議	案 第	6 9 号	平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
		議	案 第	72号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大 阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件
		議	案 第	75号	摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例制定の件
		議	案 第	79号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
		議	案 第	7 4 号	摂津市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例 に関する条例制定の件
		議	案 第	80号	摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 制定の件
3,		議会議案第 1		14号	複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の件
		議会	徐議案 第	16号	マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽 減を求める意見書の件
		議会	議案 第	17号	地方大学の機能強化を求める意見書の件
		議会	除議案 第	15号	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を 求める意見書の件
					and the second section of the second section is a second section of the second section of the second section is a second section of the sect

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程3まで

議会議案 第 18号 湿布薬の医療保険給付存続を求める意見書の件

見書の件

議会議案 第 19号 新たな患者窓口負担増をやめ安心して受けられる医療を求める意

(午前9時58分 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を 開きます。

本日の会議録署名議員は、野原議員及び 安藤議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。 順次質問を許可します。 中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 おはようございます。

それでは、新電力(PPS)からの電力 調達について質問させていただきます。

今回、新電力を取り上げるのは、市民の 皆様、電気使用の消費者の皆様に電気・電 力のことをもっと知っていただきたいとい う思いからです。一般家庭において、なく てはならないライフラインの一つの電気・ 電力がこれから大きく変わっていくことを 知っていただきたいのです。

現在、一般家庭向けの電気の販売は、各地域の電力会社、関西電力や東京電力など全国10社が独占的に担っています。そのため、一般家庭では電力をどの会社から買うか選択はできません。それが、来年2016年4月1日からは、一般家庭向けの電気の小売販売への新規参入が可能になり、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。これが電力の小売全面自由化です。ただし、消費者保護のため、自由化後も、少なくとも2020年4月までは、今と同じ電力会社、料金メニューでも電気を買えるようになっています。

そこで、新電力(PPS)は何かですが、 既存の大手電力会社である一般電気事業者 とは別の特定規模電気事業者のことで、新 規参入業者のことです。新電力ですが、現 在、2000年以降の部分的自由化により 徐々に浸透し、地域のコンセンサスも得られてきている環境になり、企業や地方公共 団体で多数使用、利用されてきています。

繰り返しになりますが、現在、今の制度では、一般家庭では電力会社を選べません。しかし、摂津市役所とすれば、条件はありますが、選択できるのです。関西電力のたび重なる値上げがあっても、一般家庭と明れるしかないんです。甘んじて書いるに変け入れるしかないんです。値上げで高コスんです。値上げできるんでするになれば、業者をかえることもできるわってはば、業者をかえることもできるわってする。電気・電力を取り巻く環境が変わっているのとうになって、摂津市の公共施設全体のの力ではどの現状はどのようになっているのか、どの現状はどのようになって、どののような契約なのか、今後の電力需要の動向をどうお考えなのか、お教え願います。

1回目の質問を終わります。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。総務部長。(杉本総務部長 登壇)
- ○杉本総務部長 ご質問の市内の公共施設の 電力使用状況についてお答えをいたします。

平成26年度の市全体の電力使用量は約1,947万キロワットで、そのうち、小中学校など教育委員会が所管する施設が467万キロワット、24.0%、水道部が528万キロワットで27.1%、市長部局の施設では951万キロワット、48.9%です。市長部局の施設のうち、使用量が大きなものとして、環境センターが489万キロワットです。契約は、関西電力の契約を142万キロワットです。契約は、関西電力の契約をおび、上限を設定することで安価なものとはび、上限を設定することで安価なものとなっておりまして3,559万5,450円を支払っております。

また、今後の電力需要の動向ですが、公 共施設の電力使用量としては、横ばい、あ るいは省エネ設備等の導入により減少傾向 になると予測しております。

- ○南野直司議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 それでは、2回目の質問を させていただきます。

新電力を取り入れられていないということがわかりました。そこで、幾つかの事例を挙げさせていただきます。

大阪府ですが、2000年から電力の自由化に伴って入札を開始されました。最初は本庁舎や警察署が中心だったそうです。そして、去年から負荷率が35%以下、今年は40%以下の施設で入札を考えているそうです。ちなみに、縮減効果は今年3億円で、電力消費量の数%から1割程度の効果があるとされ、そして、現在、調達比率が70%台と過去最高だそうです。

次に、京都府ですが、平成25年から導入され、平成26年度では今までと比べて約9,000万円の縮減効果があったそうです。しかし、まだまだ学校、庁舎、出先機関だけだそうです。

また、大阪府内の市町村で見てみると、和泉市は、導入して2年目になり、今年度の見積金額1億7,300万円で、約2割のコストダウンを期待しているそうです。また、四條畷市は、今年の11月1日から導入され、約1,200万円、13から14%の縮減効果があるとされています。

また、泉佐野市は、少し発展させ、今年の1月、泉佐野電力、出資比率、泉佐野市3分の2、民間業者3分の1として、みずからPPSを立ち上げられました。東日本大震災後の2度による関西電力の値上げに対する処置だそうです。入札調達ではなく、新会社を立ち上げられたのは、電力の一元

化と地産地消のためです。さらに、来年の さらなる電力の自由化を見据え、今年の8 月3日にライセンスの認可を受け、来年か ら750か所の公共施設に電力を供給する だけでなく、関西空港にある太陽光発電所 からの電力を購入することなども検討され ているそうです。

近隣市で見てみると、茨木市は、平成25年10月から導入され、11%程度の効果を見込み、吹田市や高槻市は、国の動きを見て今後検討していくとのことでした。

各自治体にお話を伺っていると、関西電力は、震災以降、国策で高コストでしか電力を販売できないから、新電力会社より安くなることはないだろうと言われます。また、いいことばかりですが、デメリットはないんですかとお尋ねしたところ、特段問題は発生していないからいいのではとの回答がほとんどでした。このような地方自治体の傾向を、今年の10月29日付の日本経済新聞で「中小自治体 新電力で割安調達浸透 関西電力離れが進んでいる。」と報道されました。

改めて、いいことばかりに聞こえる新電力ですが、摂津市で導入するに際し、メリットやデメリットをどのように捉えられているのか、どのような検討をされてきたのか、お教え願います。

以上で2回目の質問を終わります。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。総務部長。
- ○杉本総務部長 ご質問の新電力の導入検討についてでございますが、2000年の改正電気事業法施行によりまして、電力の小売の自由化が一部認められ、50キロワット以上の需要家を対象とした電力小売事業への新規参入が可能となっております。平成27年10月時点で、PPS事業者、特定規模電気事業者は778社ありますが、

自然エネルギーなどの発電施設をみずから 保有するもののほか、電力取り引きにより 電力を調達する事業者も含まれております。

新電力の活用については、多くの自治体で導入例が拡大しており、経費の縮減効果が報告されております。我々も決して無関心というわけではございませず、注目をしておりますが、一部自治体においては、継続に際し、入札者がおらず落札に至らず、電力会社と再契約を結び、かえって割高になるという事例も発生しております。

市役所庁舎を含む公共施設は、平常時の 施設としても重要であることは当然でござ いますけども、災害時は防災拠点や避難所 となる重要施設でございます。電力の安定 供給や災害後の優先的な電力復旧が最も望 まれるものでございますし、新電力の導入 については、これらのことも検討しながら 慎重に対応しているものでございます。

- ○南野直司議長 中川議員。
- ○中川嘉彦議員 それでは、最後の質問をさせていただきます。

新電力の活用に対してのリスクは理解しました。しかし、近隣自治体でできて摂津市に導入できないことはないと考えます。 今後、ますます新電力を活用する市町村が増えていくことと思います。新たなコストなしに導入できるんです。大幅なコスト削減が図れるのであれば、ためらうことはないと思います。

新電力事業者数は、2000年の自由化開始のとき8社でした。それが、東日本大震災時には46社となり、それ以降、急速に届け出が増えて、現在778社になっています。しかし、実際の供給実績業者は現在97社と12%程度です。このことを今後しつかりと見きわめていく必要があります。

ここで、単純に1回目の答弁をいただいた数字を根拠に、摂津市がもし新電力(PPS)を導入したらどれぐらい縮減効果があるかと試算してみると、平成26年度の市の電力使用量全体が1,947万キロワットアワーで、そのうち市役所庁舎が142万キロワットアワー、約3,550万円と考えると、全体では、単純計算ですが4億8,700万円になります。

そこで、先ほどの事例をあげさせていただきました自治体の縮減率を考えて試算すると、1割で4,870万円、2割で9,740万円縮減の可能性があるわけです。多ければ約1億円です。それも新たな初期投資なしで。このお金があれば、きのうも答弁がありましたけれども、庁舎内の4,000か所以上の照明をLEDと交換する費用9,000万円が捻出できるんです。もっと言うと、摂津市内全域の小学校の児童、中学校の生徒全員に教育端末タブレットを支給することだってできるんです。すごいことだと思いませんか。

あくまでも机上の計算で、空論、根拠が 乏しいかもしれません。負荷率や条件も考慮していません。でも、私はもったいない 気がしてならないのです。早期に導入すればするほど、市民の利益、プラスになるはずです。ぜひ新電力(PPS)を導入してほしいと思います。コストパフォーマンスや財政状況を鑑みて、もう一度新電力導入のお考えをお教え願います。

また、2016年4月からの小売全面自由化により、さまざまな会社が電力を消費者に直接販売できるようになります。それに伴って、今月の8日には、経済産業省が大阪市内で消費者説明会を開き、解約手数料や工事費用の有無などのチェックが大事だとか、また、一定期間は無条件で解約で

きるクーリングオフの導入を検討したほうがいいとか、議論になりました。来年2016年1月から、もう来月から、電気の購入先の変更の受け付け、小売電気事業者による事前の手続きが開始されます。我々による事前の手続きが開始されます。これからは、個人が新電力事業者になって、れからは、個人が新電力事業者になって、相人住宅で太陽光またはクリーンエネルギーを電を行い、それを市が購入することも現実的な話となってくるのではないでしょうか。このような太陽光発電などの再生可能エネルギーは、低炭素化社会を目指す上で大いに普及促進してもらいたいと思います。

そこで、国のエネルギー基本計画の策定 に伴う摂津市の再生可能エネルギーに対す る取り組みの現状と今後の展開をお教えい ただいて、最後の質問を終わらせていただ きます。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。総務部長。
- ○杉本総務部長 ご質問の新電力の活用についてでございます。新電力については、ご紹介のありましたように、多くの市町村で導入が始まっております。施設ごとでの縮減効果はいろ以裏なりまして、導入効果は、1日の電力使用量の変動が大きい施設等に大きは、1日の変動が大きい施設等に大きにあらわれるという傾向があるようでございます。市内の公共施設のうち、大きな電力を必要とする環境センターなどでは、あまり効果があらわれにくいという特徴はあるようでございます。

また、来年4月には新電力が一般家庭にも拡大され、もう既にCM等が始まっておるようでございますけども、今後、電力事業全体がいろんな形で変わってくるであろうと、その中で、我々の役所の電力の導入

についても無縁ではなかろうかと思っておりますので、先ほど申しましたそれぞれの特性であるとか、安定供給であるとか、短期間での縮減ではなしに、長期的にどうなのか、また、省エネの問題であるとか、さまざまなものを組み合わせながら、他市の導入事例は十分注視しながら、我々としても今後検討をしてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 生活環境部理事。
- ○北野生活環境部理事 本市の再生可能エネルギーに対する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

国においては、昨年4月に第4次エネルギー基本計画が閣議決定されました。この計画では、東日本大震災前に描いてきたエネルギー戦略を白紙から見直すとともに、電力の小売・発電の全面自由化などエネルギーの供給構造改革のほか、再生可能エネルギーの導入加速や原発依存度を可能な限り低減する原子力政策の再構築、化石燃料の有効活用などが挙げられております。

本市におきましては、再生可能エネルギーの活用として、リサイクルプラザやコミュニティプラザ、子育て総合支援センターなどに太陽光発電システムを率先導入し、その発電量は平成26年度で約6万キロワットに上ります。今後も、平成23年度に策定いたしました摂津市地球温暖化防止地域計画に基づき、公共施設への太陽光発電システムの導入を図ってまいります。

以上でございます。

○南野直司議長 中川議員の質問が終わりま した。

次に、渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、質問させてもらいます。

まず初めに、今回、がちんこ勝負といいますか、これは市長との話の中で、市長は、本来は原稿などを持たずに言葉と言葉でしっかりと対応することが議会においてと発言をされ、また、答弁調整等は議員のためにやってあるわけであって、そうの形で、そこで話し合いがどう展開するか、そういうことも予想せんと、しっかりと議論することが大切と言われていましたので、今回、私は、初めての試みで、ので、弁調整をせずに、市長とさしてしっかりとがちんこ勝負をしたいと思います。

まず、原稿をセレモニーとして読ませていただきます。

それでは、一般質問をいたします。私の 質問は、総計で示されている人間基礎教育 の見直しについての1点であります。

本年度は、総合計画の中間、時代に即して見直しを議論するという年度としておられますが、人間基礎教育は森山市政の大きな柱と位置付けられ、市内のさまざまな箇所に看板が掲げられております。森山市政が誕生し、11年の歳月が流れ、この人間基礎教育の啓発活動が展開されてまいりましたが、目に見える成果があらわれておりません。それはなぜか。それは、この言葉をつくり、提唱している市長、あなたに大きな問題があるからです。

私は、以前、府議会議員選挙に出馬し、 破れました。そして、市議会議員に復帰する2年半の間、人間基礎教育の看板を見る たびに、にがにがしい思いを持ちました。 それは、あなたの裏と表を私はしっかりと 知っているからであります。

世の賢人、偉人たちは、みずからの行動を律し、そして、全ての人々に範を示し、 世のため人のために命を捧げてこそ、その 言葉から珠玉の教えを発し、その行動から 尊敬を得られるわけであります。そういう 意味で、私は、市議会に復帰し、最初に質 問したことは、この人間基礎教育でありま した。覚えてはりますな。内容は覚えては ると思いますが、その「人間基礎教育の徹 底を!」という表現があまりにも上かの問題に「徹底」という言葉と感嘆符をつける ということはふさわしくないということで した。覚えてはりますね。それはあなたの 傲慢さからつくられた言葉であり、表現の 仕方だと私が感じたからです。

人間基礎教育は、社会のルールを守れる 人づくり、思いやり、奉仕、感謝、挨拶、 節約、五つの心を育てるとありますが、あ なたはこのことをみずから実践されている のか、社会のルールをしっかりと完璧に守 っておられるのか、五つの心を守っておら れるのか、私は非常に疑問に思います。そ のあかしに、あなたは、自分の孫を越境入 学させたり、地域のきずなを大切にするた めに自治会の入会の促進を促しておきなが ら、自分の子息は地域の自治会に未加入だ ったりと、ルールを逸脱した行為をされて おられる。過去においては、選挙違反をし、 逮捕され、公民権停止処分に科せられてお られます。あなたが叙勲の対象にならない のは、そのような違法行為をされているか らとお聞きしております。

人間基礎教育、そして五つの心、その言葉の内容はすばらしいものでありますが、 それを発する者は聖人君子であり、全ての 人々から尊敬される人間であるべきであり、 あなたのような俗世にまみれた人間が発す れば、当然市民の心に響くものではありません。

総計から人間基礎教育を取り下げ、泉佐 野市が提言している道徳教育の推進に変え られるおつもりはないのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。市長。(森山市長 登壇)
- ○森山市長 渡辺議員の質問にお答えをいた します。

ただいま数々のご指摘を賜りました。ある意味ではありがとうございます。まだまだ行き届かないところがたくさんある人間でございますが、さらに精進を重ねて残された政治活動をしっかりと頑張ってまいりたいと思います。

数点についてのお尋ねでございましたけれども、私は、学生時代は応援団、社会に出てからは民族運動、どちらかといえばハードな粗削りな人生を歩んできたと思います。その間、いろんな出会いといますかりました。そのときの貴重な経験が、ある意味では摂津市の改革ではなりにいます。その間、いろいろお世話になった方には感謝を申し上げながら、今日いかに生きていくか、そんなことを考えながら4年、4年の任期を全うして今日を迎えておるわけでございます。

思い起こしますと、もう40年ぐらい前になりますか、全国区のある参議院議員の選挙の連座制で略式命令をされたこともございます。逮捕はされておりません。そこで何年かの公民権停止というのがあったことも事実でございます。こんなことも一つの戒めではないかと思っています。

そういうことで、いろんな経験を踏まえて、今日いかにあるべきか、そして、今日をしっかりと生き抜き、そしてまた将来の世代の皆さんにメッセージを送っていかな

くてはならない。そんなことで、私は、市 長に就任したときのまちづくりの幾つかの 柱の一つに人づくりを掲げたところでござ います。三つの柱があります。ご承知だと 思いますけれども、一つは、しっかりとし た財政運営をしよう、お金づくり、そして、 人づくり、夢づくり、この3本柱がまちづ くりの柱でございます。そういうことで、 そのうちの一つ、人づくりの中に、主要な 理念として人間基礎教育を掲げているとこ ろでございます。

そして、総合計画の方針云々について今 お尋ねでございましたけれども、総合計画 は5年がたちました。見直しをしている最 中でございます。これには基本構想という のがございますが、この基本構想、これは 議会のご承認を得て決めた摂津市が取り組 む大切な部分でありまして、この部分につ いては見直すことは考えておりません。

そして、今言われた、以前ご質問いただきました「人間基礎教育の徹底を!」という言葉が上目線ではないかというお話だったと思いますけれども、そのときにもいろいる議論させていただきましたが、私は決してそういう思いを持っておりません。人間基礎教育の徹底をしろとか、徹底しなって、徹底をお願いしますと呼びかけたつもりでごとお願いします。この10年間、看板を掲げ、そして、あらゆる機会にその理念を説き、そのことを皆さんにお願いしてきたと思います。

10年たちました。具体的な形が見えん やないかというお話でございます。以前に もそういう質問等々もあったことを覚えて おりますが、あえて今、他市の条例云々み たいなことをしたらどうかというお話でし たけれども、私は、この問題は心の問題と して捉えております。心の問題であります だけに、無理やりやらすとか形にはめていくというものではないと。やっぱり一人でとりが気づいて自主的にしてこそ初めては、これではなっていく。そういう意味では、これではかかると思います、これでもかなりの時間がかかると思いうことでまり、これでもかと。そういうではないかと。ただ、これからくてはないかと。ただんじくように呼びかけているんじならない、そういう意味での性方というのは、やっぱりまではないかと思っております。

それから、人間基礎教育を掲げているの にやっていることが違うやないかという趣 旨のお尋ねであったと思います。先ほどご 指摘いただきました点につきましても、先 の本会議において、私は、私の身にかかわ ることであるということで、道義的な責任 でこの場でおわびを申し上げたところでご ざいます。毎日毎日じゃないですが、たま に車の運転をいたしますと、ついつい、い つの間にか制限スピードをオーバーしてし まっております等々、いろんなしてはなら ないなということになってしまっているこ とがままあります。それだけに、自分の身 を戒めるためにも、さらに人間基礎教育の 徹底を図っていきたいな、そんな思いを持 っておりますので、何とぞご理解、ご協力 をいただきますようよろしくお願いいたし ます。

以上です。

- ○南野直司議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 まあ、あなたらしい答弁や なと思います。「徹底を!」といって感嘆 符を打って、あの表現の仕方は、あなたの

答弁を聞いとったら、私も前も質問したと 思うんですけど、ともに人間基礎教育を考 えましょうとか、そういう形の表現の仕方 をするというのがあなたの今の答弁からし たらふさわしいと思うんですよね。「徹底 を!」と感嘆符をつけるというのは、これ は、限られた組織の中で、そこのトップが 部下、そしてその組織のメンバーに対して 言うんやったら別ですけど、納税者たる市 民に対して「徹底を!」という感嘆符をつ けてする表現の仕方はおかしい。私の東京 の友達が来たときに、あれを見て、あれは 一体何やということで、市長がこういう形 で言うてるということになったら、ファッ ショやと言うてました。ともに考えようと いう表現をすることがふさわしいのであっ て、そういう「徹底を!」という感嘆符を つける表現は、日本語として考えたら完全 に上から目線なんです。

それと、過去、そういうことがあったと いうことは私が言うたし、市長も逮捕はさ れてないということなんですけど、今現在 においても、ごくごく最近まであなたのお 孫さんは越境入学されてましたね。謝った というても、当時、私が議長やって、あれ を指摘して謝りなさいと言うたからあなた はここで謝ったわけでしょう。あの時点で もう人間基礎教育は消えて、のうなってる んですよ。ルール違反したんやから。提言 してるあなたがルール違反したんやから、 それでもう人間基礎教育は消えているんで す。で、あなたのお孫さんを越境入学させ た職員をあなたが処分してる。あなたの孫 さんやということがみんなわかって、それ を暗黙のうちに配慮したんかと私が議長と して問いかけたら、そう思われても仕方な いですという返事が返ってきました。そう して彼らがあなたの孫さんやということで 配慮したことに対して、それが露呈したら、 あなたはそういう形で、自分の名前でその 職員、また教育長の名前もあったけど、処 分してる。ようそんなことできるなと思う わ。普通やったら、自分の部下をかぼうて、 俺の責任やから、みずから科するというこ とをリーダーは普通しますよ。あなたらし いなと私は思いますよ。

私が初めてあなたを知ったのは、私が2 3歳のころでしたね。あなたと知り合って、 もう40年近くなるんですかね。当時、世 界救世教という宗教をバックにした日本民 主同志会という民族活動、これは方便から したら右翼活動ですよね。それをあなたが 青年局次長をやって、私がそのメンバーや った。そこであなたとさまざまな活動もや ってきたね。いろんなことを私はあなたか ら教わったし、あなたから指示を受けた。 私は当時、京都の市会議員のところで働い ていましたね。あなたが公民権停止になっ て、はっきり言って今、絶望のどん底やと いうことで、渡辺、こっちに手伝いに来て くれへんかというお声がけをいただいて、 私の師匠やった人も森山君のためやったら 行ったれということで、私はここへ来たわ けですね。本来やったら私は京都の市会議 員を継ぐという話になっとったんですけど、 こっちに来たわけです。で、あなたととも に政治を歩んでいった。その日本民主同志 会の中には、やっぱり右翼ですから、さま ざまな暴力団関係もいたわね。私が記憶し とるのは、あなたがそういう関係者と非常 に親しかったこともよく知ってるし、お金 の貸し借りもやっとった。私の口座を使っ てね。

そういうことをやったり、それから、当時、井上一成さん、信也さんの全盛時代でした。その中で、あなたはあらゆるゲリラ

活動をやっていましたね。職員の方からい ろんな書類を盗用させたり、さまざまなう わさを展開させたり、そういうことをされ てましたでしょう。そのことを私にさせて ましたわ。で、市の職員に関しては、ほか の人間を介してやってましたわ。私はあな たにいろんなことをさされました。あなた は、絶えず安全なところに自分を置きなが ら、いざとなったら周りの人間が盾になる 仕組みをうまいことつくってはりました。 これは、今、副市長はご入院されてますけ ど、副市長にもきちっと話の中でしっかり と裏はとれてます。ご存じだと思いますけ ど。そのときに副市長は逆の立場でさまざ まな点で動いたといって、そう私は副市長 から聞いております。

そういうことをいろいろ考えたら、今言 うたように、あなたが市民に対して自分で 道徳的な造語をつくって、市民に対してこ うしなさい、ああしなさいという表現の仕 方をすることが非常におこがましいんです よ。越境入学の件でも、越境したい子ども たちはたくさんおる、保護者もたくさんお るわけですよ。中学校がかわったら、入り たいクラブもたくさんあるわけです。それ を1年8か月越境入学させた。これは事実 ですからね。あなたは教育的配慮やと言う てましたね。ほんなら、市長の孫やったら 教育的配慮をしてもらうわけですか。教育 的配慮というのは、いじめ問題等で子ども たちが精神的なさまざまな面で非常に圧力 がかかったり心が病んだりするときに、教 育委員会でしっかりと議論して、これは万 やむを得ないという状況の中で、教育的配 慮でそういう越境をすることはあるらしい です。しかし、さしたる理由もなしに越境 させとった。これは、事実、私は自民党の 府会議員の方から実際に聞いた話や。あな たの息子さんは将来的に政治の世界に入る という話はちゃんとできている。あなたは よく私にも言ってた。鳥飼西が我々の本拠 地やから、その場を絶対死守せなあかんぞ ということでね。だから越境ということも 西にこだわったんじゃないかと推測するわ けです。

そういう面で、自治会の加入問題でもそ うですよ。ここで当時、森西議員が、職員 の中で自治会に未加入の人がたくさんおる って。あなたは、自治会に入りなさい、き ずなを築きなさいということで自治会の加 入を促す、で、登阪部長にもそのようなマ ニュアルをつくらせてやっておきながら、 自分の息子は自治会に入っていないこと、 それを私に指摘されて問題になりましたで しょう。自分はいいんですか。自分のご身 内はいいんですか。もう標語を変えてもら わなあかん。「身内には甘く、他人に厳し く」いうて。あなたはやっとることとする ことが全然違うし、発することが全然違う んですよ。人間基礎教育を本当に実践して、 本当に市民の間に広めようとしたら、まず は職員から、その職員をさそうと思ったら、 トップであるあなたがしっかりと後ろ姿を 見せるということが大切なわけですよ。あ なた、それを見せてますか。見せておられ ますか。

私の先輩の芦屋の山中市長は、私は先日、 食事の約束をした。15分20分遅れて来 た。先輩、何で遅れてきたんやと聞いたら、 自転車で通ってる、登庁と退庁は必ず自転 車やと。それは何でかといったら、毎回登 庁と退庁のときに必ずトングを持ってごみ の収集に当たりながら行って帰ってしてる と。芦屋というのは全国的に有名なまちや、 そやから、必ずこのまちはきれいにしとか なあかん。そやから、私みずからが率先し てそれをやってる。最初はパフォーマンスやと言われたと言ってましたわ。しかし、私の背中を見て、職員やら市民の方々がまちをきれいにするという形をやっぱりとってもらいたいからやってると言われていました。

東大阪市の私の友達の野田市長は、ラグビーのまちにするんやということで、しっかりとラグビージャケットを着て、さまざまなところに行って自分のまちのPRをして誘致活動を一生懸命やっておられました。その後ろ姿を見ながら職員がついていき、そして、それを見ながら、市民がそのまちのさまざまな雰囲気を醸し出す、構築する一つの手助けをしてくれるわけです。

あなたは、人間基礎教育を提言しながら、 どういう実践をやったのか。どういう範を 示したのか、それもお聞きしたいと思いま す。

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 臆測も踏まえて、渡辺議員なり の解釈の仕方も踏まえて、いろいろとご指 摘をいただきましたが、(「証拠ありますよ。 全部証拠ある」と渡辺慎吾議員呼ぶ) その 中でも、「徹底を!」について、以前も議 論いたしましたけれども、それを上目から と捉えるか、下目からと捉えるか、それは いろんな捉え方があるから、上目からとと る人もあるからよくないという今の議論で、 東京の方かどうか知りませんけれども、私 はずっとこの十何年間、このことについて 言い続けてきました。市民の皆さんからこ の「徹底を!」ということについてご指摘 を受けたことは一度もありません。渡辺議 員からは受けておりますけれども。私は、 あの当時の社会、今もそうですけれども、 この先どうなるのかなというぐらい乱れて いる子どもたちの行く末を案じて、何とか

せないかんという思いを言うのに、あの表現が非常に社会に響くといいますか、いう 意味では、決して上目から何か無理やり押しつけてやらそうとしたものでもありませんし、ただ、さっきも言いましたが、これをで、人間基礎教育の理念、これをいる程度浸透したと思っています。これをだくかという意味では、その表現の方法について、もう少しわかりやすく、入っこれはやっぱりこれから考えていくことではないか思っています。

それから、個人にかかわることなので、 このことについてもお話をしておきたいと 思うんですけれども、指定校の変更の話を おっしゃっております。これは何度もご指 摘をいただいております。もう4年か5年 になるんですかね。私は、決してそれを隠 すとかする気なんか毛頭ないです。そんな ことはできる話じゃございません。新入生 に限って、転居を考えている場合、指定校 の変更という方法がございます。ただ、そ の期間が長きにわたってしまっている、そ のことについて、私の身にかかわることで あるので、私は道義的にこの場でおわびを 申し上げました。処分につきましては、教 育委員会での出来事ということで、教育委 員会において、関係者の、そのことではな く、その間の事務的な手続きといいますか 引き継ぎですね。「ホウ・レン・ソウ」 等々について不備があったということで文 書等の注意処分をされたことはあります。 で、その当時の教育委員会の職員が市長部 局に異動しましたので、教育長にかわって というか、教育委員会に沿って行政におい ても処分をさせていただいたところでござ

います。

それから、民族運動のときのお話もおっした。さっきも言いましたように、確かに私は社会に出てから人がとした。の出会いがあるかりました。その人がどんな立場であるかりなした。その人がどんな立場であるからない。でも、ことは承知を知りたことがあっては、私はあまりでは、その京都ではいるとか、なられんということがあっては、私はあまり承知をいたしております。だいたと思っております。

以上です。

- ○南野直司議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 前段の感嘆符をつけて人間 基礎教育の徹底が浸透してるというのは、 あなたの周りの方だけなんです。私はいろ んなところで聞くけど、「それ一体何」と 言う市民が多いんですよ。あなたの周りの 耳ざわりのええことを言うてくれる人はそ う言うてくれますわ。徹底しとったら、10年もやっとったらちょっとは何らかの形であらわれてくると思いますし、何のこと やらわからんという市民が私の周りにはほとんどですわ。

それと、越境の件なんですけど、本来半年なんですよね。例えば、相手先のここに引越しするから、半年後に家が建つから、そういう形で、しっかりと家が建つからという建築会社のあかし、証明書を持っていって、半年後にそういう形になるから越境させてくれとか、多くても1年ですわ。その間に、そういう形のきちっとした証明書、書類の交わしがあってこそ越境という形は

できるんです。でも、そのときの書類を僕 は見ましたけど、半年いてただけで、あと はほったらかしで、それから教育委員会か ら言われたら何げなく書いて、その教育委 員会もこう書いとってくださいと言われて 書いたということです。あなたのご子息も 一応保育園の園長で、教育関係の人ですよ。 越境するということがどういうことかわか ってるはずですよ。そうでしょう。そんな ことを言い出したら、みんな越境したい人 がいっぱいおるわけでしょう。決まりを守 っていないじゃないですか、そんなことを 言って。一生懸命ここで理路整然としゃべ ってはりましたけど、謝っとって、今さら まだそういうことを言う。処分をするとい うことは、ルール違反をしたから処分した んでしょう。そうでしょう。ルール違反し たから5人の職員は処分されたんでしょう。 あなたが言う理屈やったら処分することも ないじゃないですか。

それと、日本民主同志会におるときに、いろんな人がおったけど知らんかったって、あんた、そんなことをよう言いはりますわ。私が言うんやったら新参もんやからまだあれかもしれんけど、あなたはそこで活動して幹部やったじゃないですか。そうでしょう。それを、どんな人間がおるかわからん、いろんな出会いがあったとか何とか言うけど、あなたはそういう形でしっかりと幹部で、そういう関係者とのつながりをもって、いろんなことで交渉したりしとった間柄じゃないですか。

まあまあ、これを言うたらあれですけど、 最後に、あなたが人間基礎教育を撤回せん とこのままいくと言うんやから、これはあ る意味での出馬表明やと思ってます。人間 基礎教育があと10年先まで続くんやった ら、当然、あなたが市長選にあともう1期 出て、その完結を見るということをしたい、 あなたはそういうことやと思うんです。そ のことについてご答弁いただきたいと思い ます。

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 話が何か市長選挙の出馬の話に なってしまいましたけれども、私は、ここ でも何度も言っておりますけど、この人間 基礎教育というのは永遠のテーマだと思い ます。10年、20年ではなかなか物には ならないと思います。さっきご指摘のあっ たように、そんなん誰も知らんでという話 ですけれども、私はそうではないと思うん ですね。(「いや、そうや」と渡辺慎吾議員 呼ぶ)議員も職員も含めて、なかなかわか りにくい、形にやりにくい、これを何とか してこの思いを市民の皆さんにわかっても らおうという、まさに一つ一つの皆さんの 積み重ね。例えば、去年、香露園自治会で したかね。一切役所はタッチしてません。 自治会から10円預金をやって挨拶運動を やりたいんですと役所へ来られたんです。 この人間基礎教育を、自治会でも挨拶運動 から入り込んで、何とかしてこれを広めて いきたいんですという相談に来られた件が あったんです。私は、ああ、ありがとうご ざいますと心からお礼を言いました。これ は一つの一例ですけど、全体にはなってな いですけど、そういう意味で、やっぱりこ つこつと一つ一つ着実に心の中に私は染み 込んでいっているのではないか。また、例 えば、学校の先生方の中で、研究会みたい なのがあるんです。そこで私は講師に呼ば れて、この話をしてくれと言われたことが あります。今まででは考えられないことだ と思います。こういった道徳理念を教育関 係者がちょっと一遍聞かせてくれというこ となんかは、タブーではなかったけど、そ

んなこともありました。

それで、結論のほうに行きますけれども、 よく言われることですけれども、この人間 基礎教育と言い出した背景には、戦後の7 0年、当時は60年ですか、この日本社会 が物、金で全速力で走ってきた。でも、置 き忘れてきたことがあったと、これをもう 1回取り戻そうやないかということが、例 えばいじめとか虐待とか不登校、こんなこ とをなくす根本になるんじゃないかという ことが私の思いでした。議員もみんなそう やったと思います。ただ、物事は、悪くな ったやつをもとへ戻すには倍の時間とエネ ルギーが要るんです。悪くなるのは早いん ですね。そういうことからいうと、戦後の 60年で悪くなったやつをもとへ戻すのに 100年かかるのではないか、私はそんな 思いを持っています。100年もかかるこ とを、気が遠くなることを言うなと言われ たらそれまでですけれども、それやったら、 おまえ、次、選挙やるんかという話だった と思いますけれども、私は、今、3期目の 任期、この三つの柱のもと、何とか一つで も、厳しくご指摘を受ける中でも一つ一つ わかっていただくように努力をしているの が今現在でございまして、次、どなたが市 を担当されようとも、この思いは私は変わ ってはいけないと思います。そして、変わ る変わらんよりも、やっぱり二元代表制の 議会の議員がおられますから、間違ってい たら、それを正してチェックしていただく 議会がありますので、リーダーがかわって いこうとも、この思いは恐らく続いていく のではないかなと私は思っていますので、 その点、ご理解をいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 市長がおっしゃることは、 僕はその言葉だけやったら非常にええこと

やと思ってますよ。ただ、今さっきおっし やったように、いじめがのうなる、不登校 がのうなる、そういう気持ちでやって、こ の10年間、不登校といじめはのうなりま したか。教育現場に聞いたら、不登校はす ごく増えているじゃないですか。一番最初 の質問のときに言うたように、心がこもっ てないことを言うたら市民に響かないと言 うたでしょう。実践して自分の後ろ姿をリ ーダーが見せないと響かないと言うたでしょう。

それと、今言ったように、これから思いを継ぐのは、次の世代の人らがそれを受け継ぐか受け継がんか判断したらいいわけです。それを、そういう100年続くや何やと傲慢なことを言わないでください。

もう時間がないので、これで質問を終わります。(発言終了のブザー音鳴る)

○南野直司議長 渡辺議員の質問が終わりま した。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

スポーツ施設についてですけれども、昨日、上村議員が総合体育館の質問をされておりましたけれども、摂津市における屋外スポーツ施設、屋内スポーツ施設の現状についてまずお聞きをしたいと思います。また、その現状を踏まえて、どのようなところを今、課題と考えておるのか、お聞きしたいと思います。

続いて、学童保育室についてですけれど も、平成27年4月、今年度から、子ど も・子育て支援新制度の実施に伴って何が 改正をされたのか、また、学童保育室の民 間委託の考え方については以前より質問を させていただいておりましたけれども、改 めてお聞きをしたいと思います。

続きまして、空き家対策についてですけれども、この件は以前より何度も質問をさせていただきました。解決してほしいと相談をさせていただいた空き家について、全く解決に至っておりません。苦情対応の流れについてお聞きをしたいと思いますし、また、特に苦慮しているケースはどのようなものか、お聞きをしたいと思います。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。生涯学習 部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 スポーツ施設について のご質問にお答えいたします。

現在、本市には3館の地区体育館がございまして、鳥飼体育館は、格闘技、バスケットボール、テニス、正雀体育館は、バドミントン、バレーボール、卓球、味生体育館は、卓球、バレーボール、体操の順に多くご利用いただいております。屋外体育施設は、青少年運動広場、スポーツ広場の大公園テニスコート、くすの木公園テニスコートがございまして、青少年運動広場、カラウンドゴルフ、サッカーの順に多くご利用いただいております。いずれの施設も、土曜日、祝祭日には予約がとりにくい状況となっております。

そのようなことから、課題といたしましては、市内で利用できるスポーツ施設が曜日や時間帯によりましては十分需要に応え切れていない状況にあること、また、三島地区大会等を開催する場合に、本市の体育館の規模では開催が困難なため、他市の体育館を借用したり、屋外競技の当番市となることにより屋内競技の当番市の割合を減ずる対応をしていただくなど、屋内競技の

当番市でありながら大会の開催を受け入れることができない状況にあることかと考えております。

○南野直司議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 学童保育室のご質問に つきましてお答えいたします。

ご質問にもありましたように、平成27 年4月から子ども・子育て支援新制度が本 格実施されました。関係法令が改正され、 学童保育事業では、設備及び運営に関する 基準を市町村が条例で定めること、市など の自治体以外が事業を開始する場合には市 町村への事前届出制になったことなどでご ざいます。また、市町村が策定いたします 子ども・子育て支援事業計画に事業確保の 内容等を定めることなどが義務化されまし た。また、特定財源に関しては、事業の充 実を目的に、交付基準額が若干ではござい ますが増額され、昨年まで大阪府内で設け られておりました1小学校区1学童保育室 という制限が撤廃されることになっており ます。

次に、委託に関する考え方についてでご ざいます。

ご承知のように、第5次行政改革実施計画のロードマップにおいてお示しをいたしております。延長保育等のサービス向上策の検討も進めながら、平成29年4月から内容で重営を順次委託するという内容ででであります。現在、そのロードるといっております。現在、そのあたりを把握また研究をいたいまって、他市の状況であるしない。今後、保護者の方への説明も必要になるうとも考えておりますし、条例、規則等の整備も必要になろうとも考えております。また、その辺の整備等々が進めば、事業所

の募集を行うということになります。この あたりを今、随時研究・検討いたしている ところでございます。

- ○南野直司議長 市長公室長。 (乾市長公室長 登壇)
- ○乾市長公室長 空き家対策についてのご質 間にお答えいたします。

現在、空き家にかかわる近隣住民からの 苦情につきましては、まず、自治振興課が 受付をし、現場確認を行った後、該当物件 の所有者を調査し、適正管理のお願いや状 況の改善を働きかけております。空き家に 係る苦情は、建物倒壊の危険性だけではな く、植栽管理の不行き届きや衛生状態の悪 化など、対応には多くの部署にまたがるケ ースが多く、現在、組織的な対応に向け、 庁内検討を重ねているところでございます。 また、空き家に関する府内市町村の連絡協 議会などに出席し、近隣の対応事例や国の 動向などについても鋭意情報収集を重ねて いるところでございます。特に、どこの自 治体も、当該物件の所有者が判明しないケ ース、相続関係者と連絡がとれないケース、 管理を放棄するケースにつきましては大変 苦慮されており、また、行政が個人資産に 手を出すことは非常に難しい側面もあるこ とから、なかなか解決策を見出せない状況 にあるのが実情でございます。

今後も、引き続き、近隣市の具体的な取り組みなど、府内市町村の連絡協議会などを通じまして、実効性のある空き家対策の情報収集に努めつつ、問題解決の糸口を探ってまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 森西議員。
- ○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

スポーツ施設についてですけれども、人 ロビジョン、総合戦略を本市でも策定され

るということでありますけれども、住みた くなるまち、住んでよかったと思えるまち づくりのためには、市民に郷土愛を育み、 誇りを持てるものが必要であると考えてお ります。オリンピックの東京開催が決定し、 国においてもスポーツ庁が創設されるなど、 スポーツに対する市民の注目は高まってお ります。昨日、北摂で総合体育館がない市 は摂津市だけという答弁でありました。自 分の市でスポーツ大会を開催できない市に 住みたい、住んでよかったと思えるでしょ うか。また、青少年運動広場が軟式野球の 次に硬式野球に多く利用されているとの答 弁がありましたが、市内で唯一硬式野球の 練習ができる施設として貴重な施設となっ ております。総合体育館と硬式野球の公式 試合のできる屋外施設の整備について、ど のように考えているのか、お聞きをしたい と思います。

続きまして、学童保育室についてですけれども、自治体自体が学童保育事業を実施する場合、市町村への届出によって事業を開始できる、1小学校区1学童保育室という制限が撤廃されるということになったという答弁でありますけれども、民間事業者に対する補助金等の助成についてはどのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

続きまして、空き家対策についてですけれども、空き家の執行体制について、所管課はどこになるのか、お聞きをしたいと思います。そしてまた、空き家対策特別措置法について、実効性の薄い部分はどのあたりになるのか、お聞きをしたいと思います。以上、2回目です。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。生涯学習 部長。
- ○宮部生涯学習部長 議員ご質問のとおり、

スポーツ施設の整備も人口ビジョン、総合 戦略の要素の一つであると考えます。総合 体育館の整備につきましては、来年度、総 合体育館建設基本構想・基本計画審議会を 組織し、基本構想・基本計画を取りまとめ、 整備に向けて計画を進めてまいりたいと考 えております。

硬式野球の練習場につきましては、本市 には青少年運動広場しかございませんが、 平成23年度よりナイターの通年利用を実 施するなど、その利用拡大を図ってきたと ころでございます。本市だけでなく、近隣 市におきましても、硬式野球の試合ができ る施設は限られており、十分な競技環境に ないことは認識いたしております。しかし ながら、野球場には少なくとも1万平米以 上の用地が必要でございます。本市にその ような土地を確保することは難しい状況に あり、また、市全体では、ほかに優先整備 しなければならない公共施設が多くござい ますので、硬式野球のできる施設の整備に ついては現状では難しいものと考えており ます。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○山本教育総務部長 学童保育室についての ご質問にお答えいたします。

市町村等以外の民間事業者が事業を実施する場合には、先ほど申しましたように、市への届出が必要になります。定款であるとか事業計画書、職員の体制、実施場所、建物等の図面などを届けていただく必要がございます。その内容が、先ほどもご答弁申しましたように、設備及び運営に関する基準、これを満たしているかどうかチェックの必要が出てまいります。

次に、補助金、また運営費に関してでご ざいますけども、保育所等におきましては、 子どもの年齢であるとか数によりまして、 市として給付費をお支払いするという国の 基準が定まっております。ただ、学童保育 室については、今、そのような基準がなく、 市町村の裁量により行うという運びになっ ております。これまで、大阪府内におきま して、1小学校区1学童保育室という制限 がございました。今現在、学校のほうで、 市が学童保育事業を実施いたしております ので、当学童保育に関する補助金の制定に ついては設けていないという状況になって いるところでございます。ただ、今後、事 業参入のご意向や受給のバランスなども勘 案いたしまして、必要に応じて子ども・子 育て会議などで制度の創設の必要性の議論 を行う場面が出てくるのかなと考えており ます。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○乾市長公室長 空き家対策についての2回 目のご質問にお答えいたします。

空き家に係る苦情につきましては、建物 倒壊のおそれだけにはとどまらず、ごみの 放置でありますとか、植栽管理の不行き届 き、害虫の発生、防犯防火上の問題など、 多くの部署や関係機関にまたがるケースが 多く、全庁的に取り組まねばならない課題 であると認識しております。このため、的 確に、そして組織的に対応できる体制づく りを進めているところでございまして、早 急にキーとなる担当所管課を決定するとと もに、連携する関係課などの執行体制を整 えてまいる所存でございます。

現行の空き家対策特別措置法では、当該 物件の所有者が判明しないケースや、相続 関係者と連絡がとれないケースなどの具体 的な対応策が示されておらず、どの自治体 も対応に苦慮している状況でございます。 また、長屋など集合住宅の場合でも、その 一部が空き家になっただけではこの法律の 対象とはなりません。このようなことから、 今後、空き家対策の決め手となる法律の施 行が強く求められており、近隣自治体とも 連携しながら国に有効な法整備を働きかけ てまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 森西議員。
- ○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

スポーツ施設についてですけれども、以前から、市内にせめて1か所は硬式野球ができる環境、フリーバッティングや試合ができる施設を整備すべきではないかという質問をさせていただきました。確かに、て、質問させていただきましたがありましたがきましたがあります。と要望させていただきました。の点は、改めて第二中学校と第四中学校のナイターに対したがきであると要望させていただきました。との点は、改めて第二中学校と第四中学校のナイターの冬季の拡大もぜひと第四中学校とかと思います。この点は要望とさせていただきたいと思います。

何より、市内にせめて1か所は硬式野球ができる環境を整備すべきであると思いますし、この点が市民が誇りを持てる市というところの一つだと思います。住んでみたい、住んでよかったと思えるまち、そういうまちを思ってもらえる一つの要因だと思いますので、この点、強く要望したいと思います。

そして、市長にお聞きをしたいと思います。

昨日の上村議員の総合体育館の建設についての質問で、市長は、場所について、安威川以南、仮に鳥飼スポーツ広場という発言をされました。そうなりますと、総合体育館については現在の屋外スポーツ施設を

減少させて建設するということになります。 そうなれば、土日祝には予約がとりにくい 状況であるという答弁で、現状では、その ような答弁であるにもかかわらず、ますま す予約がとりにくい状況になるのは間違い ありません。減少する屋外スポーツ施設の 代替を検討しようと思っての発言なのか、 その点、考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、学童保育室についてですけ れども、民間事業者への助成について、国 のほうから新制度における補助の枠組みが 示され、1小学校区1学童保育室という制 限が撤廃されることになって、市の設備及 び運営に関する基準を満たしていれば補助 金等の助成を出すべきであると私は思って おります。助成いかんによって、直営や民 間委託、民間事業者との学童保育に関して の保育料に差が生じてくるということだけ は避けるべきだとは思っております。市の 学童保育室の補完をしている民間保育園が 自主事業で実施しているということは以前 質問をさせていただきましたけれども、今 後、保育所、NPO、株式会社など、さま ざまな民間事業者が参入意向を示してくる 可能性があるかもわかりません。市として は、事業者が参入の意向を示してから検討 するのではなくて、参入を予測してガイド ラインの作成などを検討するべきだと思い ますので、この点は要望とさせていただき たいと思います。

そして、今現在、保育所のほうで、つどいの広場など、保育所に入所・入園している児童以外の未就園児の事業については国からの補助が出ております。こういう補助が出ておりますので、学童保育室の補助の助成についても府・国に強く要求をしていただきますように、これは要望とさせていただきますので、よろしくお願いします。

続いてですけれども、空き家対策についてですけども、市長の見解をお聞きしたいと思います。

今、市長公室長に答弁いただいて、前々 回の第2回の定例会において、全く一緒の 答弁でした。副市長も全く一緒の答弁でし た。そして、今回、早急に担当所管を決定 するということであります。これは半年前 です。半年前の答弁と全く一緒です。北摂 各市は全て、この法律ができて速やかに担 当所管はつくっております。摂津市だけが ありませんので、ぜひとも速やかにつくっ ていただきますようにお願いしたいと思い ます。

そして、初めて私が平成20年第4回の 定例会において相続放棄された不動産につ いて質問をしました。これは7年前のこと であります。当時、9年ほど前に独居で亡 くなられた方の不動産ということで質問し ましたから、7年たっております。ですか ら、16年前に亡くなられた不動産が手つ かずということになっております。以後、 私はその都度質問をさせていただきました けれども、全然担当課をつくってこられな かった。この点、市長は今まで何をされて いたんでしょうか。市民が困っているから 担当所管課を早急につくりなさいという指 示を出されてなかったのか、そしてまた、 府や国に対して今まで働きかけをされてき たのか、今後ますます空き家に関する苦情 が増加し、空き家が急増することは推測で きます。この点、市長はどうするのかをお 聞きしたいと思います。

以上です。(発言終了のブザー音鳴る)

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 森西議員の質問にお答えをいた します。

空き家対策の件ですが、いつも同じよう

な答弁になっておるということでございま すが、さように頭の痛い話ではあるんです けれども、この件については、特に最近、 庁議でこの話を重ねております。答えがな かなか出ないんですね。今ご指摘のあった 相続放棄の問題とか、人権、プライバシー、 さまざまな問題ということで、原則的には 自治振興課があらゆる相談を受ける窓口に なっておりますが、やっぱりこれは、建築 だけでもない、いや、下水道だけでもない、 環境だけでもないと、そんなんで、オール 摂津という体制でいくべく議論を重ねてお るところでございまして、決して放置をし ておるわけではございません。それであっ ても、もう少しわかりやすい窓口等々の指 導体制、これは早急に考えていきたいと思 います。

それから、総合体育館の件でございます けれども、きのうからも言っておりますけ れども、摂津市も50周年という記念すべ き年を迎えると。たまたまオリンピックが 5年後に開かれることが決定したというこ とで、この両方に目を向けて、喜んでおる だけじゃなくて、摂津市として何か行動を 起こそうということで、夢づくりを考えよ うではないかと議員の皆さんに語りかけた ことが発端だと思います。夢づくり、いろ いろありますけれども、ソフト面は幾つか たくさん50周年に向けての思いを発表し ておると思いますけれども、ハード面につ いては、なかなかこれってあるようでない んですね。そういう意味では、摂津市にな い施設、総合体育館、これだ、みんなの思 いがそこに一致したのではないかと思いま す。ということで、総合体育館づくり、来 年度の予算で議会の皆さんのご意見も踏ま えて調査に入りたいと思っています。

ただ、摂津のまちは面積が15平方メー

トル以下でございます。全国的に見て、いつも言ってますが、813市の中で上から数えて738番目ですか、さようにちいちゃな市域であって、山か谷があればそこに広大な空地がとれる、地方へ行ったらそういうところはたくさんありますが、山も谷もない、河川、幹線道路、そして鉄道網でずたずたになっておる。そこで敷地を求めるということになりますと、これまた非常に頭の痛い問題であります。

ということで、仮の話になりましたけれ ども、安威川以南で土地を新たに求めずに やるとすれば、今のスポーツ広場が想定さ れるわけであります。きのうのお話でも、 その中に子どもセンター、いろんなものを 含んだものをつくってはどうかというご提 言もありました。これは非常にいい話です が、理想になってしまいます。それは、全 てを現実のものにしようとすれば広大な敷 地が要るわけでありまして、スポーツ広場 自体の機能が失われてしまう。それでなく ても、今ご指摘のあったように、総合体育 館、健康づくり、スポーツの振興、人づく り、そこに防災機能を備える、その部分だ けでの総合体育会館をつくりましても、そ れだけの部分が削られるわけであります。 あと、硬式野球はあそこではできませんけ れども、例えばサッカー等々はどうしてい くのか、これも体育協会の皆さん等とも議 論を重ねておりますけれども、喫緊に何ら かの方針を決めなくてはなりません。そう いう意味では、限られた市域の中で、そし て一方で夢を追いかける、非常にマッチン グしない話ですが、これを何とかするのが また知恵でありますので、幸い淀川河川敷 というのがあります。国交省もなかなか頭 がかたい。でも、何とかしてその可能性を 探って、両方の思いが遂げられるように、

ここもしつかりと取り組んでいきたいと思います。

以上です。(「15平方キロやろ」と木村 勝彦議員呼ぶ)

すいません、15平方キロメートルです。 訂正させていただきます。

○南野直司議長 森西議員の質問が終わりま した。

最後に、東議員。

(東久美子議員 登壇)

○東久美子議員 それでは、一般質問を通告 に基づいてさせていただきます。大きく、 教育政策・施策について、学力向上についてと、それから生徒指導の課題、それと都 市計画推進にともなう学校教育環境整備について質問させていただきます。

初めに、この市議会でも多くの議員の方が教育にかかわる質問をされていました。 やはり学力というのは市民も関心が高いと 思いますので、よろしくお願いいたします。 まず、学力向上施策の現状と今後の展望 についてお願いいたします。

続いて、生徒指導についてなんですが、 生徒指導における教職員の対応の現状と今 後の取り組みについてお伺いします。

3点目に、私は都市計画審議会のほうに 今委員として入っております。その中で、 摂津のまちが大きく人口が増えるかもしれ ない、発展していくんだろうなという期待 を持っております。その中で、やはり人口 が増えるということに伴って教育環境も整 備していかなければならないと思いますの で、都市計画推進に伴って学校教育環境を どのようにお考えなのか、よろしくお願い いたします。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育 成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 それでは、まず、学 力向上施策の現状と今後の展望についての ご質問にお答えいたします。

本市の小中学生の学力に関する状況は、 これまでにもお伝えしてまいりましたよう に、小学校6年生、中学校3年生で実施い たします全国学力・学習状況調査や、昨年 度まで小学校2年生で実施しておりました シュアスタート確認調査などの結果から、 基礎的な知識、技能の習得、それらを活用 する力、また、主体的に学習に取り組む態 度など、学力の定着においてさまざまな課 題が見られるところです。これらの課題に 対しまして、支援人材の配置や教育課程研 究の委嘱、経験の浅い教員を中心とした研 修の充実など、取り組みを進めてまいりま した。今後、さらにきめ細かく児童・生徒 の学力定着度の把握に努め、各校がカリキ ュラムマネジメントを適切に行えるよう、 今年度よりスタートいたしました学力定着 度調査を継続実施し、結果の検証とそれに 基づく施策を進めてまいりたいと考えてお ります。

また、同じく、今年度より開始いたしました教材データベースの活用につきましては、その効果検証をさらに進め、例えばモデル校の拡充などを検討してまいりたいと考えております。さらに、児童・生徒の学習環境整備、学習機会の充実、そのようなことにも積極的に取り組んでまいる所存でございます。

続きまして、生徒指導における教職員の対応の現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市の小中学校においては、いじめ、暴力行為などの問題行動の件数の減少は見られず、また、大変残念なことではございますが、授業の成立が困難な学級が複数の学

校で見られる現状でございます。各校におおきましては、児童・生徒一人ひとりが安心して学校生活を過ごすことができるよう努力しておりますが、日々、その対応には苦慮しているところでございます。

教育委員会といたしましては、これらの 課題に対し、スクールカウンセラーやスク ールソーシャルワーカー等、専門スタッフ 配置の充実、指導主事の学校派遣による問 題行動対応に関する研修の実施などにこれ まで取り組んでまいりました。また、さま ざまな課題に対応するため、市費の非常勤 職員も配置しておりますが、経験の浅い教 員が増加する中で、学校がチームとして一 致した対応を行うためには、教育委員会か らの支援が今後さらに必要であると考えて おるところでございます。現在、生徒指導 のスタンダードを作成している学校もござ いますが、教育委員会でも、平成22年に 文部科学省が作成しました生徒指導提要な どを参考に、学校全体で共有すべき内容に ついても今後検討してまいりたいと考えて おるところでございます。

以上です。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
 - (山本教育総務部長 登壇)
- ○山本教育総務部長 都市計画推進に伴う学 校教育環境整備のご質問について、お答え いたします。

まちづくりでございます都市計画の中にいろんな住宅開発がございます。我々義務教育施設のハード整備を担当する所管といたしましては、その都市計画、まちづくりの開発に従いまして、小中学校の場合は一部私立の学校に行かれることはございますが、大半の方が市立の小中学校に来られるという現状もございますので、常に注視をいたしているところでございます。また、

そのハード整備を行うに当たりまして、やはり何名ぐらいの児童・生徒が増えていくのかということも注視をしていかなければいけないと考えております。

ご質問の都市開発といいますか、まちづくりでございますけども、南千里丘のまちづくりにつきましては、これまで我々もご説明をし、議員もご存じのところは多々あろうかと思います。我々が今後重視していかなければいけないのは、やはり千里丘新町のまちづくりではないのかなと思っております。

その中で、先般、千里丘新町の開発につきましては、都市整備部に常に情報を提供いただきながら、我々としても情報の入手に努めているところでございます。その千里丘新町は吹田操車場第7街区になろうかと思います。マンションの開発の計画につきまして、用地取得業者のほうからいろんな情報提供がございました。また、地元においてもいろいろ説明会をされるという情報も入ってきております。

その計画の状況でございますけども、平成30年の春、3月ごろに292戸、同31年春の3月ごろに380戸、31年の夏、8月ごろに152戸、計824戸の計画になっているということは把握をいたしておるところでございます。南千里丘のまちづくりにおかれましては、平成23年に586戸、平成26年に470戸、計1,056戸の大型マンションが開発されておられます。

両マンションの状況をご説明いたしますと、完成後の平成26年度では、小学校に111人のお子さんが入られておられます。今後、平成32年には、推計でございますけれども、440人ぐらいの推計をいたしているところでございます。その推計をも

とにと申しますか、近々ではタワーマンションの数字のもございますので、そのあたりの推計をいたしますと、千里丘新町の開発におきまして、開発時点では約70人、その6年後の平成38年には約300人ぐらいの小学生がいらっしゃるのではないかという現在の推計をお聞きいたしたところでございます。

ただ、この計画は、完成時期、また戸数においてもまだまだ計画段階であるということも伺っております。第7街区以外の地域の開発もあろうかと思います。この辺のことがまだ明らかになっていない状況でもございます。児童数の増加につきましては学校環境への影響もございます。現段階では詳細な予測は困難ではございますが、今後とも庁内の中で連携をとりながら情報共有を図り、児童数増加に伴う学校施設への影響について把握をしてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 東議員。
- ○東久美子議員 2回目以降は一問一答方式 でお願いいたします。

順番を変えて質問させていただきたいんですが、今お答えいただいた都市計画推進に伴う学校環境整備に欠かせないものと、子育ではないんですが、ある意味、働きもらった。でも、子どもがいると、預かってばないとして、方もおられると思います。ようという方もおられると思います。ようないという方もおられると思います。ようないという方もおられると思います。ようないとないと生活設計も変えていないと生活設計も変えていないと生活設計も変えていないと生活設計も変えているがあるない。今、マンションを建てる予算も業者

も立てているだろうけれども、いろいろな ものの値上がりとか、さまざまな社会状況 が影響してマンション価格が決まると思い ます。その中で、戸数が減るかもしれない。 また、逆にたくさん売らなければならなく て増えるかもしれない。マンションの価格 によっては、若い層の方がたくさん入られ るかもしれません。そのような、今はわか らない、未定だということを思っておりま すが、保育所にかかわる計画、保育所の問 題についてお答えをお願いいたします。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育 成部長。
- ○前馬次世代育成部長 それでは、千里丘新 町での保育所需要の増加に対する対応につ いてのご質問にお答えいたします。

昨日、福住議員へのご答弁でも申し上げ たとおり、現在、本市の保育所待機児童解 消のため、とりわけ北部地域の保育所待機 児童解消のため、さまざまな方策を検討し、 実施しておるところでございます。

ご指摘のとおり、今後の状況は、未定の部分もございますが、千里丘新町の住宅開発に伴い、千里丘小学校の児童数増加よりも先に、保育所入所希望児童や、あるいは待機児童が増加することは予想されることでございます。昨日、同じく福住議員からのご要望にもございましたが、現在の取り組みに加えて、民間保育施設の誘致など、関係部局と対応策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

- ○南野直司議長 東議員。
- ○東久美子議員 今お答えいただいたことで 進めていただきたいと思います。

それと、摂津市は、「子ども・子育て支援事業計画」、こういう冊子も出していますし、それから、いろいろなアンケートを

もとに、子育て中の方の思いとか、そうい うものがきちんと整理されていると思いま すので、そこのところもきちんと受けとめ ていただいて、一層子育てがしやすい環境、 なかなか予測が立たないことなんですが、 本当に1年1年早いですから、情報をつか める限りつかんで先手先手を打っていただ きたいと思います。

続いて、生徒指導にかかわって質問させていただきます。

残念なことに、私も教育委員会の定例会 に傍聴に行っておりますが、厳しいなと思 う現状がございます。生徒指導の問題の件 数については、増えているということは事 実なんですが、ただ、数の読み取り方です よね。いじめをどう捉えるか、不登校をど う捉えるかとか、そういうところのベース になる部分が変わってきているという面が あって数が増えているところもあると思い ます。それと、これは本当に矛盾していて 苦しいところなんですが、敏感に感じて捉 えると数字はどんどん増えるんですよね。 だから、そういう意味で、数字ががんと上 がったからという、ただの数字の比較だけ ではしたくないとは思っています。ただ、 厳しい状況があること、それから、教育委 員会定例会での事例の内容を見ると、対応 が共有されて子どもに対応していく、それ から、事例があったから、その事例に対応 するということよりも、先に子どもとの関 係とか、その辺は教育委員会の定例会のあ の文章では数字ですから読めないんですよ ね。だから、そのような対応も十分されて いると思いますので、その辺の対応につい てお願いいたします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 それでは、子どもへ の対応についてのご質問にご答弁申し上げ

ます。

今、問題行動は、確かにアンテナを高くすればたくさん数字としては上がってまいります。そのような中、一番大事なことは、苦しい思いをした、悲しい思いをした子どものかアだと考えております。そういのもしますと、学校全体で子どもの思いを聞き、また、今後は安心して学校へはあるいはなりに、これは、担任あるいは教科を持っておる教員だけではなくて、保健室あるいはスクールカウンセラー等もとともなり、から対応を続けておるところでございます。おことは子どもに寄り添うことであると捉えておるところでございます。

以上です。

- ○南野直司議長 東議員。
- ○東久美子議員 私は、この摂津市内の状況、 あらゆる学校のことを考えますと、この生 徒指導においては力を入れて頑張っている な、踏ん張っているなという思いは持って おります。ただ、このことについては、こ こまでやればいいやろうということではな くて、本当に子どもに寄り添った形で進め ていただきたい。後の学力問題のところに も出そうと思っておりますが、教師の多忙 化も絡んでおります。まず、教職員が子ど もに対して同じ共有した思いで、それから、 いろんな障害のある子どももいます。家庭 の事情のある子もいます。そういう子ども の背景も含めて、個々の個人的な情報を共 有するのは限界があると思いますが、ただ、 今、学校にはいろんな人が入っているんで すね。それはすごくありがたいことで、1 年生等学級補助員の方、それから読書サポ ーターの方とか学習サポーター、この間も おっしゃってましたが、学生の方も来られ ているんですね。学校というのは、1時間

とか、その時間に入ったから、そのときの 対応をマニュアルでできるものじゃないん ですね。心を持っている子どもと対応しな ければいけないので、その職員といろんな 職種というんですか、その職員とか市のお 念なことに、教職員、府の職員とか市のあ もそうなんですが、研修権がある方と研修 権がない方が同じ学校という現場で働いて おりますので、なかなかそこのところの課 題の共有とかは難しいんです。そのあたり をどのようにされているのか、今、取り組 んでおられたら現状、取り組んでおられな かったら、今後こういう課題をどのように されるのか、お答えください。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 おっしゃるとおり、 いろいろな職種、府費、市費、また非常勤 職員という形で、現在、学校にはスタッフ がいる状況でございます。勤務の形態、勤 務時間等も違いますから、課題共有、情報 共有については大変困難も伴います。し、子どもにどの人も接するわけですから、 最低限必要な情報共有、あるいは課題の共 有は必要なことであると思っております。 現在、各学校では共有に努めておるところ ですけども、きっちりした時間確保という のは現状では厳しいところはございます。

先ほど、スタンダード等をつくっている 学校もあると申し上げましたが、最低限こ ういう対応はしましょうという共有を行っ ている学校もありますし、また、短い時間 ですが、打ち合わせの中で情報共有を行っ ておる学校もあるところでございます。

今後の考えということでございましたので、さまざまな制約はございます。非常勤職員の勤務の条件であるとか内容が違いますので、さまざまな制約はございますが、各学校で、さまざまな教育活動の場面でチ

ーム学校が今大切だと言われておりますし、 全ての方が、いわゆる教育スタッフとして、 自分自身も学校の一員として活躍している んだという意識を持てるように、どんな場 づくりができるのか、これは学校とも検討 してまいりたいと考えておるところでござ います。

以上です。

- ○南野直司議長 東議員。
- ○東久美子議員 きょうは傍聴の方も来られ ておりますし、本当に学校の現状を知って いただいて、学校の応援団になっていただ きたいなという思いも込めてちょっとお話 をしたいと思います。

先日、人権を考える市民のつどいで金澤 翔子さんを招いて講演会があったんですね。 お母様のほうがお話をされたんですが、そ のときに、障害がある子どもを持ったこと について、初めにお母さんが思いを語られ ていました。その中で、お母さんがされた ことは、その子の能力、その子が持てる力 をうんと引き出したということやと思うん ですね。それは、やり方がその子に合って いた、翔子さんに合っていたということ。 本当に学校の教室の中には40人近い子ど もがいるんですね。担任と合わない子ども は本当に気の毒だと思います。人間ですか ら相性もあると。そのときに、今言われて いたように、いろんなサポーターの方が来 られて、その人と接する中で、話ができる 人がいるとか、そういうことを見つけられ た子どもは本当に幸せと思うんですね。先 ほど言いました金澤翔子さんにはお母さん がいたんですよ。

皆さんご存じのヘレン・ケラーを育てた のはサリバン先生ですよね。サリバン先生 が、あの子にくっついて、何も見えない、 何も聞こえないあの子の手足をとって、ヘ

レン・ケラーがぱっとたたけば、たたき返 しもしながら、そういう教育の中で接する 中で、水道の栓をひねって水が出たときに、 ヘレン・ケラーが手のひらで受けて、その 水と「WATER」という指文字、この場 面がすごく有名なところなんですけど、一 致したときにヘレン・ケラーが変わると。 これはどういうことかというと、本当に誰 かが寄り添わなければいけないというとこ ろで子どもを成長させなければいけないと いう厳しさがあるんです。だから、多くの 方が学校に関心を持っていただきたい。そ して、褒められる機会の少ない子ども、後 での学力にもかかわるんですが、そういう 子どもでも、地域できっちりやっていたら、 お褒めの言葉をもらえたら、自尊感情が育 つと考えています。

私は、生徒指導については、もう究極の 一言と思うんですね。「人を殺してはいけ ない」という一言と思います。実は、私が 中学校3年のときに、進学とかいろいろ悩 みますよね、みんな。そのときに、同じ学 年で自殺をした子がいるんですよ。昔のこ とで、45年前の中学生ですから、そのと きには、いじめの問題とかどうのこうのと かいうことではなく、アンケートをとられ たりとか、その子がなぜ死んだかというこ とではなかったんです。で、お葬式に行っ たときに、その子はおじいさんと二人暮ら しだったということがわかったんですけど、 霊柩車が出たときに、ばたんと戸が閉めら れますよね。で、自分よりも年が若い者が 亡くなったときには火葬場に行かないとい うことで、おじいさんは行けないんですね。 そしたら、そのおじいさんが霊柩車をわー っと泣きながら追っかけはった。そしたら、 履物が脱げて、ぽつっと道に履物が残った んです。おじいさんが本当に嘆き悲しんで

いる。ああいう嘆き方、悲しみ方を見たときに、人を殺してはいけないの究極は自分もそうなんですね。自殺もそうなんです。 それを見た人は、本当に悲しむ様子を見たときに、自分が命を絶とうということにはならないと。45年前に中学生の私はそういう経験をしました。

それと、お母さんとかお父さんが亡くな ったときにはお葬式にも行きました。そし たら、自分の親が健康であることにありが たいという感情。押しつけられたんじゃな い。その子の嘆きを見たりとか、そういう 社会の中で子どもが育つチャンスがあった。 ところが、今は、学校は多分、今、お葬式 自体が社会的に変わってますから、昔に戻 ってそういう場面を見せて教育しろという ことじゃないんです。ただ、そういう環境 の中で心というものが育ってきた。でも、 今はそうでない部分が多々あるので、仕組 みをつくらなければいけない。言葉でなく 感じる仕組みをつくらなければいけないと 思いますのでね。で、子どもにチャンスを 与えるということは、多くの人と出会う機 会をつくってほしいです。だから、カウン セラーの方は子どもの心を十分に熟知され て接してくださる、いろんな人とつながる ことを大事に、よろしくお願いいたします。 学力のほうについてなんですが、昨日も 他の議員から質問がありまして、予算につ いて、来年度、28年度の予算については、

他の議員から質問がありまして、予算については、 まだ予算要求の段階ですからちょっと差し 控えますとお答えになったんですが、もう 既に11月の段階の教育委員会定例会で予 算要求が出されているんですね。内容は、 学力向上で採点員を1人要求。これについ ては、私は何度も機会あるごとに言ってき たことですから、1人要求。それから、タ ブレットですね。タブレットパソコンを1 人1台。ただし、これは4年生以上、それから中学校は1年から3年ということではありますが、要求を出すということは、ただの数字ではなく、何に力を入れて教育に取り組むんだという姿勢があらわれていると思うんですね。だから、検証されて採点員1の増員かとは思いますが、この採点員が1しか増えないということ、それからタブレット1人1台というところ、このあたりの説明をお願いいたします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○前馬次世代育成部長 昨日、水谷議員から のご質問にも、予算要求の段階で、現在査 定を受けておるところでございますから、 細かいことに関してはご答弁申し上げるこ とはできません。ただ、考え方をとおっし ゃっておりましたので。

教育委員会、特に義務教育を預かる立場 としまして、今、子どもたちに生きる力を 育みたい、それはこれまでからも思ってき ておるところでございます。生きる力は、 ご承知のとおり、確かな学力、また豊かな 心、そしてたくましく生きる健康・体力、 この三つから成り立っておるものでござい ます。とりわけ、豊かな心の部分では、先 ほど生徒指導のところで議員がおっしゃっ たとおり、子どもたちが人間関係をうまく 築いていけること、これを目指していくこ とが重要であるとは考えておりますが、一 方で、学力の問題は、平成19年に始まり ました全国学力・学習状況調査からも、本 市の児童・生徒の学力は十分には定着して おらない、そんな状況が明らかになったと ころでございます。学力向上のためには多 面的な多方面からの取り組みが必要である と考えております。人の配置、これも重要 です。これまで非常勤職員の配置等も行っ てきたところです。今回、採点等補助員に つきましても1名の増員ということなんですが、これはあくまでも検証した上で今後の事業について考えるということで、残念ながら、まだまだ検証は不十分な状況であり、検証機会を増やしたいと思っておるところでございます。

タブレット型パソコンの導入は1人1台になるのかどうか、これは、我々は、できれば本市の子どもたちに早い時期から、ICTにかかわっての知識、技能、活用力、これは今の社会において必要な力、切っても切れない力と申しますか、そんな状況でございますから、本市の子どもたちにそのような場を提供したい、そういう思いはございます。

いずれにいたしましても、我々の思いとしましては、子どもたちに生きる力を育みたい、その中で、長年課題と言われております学力について何らかの施策で保障していきたい、そう思っておるところでございます。

以上です。

- ○南野直司議長 東議員。
- ○東久美子議員では、タブレットパソコンのことなんですが、資料でちょっと先進的なものを求めたら、いただいたものなんですが、佐賀県の武雄市立武雄小学校の例が出ているんですね。ここの例については、10分のドリル学習をタブレットでやっていて、かなり力がついた、繰り返し繰り返しやるから基本問題の定着ができたということとかが書かれています。それから、タブレットパソコンを家庭に持ち帰って復習をするとか、タブレットパソコンだったらすごく力がつくなと思うことが書かれてあるのは事実だと思います。

ただ、私がずっと言い続けてきたのは、 摂津市の教育をつくってほしいということ

なんですね。ここの武雄小学校は、人数、 背景を見ていただきたい。全校生で107 か110だったと思います。全校生ですよ。 ということは、5年生、6年生、1クラス 何人なんですかということを考えてくださ い。少ない子どもに対応できる、タブレッ トパソコンの扱いが十分でない子どもには 寄り添ってできる環境もあります。それか ら、反転学習をやっているんですね。これ は何かというと、家庭で予習をして教室で 発表するとかいう。摂津市に足りないもの は何ですか。摂津市に足りないものは、ま さにこの反転学習のもととなる家庭教育じ ゃないですか。そこのところをどう捉えて おられるのか。タブレットというのは結構 トラブルが多いんですね。もっとわかりや すい言い方をすると、家庭科の授業をする と、ミシンがけをすると何に時間をとられ るか。針が折れました、糸が絡みました、 この修理にば一っと回っている状態がある。 タブレットも故障が多いということも言わ れている。ここの学校ということではない ですよ。という例も出されています。

それから、今、タブレットネイティブという層がありますよね。1990年前後に生まれた子どもたちのことを指すようですが、もう私たちをはるかに超えて、こういう操作に慣れています。そういうことも含めると、子どもがもっと教師よりもたけています。そういうことで、教師研修もうんとしなければいけないと思います。

今、近隣の市で、タブレットを1人1台 持たせている市はないです。方向として、 これは摂津市レベルじゃなくて、国がタブ レット1人1台を進めているのも理解して います。それから、国際的な視野で言うと、 もう既に電子教科書に進んでいるんですよ ね。だから、教科書がないんです。そうい う進んでいる国も何か国もあります。だから、方向としてはそちら行ってしまうんだろうなということも十分に思いながら、今、学力でしんどい思いをしている子ども、勉強わからへんねんと思っている子どもにどう手厚く学力をつけていくのかということで、このやり方が摂津市に合っているんですかということでお答えをお願いします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。

以上です。

- ○南野直司議長 東議員。
- ○東久美子議員 やはりここが違うなと思う んです。丸つけの採点要員も入れてますけれども、教師、担任は、教室で子どもの出した宿題などを点検する中で、字が乱れているなと、この子は何かあるん違うかなと離かと嫌な思いしてないかなということを思って子どもに接していくんですね。そういうきめ細かなことができるのかなと思うことと、それから、先ほど、1名ということと、それから、先ほど、1名ということについてすが、この採点員を入れるという説明の一番初めは、教師の多忙化を防ぐために入れますだったんですね。それが予

算で出されていないというのはどういうことなのか。ここのところ、多忙化解消ということを重要に思っておられないのかと思います。これはなかなか理解し合えないところがあるんですが、また重ねて質疑させていただきます。

以上です。(発言終了のブザー音鳴る) ○南野直司議長 東議員の質問が終わりました。

> 以上で一般質問が終わりました。 暫時休憩します。

> > (午後0時 1分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○南野直司議長 休憩前に引き続き再開しま す。

日程2、議案第64号など15件を議題 とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから総 務常任委員会の審査報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分、議案第73号、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件、議案第74号、摂津市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定の件、議案第76号、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第78号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件、以上5件について、12月4日、委員全員出席のも

とに委員会を開催し、審査しました結果、 議案第64号所管分については全員賛成、 議案第73号、議案第76号及び議案第7 8号については委員長裁決をもって可決す べきもの、議案第74号については賛成少 数をもって否決すべきものと決定しました ので、報告します。

- ○南野直司議長 建設常任委員長。(野原修建設常任委員長 登壇)
- ○野原修建設常任委員長 ただいまから建設 常任委員会の審査報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分、議案第65号、平成27年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第67号、平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)及び議案第72号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件、以上4件につきまして、12月3日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました。ままで、おきものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長 文教常任委員長。

(安藤薫文教常任委員長 登壇)

○安藤薫文教常任委員長 ただいまから文教 常任委員会の審査報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分、議案第79号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第80号、摂津市子どもの医療費の助成に関す

る条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、12月4日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、いずれも全員 賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告をいたします。

○南野直司議長 民生常任委員長。

(上村高義民生常任委員長 登壇)

○上村高義民生常任委員長 ただいまから民 生常任委員会の審査報告を行います。

12月2日の本会議において、本委員会 に付託されました議案第64号、平成27 年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所 管分、議案第66号、平成27年度摂津市 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、 議案第68号、平成27年度摂津市介護保 険特別会計補正予算(第3号)、議案第6 9号、平成27年度摂津市後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)及び議案第7 7号、摂津市印鑑条例の一部を改正する条 例制定の件、以上5件について、12月3 日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、 審査しました結果、議案第64号及び議案 第77号については賛成多数、議案第66 号、議案第68号及び議案第69号につい ては全員賛成をもって可決すべきものと決 定しましたので、報告します。

- ○南野直司議長 駅前等再開発特別委員長。 (木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇)
- ○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 ただい まから駅前等再開発特別委員会の審査報告 を行います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託されました議案第75号、摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件について、12月7日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、

報告申し上げます。

○南野直司議長 委員長の報告が終わり、質 疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第80号に対して、野口議員ほか4 名から修正案が提出されています。

この際、発議者の説明を求めます。野口 議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 それでは、議案第80号、摂 津市子どもの医療費の助成に関する条例の 一部を改正する条例制定の件に対する修正 案につきまして、提案理由の説明を申し上 げます。

今回の提案は、議案第80号において、これまで無料である入院時の食事療養費に対する助成を廃止することが盛り込まれておりますが、引き続きこの制度を継続させるために所要の修正案を提出するものです。

今回、議案第80号におきましては、長年の住民要求であった所得制限なしで中学校卒業まで対象年齢を拡大する内容も含まれ、今議会の議決を受け、ようやく来年4月から実施されることになり、多くの皆さんが喜んでおられます。その一方、入院時食事療養費の助成を廃止するとの内容が含まれています。

一つは、入院時食事療養費に対する助成が廃止されれば、子育て世代に深刻な影響を与えることになるという点です。現行制度では、入院した場合、月1,000円の負担で済んでいたものが、来年4月から1食当たり360円、1日1,080円かかり、仮に10日間入院した場合、1万1,800円の大きな負担となります。

二つ目は、かかる費用と北摂各市の動き

からしても、入院時食事療養費に対する助 成は継続すべきだという点であります。

かかる費用は、一昨年度331万円、昨年度345万1,000円、今年度は、府の補助金が廃止をされましたが、340万8,000円となっています。1食当たり現行260円が360円になりますが、概算で四百数十万円になります。子育て支援という点からしても、この間の財政状況からしても、継続することが本市のとるべき方向だと考えます。

また、近隣自治体の動きですが、来年度 以降も助成制度を継続するのは、吹田市、 茨木市、豊中市、池田市の4市、箕面市が 今年4月に廃止、高槻市が来年4月から住 民税非課税世帯のみ継続という内容で、現 行制度継続が多数であります。

国の入院の度合いを示す調査では、特にゼロ歳児の入院の率は高齢者に匹敵すると言われています。ゼロ歳児をはじめ、子どもは、病状が急変し、悪化したり重篤化しやすく、早期の治療が必要であります。せっかく今回、来年4月から所得制限なしで中学校卒業まで拡大されることになるわけで、安心して子育てしていただける環境を残していきたいと考えます。

条文の修正点としては、お手元に配付を しております修正案のとおりであります。

以上、提案理由の説明とさせていただき ます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入り ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 公明党議員団を代表いたしまして、議案第80号、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対して賛成、同修正案に対して反対の立場から討論させていただきます

このたびの改正は、平成28年4月1日 より、通院部分を現在の小学6年生を中学 3年生まで引き上げるもので、多くの保護 者の要望に応える形で実施に至るものです。 私たちも、多くの子育て世代やその祖父母 たちの要望を受け、何度もその声を市長に 届けてまいりました経緯があり、大変高く 評価するものであります。また、小学4年 生から6年生にかけられている所得制限も 併せて撤廃されることも、併せて高く評価 いたします。

しかしながら、今回の条例改正案には、これまで助成してきた入院時食事療養費を除外することが含まれております。これは第5次行政改革実施計画のロードマップにのっとったものと一定の理解はするものとったものと一定の理解はするものであります。このロードマップによります。このロードマップによります。このは、障害者のでとり親家庭医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度といる条例改正案が上程される予定とお聞きしています。また、今回、子ども医療費だけが12月議会に上程されたのは、明年4月1日からスタートさせるためと理解いたします。

私たちは、総論的には第5次行政改革は 賛成の立場ですが、各論的には行き過ぎた 改革にならないようにブレーキを踏まなけ ればいけないという姿勢は変わりません。 入院時食事療養費を助成から除外すること においても、社会的弱者を守る観点からの 配慮が必要であると、このことは平成28 年度予算要望書にも記載させていただいて いるとおりでございます。

今回上程された議案第80号修正案では、 入院時食事療養費を助成から除外する項目 を削除することとしており、市民生活に配 慮することについては十分理解するところ ではありますが、障害者医療費助成制度及 びひとり親家庭医療費助成制度との整合性 も含めて、配慮の内容についてはよくよく 検討し、所得制限の導入など、弱者に特化 した制度を構築する必要があると考えます。 また、文教常任委員会では全員賛成をもっ て可決すべきものとの結論が出ていること も尊重しなければなりません。

子どもの医療費の助成引き上げ実施は明年4月からであり、その間に第5次行革全体を見通した検討や、平成28年度予算との関係なども考慮し、でき得れば、多くの議員の皆さんと今回の三つの助成事業の入院時食事療養費の除外に関しての配慮案について合意形成を図り、必要があれば修正を図りたいと考えております。

今回、議会において修正案を可決してしまいますと、再度修正案を出すことの整合性がとれなくなるため、本来なら継続審議することが望ましいとは考えますが、あえて議案第80号修正案については反対、原案である議案第80号は賛成と訴えさせていただき、賛成討論といたします。

○南野直司議長 増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 日本共産党議員団を代表して、議案第64号、議案第73号、議案第74号、議案第76号、議案第77号及び議案第78号に対する反対討論、議案第80号に対する修正案について賛成討論を行います。

最初に、議案第64号についてです。

一つ目に、今回、衛生害虫等駆除事業、動物死体収集運搬事業について3年間、また、一般廃棄物収集運搬業務委託事業、焼却灰等運搬業務委託事業について5年間の債務負担行為額が計上されている問題です。

どれも民間委託を拡大してままを固定 が、債務負担行為によって民間委託を固定 化するものです。害虫の駆除や消毒、ご結 の収集など、どの事業も含めて摂津市では でおり、災害時の対応も事業ででであるいと責任を持つ必要がある事業ででででいますが、退職する職員を用任用では が、退職する職員を再任用ではるいますが、退職する職員の人類雇用を増なる民間 委託を広げていくことにつながります。 職員の正規雇用を増やし、直営で行う部分 を広げ、ふだんも災害時もです。 心に責任を持つ体制を構築すべきです。

二つ目に、市民図書館及び鳥飼図書センター指定管理事業について、5年間の債務 負担行為額が計上されている問題です。

図書館の役割と指定管理者制度導入趣旨との間では矛盾があります。第1に、図書館は原則無料で指定管理者のインセンティブが働きにくいこと、第2に、指定期間の存在が図書館の長期的視野に立った運営や専門性の構築を困難にすること、第3に、競争原理が働かないことです。この5年間の指定管理者に対する評価が、適正とはいえ、5段階の真ん中であるCランクにとどまってきたのは、こうした矛盾を考えると、むしろ当然であり、あえて指定管理者制度を導入する必要性がないということを示しているのではないでしょうか。

図書館法には、公立図書館は、土地の事

情及び一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、資料の収集・提供、学習機会の提供などを実施するよう努めると定められています。市としての図書館運営の責任やノウハウを後退させず、本来の役割をより充実させていくために、指定管理者制度から市直営に戻すことを求めます。

次に、議案第73号、議案第77号及び 議案第78号についてです。3議案とも、 多くの国民が疑問と不安を払拭できないま ま10月5日施行、来年1月1日より利用 が開始されようとしているマイナンバー制 度関連のものです。

自治体として利用開始に向けての条例改正でありますが、このマイナンバー制度そのものに重大な問題があり、全国ではマイナンバー違憲訴訟が一斉に起こっています。この制度の最大の問題は、国民のニーズがないるところから始まっていると生基カードは、12年たってもわずか5%の普及率であり、国民のニーズがないことを示しています。マイナンバー制度は、セキュリティ対策や利用拡大等を含めると3兆円の市場と言わばるを得ません。

また、この間、個人情報の流出事件が相次いでいます。マイナンバー制度でも、情報流出、成り済ましなどの犯罪利用等、国民のプライバシーが食い物にされる危険性があります。日本の制度に近いと言われている韓国では、大量流出、成り済まし被害が深刻で、何とこの7年間で人口の4.6倍、2億3,700万人分の個人情報が流出しています。

マイナンバー制度の最大の狙いは、国民の収入、財産の実態を政府がつかみ、税、保険料の徴収強化、社会保障の給付削減を押しつけることだと考えます。制度の実施を中止したとしても、住民生活には何の支障も生じません。わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらすなど、国民に不利益をもたらすマイナンバー制度は中止すべきです。

次に、議案第74号及び議案第76号に ついてです。

庁内の機構を変更させようとするもので、教育委員会における文化スポーツ課を市長部局に異動させることを含め、現行10の部から一つ減らし、9の部に変更する内容です。第5次行革の第2の柱である組織の改革方向に沿って出されていますが、3点申し上げておきます。

一つは、教育委員会で担当してきた文化 スポーツ分野を市長部局に異動することに よって起きる問題です。これまで政治的に 中立・独立の立場の教育委員会が行ってき た分野を、時の首長によっては政治的利用 ができるということになります。機構を変 えなくても、現行の中で総合教育会議にお いて調整すればよいことではないでしょう か。

二つ目に、今回の変更案について、現場できちんと議論を重ねてきたのかという問題です。土木下水道部の土木部門と都市整備部を合体して建設部をつくろうとしていますが、まちづくりについて、計画部門と管理維持部門について1人の部長のもとで行うということをきちんと原課で議論を重ねてきたのか、疑問を持つものです。課や係についてもさらに議論を重ねることを求めておきます。

三つ目に、下水道部門と水道事業の統合

に向けて、今回、上下水道部をつくろうと していますが、国の企業会計化の促進、そ して、将来的には民間が参入できる状態を つくるとの方針に沿ったものではないでし ょうか。

今回の機構改革案は、第5次行革の方針に従って、市職員の組みかえ、経費削減への道を土台にした計画です。行革のための機構改革ではなく、市職員の負担を軽減し、公的責任をしつかり果たす体制の構築を求めます。

以上、反対討論とします。

次に、議案第80号に対する修正案についてです。

子どもの医療費を通院でも所得制限なしで中学校卒業まで助成してほしいということは保護者の皆さんの切実な願いでした。それが議案第80号によって来年4月から実施されることは大変大きな前進であると受けとめています。しかし、議案第80号原案には入院時食事療養費についます。食事療養費についます。食事療養費は、来年4月から1日1,080円かかります。今まで月1,000円の医療費負担だけだったものが、10日入院すれば新たに1万円を超す負担が生じます。子育て世帯に深刻な影響を与えるものであり、助成を廃止すべきではありません。

2011年厚生労働省患者調査の概況には入院状況を示す資料がありますが、ゼロ歳児の入院は高齢者に匹敵する多さとなっています。入院時食事療養費は、ゼロ歳児でも同じ負担です。乳幼児は、病状が急変したり重篤化しやすく、早期の治療が必要ですが、お金の問題で入院をちゅうちょしているうちに取り返しのつかない事態になることもあり得ます。ゼロ歳児だけではありません。全ての子どもがお金の心配なく

治療を受けられるようにすることは、保護 者の安心につながり、何よりの子育て支援 となるのではないでしょうか。

大阪府は、入院時食事療養費の半額助成 を今年度から廃止しました。しかし、来年 度の北摂各市の状況を見ますと、大阪府に ならってこの制度を廃止するのは箕面市の み、高槻市は非課税世帯だけ残すというこ とですが、他の4市はこれまでどおりの助 成を続けるようです。現在、人口ビジョン の策定予定ですが、子育て世帯が安心して 子育てし続けられる環境を整えることは、 摂津市の将来にとっても重要なことではな いでしょうか。1年間でも子どもたちをこ の入院時食事療養費の助成を外して、お金 の問題で病院にかかれないという状況を生 み出すことは、私たち議員として、あって はならないことではないでしょうか。入院 時食事療養費助成を廃止しないことを求め て、議案第80号修正案の賛成討論といた します。

以上です。

○南野直司議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 以上で討論を終わります。 議案第64号、議案第73号、議案第7 ○南野直司議長 起立者全員です。 6号、議案第77号及び議案第78号を一 括採決します。

本5件について、可決することに替成の 方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本5件は可決されました。

議案第65号、議案第66号、議案第6 7号、議案第68号、議案第69号、議案 第72号、議案第75号及び議案第79号 を一括採決します。

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本8件は 可決されました。

議案第74号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第80号を採決します。

まず、本件に対する修正案について採決 をします。

本修正案について、可決することに賛成 の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者数を確認いたします ので、起立者はしばらくの間ご起立願いま

起立者少数です。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

本件について、可決することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

よって、本件は可決されました。

日程3、議会議案第14号など6件を議 題とします。

お諮りします。

本6件については、提案理由の説明を省 略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本8件について、可決することに異議あ ○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終

わります。

本6件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。 通告がありますので、許可します。 山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 日本共産党議員団を代表いたしまして、議会議案第14号、議会議案第16号及び議会議案第17号に対する反対討論を行います。

まず、複数税率による軽減税率の導入実 現を求める意見書案についてです。

政府・与党が行っている軽減税率の導入の議論は、そもそも消費税率10%への引き上げのためのもので、軽減とはとても言えません。消費税の2%アップで5兆4,000億円の増税になります。そのうち、食品等で1兆円だけは増税をやめ、残りの4兆4,000億円は増税するということです。1世帯当たり年4万円以上の増税になり、増税なのに軽減と言うのは全くのごまかしだと言わざるを得ません。

意見書の本文でも、低所得者の負担が重くなる逆進性の問題を指摘されているように、消費税を社会保障のための財源とすること自体、全く道理がありません。社会保障のためと言いながら、医療、年金、介護、生活保護などの制度は軒並み改悪されています。財政再建のためと言いながら、大企業には法人税減税の大盤振る舞い、軍事費も年間5兆円を超える大盤振る舞いです。これまでにも、消費税8%への増税の影響で、2014年度のGDPはマイナス成長となっています。いまだ国民の所得と消費

が冷え込んでいるときに10%にすれば、暮らしも経済も崩壊してしまいます。消費税率10%への増税そのものを中止すべきだということこそ国に求めるべきです。

次に、マイナンバー制度の円滑な運営に 係る財源確保等自治体の負担軽減を求める 意見書案については、マイナンバー制度の 導入に伴う膨大な費用に対し、自治体の負 担軽減を主張しているものの、先の議案の 討論の際に私たちが指摘してきたさまざま な問題については棚上げにし、準備対応を 粛々と進めるためのものと言えます。マイ ナンバー制度を実施に移すなら、大切な個 人情報の重大な漏えいは避けられず、いず れ国民生活に重大な被害を与えることにな りかねません。どうすれば情報漏れを防ぐ ことができるのか。一番確実な方法は、実 施しないことです。また、市内の事業所が、 このマイナンバーの準備によって大きな負 担を強いられていることに対して何ら触れ られていないことも、産業のまち、中小企 業のまち摂津市として出す意見書案として ふさわしくありません。今からでも遅くあ りません。マイナンバー制度は中止するこ とを求めるべきです。

次に、地方大学の機能強化を求める意見書案については、記述3の、一定水準の専門意識を習得できるよう教育の質の確保を図るとともに学生定員確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実、私立大学に対する私学助成の拡充を図るという点は大いに賛同できるものです。しかし、一方で、国の地方創生総合戦略を推進するために大学の支援を図るよう求めています。これは大学教育の機能強化に全く逆行するものです。

地方創生に向けた政府の総合戦略に基づ く財務省の提案は、国立大学に対して、運 営費交付金に頼るなとおどし、今後15年間、交付金を毎年1%ずつ削減するとしています。減額された分は、各大学が授業料の引き上げや産・学連携などにより大学自身で毎年1.6%の収入増を確保することを迫っています。これは高等教育に対する国の責任放棄と言わざるを得ません。

また、運営費交付金の削減により、その 不足分を産・学連携で進めるならば、大学 の学問研究の自立性が損なわれ、産業界の 経済的目的に従属させられる危険性があり ます。国の地方創生による大学の目標は、 国際的人材育成や医療の中でも新産業など の一部研究分野に集中しています。現に、 安倍政権は、大学を理系中心の学部に再編 し、文系の学部を整理、廃止、統合するよ うに文部科学省の指導を強めています。こ れは、大学の自治と学問研究の自由を侵害 する憲法違反であり、科学技術と学問研究 の後退にもつながるものです。地方大学の 機能強化のためというのなら、国に対して 地方創生総合戦略に基づく財務省提案の撤 回こそ求めるべきです。

以上の点を指摘し、反対の討論といたします。

- ○南野直司議長 ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○南野直司議長 以上で討論を終わります。議会議案第14号、議会議案第16号及び議会議案第17号を一括採決します。

本3件について、可決することに賛成の 方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本3件は可決されました。

議会議案第15号、議会議案第18号及び議会議案第19号を一括採決します。

本3件について、可決することに異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本3件は 可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで平成27年第4回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後1時37分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南野直司

摂津市議会議員 野原修

摂津市議会議員 安藤 薫

☆ 添 付 資 料

平成27年第4回定例会審議日程

月日	曜	会 議 名	内容	開議時刻
12 / 2	水	本会議(第1日)	委員長報告 (継続分) 提案理由説明・質疑・委員会付託・即決	10:00
			(議会議案届出締切 17:15)	
3	木		建設常任委員会(第一委員会室)	10:00
			民生常任委員会 (第二委員会室)	10:00
4	金		総務常任委員会 (第一委員会室)	10:00
			文教常任委員会 (第二委員会室)	10:00
			(一般質問届出締切 12:00)	
5	\oplus			
6				
7	月		駅前等再開発特別委員会(第二委員会室)	10:00
8	火			
9	水			
10	木			
11	金			
12	\oplus			
13				
14	月			
15	火		議会運営委員会(第一委員会室)	10:00
16	水			
17	木	本会議(第2日)	一般質問	10:00
18	金	本会議(第3日)	一般質問・委員長報告(休会分)・議会議案	10:00
			議会運営委員会(第一委員会室)	本会議終了後

議 案 付 託 表

平成27年第4回定例会

〈総務常任委員会〉

- 議案 第 64 号 平成 2 7 年度摂津市一般会計補正予算(第 3 号)所管分
- 議案 第 73 号 摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例制定の件
- 議案 第 74 号 摂津市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関 する条例制定の件
- 議案 第 76 号 摂津市事務分掌条例及び摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例制定の件
- 議案 第 78 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 議案 第 64 号 平成 2 7 年度摂津市一般会計補正予算 (第 3 号) 所管分
- 議案 第 65 号 平成 2 7 年度摂津市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案 第 67 号 平成 2 7 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案 第 72 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件

〈文教常任委員会〉

- 議案 第 64 号 平成27年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
- 議案 第 79 号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 80 号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定 の件

〈民生常任委員会〉

- 議案 第 64 号 平成27年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
- 議案 第 66 号 平成27年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案 第 68 号 平成 2 7 年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案 第 69 号 平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案 第 77 号 摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

〈駅前等再開発特別委員会〉

議案 第 75 号 摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件

平成27年 第4回定例会 一般質問要旨

質問順位

1番 野原修議員 2番 上村高義議員 3番 水谷毅議員

|4番|| 村上英明議員 | |5番|| 山崎雅数議員 | |6番|| 藤浦雅彦議員

7番 福住礼子議員 8番 安藤薫議員 9番 嶋野浩一朗議員

10番 中川嘉彦議員 | |11番| 渡辺慎吾議員 | 12番 森西正議員

13番 東久美子議員

【注】囲み数字は一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)、囲みのない数字は一括質問一括答弁方式での質問になります。

1番 野原修議員

- 1 都市計画道路千里丘三島線の整備について
- 2 AEDの普及について
- 3 市民にやさしい庁舎づくりについて

2番 上村高義議員

- 1 総合体育館の建設に向けた取り組みについて
- 2 大阪モノレールの運営について

3番 水谷毅議員

- 1 読書環境の充実について
- 2 魅力ある授業および教職員支援のためのICTの活用について
- 3 子どもを守るための情報教育について

4番 村上英明議員

- 1 AEDのコンビニへの設置などについて
- 2 個人番号カードの交付について
- 3 市役所庁舎の附属設備の改善について
- 4 小学生の昼寝について

|5番||山崎雅数議員

- 1 旧三宅・味舌両小学校の売却方針の撤回について
- 2 環境業務の他市連携・広域化について
- 3 生活保護制度の家賃限度額削減における特例措置の適用について
- 4 来年度の国民健康保険料改定について

6番 藤浦雅彦議員

- 1 健康づくり施策として「かるしおプロジェクト」を推進することについて
- 2 孤立死防止の取り組みについて
- 3 摂津市地球温暖化防止地域計画の中間年の見直しについて
- 4 摂津市文化振興計画の推進と使用料の減免制度の見直しについて
- 5 市制施行50周年事業について

7番 福住礼子議員

- 1 子どものセカンドブック事業の推進について
- 2 保育所待機児童対策について
- 3 内水浸水対策について
- 4 認知症チェッカーを市ホームページに導入することについて
- 5 高齢者肺炎球菌ワクチン接種率の向上について

8番 安藤薫議員

- 1 中学校給食の課題と改善・見直しについて
- 2 消防団の消防施設等の整備について
- 3 JR東海新幹線鳥飼車両基地の地下水汲み上げ問題について

9番 嶋野浩一朗議員

- 1 多世代での同居・近居の支援について
- 2 職員体制について
- 3 市内の児童の状況について

10番 中川嘉彦議員

1 新電力(PPS)からの電力調達について

11番 渡辺慎吾議員

1 人間基礎教育について

12番 森西正議員

- 1 スポーツ施設について
- 2 学童保育室について
- 3 空き家対策について

13番 東久美子議員

- 1 教育政策・施策について
 - (1) 学力向上について
 - (2) 生徒指導について
 - (3) 都市計画推進にともなう学校教育環境整備について

議決結果一覧

議決結果一覧 議案番号				件名	議決月日	結果
認定	第	1	号	平成26度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	12月2日	認定
認定	第	2		平成26年度摂津市水道事業会計決算認定の件	12月2日	認定
認定	第	3	号	平成26年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定の件	12月2日	認定
認定	第	4	号	亚子 0 C 左连扭冲士肚子 5 肚子性 11 人 1 先 1 先 1 为 答	12月2日	認定
認定	第	5	号	平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定の件	12月2日	認定
認定	第	6	号	平成26年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別 会計歳入歳出決算認定の件	12月2日	認定
認定	第	7	号	平成26年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認 定の件	12月2日	認定
認定	第	8	号	平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定の件	12月2日	認定
議案	第	56	号	平成26年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件	12月2日	可決
報告	第	8	号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	12月2日	承認
報告	第	9	号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(12月2	日 報告)
報告	第	10	号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(12月2	日 報告)
議案	第	64	号	平成27年度摂津市一般会計補正予算(第3号)	12月18日	可決
議案	第	65	号	平成27年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)	12月18日	可決
議案	第	66	号	(弟 <i>2亏)</i>	12月18日	可決
議案	第	67	号	平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	12月18日	可決
議案	第	68	号	平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)	12月18日	可決
議案	第	69	号	平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	12月18日	可決
議案	第	70	号	(第1号) 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求 める件	12月2日	同意
議案	第	71	号	工事請負契約変更の件	12月2日	可決
議案	第	72	号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件	12月18日	可決
議案				摂津市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関する条例制定の件	12月18日	可決
議案	第	74	号	摂津市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び 執行の特例に関する条例制定の件	12月18日	可決
議案				摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の供	12月18日	可決
議案	第	76	号	摂津市事務分掌条例及び摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12月18日	可決
議案	第	77	号	摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件	12月18日	可決
議案	第	78	号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	12月18日	可決

議案	第	79	号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	12月18日	可決
議案	第	80	号	摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例制定の件	12月18日	可決
議会議案	第	14	号	複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の 件	12月18日	可決
議会議案	第	15	号	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の件	12月18日	可決
議会議案	第			マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の件	12月18日	可決
議会議案	第			地方大学の機能強化を求める意見書の件	12月18日	可決
議会議案	第	18	号	湿布薬の医療保険給付存続を求める意見書の件	12月18日	可決
議会議案	第	19	号	新たな患者窓口負担増をやめ安心して受けられる医療 を求める意見書の件	12月18日	可決